兵士となり或は銃後産業戰士として十分の活躍を期し得るの教養と施設とを充實せざるべからず、之が爲めには矯正院の分化を企て、短期教育を可能とする者は之を工業訓練を主とする矯正院、或は農業訓練を主とする矯正院に收容し現時の矯正院に送致せらるるが如き不良性殊に高度にして著しき精神變質者及び精神薄弱者は之を治療教育を主とする矯正院に收容するの道を開くを得ば各種矯正院の機能を十分に發揮しその實績を向上せしめ大いに教育的效果を擧げて國策に卽應し人的資源の確保に資する所蓋し甚大なるものあるを信じて疑はず、之が爲めには速かに少年審判所に精神鑑定機關を整備し科學的檢討を加ふるのみならず矯正院と特に密接なる聯絡と理解とを保つ可きこと。

五、矯正院出張所の規模を擴大し審判の適正に資する爲の調査を嚴密にし教養訓練を施し得るの設備をなし他面出張所は都市に在りて就職の紹介斡旋、職業指導をなすに便なるを以て出張所職員をして之に當らしめ退院、假退院後の保護の徹底を期すること。

六、矯正院職員は身を以て少年の性格陶冶に當るべきものなればその人選は特に之を愼重にし人事行政の適正を期し教化事業たるの特異性に鑑み長期に亙りてその理想抱負の實現に努力せしめ度く尙ほ之に關聯して補導其の他の

劇務に在るものの優遇方法を講じその待遇を改善し有能にして實務に練達せる士をして安んじてその職に獻身せしむるを得しめたきこと。

七、矯正院送致者の質を改善し矯正院の機能を十分に發揮せしむる爲めには少年審判所、檢事局其の他關係各機關との聯絡提携を密ならしむるを要するは勿論假退院、退院後の生活指導につきては社會各般の施設と更に密接なる連繫を保つこと。

八、矯正院假退院及び退院者の成績を向上せしむる爲に假退院者の保護觀察は矯正院職員にして囑託少年保護司たるものの數を增加して之に當らしむること。

九、全國に少年法の保護處分を實施し未設地に少年審判所、矯正院を設置し保護網を强化し少年の不良化を防遏し銃後治安の確保せられ度きこと。

以上を以て御答申と致す次第であります。

昭和十四年六月三日

東京少年審判所長　石井謹爾

外會同員一同

司法大臣　鹽野季彦閣下

以上を以ちまして少年審判所關係竝に矯正院關係の答申と致す次第で御座います。

市原東京保護觀察所長演壇前中央に進む

○市原所長（東京保）

全國の保護觀察所長を代表致しまして、東京の保護觀察所長から御諮問に對し答申を致します。

一、保護觀察所長答申書

司法大臣閣下には私共全國少年審判所長、矯正院長及び保護觀察所長を召集し第一回司法保護長官合同會議を開催し會同員一同に對し御懇篤なる御訓示を賜り現下時局に卽應せる司法保護事業運營の指針を訓諭せられたる上更に今回新たに制定せられたる司法保護事業法の實施に際し考慮すべき點竝に現下時局に鑑み司法保護の實績を更に向上せしむる爲特に考慮すべき點等に就き御諮問に相成り、會同員一同が斯業の目的任務達成の爲過去の業績を檢討し新なる意氣と熱意とを以て活動すべき方針を協議するの機會を與へられましたことは洵に衷心より感謝に堪へない次第であります。

天皇陛下の御稜威の下皇軍の勇武に依り支那事變は異常の成果を收め既に我が國土の二倍餘の地域を皇軍の實力支配下に置き敵兵の損傷既に二百三十萬を算へ抗日蔣政權は奥地の一偶に氣息奄々たる狀態に在り此の間の皇軍將士の御勞苦に對しては唯々感謝感激の外は御座いません。然し乍ら蔣政權の背後に於ては英米佛ソの執拗なる武力的又は經濟的援助が御座いまして我が國が東亞の新秩序を建設し東洋永遠の平和を確立し依つて以て世界人類の文明と福祉とに寄與貢獻せんとする日本民族の世界史的使命を達成する時が果して何れの日に來るかは遽に豫斷することは許されない狀態にあります。今日の時局こそは洵に擧國以來の難局に直面して居るものと謂はなければなりません。さり乍挾此の難局を突破し聖戰目的の達成に勇往邁進しなければならぬことは無窮に發展する皇國日本の現代に生を享けたる私共同胞に課せられたる最も尊き使命であり此の使命達成の爲めには擧國一致堅忍持久總親和總努力を以て凡ゆる困難を克服して行かなければならぬと信じます。若し此の間に在つて聊も國民思想に緊張を缺き多少なりとも動搖を生ずるが如きことが御座いましては思想國防上洵に由々しき大事でありまして私共思想犯保護觀察事業に從事し思想國防の最前線に立つて居りまする者と致しましては民心の間隙に乘じて反戰反軍等の非國家的思想が些少なりとも滲入するが如き事態を萬一にも惹起せしめてはならぬと日夜腐心努力致して居るので御座います。一面に於て現時我が國は極めて廣汎なる生産力擴充の時代に當面し無限に人的資源の確保增强を必要と致して居り、從つて私共は再犯防止に努力するばかりでなく更に進んでは嘗ての犯罪者をも之を忠良なる臣民に醇化しその有する能力を國家に動員奉獻せしめ以て今次聖戰の目的達成に協力參加するの光榮を享有せしめなければならぬと痛感致して居ります。

玆に於て先づ第一の諮問事項に對し申上げます。

元來司法保護事業は民間篤志家の間に萠芽し漸次發展し來つたものでありますが、本事業は難事業中の最も困難なる事業でありまして民間事業の經營のみを以てしては十分其の目的を達成し得なかつたため、同事業家の間に於ても夙に斯業の國營化が要望せられて居たのでありました。偶々一昨年事變勃發以來一層其の必要が痛感せられて居りました際大臣閣下の格別なる御配慮に依りまして今春の帝國議會に於て司法保護事業法を制定せられ殊に本事業を此の戰時體制下に卽應せしむる爲め其の目標を明確ならしめられましたことは洵に慶賀に堪へない次第でございまして、殊に私共保護事業關係者と致しましては衷心より歡喜を禁じ得ないのであります、然し乍ら本法は時恰も國家非常の財政の時期に際會致しましたため、豫てより私共が念願し要望致して居りました斯業の國營化の理想を十二分に發揮し得なかつた憾がないでもありませんが、この事は寧ろ時局柄當然の事でありまして、右は私共斯業に從事するものの熱意と努力とに依つて之が補强に努め以て此の非常時に於て斯業を通じて私共が國家に御奉公致すと共に將來に於て之が完璧を期すべきであると愚考致す次第であります。

而して他面私共は本法の施行に當り長年に亙りまして幾多の困難と闘ひながら本事業を經營し且つ之が制度化に努力せられ今日の基礎を建設せられましたる從來の民間保護事業に對し衷心より感謝と敬意とを表することを忘れてはならないと思ふのであります、然し乍ら本事業の使命が新に決定せられたる今日に於ては、先づ第一に私共は自ら其の使命を自覺すると共に從來の保護事業家に對しても十二分に新使命を徹底せしめ、更に進んで本事業に協力するに至る樣之を誘導することが緊要であると考へるのであります。

而して私共は私共の感謝と努力を以て新法實施に當つて、

一　現在の保護團體を漸進的に整理統合して全日本司法保護事業聯盟の下に强力なる保護團體の一體化を圖ること

二　保護事業に關する指導監督機關の設立

三　保護委員制度の充實（殊に豫算の充實）擴大强化

四　更正訓練の爲の職業輔導所精神訓練道場の設置

五　犯罪常習者に對する科學的保護機關の設置

六　司法保護機關竝に同研究機關の確立

七　滿支方面に於ける保護機關の設立竝に之との聯絡

八　關係官廳との聯絡殊に內部の檢察、裁判、行刑との緊密なる聯絡協調

等の實現を期し以て斯業の完璧を圖られ度いと存するのであります。次に、

第二の諮問事項に對して申上げます。

現下の我が國內外の諸情勢は非常に緊迫し重大なる時局に遭遇して居りますことは前述の如くでありまして、この秋に

方り國民思想の確立輔導殊に思想國防陣營の强化は聖戰目的遂行の上より觀まして最も重要なる問題であります。殊に近く新に物資動員計畫が實施せらるるの時に際會し國民の思想動向が益々重要性を加ふることは必然であります。斯かる情勢の間隙に乘じ一部の左翼分子若くは過去の事件關係者には動もすれば、活躍の時期の到來を待望するもの絕無に非ざるが如く、又一般民衆の間に在りても事變の眞意義を解せざる爲事變の遂行に伴ふ生活不安よりして不知不識の間に反國策的行動に出ずる者なしとしないのでありまして、若し假りに斯樣たことがありますれば誠に寒心に堪へないのであります。殊に長期に亙る今次事變の過程に於きましては、コミンテルンは勿論民主々義國家たる英米佛等に於ても凡ゆる機會を捉へ、凡ゆる方法を講じ斯る國內の異分子と聯絡し我が國銃後治安の擾亂を企圖せんとなしつつあることは必定であります。然るに幸にして既往の左翼思想事犯關係者は夙に先見の明ある司法御當局の御配慮によりまして思想犯保護觀察法が制定せられました結果之等の大部分の者は再び過去の罪過を繰返すことなく忠良なる臣民として完全に社會に復歸し今日の非常時局下に皇國臣民たるの誇と喜びとを以て國家に御奉公の誠を致すの光榮に浴して居り、それが爲事變勃發當初に豫想せられましたやうな思想的混亂も現在までのところ絕無の狀態に在りと言ふも過言ではないのであります。是れ素より御稜威の然らしむるところでございますが斯業に從事する者の私かに欣快を禁じ得ない所であります。私共は今後と雖も過去の事件關係者よりは勿論一般國民の中よりも新なる思想事犯者の只一人をも出さしめてはならないとの强き念願を以て斯業の運營に日夜微力を盡しつつある次第であります。

又一部の左翼分子の間には現段階に於ては非合法運動をなすを不利なりとし合法團體に潛入し或は密に組織保持の戰術を試みんとするが如き手段を講じつゝあり、夫れが爲め一部には時局の緊迫と共に完全轉向者に對して迄も不信不安猜疑の眼を以て觀る者さへ無しとしないのであります。殊に從來保護觀察所の指導方針として採用して來ました所謂集團的輔導に對しましてその實狀を知らざるが故に徒に危惧の念を抱く者亦尠くない狀況に在ります。斯うした轉向者に對する不信不安こそ今日に於て本事業の目的達成の上に障碍を來して居る最大原因ではないかと考へらるるのであります。從つて私共は本事業の實績を更に向上せしむる爲には此際眞の轉向者に對する不信不安の一掃に努力せねばならないと信じます。夫れが爲私共は飜つて今一度時局に卽應し轉向問題に對して根本的に再檢討を遂げ正確に轉向の本質を把握すると共に外部に對しても之を鮮明するの必要を痛感致して居るのであります。創業早々とは言へ斯樣な印象を多少なりとも外部

に他ならないのであります。之が爲には

一　輔導保護の重責を有する保護觀察所機構の擴充整備竝に職員の人格陶冶識見の涵養を圖り以て指導能力の向上を期するの必要が痛感せられるのであります。尙囑託保護司及保護團體等の機能發揮等に付ても考慮すべき點が多いのであります。故に之等の能力若くは機能發揮の爲職員に對する教養訓練竝に思想犯保護の指導精神確立のために調査研究教養機關の設立、對象輔導の爲の精神訓練所の急速なる設置

二　對象者の地位の向上竝に社會信用の增進の上よりみても對象者の大陸進出は最も緊要なる事項でありまして、此の點に關しては豫てより御當局の御指導の下に昭德會本部に於て豫てより之が促進を企圖せられつゝあることは本事業の向上發展の爲めに衷心より感謝に堪へざるところでありますが此の際更に一層積極的なる右計畫遂行の促進

三　其の他本事業の促進竝に普遍化の爲には法規の改正、昭德會本部の組織の强化、支部の充實

右の諸點に就て特段の御教示御賢慮を仰ぐ次第であります。

以上玆に謹んで司法大臣閣下の御諮問に對し御答申致します。

昭和十四年六月三日

東京保護觀察所長　市原分

外　會同員一同

司法大臣　鹽野季彦閣下

以上謹んで玆に司法大臣閣下の御諮問に對しまして御答致します。

第二款　保護活動に關する訓令、通牒

昭和十三年度及び同十四年中に於て保護活動の指導の爲め司法省より發せられた訓令通牒の主なるものは次の如くである。

第一　全般に關するもの

○公共團體ノ助成金補助ニ關スル件

（昭和十三年十一月二十六日保護課長通牒　保等一八、一六五號　少年審判所長、保護觀察所長、拘置所長、刑務所長、少年刑務所長宛）

從來司法保護團體ハ每年各所在地ノ道府縣又ハ市町村ヨリ事業助成ノタメ補助金ノ交付ヲ受ケ居リタルモ過般社會事業法ノ制定實施ニ伴ヒ司法保護事業ハ共ノ範疇ニ屬セザルヲ以テ本年度ヨリ之ガ助成金ノ交付ヲ廢止スベシト爲ス府縣モ有之哉ニ被思料候ニ付有ハ別紙寫ノ通本年六月二十九日附厚生次官ヨリ各地方長官宛通牒ニヨルモ何等除外セラレタルモノニ非ザルヲ以テ從前通助成方貴官ニ於テ適當ニ善處相成各保護團體ノ運營ニ支障來サザル樣特ニ御配慮相煩度此段及通牒候也

寫

（昭和十三年六月二十九日厚生次官通牒各地方長官宛）

今般社會事業法ニ關スル勅令省令公布セラレ來ル七月一日ヨリ同法施行ノコトト相成候處本法ハ時運ノ推移ニ伴ヒ社會事業ノ健全ナル進展ヲ圖リ以テ其ノ機能ヲ一層發揮セシメントスルノ趣旨ニ出デタルモノナルニ付之ガ運用ニ當リテハ常ニ周到ナル注意ヲ拂ヒ助長誘掖宜シキヲ制シ以テ所期ノ目的達成ニ努メラレ度尙左記事項ニ關シテハ特ニ留意シ本法施行上萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一　本法制度ノ趣旨ニ鑑ミ社會事業ノ特質ヲ稽ヘ其ノ運用ニ當リテハ地方ノ實情ニ應ジ專ラ指導監督ヲ旨トシ徒ニ社會事業ニ對シテ干涉取締ヲ加フルガ如キ弊ニ陷ラザル樣充分注意スルコト

二　本法ノ趣旨及內容ニ付テハ社會事業ノ經營者其他關係方面ニ周知徹底セシムル方法ヲ講ジ以テ其ノ運用ノ圓滑ヲ期スルト共ニ此ノ際社會事業ニ關スル一般ノ理解ト關心トヲ深カラシムル樣努ムルコト

三　本法ノ適用ヲ受クル事業ハ學務部社會課ノ所管ニ屬スル事項多カルベキモ他ノ部課ノ所管ニ屬スルモノ亦可有之ニ

付テハ學務部社會課ヲ中心トシテ關係部課間ノ聯絡ヲ保持セシメ以テ本法施行ノ適正ヲ期スルコト

四　救護法ニ依ル救護施設其他法律勅令ニ依リ保護ヲ受クル者ヲモ併セ取扱フ場合ニ於テハ其ノ範圍ニ於テ本法ヲ適用スルコト

五　法第二條ノ規定ニ依リ事業開始ノ屆出ヲ受理シタルトキハ速ニ屆出人、關係市町村長等ニ對シテ適當ナル方法ニ依リ之ヲ知ラシムルコト

六　法第五條ノ寄附金ニ關スル規定ノ運用ニ當リテハ左ノ諸點ニ付特ニ留意スルコト

（イ）募集ノ許可ニ關シテハ地方ノ實情並ニ當該社會事業ノ事情ニ應ジ適正妥當ナラシムル樣之ガ許否又ハ許可ノ條件ヲ決定スルコト

（ロ）寄附金又ハ之ニ依リテ得タル財産ノ處分ノ許可ニ關シテハ募集ノ目的ニ合致スルヤ否ヤヲ充分考慮シテ決スルコト

（ハ）募集ノ許可ヲ爲スニ當リ募集地ガ他ノ道府縣ノ區域ニ涉ル時ハ募集者ヲシテ募集地地方長官ニ屆出ヲ爲サシムル樣取計フト共ニ聯絡上必要ナル事項ヲ通報スルコト

（ニ）本條ニ關スル事務ハ學務部ヲシテ之ヲ主管セシムルヲ適當スルモ其ノ性質上警察當局トノ聯絡ニ付テハ充分留意セシムルコト

七　社會事業ヲ經營スル者ニ對シ法第七條ノ規定ニ依リ其ノ事業ヲ禁止シ又ハ制限スル必要アリト認メタル場合ニ於テハ之ニ關スル詳細ナル調書ヲ作製シ當省ニ內申スルコト

八　（一）地方社會事業委員會ハ成ルベク之ヲ設置シ以テ本法ノ適正ナル運用ト地方社會事業ノ向上發展トニ寄與セシムルコト

（二）地方社會事業委員會ノ委員ノ定數ハ大體二十人程度トシ地方ノ實情ニ依リテハ適宜之ヲ增減スルモ差支ナキコト

（三）地方社會事業委員會ノ委員ノ委囑ニ付テハ其ノ人選ヲ愼重ニシ各方面ノ適任者ヲ得ルコトニ努ムルコト

九　（一）法第十一條ノ規定ニ依ル補助ニ關シテ別ニ通牒スル見込ナルコト

（二）私設社會事業ニ對スル奬勵助成ニ關スル規定ノ設ケアル道府縣又ハ市町村ニアリテハ從前通リ之ヲ存置スルハ勿論此ノ際本法ノ適用ヲ受クル事業ニシテ政府ノ補助ヲ受クルニ到ラザリシモノ又ハ本法ノ適用ヲ除外セラルル社會事業ニシテ奬勵助成ヲ加フルノ要アルモノニ付テハ努メテ之ガ奬勵助成ヲ爲スコト

十　本法ニ依リ社會事業經營者ヨリ提出スベキ屆出書申請書等ニ付テハ成ル可ク道府縣又ハ關係團體ニ於テ其ノ書式ヲ記載シタル印刷物又ハ用紙ヲ作製配布スル等便宜ノ方法ヲ講ジ以テ諸手續ノ簡易化ヲ圖ルコト

十一　本法施行ニ關スル廳府縣令其他諸規定ヲ制定シ又ハ之ヲ改正シタルトキハ遲滯ナク當省ヘ報告スルコト

○司法保護團體活動ニ關スル件

（保護團體活動狀況報告）

（昭和十三年六月十五日保護課長通牒保第九四二二號
少年審判所長、保護觀察所長、拘置所長、刑務所長、
少年刑務所長、矯正院長宛）

現下ノ重大時局ニ於ケル司法保護事業ノ責務ハ愈々倍加シ斯業關係者一層奉公ノ赤誠ヲ臻スベキ秋ニ候處既ニ貴管下各保護團體若クハ關係諸機關ニ於ケル時局對應保護對策ノ樹立ニ關シ彼此萬全ヲ期セラレ居候コトトハ思料致候ヘ共尙斯業關係者ヲシテ一層長期戰下ニ於ケル社會情勢ニ卽應シテ國家治安ノ確保、人的資源ノ培强等ニ關シ益々邁進セシメラルル樣特ニ指導督勵方御配慮相成度候

就テハ參考ニ供シ度候條爾今貴管下各保護團體若クハ關係諸機關ニ於ケル左記事項ノ計畫又ハ活動狀況判明ノ都度報告方御取計相成度此段及通牒候

記

一　現下時局ニ卽應シテ樹立セラレタル保護團體若クハ機關ノ事業計畫竝ニ（其ノ他ニ關スル）活動狀況

二　現下時局ニ於ケル保護事業從事者又ハ一般社會人ノ保護上ノ美談善行其ノ他

三　被保護者ノ美談善行又ハ應召被保護者ノ戰功消息其ノ他

四　應召被保護者ノ家族ニ對スル保護狀況

五　現時局下ニ於ケル被保護者ノ就職授產ニ關シ特ニ企畫シタル內容及其ノ實行經過

六　國民精神總動員ニ參加協力シタル實例

七　關係官廳及福利機關トノ聯絡協議狀況

八　保護團體研究會保護司會保護委員會等ノ開催狀況

九　保護思想普及ノ講演會座談會等ノ狀況

一〇　其ノ他司法保護進展上必要ト認メタル事業計畫竝ニ其ノ活動狀況

第二　少年保護關係

○委託少年保護成績報告記載例ニ關スル件

（昭和十三年三月二日保護課長通牒
保第三四五四號　少年審判所長宛）

標記成績報告ノ御提出ニ當リテハ左記事項ノ記載方ニ關シ特ニ御留意相成樣致度此段申進候

記

一、成績記號ヲ漏レナク記載スベキコト

二、委託並ニ取消變更日附ハ確實ニ記入スベキコト

三、取消事由並ニ身柄引渡先ノ明記

例之

保護者ニ引渡シタルトキハ引渡シタル保護者ノ住所氏名本

人ノ續柄、少年ノ將來ニ對スル保護者ノ意向、就職シタルトキハ其ノ職業ノ種別

其他參考トナルベキ事實

○保護少年ノ刑事手續中ニ於ケル取扱ニ關スル件

（昭和十三年三月二十六日保護課長通牒 保第五三六二號　少年審判所長宛）

少年審判所ニ於ケル從來ノ取扱實例ニ徵スルニ少年法第四條第一項第五號乃至第九號ノ保護處分ヲ受ケ處分繼續中新ニ犯罪ヲ爲シ裁判所ノ刑事手續ニ付セラレ其ノ審理中當該保護少年ニ對スル保護處分ハ單ニ刑事手續中ノ事由ニ依リ處分ヲ取消相成居候處斯クテハ裁判ノ結果刑執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ年齡十八歲ヲ超過シタル少年ニ對シテハ改メテ保護處分ノ適用ヲ爲ス能ハズ且ツ少年法第六條第一項ノ規定ニモ該當セザル爲之等保護ノ必要アル少年ヲ放置シ保護者ノミノ保護ニ委スルハ少年保護ノ精神ニ悖ル結果トナリ甚ダ遺憾ニ被存候ニ付保護ノ徹底ヲ期スル爲爾今保護處分繼續中ノ少年ニ對シテ

ハ（少年法第五十九條ノ場合ヲ除ク）裁判ノ結果ヲ見極メタル上適切ナル措置相成樣致度此段及通牒候

○保護少年取扱實例報告ニ關スル件

（昭和十三年四月十日保護課長通牒 保第六五〇三號少年審判所長宛）

必要有之爾今貴廳ニ於ケル保護少年取扱事例中特ニ苦心ヲ要シタルモノニシテ左記事項ニ該當スルモノハ別紙樣式ニ依リ其ノ都度詳細報告相成度此度及通牒候

記

一、保護ノ目的ヲ達成シ得タリト認メタルモノ

二、所在不明或ハ刑事手續等ニヨリ保護處分取消トナリタル所謂保護失敗ニ終リタルモノ

三、保護處分前或ハ其ノ取扱經過中社會的衝動ヲ與ヘタルモノ

四、其ノ他取扱上參考意見ヲ有スルモノ

取扱實例報告用紙

取扱實例		取扱者氏名				昭和　年　月　日報告	
保護番號	少年氏名	生年月日	主任審判官	調査保護司	保護處分別	保護處分年月日	事件名

○少年受理當時ノ狀況竝ニ受理ノ經過

○處分ノ理由
一、本人ニ就テ（犯罪行爲ノ經路、智能、性格（性質）、學力、欲望、勤勞精神、社會性其ノ他）
二、保護者ノ家庭ニ就テ（本人トノ續柄、家族ノ年齡、職業等、家族ノ素行、躾方、家族相互ノ親密度等、其ノ他）
三、環境（學校、友人、親戚、近隣等）ニ就テ

○審判官ノ指示

○取扱者ノ方針

○取扱經過
一、觀察中ノ行狀、少年及其ノ保護者ヲ訪問セシ時（年月日）竝ニ其ノ都度ノ概況、來訪、通信、其ノ他觀察事
二、交渉セシ團體、官公署、學校、就職先其ノ他有志者等ノ名竝ニ是等ト交渉セシ時（年月日）及其ノ都度ノ狀況
三、取扱中ノ犯罪行爲竝ニ其ノ措置
四、取扱終了ノ時（年月日）竝ニ其ノ狀況、移送或ハ處分ニ變動ノ時（年月日）竝ニ其ノ事由
五、其ノ他參考トナルベキ事項

○取扱上ノ感想及希望

○少年保護記念日狀況報告方

（昭和十三年四月二十二日保護課長通牒 少年審判所長、保護觀察所長、拘置所長、刑務所長、少年刑務所長、地方裁判所々在地刑務支所長宛）

國民精神總動員下ニ於ケル本年度少年保護記念日ニ際シテハ貴所竝ニ貴管下保護團體ニ於テ少年保護思想ノ普及徹底竝ニ斯業ノ擴充ヲ期スル爲各種ノ催相成候事ト被思料候ニ付テハ（一）行事計畫（二）其ノ狀況（三）關係官廳ノ協力狀況（四）所要經費（五）社會的反響（六）其ノ他來ル五月十日迄ニ詳細報告相成度此段及照會候也

追而全日本司法保護事業聯盟ニテ製作シタル以外ノ宣傳用各種印刷物、新聞記事、寫眞等併セテ御送付相成度候

保第八二〇九號

昭和十三年五月十九日

司法大臣官房保護課長　森山武市郎

福岡少年審判所長　瀨戶致格殿

○事件處理ニ關スル疑義ノ件

昭和十三年五月六日附發第二九二二號ヲ以テ年齡超過者又ハ管轄外轉住者ノ事件取扱ニ關スル疑義照會ノ件了承右ハ左記ノ通リ御了知相成度候

追而之ガ圓滑ナル措置ニ付テハ貴廳對關係檢事局間ニ於テ十分ノ協調ヲ遂ゲラル、樣致度爲念申添候

左　記

一、疑義一、二、ニ對シテハ少年審判所ハ審判權ヲ有セザル

モノトス依リテ當該事件ニ付テハ審判ニ付セザル旨ノ審判不開始決定ヲ爲シ同時ニ該事件ヲ送致檢事ニ移送スベキモノトス

尙當該事件ニ付少年審判所ニ於テ受理後新ニ作成シタル調査書類ハ之ヲ分離シテ少年審判所ニ於テ保存スベキモノトス

二、前記一、ニ於テ處理シタル該件數ハ保護月表終結欄、審判不開始ノ欄ニ登載ス

發第二、九二二號
昭和十三年五月六日

福岡少年審判所長　瀬戸致格

司法大臣官房保護課長　森山武市郎殿

事件處理ニ關スル件

先般關係各檢事局トノ事件送致ニ關スル打合會ニ於テ疑義相生ジタル

一、檢事ヨリ送致セラレタル事件ニシテ少年審判所ニ於テ調査ノ結果年齢超過者タルコト判明シタル場合並ニ

二、檢事ヨリ送致セラレタル事件ニシテ少年審判所事件受理後該少年管外ニ轉住スルニ至リタル場合ノ各處理ニ關シ曩ニ御高裁ヲ仰ギ候處更ニ該取扱方ニ付キ御指示相仰ギ度此段御伺候

記

過般小官上京ノ際年齢超過又ハ管外轉住者ヘ少年審判所保護處分ヲ加フルコト不可能ニ付保護不能トシテ事件ヲ檢事ニ送致スベキ旨御指示アリタルガ左ノ場合ニ於テ

(一)　少年審判所ハ保護不可能トシテ審判不開始決定ヲナサズ當該檢事ニ該事件ヲ送致スル手續ヲ爲スベキヤ

(二)　少年審判所ハ年齢超過又ハ管外轉住ノ事由ニヨリ該事件ヲ審判ニ付セザル旨ノ審判不開始決定ヲ爲シタル後一件記錄ノミ當該檢事ニ送付スベキヤ若シクハ不開始決定アリタル以上一件記錄ハ少年審判所ニ於テ保存スベキモノナルモ當該檢事ニ於テ起訴猶豫其ノ他ノ處分ヲ爲ス便宜上該記錄ヲ一時檢事ニ貸出ス手續ヲ爲スベキヤ

(三)　尙前記第一項ノ措置ヲ是トスル場合ニ於テハ保護月表終結欄ノ何レニ該件數ヲ登載スベキヤ

參考

標記質義ニ關シ東京、大阪、名古屋三審判所ニ於ケル取扱、爲御參考附記致候

一、東京少年審判所

當該事件ニ對シテハ原則トシテ送致檢事ノ意見ヲ求メ之ヲ受理セザルノ方針ニシテ事件ハ檢事ヘ返戻ス、然レドモ事件受理後相當調査期日ヲ經過シタルトキ或ハ事件身柄付ノタメ既ニ假處分ニ付シタルモノハ例外トシテ審判ニ付セザル旨ノ不開始決定ヲ爲セリ、該不開始事件記錄ハ少年審判所ニ於テ保存セリ。

二、大阪少年審判所

東京少年審判所ニ於ケル取扱方針ニ同ジ

三、名古屋少年審判所

當該事件ニ對シテハ之ヲ受理後何レモ審判ニ付セザル旨ノ不開始決定ヲ爲シ當該不開始事件中少年審判官ハ檢事處分ニ付スルヲ相當ト認メタルモノニ付送致檢事ノ意見ヲ求メタル上當該事件記錄ヲ送致檢事宛參考送付セリ該不開始事件記錄ハ檢事宛參考送付シタルモノノミヲ除キ少年審判所ニ保存セリ。

(一)ノ意見

審判權ノ有無ハ權限ノ有無ニ屬スルガ故ニ嚴トシテ之ヲ解釋スベク管轄ハ權限ヲ前提トス、少年審判所ノ管轄權ハ年齢並土地ノ關係及事件ノ種類ニヨリテ共ノ標準ヲ定メタリ。

疑義一、二ニ對シテハ少年審判所ハ當該事件ニ對スル審判權ヲ有セザルヲ以テ少年審判所ノ權限ニ依リ事件ノ本體ニ付處分スルコトヲ得ズ（少年法第一條、同第五條大正十一年十一月勅令第四八八號及昭和十二年十二月勅令第七四一號參照）檢事々件ヲ少年審判所ニ送致スル場合ハ同事件ニ付少年審判所管轄權ヲ有スルトキナルヲ前提要件トス、疑義一ノ場合ニ付テハ身柄付ナルノ爲急速ノ處理ヲ必要トシ或ハ本籍不詳ノ爲年齢判明セズ本人ノ自供又ハ推定等ニヨリ實際上ノ便宜取扱ニヨリ送致シタルモノナルベク、(二)ノ場合ニ於テハ檢事ノ送致手續ニハ何等ノ缺クルトコロナカリシモ少年審判所事件受理後調査中ニ管轄地域外ニ轉住シタルモノニシテ質義(一)ノ場合トハ其ノ趣ヲ異ニシ前者ハ少年審判所該事件受理ノ當初ヨリ之ニ對スル管轄權ヲ有セザルモノ後者ニ付テハ受理後ノ事情ニヨリ管轄權ヲ有セザルニ至リタルモノナリ、故ニ少年審判所ハ當該事件ニ付テハ共ニ適法ナル審判權ヲ有セザルモ斯カル事案ニ對シテハ尙形式的ノ權利拘束發生セルヲ以テ其ノ範圍內ニ於テ管轄ノ有無ヲ調査スルニ付必要ナル審理ト審判ニ付セザル旨ノ審判不開始決定トハ有效ナル處置ニシテ同時ニ少年審判所ハ前記ノ處置ニ基キ當該事件ヲ送致檢事ヘ移送スルノ職責ヲ有スルモノト思考ス。東京、大阪、名古屋三審判所ニ於ケル從來ノ取扱ニ徵スルニ名古屋少年審判所ニ於ケル一部ノ處置ヲ除外シ少年審判所ハ審判ノ不開始決定ヲ以テ同事件ニ對スル終局的ニシテ且適切ナル處置ト解スルモノノ如クナルモ斯クテハ管轄ノ合法性ヲ缺キ又刑罰ノ一般的豫防ノ效力ヲ考慮セザルノ感アリ。亦名古屋少年審判所ニ於ケル不開始事件中檢事ノ處分ニ付スルヲ相當トスルモノノ取扱ニ關シテモ其ノ認定權選擇權ヲ少年審判所ニ在リトスルハ少年法ノ積極性ニ添ハザルモノト思料ス

司法大臣官房保護課保第八二六八號
昭和十三年五月二十七日

司法大臣官房保護課長　森山武市郎

少年審判所長（除名古屋）御中

囑託少年保護司ノ調査事務取扱ニ關スル件

標記ノ件ニ付別紙寫ノ通リ名古屋少年審判所長ヨリ報告有之候ニ依リ爲御參考及送付候

（調査票番二四號乃至二九號六枚カード及統計小票ヲ省略ス）

名審庶第四二號

昭和十三年五月十三日

名古屋少年審判所長　篠崎正

司法大臣
官房保護課長　森山武市郎殿

囑託少年保護司ノ調査事務取扱ニ關スル件報告

標記ノ件ニ關シ本年四月一日附庶第一八號ヲ以テ及報告置候處右ハ實行上囑託少年保護司ノ指導訓練ヲ要シ爾來著々其ノ方面ニ當リ居候得共今般該調査事務兼掌囑託保護司加藤良吉外十九名ニ對シ別紙ノ通リ通牒シ以テ今後其ノ實行ニ努力致スコトニ相成候間不取敢及報告候

追而本年四月一日以來出張審判並調査ニ關シ廳内ニ於テハ別紙ノ通リ取扱フコト致シ候間御參考迄ニ御報告申上候

名審發第二六二一號

昭和十三年五月十二日

名古屋少年審判所長　篠崎正

少年保護司事務囑託殿

少年保護事件調査ニ關スル件通牒

從來貴地方ニ於ケル保護少年ニ關シテハ主トシテ觀察事務ヲ御擔當相煩居候處今般別紙ノ通保護事件ノ調査囑託保護司ヲ指定シ右觀察事務以外ニ貴地方少年ニシテ當廳ニ於テ新ニ受理シタル保護事件ノ調査事務ヲモ一部分擔相煩スコト、致候就テハ此等事件ノ調査ヲ囑託シタル場合ハ左記事項御留意ノ上其ノ都度至急調査ヲ爲シ回答相成候樣致度此段及通牒候

一、少年保護事件ノ調査方ヲ委囑スル場合ハ其ノ都度本件記錄ト共ニ別紙調査票（六枚カード）並統計小票ヲ書留郵便ニテ送付スベキニ付速カニ調査ヲ進メラレタキコト

二、受託保護司ハ本件調査ニ際シ秘密ヲ嚴守シ本人其他ノ名譽ヲ害セザル樣特ニ注意スルコト

三、調査ハ可成少年ノ住居ヲ訪問シ少年及保護者其ノ他ニ就キ取調ベラレタキコト

但シ場合ニ依リ來訪ヲ求メテ調査スルヲ妨ゲズ

四、調査ヲ爲シタル事項ハ調査票相當欄ニ記入シ且統計小票（不動文字ノ箇所ニハ○印ヲ付シテ之ヲ示ス）ヲ作成スルコト

五、調査ヲ了シタルトキハ調査票末尾特別調査欄ニ調査年月日、場所及面接者並ニ保護處分ヲ爲スニ就テノ參考意見ヲ記載スルコト

六、本件調査ハ受託ノ日ヨリ十日以内ニ完了シ本件記錄ハ調査票及統計小票ト共ニ書留郵便ヲ以テ當廳ヘ送付スルコト

附記

（一）專任保護司ガ貴地方ヘ出張ノ際ハ可成調査事務ヲ修得研究相成度シ

（二）戸籍及學校等ノ調査照會ハ專任保護司ニ於テ爲シアルヲ以テ豫メ御了承相成タシ

調査保護司指定

縣別	調査區域	調査囑託保護司
愛知縣	南設樂郡、北設樂郡、八名郡地方	加藤良吉
	渥美郡、八名郡地方	田村啓次郎
	豊橋市及其ノ附近	杉本秀次郎
	岡崎市及其ノ附近	河合松藏
	幡豆郡、碧海郡地方	平野圓玄
同	東加茂郡、西加茂郡地方	高杉治兵衛
	知多郡地方	木俣覺定
三重縣	南牟婁郡、北牟婁郡、度會郡地方	西川傳承
	松坂市、飯南郡、一志郡地方	畦地忠一
	阿山郡地方	杜多源亮
	名賀郡地方	堤正眞
	津市及其ノ附近	坂上重知
同	高山市、大野郡、吉城郡地方	麻布賢秀
岐阜縣	益田郡地方	日野昊
	郡上郡地方	塚越德次郎
	土岐郡、惠那郡地方	金森銅平
	揖斐郡、本巢郡地方	淺野辨眞
	海津郡地方	白石石雲
		野村成基
		柳島法緣

出張審判並調査ニ關スル件

昭和十三年四月一日ヨリ出張審判並調査ニ關シテハ左ノ如ク取扱フコト

一、出張審判

（一）主任審判官ハ保護司調査ヲ了ヘタル事件中出張審判ヲ要スルモノト思料シタルトキハ其ノ記錄ヲ主任書記ヲ經由シテ所長ニ提出スルコト

（二）主任書記ハ右事件記錄ヲ保管シ要出張事件ニ關スル狀況ヲ隨時所長ニ報告スルコト

（三）所長ハ審判期日指定前出張事件ノ主任審判官ヲ定ムルコト、出張事件ノ立會書記ハ主任書記ニ於テ其ノ都度定ムルコト

（四）出張審判ヲ爲シタル審判官ハ爾後其ノ事件ノ主任審判官トシテ總テノ處理ヲ爲スコト

但出張審判ヲ爲シタル事件ガ他ノ審判官擔任ノ處分續續少年ナルトキハ其ノ繼續事件ノ主任審判官ハ變更セザルヲ以テ前後ノ審判官ハ互ニ聯絡シテ經過ヲ明カニスルコ

ト

(五)　保護司未調査事件ニシテ出張即審ヲ求ムルトキハ豫メ其ノ事件ニ關シ主任書記ヲ經由シテ所長ニ申出ヅルコト

(六)　別紙居住ノ少年事件ハ特別ノ事情ナキ限リ本廳ニ於テ審判ヲ爲スコト

一、遠隔地調査

(一)　遠隔地居住ノ少年事件調査ニ付テハ其ノ地方在住ノ囑託少年保護司ニ囑託シテ調査ヲ爲サシムルコト
但同一地方ニ於ケル事件ノ多數ナル內容複雜ナルカ其ノ他特殊ノ事由アルトキハ此ノ限リニ非ザルコト

(二)　調査ヲ爲サシムベキ囑託少年保護司ハ當分ノ內左ノ通定ム

愛知縣ノ內
名古屋市、一宮市、半田市、瀨戸市、岡崎市、愛知郡、東春日井郡、西春日井郡、海部郡、中島郡、丹羽郡、葉栗郡、碧海郡、知多郡(南端師崎、豊濱、內海方面ヲ除ク)、額田郡ノ一部(岡崎附近)、幡豆郡ノ一部及西加茂郡ノ一部

三重縣ノ內
四日市、桑名市、桑名郡、三重郡ノ一部(鐵道沿線附近)

岐阜縣ノ內
岐阜、大垣市、稻葉郡、羽島郡、本巢郡ノ一部(鐵道沿線附近)、土岐郡、可兒郡、加茂郡ノ各一部(多治見、太田附近ニシテ「愛知縣寄リ」交通上本廳ヘ呼出シ得ルモノ)

附記

一、右區域外ト雖モ本廳ニ於テ審判ヲ爲スコトヲ相當トスルモノハ本廳ニ呼出スコト

二、右區域內ト雖特殊ノ事由アルトキハ出張審判ヲ爲スコトヲ得

○少年保護團體ニ對シ少年ヲ委託スル場合ニ關スル件
(昭和十三年七月十二日保護課長通牒　少年審判所長宛)

經營者又ハ保護擔當者ノ資格缺如、經營支障其ノ他ノ事故ニ依リ少年ノ委託ヲ停止セラレタル少年保護團體ニシテ爾後其ノ組織變更、施設改變又ハ內容更新等ヲ爲スコトニヨリ更ニ事業繼續ヲ企圖スル場合ニ於テハ之ニ對シテ直ニ少年ヲ委託スルコトナク速ニ其ノ顚末ヲ報告シ當方ヘ內議ノ上之ニ對スル方針ヲ確立セラルヽ樣致度此段及通牒候

○結核少年保護ニ關スル件
(昭和十三年七月二十九日保護課長、會計課長通牒　保第一一一四九三號　少年審判所長宛)

保護少年ノ體位向上ニ關シテハ夙ニ種々考究相成居候處近時一般犯罪ノ增加ニ伴ヒ之等犯罪者ニシテ結核罹患ノ者尠カラズ候之ヲ早期ニ發見シ適切ナル措置ヲ講ジ以テ人的資源ヲ確保スルハ國策上喫緊ノ要務ニシテ就中少年保護ノ完璧ヲ期ス所以ト被存候

然ル處結核少年ノ療養ヲ目的トシテ財團法人日本少年保護協會ニ於テ豊浦少年療養所經營相成居候ニ付テハ要保護少年ニシテ結核罹患者ヲ發見シタルトキハ可成事件ヲ名古屋少年審判所ニ移送シ有效適切ナル措置ヲ執ラルヽ樣致度之ガ委託費用ハ名古屋少年審判所支辨ノコトニ致度及通牒候

追テ少年保護司ヲシテ身柄ヲ同行セシムル場合ニハ其ノ都度認可申請有之度而シテ旅費ハ司法省所管內國旅費規則ノ額ヲ審判費ノ項旅費及ビ手當ノ目ヨリ支出相成度候

○委託少年ノ逃走事故ニ關スル件
(昭和十三年八月十九日保護課長通牒　保第一二七二七號　少年審判所長宛)

必要有之爾今貴管下少年保護團體ニ於テ委託少年ノ逃走事故發生シタルトキハ當該狀況左記樣式ニ依リ報告相成度此段及通牒候

追而右報告ハ每年一月ヨリ六月、七月ヨリ十二月ニ至ル各六ケ月間每ニ之ヲ集計作製ノ上翌月十日迄ニ提出相成度尙本年一月ヨリ六月ニ至ル調査ニ限リ八月末迄ニ提出相成度

記

一、第一號表
保護團體別逃走員數、收容期間成績及共謀者ノ有無調

二、第二號表
其ノⅠ　逃走理由並動機ト年齡關係調
其ノⅡ　累犯ノ有無ト逃走度數調
其ノⅢ　逃走場所並逃走手段ト時間關係調
其ノⅣ　所在發見ノ原因端緒ト逃走後ノ經過時間及新犯行有無調

備考

1、記載例

第一號表

イ、保護團體別欄ハ分園ト雖モ別個ニ揭載スベキモノトス

ロ、共謀者ノ有無欄ノ共謀者トハ逃走計畫ニ參加シタル者ヲ指シ之無キトキハ單獨ノ欄ニ記入スベキモノトス

第二號表

其ノⅠ　逃走ノ原因動機例之
規律生活ヲ厭ヒテ
家庭ヲ慕ヒテ
同僚トノ折合惡シク等

其ノⅡ　イ、事件受理回數トハ少年審判所ニ於ケル事

件ノ受理回數ヲ指ス

ロ、逃走度數トハ委託處分中ノ通計ヲ算ス

其ノ㈢　イ、逃走時刻何時何分ノ場合ハ分以下ヲ切捨

ツ

ロ、逃走手段例之

職員監督上ノ虚ヲ衝キテ

破壞

僞計等

其ノ㈣　所在發見ノ原因例之

悔悟ノ念ニ驅ラレ自身復歸ス

保護者連行

新犯行ニヨル檢擧等

2、注意

未遂既遂ヲ不問計上スベキモノトス

未遂ハ之ヲ朱書ノコト（外數）

3、樣式（略）

○司法保護委員制ニ關スル件

（昭和十三年十一月二十一日司法次官通牒　地方裁判所長ー除東京民事ー檢事正、少年審判所長、保護觀察所長、拘置所長、刑務所長、少年刑務所長）

今般全司法保護事業聯盟ニ於テハ時局ニ鑑ミ銃後ノ治安確保ヲ圖ルト共ニ人的資源ノ增强ニ資スル爲司法保護委員制ヲ全國ニ實施致スコトト相成候處該機構ハ司法保護事業ニ於テ極メテ重要ナル機能ヲ有シ且現下長期建設戰ニ鑑ミ戰時及戰後ニ於ケル犯罪增加ノ傾向ニ對處スル防犯機構トシテ最モ適切妥當ナルモノニシテ其ノ實施ハ緊急ヲ要スルモノアリト被思料候ニ就テハ貴下ニ於ケル右機構ノ實施並其ノ運營ニ關シテ特ニ御協力相煩度此段及通牒候也

第三　思想犯保護關係

○時局ト保護觀察所ノ任務ニ關スル件

（昭和十三年一月三十一日司法省保護課長通牒保第一、二一六號）

保護觀察所ハ開設以來玆ニ一年ヲ經過シ其ノ間新規ナル事業ナルニモ拘ラズ開廳草々備少ナル職員ヲ以テ克ク任務ヲ掌理シ各方面ノ賞讃ヲ博シ居候事ニ職員各位不斷ノ精進ニ基因スルモノト確信致候然ル處昭和十二年末ニ於ケル日本無產黨一派ニ對スル一齊檢擧並本年一月十六日宣明セラレタル對支國策ヲ綜合シテ確認シ得ベキ國內及國際關係ニ於ケル諸情勢ニ鑑ミルトキ保護觀察所ノ責務益々重大ヲ加フルニ至ルベク、就中戰時ニ於ケル思想犯人取扱ノ重大性ニ想到スルトキ其ノ任務遂行ノ適正妥當ヲ得ルト否トハ國運ニ影響スル處蓋シ鮮少ナラザルモノアリト思料候從テ司法省昭和十三年度豫算ニ於テハ諸般ノ情勢ヲ考慮シ之ニ順應スベク保護觀察所ノ職員增加及其ノ他ノ整備擴充ヲ圖ル爲ノ經費ヲ要求シ大藏當局ノ承認ヲ得タル次第ニ有之候サレバ保護觀察所ニ於テモ向後管內被保護者ニ對スル保護觀察上ノ調査並爾後處理ノ敏速適正ヲ圖リ其ノ他其ノ機能ヲ愈々昂揚セシムル爲一段ノ御努力相成樣致度此段依命及通牒候

○職員ノ言動ニ關スル件

（昭和十四、六、二十、保第九二六二號保護觀察所長宛保護課長通牒）

思想犯ノ保護善導ハ其ノ任ニ在ル者毅然タル日本精神ヲ體シ恒ニ嚴父慈母ノ態度ヲ失ハザルヲ以テ要諦ト被思料候然ルニ近時保護觀察所職員ニシテ往々講演會又ハ座談會等ノ席上被保護者ニ對シ指導精神ノ說明明確ヲ缺キ或ハ見識ナキ寬容ヲホシテ彼等ニ於テ不穩思想ノ論說ヲ擅ニスルモ何等適切ナル訓戒指導等ノ措置ヲ執ラズ或ハ又自ラ左翼思想抱懷者ナルガ如キ言辭ヲ弄シテ敢テ省ミザルモノ有之哉ニ及聞候尙ヨリ斯ノ如キハ極メテ少數ノ事例トハ存候得共右ノ如キハ思想犯人ニ對スル指導ヲ誤ルコト大ナルノミナラズ延テハ關係官憲又ハ世人ノ誤解ヲ招來シ折角開設以來各方面ノ好評ヲ博シ來レル思想犯保護觀察事業ニ一抹ノ不安ヲ投ズルノ處ナシトセズ現下時局ニ鑑ミ保護觀察所ノ使命益々重大ナル折柄極メテ遺憾ノ儀ト思料候條各位ハ常ニ被保護者ノ言動ニ注意シ之ガ保護ニ萬全ヲ期セラルルト共ニ職員ノ言動ニ付テモ一層自戒方御留意相成度此段及通牒候也

第四　猶豫者及び釋放者保護關係

○司法保護團體ノ監督ニ關スル件

（昭和十四年九月二十六日司法省訓令保第一六七四一號檢事長宛）

司法保護事業法施行規則第七十四條ノ規定ニ依リ司法保護團體ノ監督ヲ左ノ通命ズ

第一　檢事長ハ控訴院檢事局ノ管轄區域內ノ司法保護團體ヲ監督ス

第二　檢事長ハ檢事正、少年審判所ノ長、保護觀察所長又ハ刑務所ノ長ヲシテ司法保護團體ノ監督ヲ爲サシムルコトヲ得

○司法保護委員會ノ監督ニ關スル件

（昭和十四年十月十九日司法省訓令保第一七九八七號檢事長宛）

司法保護委員會、區司法保護委員會及司法保護委員ノ監督ヲ左ノ通命ズ

第一　檢事長ハ其ノ控訴院檢事局ノ管轄區域內ノ司法保護委員會、區司法保護委員會及司法保護委員ヲ監督ス

第二　檢事長ハ檢事正ヲシテ區司法保護委員會及司法保護委員ノ監督ヲ爲サシムルコトヲ得

第四節　斯業從事者及び關係者の聯絡協議

第一款　全國大會

第一、沿　革

一　大正十三年の全國大會

輔成會主催、同會創立十周年記念全國司法保護事業大會は大正十三年九月七日より同月九日まで三日間、東京市芝中學校に於て開催せられたが、當日全國より斯業關係者約五百名出席、來賓として東京市内及近隣の各關係長官竝市内官衙長官其の他名士臨席し盛大に擧行せられた。

第一日は、開會之辭（香川理事）、祝辭牧野宮相、横田法相、岡田文相、宇佐美東京府知事、辯護士會長、澁澤中央社會事業協會長、式辭（鈴木會長）あり。

第二日、午前中は會員一同三班に別れ宮城拜觀をなし午後より協議會に入り、殊に釋放者の差別撤廢に關しては之を繼續研究し竝運動することとし、特別委員を指定して宣言決議文を可決し之を社會に發表して訴ふるところがあつた。

第三日は宣言發表の後、下村文部省宗教局長及び小森少年審判官の講演ありて閉會。

二　昭和十二年の全日本司法保護事業大會

財團法人輔成會、財團法人日本少年保護協會及び財團法人昭德會の共同主催に依る全日本司法保護事業大會は昭和十二年五月二十八日及同二十九の兩日に亙り東京市九段軍人會館に於て開催され參會者一千七百を算した。本大會に對しては司法省より左の諸問があり。

現下の情勢に鑑み司法保護事業の整備擴充を圖るべき具體的方策如何

理由　我國の司法保護事業は同胞偕和の本義に基き犯罪者の保護善導を目的とし、犯罪の防遏に相當の實績を擧げつゝありと雖、最近に於ける再犯遞增の情勢に鑑み且つ刑事思潮の動向に照すときは事業の機構竝運營に付整備擴充を要すべきものあるを認む。其の具體的方策を問ふ。

之に對する大會の答申は左の如くであつた。

答申

（一）　一般犯人に對する保護觀察制度を速に實施すること。

イ、保護觀察事務執行官廳を置くこと

ロ、司法保護團體の統制助成をなすこと

ハ、司法保護委員制度を設くること

ニ、勞働訓練及强制監督の實施をなすこと

ホ、被保護者を個別處遇し以て累犯防遏の途を構ずるため斯業の合理化を圖り保護團體を整備すること

ヘ、輔成會支部を各地に設け保護團體の事業を一層後援助成せしむること

ト、本制度實施の場合には內地同樣外地にも施行せらるゝやう配慮せられたきこと

（二）　全國に少年保護事業の普及徹底を圖ること

イ、全國に少年審判所竝矯正院を增設すること

ロ、日本少年保護協會をして各地に支部を置き少年保護思想の普及に努め少年審判所竝保護團體の事業を助成せしむること

ハ、少年審判所管外の地に在りては檢事正に於て適當なる者に少年保護司の事務を囑託し起訴猶豫、刑執行猶豫の少年に對し保護觀察をなさしむること

ニ、樞要の地に女子矯正院竝代用矯正院を速に設置すること

ホ、少年審判所竝矯正院の機構の擴充を圖ると共に各保護團體と協力して事業進展上必要なる社會的工作をなすこと

（三）　思想犯保護觀察法の趣旨を徹底せしむること

イ、保護觀察所の機能を擴充すること

ロ、指定團體をして其の機能を十分に發揮するやう特殊の施設をなさしめること

ハ、囑託保護司を增員すること

ニ、被保護者の再教育と職業開拓に努むること

ホ、昭德會支部を設けて保護觀察所竝指定保護團體の事業を助成擴充せしむること

（四）　司法省保護課を保護局に擴大し積極的に其の所管事務を擴充進展せしむると共に民間團體と協力して司法保護事業の聯絡統制を圖るべき適當なる機關を設立すること

（五）　刑餘者の復格を促進するため法の改正竝制定を要望すること

（六）　司法保護事業の完璧を期するため官民合同の常設委員會を設置すること

尙宣言及び決議左の如し

宣言

方今內外多事國民擧て緊張奉公の誠を效すべき秋に當り、我等の同胞にして刑辟に觸れ更生の途に迷ひ重ねて罪を犯すもの逐年增加するは邦家の爲洵に深憂に耐へざるところなり、我等司法保護に從ふ者顧みて深く微力を愧づると共に一面制度の擴充改善の必要の眞に緊切なるものを痛感せずんばあらず。

我等思を同じくする者本日全國より來り會し之を好機として向後互に提携結束を固うし奮奮努力すると共に普く各方面

の支援を得て、司法保護事業の伸張を圖り報國の至誠を以て邦家と國民の福祉增進に貢獻せむことを誓ふ。右宣言す。

昭和十二年五月二十八日

全日本司法保護事業大會

決議

一、我等は夙夜　聖旨を奉體し只管報國の至誠を以て司法保護事業の任に當らむことを期す。

一、我等向後一層相互の聯絡提携を緊密にし以て各方面の支援協力を得むことを期す。

一、我等は司法保護事業の效果を十分に發揚する爲速に該制度の全般的擴充改善を實現せむことを期す。

右決議す。

昭和十二年五月二十八日

全日本司法保護事業大會

第二　輔成會創立二十五年記念大會

財團法人輔成會に於ては、昭和十三年ぱその創立滿二十五周年なるを以て五月十六、十七の兩日、東京市九段軍人會館に於て創立二十五周年記念司法保護事業大會を開催せり。日本各地より參加せる一般保護事業團體と東京に於ける諸官衙長官其他關係者の參加を得て開會。殊に記念式典は莊嚴裡に執行せられ更に司法大臣の諮問事項竝各保護團體提出の議案の討議は熱心に愼重審議せられ宣言決議と共に現下時局に對する司法保護の重大性と事業家の熱意と自肅自戒が叫ばれ極めて盛會且つ有意義裡に閉會せり。

第三　昭和十四年の全日本司法保護事業大會

一　大會開催の事情及準備

司法保護事業關係官民多年の翹望であつた司法保護事業法は、昭和十四年三月、法律第四十二號を以て公布、同年九月十四日より實施せられ、玆に我が國司法保護事業の指導精神が確立すると共に司法保護團體及び司法保護委員の地位が法制上に確保せらるゝことゝなり、斯業の組織內容と其の運營上に劃期的の躍進を示すに至つた。

然るに時局は益々重大化し、御稜威の下　皇軍將兵の力戰奮鬪に依り興亞の鴻業は着々として歩を進むと雖も前途遼遠なるものあり、加ふるに近時歐洲戰亂の勃發に依り國際間の情勢は複雜怪奇を極め影響の我が國に及ぼすところ、越に豫斷を許さず、人的資源增强と國內治安確保の緊切なる未だ今日の如きは有らずと謂ふべく、司法保護事業の責務は愈々重要性を倍加するに至つた。

當局に於ては、時局の要請に卽應して斯業一段の伸張を圖り司法保護事業法の施行に伴ふ新しき保護の體系に副ふて保護報國の精神を如實に顯現する爲め、全日本司法保護事業聯盟をして第二回全日本司法保護事業大會を開催せしむることゝした。仍つて司法大臣官房保護課內に全日本司法保護事業大會準備委員會を設置し、委員會々長には司法次官岩村通世氏就任し、委員等の役員を委囑して諸般の準備を開始した。而して準備委員會は十月二十五日法曹會館に第一回委員會を開いて、大會要綱を決定し十二月四日、五日の兩日を以て大會を開催することに決し、爾來一ケ月餘の間、二十數回の委員會並部會を開催して諸般の準備に邁進努力したのである。然るに此の間之と竝行して、財團法人輔成會、財團法人日本少年保護協會、財團法人昭德會を合同して一團體とする計畫が進められ、其の具體化により十二月二日を以て財團法人司法保護協會の成立を見るに至つたので、大會は同協會の主催を以て開催することゝなつた次第である。

二　大會要綱

一、名　稱　全日本司法保護事業大會

二、趣　旨　長期戰下司法保護事業の重責に鑑み司法保護事業法施行せられて保護の機構整備し財團法人輔成會、財團法人日本少年保護協會並財團法人昭德會の合同に依り新に綜合的中央團體設立せられて斯業の一元的指導統制の體系確立せんとするに際し玆に全國の司法保護團體並司法保護委員を一堂に會して保護の充實徹底に關する方策を練り保護報國の精神を更に昂揚せんとす。

三、期　日　昭和十四年十二月五日（火）六日（水）

四、會　場　東京●九段軍人會館

五、主　催　財團法人司法保護協會

六、後　援　司法省、內務省、文部省、拓務省、厚生省

七、協　賛　東京府、東京市、國民精神總動員中央聯盟

三　大會概況

大會第一日は十二月五日、東京九段●軍人會館に於て開催せられた。當日は司法省外關係諸官公署、諸社會事業團體關係者、實業界、在野法曹、宗教家、其の他各方面よりの來賓三百餘名、會員は內地は勿論遠く臺灣、朝鮮よりも多數參加し其の人員千五百餘名に及びて定刻前より地方の出席會員は續々來場し、開會式前既に滿場立錐の餘地なき盛況を極め、東亞新秩序建設の大業に邁進せんとする保護報國の氣宇と熱意は會場に滿ち溢れ、全員緊張裡に午前十時三十分大會開會式は宣せられ、式典は左記次第により進行せられた。

一、國歌齊唱

一、宮城遙拜

一、開會の挨拶

一、式　辭

一、告　辭

一、感謝狀の授與

宮城本大臣々長より左記四氏に對し司法保護事業功勞者として感謝狀並に記念品を授與せらる。

前全日本司法保護事業聯盟會長　鹽野季彦
前財團法人　輔成會長　鈴木喜三郎
前財團法人　昭德會長　岩村通世
前財團法人日本少年保護協會長　森山武市郎

一、祝　辭

內閣總理大臣、宮內大臣、內務大臣、文部大臣、拓務大臣、厚生大臣、東京府知事、東京市長、國民精神總動員中央聯盟會長

一、祝　電

滿洲國司法部大臣、滿洲國司法部次長、本派本願寺、空知保護會長

以上を以て大會式典を一先閉ぢ、休憩十分間の後引續き協議會に入る。

先づ岩村大會副會長代理として假議長となり、協議會議長並同副議長の推薦を會衆一同に諮りたるに大會會長に一任と決し、仍て大會々長の指名により、議長司法次官岩村通世氏、副議長には東京控訴院檢事長松坂廣政氏及帝國更新會副會長增田次郎氏が夫々推薦せられた。

夫より愈々協議會に移り、岩村通世氏議長席に着き、勞頭同議長より、明治神宮、靖國神社へ代表參拜の件、及び御禮言上のため代表者を宮內省に參向せしむる件を提議あり、滿場一致を以て之を可決し、代表者は議長の指名により夫々決定、一同は午後一時より各係員に引率せられ參拜參向に向つた。

續いて司法省諮問事項を附議し、議長の指名に依り森山保護課長は諮問理由につき詳細なる說明をなし、之に對し會員より熱烈にして眞摯なる意見を開陳し遂に委員附託となる。

次で岩村議長は本大會の意義を闡明する爲、宣言決議の件を諮り滿場異議なく可決、議長は直ちに十六名の起草委員を指名し別室に於て同草案の起草に着手した。それより協議事項の審議に入つたが、本大會に於ては部會制を採らず總會に於て各部門の角度より愼重審議することゝし、主要案件は特別委員會に附託することゝし議事は進行せられた。

先づ協議事項第一問「皇紀二千六百年に際し記念事業を爲すの件」より順次各案につき熱心に研究討議をなし第一日は第七議案迄を審議し、第一議案乃至第三議案は特別委員會に附託せられた。最後に「司法大臣に對する感謝」に關する緊急動議を滿場異議なく可決し午後四時十分無事終了した。それより一同は九段下より貸切市電十二臺に分乘して目黑雅叙園に於ける司法大臣招待會に臨んだ。定刻やゝ遲れて開宴、先づ宮城遙拜、次で宮城司法大臣の挨拶ありて後、大谷熙道氏は會員一同を代表して謝辭を述べ和氣靄々裡に一同は充分

歡をつくし最後に萬歲を三唱して午後八時三十分盛會裡に散會した。

——第二日——

大會第二日は午前九時より法學博士、米田實氏の「ヨーロツパ戰爭と日本」と題する講演ありて會員一同最近の國際情勢につき新知識を得て裨益する處甚大なるものあり、それより十五分間休憩し第一日引續き第八號議案より協議會に移り別記の通り愼重討議研究して各意見を開陳し、特別委員會に附議すべきものは之を附議して適宜に之を處理し、其の間司法省諮問事項に對する答申案の議決、宣言並決議案の承認、特別委員會に附議したる各議案の報告並其の議決等ありて協議事項、建議事項全二十六議案の審議を全部終了し松阪議長の挨拶ありて一應協議會を閉じ小憩の後閉會式に移る。先づ大會總務部長たる森山保護課長立つて閉會の挨拶を述べ、松阪東京控訴院檢事長の發聲により萬歲三唱、玆に大會は多大の效果を收めて無事終了した。

尙七日午前十時より特に會員に對し新宿御苑の拜觀を差許され、更に六、七、八日の三日間海軍館の無料觀覽券を發行して參觀希望者を招待したが、新宿御苑拜觀者は三百七十五名、海軍館觀覽者は二百十五名に達した。

四、大會に於ける式辭及告辭

式辭　財團法人司法保護協會會長　宮城長五郎

玆に全日本司法保護事業大會ノ開催ニ際シマシテ一言御挨拶ヲ申上マス

閣下並ニ各位ニ於カセラレマシテハ公私御多端ノ折柄ニモ拘ラズ多數御參列ヲ賜リマシタコトハ私ノ最モ欣幸トスルトコロデアリマス。

御承知ノ如ク多年翹望セラレテ居リマシタ司法保護事業ノ法制化モ先ニ愈々其ノ實現ヲ見マシテ司法保護事業ハ玆ニ一大躍進ノ時期ヲ迎ヘタノデアリマス、司法保護事業ガ今日ノ如ク隆昌ヲ來タシマシタコトハ固ヨリ上　皇室ノ洪大無邊ナル御仁慈ノ賜デアリマスコトハ申スモ畏キ極ミデアリマスガ、又關係者各位ノ御努力ト社會各方面ノ御協力ニ依ルモノデアリマシテ感謝ニ堪ヘナイ所デアリマス。

最近時局ハ極メテ重大デアリマシテ國民擧ゲテ擧力協心以テ難局ノ打開ニ努ムベキ秋デアリマス、司法保護事業ハ申スマデモナク非違ヲ防遏シ刑辟ニ觸レタル者ヲ匡救シ人的資源ヲ確保スベキ目的ヲ有スルモノデアリマスカラ、其ノ使命ハ今ヤ特ニ重キヲ加ヘタモノト申サナケレバナリマセヌ。

サレバ現下時局ニ於テ司法保護事業ノ整備擴充ヲ圖ルコトハ寔ニ喫緊ノ要務デアリマシテ先ニ實施ヲ見マシタ司法保護事業法ハ正ニ此ノ如キ時局ノ要請ニ卽應シテ斯業一段ノ伸張ヲ圖ル爲保護ノ體系ヲ確立スルト共ニ保護報國ノ精神ヲ如實ニ顯現センコトヲ期待シタモノデアリマスルガ、其ノ實績ノ

如何ハ一ニ全國ノ關係者各位渾然一體ノ御盡力ニ懸ルト申サナケレバナリマセヌ。當局ニ於キマシテモ深ク之ニ鑑ミル所アリ現下司法保護事業ノ情勢ニ照シ更ニ再犯防遏ノ完璧ヲ圖ランガ爲從來斯業ノ各部門ニ於テ指導統制ヲ爲シテ參リマシタ財團法人輔成會、同日本少年保護協會及同昭德會ノ三會ヲ合同シテ財團法人司法保護協會ヲ設立致シタノデアリマス。之ヲ以チマシテ我國ニ於ケル司法保護事業ノ一元的指導助成ノ機能ガ樹立セラレタ次第デアリマシテ斯業躍進ノ態勢ハ正ニ確立シタノデアリマス。各位ニ於カレマシテモ本協會設立ノ意義ニ深ク思ヲ致サレ度イノデアリマス。

本大會ハ右ノ如キ司法保護事業躍進ノ機運ニ際會シ廣ク全國ノ關係者ヲ糾合シテ保護ノ充實徹底ニ關スル方策ヲ練リ、保護報國ノ精神ヲ更ニ昂揚センガ爲ニ之ヲ開催致シタノデアリマス。幸ニ各位ノ和衷協力ト研鑽精勵トニ依リ克ク審議ヲ盡シ斯業今後ノ進展向上ニ資スルコトガ出來マスレバ欣快之ニ過グルモノハアリマセン。

開會ニ當リ所懷ノ一端ヲ述ベテ御挨拶ニ代ヘル次第デアリマス。

昭和十四年十二月五日

告辭　司法大臣　宮城　長五郎

本日玆ニ全日本司法保護事業大會ノ開催セラルヽニ當リ一言所懷ヲ述ブルノ機會ヲ得タルハ尠ノ欣快トスル所ナリ

支那事變勃發以來聖戰既ニ二年有餘今ヤ我國ハ　大御稜威ノ下忠勇義烈ナル皇軍將兵ノ勇戰力闘ニ依リ殆ド支那全土ヲ席捲シ世界戰史上空前ノ戰果ヲ收メタルハ洵ニ慶祝ニ堪ヘザル所ナリ然レドモ世界ノ國際情勢ハ愈々複雜微妙ヲ極メ東亞新秩序建設ノ大業完遂ニハ今後幾多ノ難關ヲ突破セザルベカラズ。

司法保護事業長モ洪大無邊ノ　聖德ヲ體シ奉リ同胞偕和ノ本義ニ基キ犯罪者ノ保護善導ニ努メ銃後ニ於ケル國內治安ノ確保ト人的資源增强ノ爲寄與スル所決シテ尠カラズコレ固ヨリ　聖旨ヲ奉體セル民間斯業關係者ノ多年ノ奮闘ニ依ルモノニシテ國民齊シク感謝措ク能ハザル所ナリ。然リト雖モ事變ノ長期化ニ伴ヒ國內ノ治安ト人的資源ノ確保トハ愈々緊要ノ度ヲ加ヘ、從ツテ司法保護事業ノ責務モ亦益々重大ト爲ルニ至レリ。曩ニ政府ニ於テ司法保護事業法ヲ制定實施シ司法保護團體ノ擴充ヲ圖ルト共ニ新ニ司法保護委員ノ制度ヲ確立シテ斯業伸張ノ機構ヲ整備セシ所以モ亦實ニ之ガ對應ノ策ヲ講ジタルニ外ナラズ。

曩ニ財團法人輔成會、財團法人日本少年保護協會竝ニ財團法人昭德會ノ三會ニ依リ、全日本司法保護事業聯盟設立セラレソノ實績見ルベキモノアリタルモ更ニ時局下ニ於ケル司法保護事業ノ充實ヲ期センガ爲メ玆ニ右三會ヲ合同シ新ニ財團法人司法保護協會設立セラレ、玆ニ其ノ會ノ主催ヲ以テ全日本司法保護事業大會ヲ開催シ全國ノ斯業關係者一堂ニ相會シテ長期戰下ニ於ケル司法保護ノ充實徹底ニ關スル方策ニ就キテ討議研鑽シ斯業ノ躍進ニ資セントスルハ洵ニ時宜ヲ得タル措置ニシテ尠ノ最モ喜ブ所ナリ。

冀クハ會同ノ各位斯業ノ重責ニ鑑ミ愼重議ヲ練リ劃切ナル方策ヲ樹立シ保護報國ノ精神ヲ更ニ昂揚シ以テ斯業ニ於ケル劃期的進展ニ貢獻セラレンコトヲ。一言所懷ヲ述ベテ告辭トス。

昭和十四年十二月五日

五　大會宣言及決議

宣　言

我國は現下複雜多難なる國際場裡に於て一路東亞新秩序建設の聖業に邁進しつゝありて治安の確保及人的資源增强は愈愈切實なるものあり。我等司法保護事業に携はるもの其の使命の甚だ重大なるを痛感せずんばあらず。

此の秋に際り司法保護事業法制定せられて既に其の實施を見、中央指導團體亦新なる形態の下に發足せんとす、今や司法保護事業は方に新しき躍進への段階を築き得たりと謂ふべきなり。

此の機に際して、我等職を司法保護に奉ずるもの玆に全國より來り會し、保護報國の熱意大いに昂まる。今我等此の新段階に立ちて、司法保護事業法の精神を汲み確乎たる一元的指導の下に和親協力して日本精神の發揚に努め明朗なる司法保護事業の伸張を圖り治安の確保と人的資源の增强に寄與して國策の遂行に貢獻し以て　聖德に酬い奉らんことを期す。

右宣言す。

昭和十四年十二月五日

全日本司法保護事業大會

決　議

一、我等は常に八紘一宇の大精神を體認し、興亞日本の爲に殉ぜむことを期す

一、我等は時局下司法保護事業の使命重大なるを惟ひ、一層の熱意を以て保護の實績向上に當らむことを期す

一、我等は飽く迄も相互の和親協力を堅持し、一路保護報國に邁進せむことを期す

昭和十四年十二月五日

全日本司法保護事業大會

六　司法省諮問事項及答申

司法省諮問事項

長期戰下ニ於ケル司法保護事業ノ重責ニ鑑ミ特ニ之ガ充實徹底ヲ期スルノ要アリ。其ノ方策如何。

理由　支那事變の長期化に伴ひ司法保護事業の使命愈々重きを加ふ。今や劃期的立法たる司法保護事業法實施せられ中央指導團體亦新なる態形を以て發足せんとす、眞に

斯業躍進の秋と謂ふべし。職を司法保護に奉ずる者一層保護の實績を向上せしなる爲大に努力を爲すの要あり。依つて其の方策を問ふ所以なり。

答　申

司法保護事業法施行せられて保護の機構整備し財團法人輔成會、財團法人日本少年保護協會竝財團法人昭德會解消し新に財團法人司法保護協會設立せられて斯業の飛躍的進展を劃したるは我等事業家の欣喜に堪へざる所なり、而して之が實績を向上せんが爲め御諮問に對し愼重審議方策を練り以て左の通り答申す。

一、司法保護委員機構の整備擴充の件

司法保護委員制度は一大家族國家たる我國風を具體化せる制度にして指導宜しきを得ば之が發展は驚くべきものありと信ず、仍て該制度未だその新味を失はざる內に於て之が整備充實を計るの要あり。

イ　保護事業の發達は經驗ある保護事業家に俟つ所大なるものあるを以て特にこの點に留意し速かに委員の增加を計ると共に努めて之等事業關係者を委員に任命し其の活動力を增大すること

ロ　該委員に對する精神的物質的優遇の方途を講ずること

ハ　該委員に對し講習會を開催する等速かに保護に關する知識を與へ十二分の活動を期すること

ニ　該委員をして多年保護に經驗を有する者と再三接觸せしむるの機會を與へ保護に對する心構へを會得せしむること

二、事業團體の充實增設に關する件

イ　今回輔成會、日本少年保護協會、昭德會を解消し合意の上新に司法保護協會設立され斯業有力なる指導統制の體系確立せられんとす、此の新態勢に順應し舊慣を墨守せずして虛心坦懷其の刷新を斷行し以て內容を充實し活動力の增強を計ること

ロ　中央竝に大都市に名實共に完備せる模範的保護團體を設置すること

ハ　司法保護事業法第一條第一號、第二號の猶豫者收容保護を目的とする團體を增設すること

ニ　病弱者、精神薄弱者其他特殊者の保護を目的とする特殊保護團體を設立すること

三、保護の積極化を圖るの件

保護事業は從來犯罪を防止し治安を確保するを以てその要諦とせるの感ありしも、今や世態は推移し保護思想向上して人的資源確保の上より保護の必要を叫ばしむるに至れり。斯る保護思想の躍進に際り司法保護事業家として劃時代的の考慮を要するは勿論之に卽應する施設をなすの要あるは亦言を俟たざる所なり。

イ　堅に保護機構を整備して事業の運營に利すると共にその機構の力に依り橫に各社會事業施設との聯絡協調に配慮し要保護者の精神訓練、職業輔導、大陸進出等の生活技能の向上並に習得に便利されたきこと

ロ　既設保護團體は改悛の情困難なる者を收容するのみならず保護委員を兼務し其の經費勞力の增大を來せるの現狀に鑑み特に從來より一層多額の助成金の交付を要するものと信ず

ハ　中央保護機關は滿洲國並に支那にその支部を設置し三國に亙つて保護網を張り要保護者の活動範圍を擴大し以て人的資源增強の國策に順應すること

四、保護機構の統制强化に關するの件

司法保護關係官廳に於て收容及特殊保護を要する者と認めたる場合は總て之を聯合保護會に通知し同會に於て初犯累犯の關係其の他各保護團體の現狀並にその收容力を考慮し之を配布することゝし以て收容保護の適正を期すること

但地方に於て事情を異にする時は更に考慮すること

五、制度新設に關するの件

司法保護思想上より見るときは刑事政策上現行諸制度に對し反省を求むるものあると共に更に新制度設置に對する要望の切なるものあり

イ　優良對象者に對する法令に依る人の資格に關する制限を緩和する方法を講ぜられたきこと

ロ　改悛の見込なき犯罪者、詭激思想抱懷者等に對する豫防拘禁制度を實施されたきこと

ハ　不定期刑を實施すること

ニ　思想犯保護に付ては從來の實績に鑑み之が輔導を强化すると共に思想犯に對する國民思想研究所を設置すること

ホ　少年法の實施區域を擴大し全國に少年審判所を設置し少年保護の充實を計ること

六、司法保護關係官廳の保護に關する態度明朗化の件

裁判所、檢事局、保護觀察所、少年審判所、刑務所、警察署等關係官廳の保護に關する態度如何は斯業進展に極めて大なる影響を及ぼすものなるを以て此等關係官廳と司法保護事業との關係を緊密にし以て實績の向上を計り保護事業運營の明朗を期すること

七、保護宣傳再檢討の件

保護の宣傳方法に再檢討を加へ未だ保護思想の普及せざる地の開拓を目指しこれが思想の普及宣傳に新機軸を劃するの要あり

七　協議竝建議事項及結果

協議事項

一、皇紀二千六百年ニ際シ記念事業ヲ爲スノ件
（東京府聯合保護會提出）
委員附託　審議ノ結果決議案ヲ作成シ總會ニ於テ可決ス
二、司法保護事業法實施ニ際シ少年保護ノ分野ヨリ特ニ聯絡、協調、希望、考慮スベキ事項ニ關スル件
（日本少年保護協會大阪、京都、兵庫支部提出）
委員附託、審議ノ結果決議案ヲ作成シ總會ニ於テ可決ス
三、現下內外諸情勢ニ鑑ミ思想犯ノ輔導上特ニ考慮スベキ事項如何
（昭德會東京支部、同宮城、福島支部提出）
委員附託　審議ノ結果決議案ヲ作成シ總會ニ於テ可決ス
四、刑務所ニ入所セル者ノ家族保護ニ付キ一段ノ考慮ヲ要スルモノト認ムル之ガ良策如何
（岩手縣聯合保護會提出）
森山保護課長ノ說明ヲ聽取ス
五、司法保護委員會ノ指導訓練方策ニ關スル件
（三重縣聯合保護會、室蘭司法保護委員會、釧路司法保護委員會提出）
意見聽取
六、司法保護事業法實施ニ際シ少年ニ對スル觀察保護ノ徹底ヲ圖ル爲メ特ニ考慮スベキ點如何
（日本少年保護協會東京支部提出）
（一）ニ併合
七、對象者思想輔導强化ノ件
（昭德會東京支部、同中四支部提出）
（二）ニ併合
八、司法保護委員ノ觀察ニ付シ得ザル釋放者ノ觀察保護方法ニ付テノ良策如何
（新潟縣保護會提出）
會員ノ意見聽取ノ後森山保護課長ノ說明ヲ聽取ス
九、司法保護團體ト司法保護委員トノ聯絡ヲ一層緊密ナラシムルノ件
（東京司法保護委員會提出）
委員附託　審議ノ結果決議案ヲ作成シ總會ニ於テ可決ス
一、速カニ保安處分制度ヲ設置セラレタキ件
（大阪司法保護委員會、富山縣會、愛媛司法保護委員會提出）
（秋田司法保護委員會、和歌山司法保護委員會、島根授產會提出）
建議事項
建議スルコトニ決定
二、刑ノ執行ヲ終リタル後犯罪ヲ犯スコトナク一定期間ヲ經過シ改悛ノ情顯著ナル者ニ對シテハ身分上前科ナキモノト爲シ得ル制度ヲ設ケラレタキ件
（愛媛縣聯合保護會、鳥取司法保護委員會、福岡同仁會、昭德會秋田山形支部提出）
建議スルコトニ決定
三、釋放者ニ對スル保護方法ノ選定及保護開始準備ノ爲釋放前ニ判檢事、刑務官及司法保護委員ヲ交ヘタル保護審査機關ヲ設置セラレタキ件
（岐阜縣聯合保護會提出）
森山保護課長ノ說明聽取ニ止ム

四、全國各府縣ニ思想犯保護觀察所ヲ設置セラレタキ件
（昭德會岩手青森支部提出）
撤回
五、司法保護委員ヲ全國各町村ニ一名宛任命セラレタキ件
（西鶴置區司法保護委員會、盛岡區司法保護委員會提出）
森山保護課長ノ聽取ニ止ム
六、司法保護ニ關シ豫算ヲ增額セラレタキ件
（京都司法保護委員會提出）
建議スルコトニ決定
七、司法省保護課ヲ保護局ニ昇格セシメラレタキ件
（京都司法保護委員會提出）
建議スルコトニ決定
八、司法保護委員徽章及手帳ヲ制定セラレタキ件
（下野司法保護委員會提出）
森山保護課長ノ說明聽取ニ止ム
九、東北地方ニ農業訓練所ヲ設置セラレタキ件
（青森司法保護委員會提出）
建議スルコトニ決定
一〇、司法保護委員會ニ專任職員ヲ配置セラレタキ件
（和歌山司法保護委員會提出）
森山保護課長ノ說明聽取ニ止ム
一一、國立犯罪調査研究機關ヲ設置セラレタキ件
（日本少年指導會提出）
建議スルコトニ決定
一二、少年法ニ依ル保護處分ノ全國的實施ヲ促進セラレタキ件
（東京少年保護司會提出）
建議スルコトニ決定
一三、司法保護係檢事ヲ各地方裁判所檢事局ニ配置セラルヽ樣取計ハレ度キ件
（山口司法保護委員會提出）
建議スルコトニ決定
一四、司法保護團體中成績著明ニシテ褒賞條例ノ規定ニ依ル公益團體ト認定セラレ得ベキモノアリト思料ス御配慮アリタキ件
（石川更新會提出）
建議スルコトニ決定
一五、現地ニ慰問使ヲ派遣セラレタキ件（日州保護會提出）
建議スルコトニ決定
一六、非常時局下特ニ人的資源ノ增强ヲ必要トスル現狀ニ鑑ミ保護對象者ノ更生ヲ圖ル爲大陸移民訓練所ヲ設置セラレタキ件
（福岡縣聯合保護會提出）
建議スルコトニ決定
一七、刑餘者職業輔導機關ヲ設置セラレタキ件
（靜岡縣聯合保護會島田支部提出）
建議スルコトニ決定

第二款　各地聯盟大會

第一　昭和十三年に於ける各地大會

一　大會開催方指令

昭和十三年六月十日森山保護課長は、全日本司法保護事業聯盟會長に對し次のやうな大會開催方指令するところあつた。

聯盟支部大會開催ノ件

從來相當ノ歷史ヲ有シ斯業ノ進展ニ對シ多大ノ貢獻ヲナセル各控訴院管內保護事業研究會ノ發展的解消ニ由リ曩ニ司法保護事業聯盟支部結成セラレ候處來年ハ其ノ第一年ナルヲ以テ全國一齊ニ別紙要綱ニ準據開催致度候就テハ當方ヨリ出席ノ關係モ有之開催期日ニ付テハ各聯盟ト協調ノ上至急御內議方相煩度此段及通牒候

尙右大會開催ニ要スル經費ハ貴支部事業費ノ一部トシテ補助可致見込ニツキ申請書提出相成度申添候（別紙要綱參照）

右の指令に接した全日本司法保護事業聯盟會長は、各聯盟支部長に對し更に左のやうな指令を發した。

支部大會開催ノ件

謹啓　時下益々御清適ノ段奉賀候

陳者現下重大時局下ニ於ケル司法保護事業ノ責務愈々倍加シ斯業關係者一層奉公ノ赤誠ヲ致スベキ秋ト被思料候就テハ本聯盟ニ於テ先般來昭和十三年度事業計畫要綱ニ基キ從來ノ控訴院管內司法保護事業研究會ノ發展的解消ヲ機トシ支部大會開催方考究致居候處今般司法省ヨリ別紙ノ通指示ノ次第モ有之近ク全國一齊ニ同大會ヲ開催シ時局ニ卽應シテ斯業ニ劃期的成果ヲ齎ラシメ以テ本聯盟ノ目的遂行ニ資シ度候條何卒本大會ノ趣旨ヲ諒セラレ別紙要綱ニ準據ノ上可然取計相成度此段御通知申上候

追テ開催期日ニ付テハ本部ヨリ出席ノ都合有之近接支部ト協調ノ上至急御內議被下度候

尙本年度各地大會に對し司法省より左の諸問事項を發した。

司法保護事業の運營上社會一般との聯絡を一層緊密且圓滑ならしむべき具體的方策如何。

關東司法保護事業聯盟大會

時　昭和十三年十月二十一日、二十二日

所　甲府市　山梨縣會議事堂

參加者數　七百餘名

諸問事項答申

一　司法保護報國思想の大衆化

（1）　司法保護委員制による保護區毎に少くとも年三回以上映畫會、座談會、或は各種會合を利用して司法保護報國思想の普及を圖ること

（2）　司法保護委員規程實施要綱第一所定事項に基く司法保護委員の選任は保護思想の普及竝保護事業運營と圓滑及大衆化を目標に官吏、宗教家のみならず農工商等各方面より委員の任命を爲すこと

（3）　毎年四月十七日を少年保護記念日、九月十三日を一般保護事業記念日に定められあるも更に十一月二十日を思想犯保護記念日と定め全日本司法保護事業聯盟統制の下に全國司法保護事業關係者を動員して各地聯盟支部主催者となり一齊に思想保護の宣傳を爲すこと

二　關係諸機關との聯絡强化

（1）　裁判所檢事局全員に對して一層司法保護事業に協力參加を求め斯業從事者との關係を密接にし保護係員を設置し要保護者委託の場合に於ても刑務所に於けると同樣萬全を期せられたきこと

（2）　刑務所、少年審判所及思想犯保護觀察所に於ては司法保護報國の思想を確立して之が實踐を期し特に專任の保護係員を設置し一層保護の徹底を計られたきこと

（3）　警察官に對しては警察官練習所竝に講習會其他の會合を利用して司法保護報國の思想を深め或は司法保護事業從事者との聯絡協調を計るの機會を多くし又は囑託保護司、保護委員を委囑する等可及的司法保護事業に參加を求むること

（4）　厚生施設、市町村其の他の公共團體に對しても前記同樣相互に聯絡强調して其の運營の圓滑を計るの必要あるは勿論なるも尙司法保護事業の組織中に參加協力を求むるは更に肝要事なり

三　司法保護事業機構の整備擴充

（1）　一般保護事業制度化の實現を計ること

（2）　保安處分制度の促進を計ること

（3）　少年審判所の增設竝管轄區域の擴張をなすこと

（4）　司法保護委員制に於ける常務委員會は各保護區に保護委員助成員を適宜に任命し補助機關たらしむること

（5）　司法省若しくは全日本司法保護事業聯盟內に犯罪防遏に關する科學的研究所を設置されたきこと

（6）　輔成會、日本少年保護協會、昭德會の各地支部を擴大し强力なる助成機關たらしむること　　以　上

關西司法保護事業聯盟大會

時　昭和十三年十月十三日、十四日、十五日

所　大阪中央公會堂

參會者數　千五拾餘名

諸問事項答申

一、司法保護思想の大衆化に努むる爲左の事項を行ふこと

（イ）刑務所職員に行刑保護一體の思想を樹立しこれが實踐を求むること
（ロ）教務課を擴充し保護活動を積極化すること
（ハ）作業賦課に際して保護の關係を一層重要視すること
（ニ）在所中保護的連繫を一層緊密にすること
（3）警察との聯絡について
（イ）警察官教習、講習に際し司法保護に關する認識を深めること
（ロ）警察官と司法保護事業從事者との懇談聯絡の會合を屢々催し又個人的接觸を密接ならしめ相互の理解協力を深めること
（ハ）警察官中より囑託保護司、保護委員を選出し或は司法保護事業への參加を可及的多からしむる方針をとること
（4）厚生諸機關との聯絡について
（イ）從業員の理解と協力精神を確立すること
（ロ）關係職員を保護機構に參加せしむること
（5）市町村公共團體との聯絡について
（イ）各代表者を保護組織の內に參加せしむること
（ロ）財的支援を深めること
（6）時局關係機關と特に聯絡を密にして銃後奉公の實を擧ぐること
三、時局に卽應して司法保護事業の機構を整備擴充し社會各層の關心を喚起すると共に特に左の方法を採ること
（イ）司法保護委員事業助成機關を組成し社會各層の關與を求むること
（ロ）被保護者、雇傭關係者を組織化し協力支援を積極的ならしむること
（ハ）宗教團體の積極的協力を促すこと
以上の諸方策を實踐するに當りその充實圓滑を期する爲速かに左の事項の實現を必要と認む
（1）一般保護事業の制度化
（2）保安處分の制度の實施
（3）少年保護事業の全國的普及
（4）保護觀察所の機構を擴充し左の二項を實現すること
（イ）專任所長制の確立と地位の向上
（ロ）保護觀察所豫算中聯絡會經費を計上
（5）輔成會、日本少年保護協會、昭德會の各地支部の組織を擴大し助成力の强化すること　以上

中部司法保護事業聯盟大會
時　昭和十三年十月二十七日、八日兩日
所　名古屋市公會堂

參加者數　二千餘名
諮問事項答申
1　聯盟各支部の機構を整備擴充し社會各層の人士を該機構內に網羅し物心兩方面の理解と援助を得ること
例へば中部聯盟の機構に於ける如く檢事長は其の會長となり控訴院長竝全管內に聲望ある伊勢の大宮司外四氏に顧問を、控訴院次席檢事に常務理事を、管內六縣下の檢事正に理事を、控訴院保護係檢事、刑務所長、少年審判所長、少年院長、保護觀察所長、地方裁判所次席檢事、區の上席檢事及一人の檢事、各警察署長其他有識の士に參事を、又地方裁判所判事、地方行政廳の各部長、市長、上級學校長、多額納稅議員選擧資格者其の他各地多數の名望家等に參與を、夫々依囑し外に事務的方面を擔當する幹事及書記を置き、尙之に司法保護委員として町村長及之に準ずる者二千餘名に依囑し最寄の參事を通じて理事と聯絡を取り全管內に保護網を布き司法保護の全面的統一體の機構を整備するにあり
2　司法省保護課を保護局に擴大し同時に民間團體と協力して司法保護事業の擴大强化竝に之と聯絡統制を圖るべき分掌機關を設くること
3　司法保護は檢察、裁判、行政と緊密一體の連繫の下に始めて其の機能を發揮し防犯の終局目的を達成する所以なるに鑑み監督系統を一元化し檢察機關に於けると同樣、刑務所、

少年審判所、矯正院、保護觀察所を控訴院檢事長の中間監督下に歸一せしむること、其の爲法制上の改廢を行ふこと

4　司法保護事業の法制化促進のこと

5　豫防拘禁制度を設くること

6　少年法の全國的實施をなすこと

7　思想犯保護制度の機構を擴充强化すること

8　司法保護の大局に達觀し一般、少年、思想犯保護の分派的孤立的態度を排すること

9　保護の名稱は適切ならず、適當に改稱すること

（例へば司法防犯、司法輔導等）

10　本部發行の叢書其他の刊行物を常時會員に無料にて頒布し或は時々講演會、研究會、協議會を開催する等斯業の知識と理解を得るに努め聯絡を密にすること

昭和十三年十月二十八日

司法保護中部聯盟會長　宮城長五郎

司法大臣　鹽野季彦殿

中國司法保護事業聯盟大會

時　十一月九日、十日兩日

所　廣島市雜魚場町廣島縣教育會館

參加者數　五百餘名

諮問事項答申

1　司法保護思想を一般大衆に認識せしめ其の協力を受くべき方策を採ること

其の爲には

（1）司法保護事業の制度化と少年法の全國的實施及保安處分制度の實施を緊要なりとす

（2）二月十一日御下賜金傳達式、四月十七日少年保護記念日、九月十三日保護記念日、十一月二十日思想犯保護觀察法實施記念日等を有意義なる啓蒙運動日として活動すること

（3）前項記念日は勿論機會ある毎に或は特に機會を作りて講演會、懇談會、座談會等を催し社會各層の支援協力を求むること

（4）被保護者の銃後報國の狀況、更生美談等を蒐集し、新聞、雜誌、ラヂオ等に依り發表に努むること

（5）大衆作家に委囑し或は一般募集の方法に於て保護思想の普及に適切なる小說を選び發刊すること

2　關係各機關との聯絡を緊密にするには

（1）對裁判所、檢事局關係に於ては

（イ）全職員に司法保護の完成が各其の職務有終の美を濟す所以なることの認識を深めしめ全員の斯業に對する參加協力を求むる樣努力すること

（ロ）裁判所又は檢事局內に保護相談所を設置し保護係の判檢事を設くること

（2）對刑務所關係に於ては

（イ）前項（イ）と同斷

（ロ）作業事設定、賦課等一層意を用ひて釋放後の生活關係を考慮し特に勞働力の保持增進と生活技術の敎授訓練に留意せらるゝよう努力すること

（ハ）敎務課を擴張し保護相談所を設けられたきこと

（ニ）一般大衆をして行刑の本旨に付認識を深めしむる爲め公私團體の幹部等をして刑務所見學の風潮をつくり、刑務所に於ては能ふ限り右見學を許し適宜說示して保護事業の緊要なる知識を與へられたきこと

（ホ）保護關係の當務者は收容者の在所中より通信、面會、慰問乃至家族等の聯絡保護に努力し緊密なる關係を結ぶこと

（3）對警察關係に於ては

（イ）警察官敎習に際り刑事學中に必ず保護に關する一項を加ふる樣要望すること

（ロ）保護當務者は常に警察官と接近する外定時に兩者間の懇談會を催し相互の理解を深め協力に便ならしむること

（ハ）保護機構中重要なる地位に警察署長の參加を求め、又警察官中より保護委員、囑託保護司等を選任し協力を求むること

（4）對厚生省關係機關關係に於ては

（イ）常に職員の理解と協力を求め

（ロ）職員中より保護機關に參加を求むること

（5）府市町村關係に於ては

（イ）代表者の保護機構參加を求むること

（ロ）保護事業費の一部を負擔支援せしむること

（6）司法保護委員事業助成機關を作り社會各層より參加を求むること

（7）各種社會事業家、宗敎團體、敎育者等に對しては常に友誼を厚うし其の積極的協力を求むること

（8）時局に卽應し銃後强化保護總動員を高唱し時局關係各機關との聯絡協調は勿論、社會各層の關心を喚起し保護事業の緊要性を特に認識せしむること

九州司法保護事業聯盟大會

時　昭和十三年十一月六、七日

所　福岡市（於福岡市立高等實業靑年學校）

參會者數　六百餘名

諮問事項答申

國際平和の樹立と正義日本の確立の爲我が日本民族が世界史的大使命達成に斷乎邁進するに當りて忠勇義烈なる皇軍將士は　陛下の御稜威により縣軍萬里陸海空に神速果敢なる空前の戰果を收め赫々たる武威を中外に發揚し銃後國民亦滅私

奉公堅忍持久國家總動員統制下にありて戰線銃後共に眞に擧國一致國家總力戰體制を具現し時艱克服に協心戮力し以て國威を八紘に宣揚しつゝあることは洵に感謝感激に堪へざるところとす。

然るに蔣介石政權は未だ容共抗日歐米依存政策の誤れる迷夢より醒むることなく國際平和を蹂躙し徒らに賴むべからざる第三國の援助を希望し支那民衆を塗炭の苦しみに陷れつゝあることは實に遺憾とするところにして我が帝國は已むを得ず人類共存の義を滅却し皇軍の進展を阻止せんとする抗日の本據を徹底的に覆滅し一切の禍根を東亞の天地より芟除するの要あるに至りしところ須臾にして北支中支を陷れ今や廣東占領、武漢三鎭の攻略等と遂に中原を制壓するに及び支那事變は愈々明朗支那の再建に依る東亞新秩序長期建設戰の新段階に入るに至りたるが之には愈々我が國體の精華を顯揚し益益國力の充實强化を圖るの要あることを痛感するが故に戰線に銃後に物的資源の窮乏枯渇なきを期すると同時に人的資源の愛護增强を確保せざるべからず。

翻つて玆に最近の犯罪諸情勢を見るに支那事變勃發後は各種犯罪共相當減退の狀を示せり、之れ全國民の精神的緊張自肅の結果にして慶賀に堪へざるところなるが內外の先例に徵するに長期戰に際しては戰爭の末期乃至戰後に於ては犯罪の激增を見るを常とし居りて其の原因として種々なる社會的事情を擧げ得るも、釋放者に對する保護不徹底の結果再犯に陷るに至りしもの相當多き事實に想到すれば吾人斯業關係者としては寸時も晏如たるを得ざるものにして今日の國家總力戰下に於て苟くも斯くの如き不詳事を招來することありとせば前線の將兵に對して洵に申譯なき次第なるが故に今にして之が萬全の對策として人的資源の增强と國內治安の確保の爲保護の完璧を圖ることが焦眉喫緊の要務なりとす。而して當管內司法保護事業は最近思想犯保護觀察法の施行、福岡少年審判所の設置及司法保護委員制度の實施により保護機能の躍進的整備をなし、今其の機能振作の爲舊九州沖繩司法保護事業研究會は時運の趨向に對應し發展的解消を遂げ新に九州司法保護事業聯盟結成せられたるところ、吾等は時局に鑑み尙一層關係各方面との緊密聯絡を保ち時局對應の保護對策を講じ司法保護機關の充實と制度施設の完備を企圖するの要ありと思料する次第なり。

司法大臣閣下には今回福岡市に於て九州司法保護事業聯盟發會せられ引續き第一回大會開催に當り國家總力戰下に於ける人的資源愛護と國家治安確保の重要性を强調されたる懇篤なる告辭を賜り又司法省よりは時局に卽應したる御諮問を拜し會員一同大いに感激し愈々銃後治安の確保增强に努むるべく誓ひたる次第なり。其の具體的方策としては、

一　保護對象者の指導に當りては常に日本精神を基調とし明確なる時局認識と尊法精神の强調に努むること

二　人的資源の愛護增强の觀點より保護對象者を動員訓練し時局卽應の職業輔導をなし特に大陸進出其の他國策に順應して保護對象者の發展を助成すること

三　司法保護委員制度の實施に當りては努めて堪へざるところなり

玆に御諮問に對し一同愼重審議を凝し左の通り答申す

第一　保護對策に關する事項

社會各方面の理解協力の許に保護對象者をして完全に社會に復歸せしめ同胞相携へて忠良なる國民の道を踏み邦家の爲獻身することは、我が日本精神の本質に屬し司法保護の精神亦玆に存する以上近く具體的活動を爲さんとする司法保護委員制度の機能を十分發揮社會各方面の有爲有能の士を保護陣營に動員し得るよう網羅すること

第二　機構擴充に關する事項

司法保護事業が治安を確保し國力の增强に資する以上國家機關に依つて斯業の指導統制をなさざるべからざるに不拘現下の保護機關は跛行的なる法制化にして十分なる保護機能の發揮を爲すに適せざるが故に須らく速急に機構の擴充を圖る要ありと思料致す其の具體的方策としては

一、一般釋放者保護事業の法制化促進を圖ること

二、少年保護處分の全國的普遍化を圖ること

三、思想犯保護觀察制度の機構擴充を圖ること

四、司法保護團體を整備擴充し職業輔導の方途を講ずること

第三　協調聯絡竝に宣傳に關する事項

司法保護事業の社會的進展を期するには事業の性質上常に一般社會の理解協力を得るに非されば實績を擧ぐること至難なるに鑑み對社會的活動絕對的に必要なりと思料す其の具體的方策としては

一、關係官廳其の他社會各方面との緊密なる聯絡を圖る爲時宜に應じ座談會、懇談會、講習會、展覽會等の開催を爲すこと

二、保護對象者の更生美談、銃後報國、其の他保護思想宣傳普及の資料を蒐集し之を社會に積極的に發表し一般民衆に理解協力を求むること

三、司法保護團體の組織を擴充する爲社會の協力援助を求め其の活動を敏活ならしむる方法を講ずること

東北司法保護事業聯盟大會

時　昭和十三年七月二十二、二十三日

所　秋田市記念館

參加者數　四百餘名

諸問事項答申

正義日本の確立と東亞永遠の平和を樹立し以て世界平和促

進の大使命を遂行せんが爲めに皇軍は萬難を排し赫々たる戰果を獲得し銃後國民は一糸亂れぬ總動員態勢を具現し戰線銃後眞に擧國一致の實を擧げ空前の時艱克服に邁進しつゝあります事は誠に感激に堪へません。

然るに蔣政權はたのむべからざる列國の援助をたのみとし長期抗日戰の態勢をとりつゝあるは遺憾であります。玆に於て帝國としては聖戰の成果を徹底的に獲得せんが爲武力戰に於ても敵に乘ずる隙を與へず之を全面的に制壓せねばならぬ重大危局に臨み上下を擧げて深該切實に國體の精華の一切を顯揚することが絶對に必要であるのみならず、帝國將來の國力を飛躍的發展をなす爲にも文字通り國民中唯一人の例外もなく總動員態勢は必須條件でありますが然るに多數國民中には往々にして不遇思想を抱懷し總動員態勢に背反し非道を敢てし國家社會を不安ならしむるものあるは慨嘆に絶へず、かゝる人々を完全に改善せしめ國家忠良の臣たらしむるが爲には事業經營者の精神力に加へて保護網の充實と制度竝に施設の完璧を必要と致します。而して之等諸條件の整備を圖らんとせば事業の運營上社會一般との緊密圓滑なる聯絡の必要を痛感する次第であります。

大臣閣下に於かれましては東北司法保護事業大會開催に當りまして御懇篤なる告辭を賜り司法省よりは時宜に適せる御諮問を拜しました事は全員一同の光榮とする處でありまして感激に堪へませぬ。御諮問に對し會員一同愼重審議の結果答申書作製方を委員に付託する事に決定相成り委員會を開き熟議檢討の結果左の通り答申致します。

一、保護機構に關する事項

司法保護事業の整備が一般犯罪の消長に至大なる關係を有し國力の進展に重大なる影響を與へる點より考察致しまして本事業は個人の同情や慈善にのみ一任すべきでなく國家事業、社會事業として國家社會が必然的に經營すべきものなる事は社會一般に認識せしむることが社會一般との聯絡を密にする所以で其の具體的方策として

一、一般司法保護事業を速に法制化すること
二、少年法の全國的實施を爲すこと
三、思想犯保護觀察制度の機構を擴充强化すること
四、不定期刑の制度を速に實施すること
五、勞働訓練及强制監置の施設をなすこと
六、事業の推進を圖る爲官民合同の常設委員會を設くること
七、適當なる專任保護從事者を增員すること
八、基金竝に設備の充實機構の改善を圖り良好なる成果を收むること
九、授産場を設置被保護者に再教育を施し社會有用の者たらしむること
一〇、全國的に一定の權威ある救護票を作製本人に交付すること
一一、孤立獨善主義を排し斯業關係者は勿論他の社會事業關係者と相互聯絡援助の制度を樹立すること

一、援助協力助成に關する事項

本事業は其の性質上社會一般官民協力するに非されば所期の目的を達成すること能はざるのみならず近時に於ける人口の增加と社會の複雜化は必然的に犯罪者の遞增を來す一面保護思想の發達に伴ひ被保護者の對象の擴大により舊機構を改め保護網を布くに非されば到底使命を全ふするを能はざるにより社會一般に事業の本質と其の緊要性を理解せしめ物質精神兩面の援助協力を受けることそれ自體が緊密聯絡上の良策にして其の具體的方策として

一、中央に於ては司法は勿論內務、文部、拓務、厚生、陸軍、海軍の各省の協贊を仰ぎ其の管下關係機關に通牒訓示等其の他效果的方法により指導援助せられ度こと
二、地方にありては府縣市町村、裁判所、刑務所、學校長其の他關係各官廳を斯業從事者が時々往訪する等適當なる方法により協力助成を求むること
三、有力なる社會團體事業主等と機會あるごとに面談通信等有效なる方法により緊密なる連携を保ち社會一般に事業に對する理解を深めること
四、各宗教壇を通じ其の信徒に對し適當なる方法により斯業の精神を振作すること

一、行事に關する事項

記念日及其の他適當なる時期に於て莊重嚴肅なる儀式表彰式を執行すると共に次の如き方法により社會一般との聯絡を密にすること

一、傳達式の如きは最も嚴莊重に執行するは勿論記念式竝に其の他の式も質實嚴肅に施行朝野有力者の參列を求むること
二、ラジオによる宣傳中央又は地方名士の講演其の他演藝記念式の實況等の放送をなすこと
三、言論機關による宣傳新聞雜誌を通じて保護團體の活動狀況又は事業の重要性を宣說せし社說、論說を揭げ或は材料を提供紙面に揭載せしむること
四、文書圖書による宣傳、ポスター、パンフレット、リーフレット、寫眞繪畫を頒布又は揭揚すること
五、各種催物による宣傳、講演會、座談會、講習會、懇談會、映畫會、演藝會、卽賣會、展覽會を臨機開催すること
六、街頭宣傳、アドバルン、提灯、大幟、煙火、幕、揭示板、立看板、事業名入白赤襷隊によるビラ、事業名標語入の小品の撒布、自動車宣傳、屋外講演等をなすこと
七、斯業功勞者の優遇と事業の奬勵方法を講ずること

八、映畫劇場の幕合利用講演會其の他宗教上の會合社會諸般の合同席上出征軍人の歡送迎英靈禮拜の際等あらゆる機會に於て出來得る限り事業を一般に認識せしむる樣努力すること

一、被保護者に關する事項

社會一般の事業の理解に乏しき所には大概一般に犯人を危險視し一種の誤れる恐怖觀念より之を嫌忌して危きに近寄らさる主義をとると共に一面正しき保護思想の確立者が居ないのに加へて保護機構の不備から延ては事業の不振となり從つて一般とは聯絡協調とを缺くに至りたる次第なれば將來保護團體としては保護の適否を審査し保護適格者のみを保護することとし不適者即ち反省の念なく却つて保護會を利用せんとする者、精神變調者、不具廢疾者其の他病者等保護の目的に反する者は斷然保護をなさず、それ〳〵他の機關に依頼し適當に處置すると共に機構の完備と事業の成果を擧げ一般の誤解を氷解せしめ事業の信用を高め保護事業に協力せしむる事が却つて危險なるのみならず歸善する同胞を猜疑視するは人道上許すべからざることを痛感せしむる要あり、其の具體的策として被保護者をして左記の通り實踐せしむる要あり

一、皇居朝禮

敬神崇祖、盡忠報國の念を培養すること

二、神社佛閣に參拜國家安泰、皇軍の武運長久、英靈に對する默禱、儀愧更生の祈誓、求道信念の培養をなすこと

三、時局に對し明確なる認識と遵法の精神を强調すること

四、陸海軍病院戰地に於ける將兵に對し慰問狀、慰問品の發送、戰線慰問、國防獻金、應召者の送迎、勞働奉仕、恤兵金の獻納、留守師團の慰問、報國貯金、金の獻納又は寶却をなさしめ銃後奉公の精神を昂揚すること

五、經濟統制の趣旨を服膺し思惑買溜買惜みをなさず非常時國民の一員として奉公の誠を致し物資愛護の念を培養すること

六、保護の實質を擧ぐると共に言論機關其の他適當なる方法により被保護者の應召美談、軍事美談、成功美談等を一般民衆に紹介すること

七、精神の訓練と體位の向上を期せんが爲人格の陶冶と生業に精進すること

北海司法保護事業聯盟大會

時　七月十八、十九日

所　函館市共愛館講堂

參加者數　二百餘名

諮問事項答申

北海道樺太管內司法保護團體は其の指導精神に鑑み國民精神總動員運動に參加し之が實效を擧ぐべく滅私奉公、日本精神の實踐に努め國內治安の確保を期し以て防犯國防の爲に寄與せんことを期せさるべからず

紋上の方策を達成するが爲に特に左の諸點に實行を期す

一、組織整備に關する件

イ、司法保護事業の基本方針を確立し防犯政策の完璧を期する爲之が法制化の實現促進に付其の筋へ請願すること

ロ、思想犯保護に付ては其の國民的訓練と生活の指導助成を圖る爲に當管內に修養道場を設立すること、之が設立に關しては北海司法保護事業聯盟より實行委員を選任すること

ハ、少年釋放者の特殊性に鑑み當管內適當の場所に收容場を設置すること

ニ、當管內保護團體の保護區域は廣い範圍に亙り保護觀察の徹底を缺く嫌ひあり之が保護機構の整備を爲し保護網の擴充を圖ること

ホ、軍事施設に關する作業を被保護者に施行する爲に授産の設置につき其の方法を講ずること

二、保護思想普及に關する件

イ、各團體は戰時體制下に於ける斯業の重要性を確認せしむる爲時局對應座談會又は講演會を開催すること

ロ、總動員運動實施に當りては各團體は道廳又は各地方自治團體に聯絡提携し合同運動を爲し以て事業を認識せしむること

ハ、思想保護團體施設に付ては一般社會の理解を得る爲に北海司法保護事業聯盟の名に於て別紙設立趣意書を廣範圍に汎布すること

三、被保護者教養に關する件

イ、各團體は被保護者に對し集合及文章を通じ時局を認識せしめ國民的自覺を促し皇國の一員として更生せしむるよう努力すること

ロ、各團體は被保護者をして一般國民と歩調を同ふして總動員運動に參加せしめ國防獻金、應召者の見送り、戰捷祈願、戰死者の慰靈祭、勤勞奉仕、講演會等に協力實踐せしむること

ハ、被保護者中より應召者を出しめるときは地方自治團體と聯絡を保ち慰問扶助に努め以て精神的物質的銃後の護りに遺憾なきを期すこと

第二　昭和十四年度に於ける各地大會

一　大會開催方指令

昭和十四年六月十六日森山保護課長は、全日本司法保護事業聯盟會長に對し次のやうな大會開催方指令するところあつた。

聯盟支部大會開催ニ關スル件

客年貴聯盟支部ニ於テ開催相成候大會ハ當該地方ニ於ケル

司法保護事業ノ強化擴充ニ貢獻シタル所多大ナルモノ有之本年度ニ於テモ同樣ノ御企畫有之候事ト存候特ニ本年ハ司法保護事業法制定ニ伴ヒ司法保護團體並ニ司法保護委員制度ノ整備擴充ノ好時期ニ際會致候爲メ自然大會ノ方式、內容等ニ關シテハ研究ノ必要有之哉ニモ被思料候間各地方大會ノ期日、開催地、招集ノ範圍（殊ニ司法保護委員參加ノ程度）招集豫定員數及所要經費等ニ關シ至急各支部ノ意見取纏メ內議方相煩度此段及照會候。

右の指令に接した全日本保護事業聯盟會長は各聯盟支部長に對し更に左のやうな指令を發した。

謹啓梅雨之候益々御淸適之段奉賀候

陳者客年貴聯盟支部ニ於テ開催相成候大會ハ御地方ニ於ケル司法保護事業ノ强化擴充ニ貢獻シタル所多大ナルモノ有之本年度ニ於テモ貴支部聯盟規約ニ基キ同樣ノ御企畫有之候事ト存候特ニ本年ハ司法保護事業法ノ制定ニ伴ヒ司法保護團體並ニ司法保護委員制度ノ整備擴充ノ好時期ニ際會致候爲自然大會ノ方式內容等ニ關シテハ研究ノ必要有之哉ニモ被思料候間御地方大會期日開催豫定地招集ノ範圍（殊ニ司法保護委員參加ノ程度）招集豫定員數及所要經費等ニ關シ至急貴支部ノ意見取纏メ內議方相煩度此段得貴意候　　敬具

尙本年度各地大會に對し司法省より左の諸問事項を發した。

司法保護事業法の實施に際し斯業の實績を更に向上せしむべき具體的方策如何。

關東司法保護事業聯盟大會

時　昭和十四年十一月十、十一日（二日間）

所　新潟市公會堂

參會者數　八百餘名

諸問事項答申

第一、機構の新設及擴充

1、豫防拘禁制度の促進

改悛の見込なき常習性犯罪者、詭激思想抱懷者等に對する豫防拘禁の制度を速に實施すること

2、少年法の實施區域擴張

少年法の實施區域狹少にして保護上遺憾の至りなるを以て、其の實施區域を擴大して全國に及ぼし少年審判所を增設し之に伴ふ施設を完備し以て少年保護の充實を計ること

3、司法大臣官房保護課の擴充

司法保護事業法實施に際り所管事務の擴張に伴ひ其の機構擴充の要あるを以て司法大臣官房保護課を保護局に昇格せしめ事業の發展充實を計ること

4、檢事局書記課並に刑務所教務課の擴充

檢察並に行刑と司法保護との關係は一層緊密を加へ來りたるを以て檢事局書記課、刑務所教務課の機能を擴充する爲め職員を增加し保護對象者若くは其の家族に對する保護事務を一層適切に取扱はしむること

第二、事業團體の增設と充實

1、猶豫者保護團體の增設

司法保護事業法第一條一號、二號の猶豫者保護を目的とする團體を增設して保護の完璧を計ること

2、心身に缺陷ある特殊の者を保護する保護團體の設置

司法保護事業法施行規則第二十一條による身體虛弱者、精神薄弱者其の他特殊の者の保護を目的とする團體の設立は極めて必要なるを以て速に之を設置すること

3、特殊訓練團體の設置

司法保護事業法の精神に則り對象者の心身を鍛鍊し、性格を陶冶する特殊の施設を有する團體を設立すること

1、司法保護委員の增加

現在に於ける司法保護委員の配置狀況を見ると著しく不足なるを以て此の際速かに相當數を增員すること

2、區司法保護委員の整備

區司法保護委員會は未だ機構整備せざるを以て司法保護事業法所定の活動を十分に行ふことを得ざる憾あり、仍て速かに其の充實を計り委員會の機能を發揮せしむること

3、司法保護委員の指導訓練

司法保護委員の指導如何は事業の成果に影響する所尠からざるを以て、左の方法により指導訓練を行ふこと

イ、司法保護委員として心得置くべき實務に關する平易簡明なる「保護要綱」の如きものを編輯して之を各司法保護委員に配布すること

ロ、司法保護委員會に於ける質疑應答を輯錄して隨時配布を行ふこと

ハ、指導員を設け各地區委員會、講習會に出席せしめ講演又は質疑應答により指導を行ふこと

ニ、適當の機會を設け司法保護委員又は司法保護常務委員の講習を行ふこと

第四、司法保護委員又は委員會と司法保護團體との聯絡協調

司法保護事業遂行は各種の機關と聯絡協調を持つことにより、其の成果を擧ぐることを得るは言を俟たず、而して特に司法保護委員と事業團體とは唇齒輔車の關係にあるを以て互に相倚り相扶けて事業の進展に努力すること

第五、前科による制裁の抹消

司法保護事業法の實施により如何に對象者の性格陶冶又は生業助成等の保護に精勵すと雖も國家が法令を以て前科あるものの資格を制限する制度を存置することは本法の趣旨に添はざるを以て成績良好なる者に對しては法令に依る人の資格に關する制限を緩和する方法を講ずること

第六、資源充實

1、特殊助成團體の設置

司法保護事業法の實施により事業の範圍擴大せしにより多額の經費を要すること言を俟たず、此の故に各地に於て有力なる事業助成の團體を設立すること

2、事業費の國庫支辨

既設保護團體は資金乏しく、司法保護事業法による司法保護委員會は概ね資金を有せず、區保護委員會の開催にも其の資金に窮する狀態なるを以て事業費の全部又は一部を國家支辨又は市區町村の負擔とするの途を講ずること

第七、保護報國の思想徹底

斯業の完璧を期することは、事業從事者の熱誠に依ること勿論なりと雖も、畢竟するに國民一般の理解と援助に俟つの外なきを以て今後あらゆる機會を捉へ、有效と認めらるゝ總ての方法により司法保護の事業が銃後報國の重大使命を有することを普及徹底せしむること

關西司法保護事業聯盟大會

時　昭和十四年十月十二、十三、十四日

所　京都市

參會者數　一千餘名

諮問事項答申

今や我が國は未曾有の時難に鑑み擧國新東亞建設の大業に邁進するの秋司法保護事業法の實施せられたるは本事業が現下銃後治安の確保人的資源の增强に最も緊切にして必要缺くべからざる國策たることを證明するものにして犯罪同胞の一人をも胎さず、忠良なる臣民の道に復歸せしめ翼贊の列に參加せしむることは一に皇道精神の顯現、即ち我國體の本義に基くものと云ふべし吾人は本法の大精神を心肝に銘記し其の完全なる運營發展を圖り以て司法保護報國に挺身せんことを期し玆に左記事項を擧げて諮問に答へ其の實現を熱望す。

一　司法省保護課を保護局に昇格し各府縣に地方保護局を設置して監督命令系統を單一化すること

二　司法保護團體を各機能別に統合し其の配置を考慮し事業の完璧を期すること

三　司法保護團體の經營資金竝に司法保護委員事業の運營資金は全部國費を以て支辨せらるゝこと

四　假出獄取締細則を改正し警察官署の監督を司法保護團體若くは司法保護委員に移管せらるゝこと

五　少年法による保護を全國的に實施せらるゝこと

六　思想轉向者に對する精神的指導の徹底を圖ること

七　司法保護委員は地區の事情に應じ適當に增加し其の配置を考慮せらるゝこと

八　司法保護委員竝に保護事業從事員の素質向上のため屢次指導訓練の機會を作らるゝこと

九　司法保護思想普及徹底のため屢次講演會、座談會、映畫會、パンフレットの作成其の他の方法を以て宣傳せらるゝこと

十　內務省、厚生省を初め他の各關係官公署竝に關係施設との聯絡を一層緊密ならしむやう努力せらるゝこと

十一　優良被保護者の大陸進出の方途を容易ならしむること

十二　刑餘者の身分資格に關し更生進出を阻害する法規又は待遇を改正若くは廢止せらるゝこと

中部司法保護事業聯盟大會

時　昭和十四年十月十二、十三、十四日（三日間）

所　京都市東山區彌榮會館

參會者數　一千八百餘名

諮問事項答申

玆に第二回中部司法保護事業大會を開催するに當り出席しました一同千八百餘名の總意を代表し當聯盟創設の恩惠淺からざる閣下に對し謹みて深甚の敬意を表する次第であります。

今般閣下より御懇篤なる告辭を賜はり且つ時宜に適せる御諮問を拜するの光榮を得ましたことは更に一層深謝感激に堪へない所であります。顧みて東亞新秩序建設の重大時局に際し一層防犯更生の聖業に專念し軍後に於ける治安確保と人的資源の增强に邁進すべき秋恰も司法保護事業の制度化を見ましたことは斯業の隆昌發展の爲洵に欣喜措く能はざる所であります。御趣旨を體し業績向上の爲め益々奮勵努力し誓つて保護報國の誠款を致し聖恩の萬一に酬ひ奉らむことを期するのであります。御諮問事項に對し一同は愼重審議を爲し更に附託されました委員會に於て熟議檢討を遂げ玆に成案を得大會の決議を經まして左の通り答申致します。

一、司法保護思想の普及宣傳に關する件

司法保護事業は我が國體觀念と離るべからざる同胞相扶の傳統的美風たる大家族精神に根幹を置く刑事政策に立脚する國家國民の共同事業たるべきことを認識せしめ斯業の大衆理解化に徹底を期すること

其の方策として

（一）斯業に從事する者は常時大衆に近接し其の協力を求むること

（二）時局は一層對象者保護の緊切にして且つ平時よりも其の實績を擧ぐるに付より效果的なることを一般に理解せしむること

（三）對象者の更生美談を世人に周知せしむること

二、司法保護機構の整備擴充に關する件

（一）本省保護課を保護局に擴大强化し控訴院、檢事局、

地方裁判所檢事局に保護係專任の檢事、書記、雇を配置すること

而して檢事に司法保護は其の職分の一たることを徹底せしめ夫々有能の士を簡拔すること

（二）司法保護委員制度に對處し司法保護團體の國營化促進のこと

（三）少年審判所、矯正院を全國に設置すること

三、司法保護事業運營に關する件

（一）司法保護事業法令は各地に於ける斯業發展の歷史的實情に卽應し其の運營を阻むことなき彈力性ある解釋を爲すべきこと

（二）司法保護團體と司法保護委員會とは別離し儘かに其の機構に於て檢事正が聯合保護會長、司法保護委員會長を兼務し居ること。其の運命に於て相互に觀察保護上の聯絡を爲し得べきことの外何等有機的結合なし。斯くては兩者の平行的存在と運營とは歸一するところなからしむるの虞あるを以て司法保護團體役職員を卽司法保護委員たらしめ人的結合に依る補充を圖り斯法運營の圓滑を期すること

（三）司法保護團體たると司法保護委員會たるとを問はず少年猶豫者、防犯者の各保護に力點を置き對象者を嚴選して保護し保安處分的對象者に對しては警察視察に付すること

而して一度警察視察に付するも改悛し司法保護の適格を認めらるべき場合に於ては警察官署と聯絡し保護開始の處置を講ずること

四、制度化促進の件

保護觀察制度に對處し保安處分制度の創設は洵に緊切なるものあり、此の際單行法を以てするも速に制度化し殊に豫防拘禁制度に付ては其の罪名に拘らず常習的犯罪者を對象とし立法せらるべきこと

五、司法保護從事者の教養訓練に關する件

司法研究所の組織を擴大强化し恰も陸軍に於ける教育總監部に匹適するが如き機構の下に斯業從事者の教養訓練に當る一部門を創設すること

中國司法保護事業聯盟大會

時　昭和十四年十月二十三、二十四日

所　松江市公會堂

參會者數　七百餘名

諮問事項答申

第一、組織の整備統制

（一）司法保護事業法の飛躍的發展に不拘中央地方に於ける保護官廳の機構依然たるは斯業の實績を擧ぐる所以に非ず宜しく其の全機構を擴充統制强化し斯業の獨立運營に邁進すべきものとす

（1）司法省官房保護課を擴大して獨立の保護局と爲し保護事務の中樞機關と爲すこと

（2）各府縣に全保護事業を管掌する獨立の保護官廳を設置し其の機構を整備統制すること

（3）前項の實現困難なるときは控訴院檢事局及區裁判所檢事局に保護課若くは保護係を設け速かに專任の職員を配置して全保護事業を整備統制すること

（4）刑務所教務課を擴張し釋放者若くは其の家族に對する保護事務を擴充すること

（5）保護課の設置に伴ふ物的設備を充實すること

（二）少年法の全國的實施を圖り速かに少年審判所を增設して少年保護機構を擴充すること

（三）輔成會、日本少年保護協會、昭德會を統合して强力なる司法保護事業協會を設立し之に一般、少年、思想の各部を置き指導助成の規格系統を一元化すること

第二、團體の設置充實の企畫

（一）檢事局所在地に猶豫者の一時若くは收容保護を目的とする猶豫者保護團體の設立を促進すること

（1）檢事、刑務所の長、少年審判所の長若くは保護觀察所長は司法保護事業法第一條第一號及第二號に揭ぐる者に對し同法施行規則第四十九條若くは第五十八條の保護の必要ありと認め本人の現在地又は歸住地の司法保護團體又は司法保護委員會に通知せんとするときは本人の歸住を確めたる上其の手續を爲すべし從來の實績に徵するに通知ありたる現在地又は歸住地に本人歸住し居らざる爲保護開始せんとするも徒勞に終ること多し

（2）釋放者保護に於ては多くは刑務所々在地に一時保護を目的とする直接保護團體あり比較的本人の歸住を確保し易きも猶豫者保護に於ては檢事局所在地に之が一時保護を目的とする直接保護團體無き爲本人の歸住を確保するの途十分ならず從つて保護の第一步に於て蹉跌を來すに至り保護の實績を擧げ得ざる所以なるを以て檢事局所在地に速かに歸住を確保するに足る直接保護團體の設置を促進すること

（二）惡性固疾の爲特異的性癖を帶ぶる者に對しては司法保護事業法施行規則第二十一條所定の特殊保護團體の設立を促進し其の原因たる惡疾の治療を施して本人の性格を陶冶すること

（三）常習性犯人及思想犯人にして改善又は轉向の困難なる者又は惡性固疾に依る特異的性癖を有し治癒の見込なき者に對する保安處分制度の實現を促進すること

（四）司法保護事業法第二條第一項同法施行規則第二條所

定の本人の心身を鍛錬して其の性情の改善德性の涵養を爲し以て本人の性格陶冶を圖ることは現下の時局に鑑み最も必要とするところにして其の使命を達成せんが爲めには相當時間若くは相當期間繼續的に輔導する特殊團體の保護に俟つを適當とするを以て同法施行規則第十六條の注意に則り此の種團體の設立を勵行すること

（五）少年法の實施なき地方と雖も少年の保護を目的とする直接保護團體の設立を促進すること

（六）司法保護委員の定數は少くとも一町村に付一名以上を選任し司法保護委員會を充實すること

第三、資金調整

（一）司法保護事業法の實施を契機とし保護費用の國庫負擔に努力せられたきこと

（二）同法施行規則第八十條第二項を活用し同條第一項の規定に不拘奬勵金を交付すること

第四、前科の抹消

刑の執行を終り一定の期間を經過し改悛の情顯著なりと認めらるゝ者に對しては前科の抹消の恩典を與ふる法規を制定せられ度きこと

第五、司法保護委員の指導及訓練

司法省若くは聯盟に於て各常務委員を短期間本省若くは聯盟に召集し講習會を開催して指導訓練を爲すこと

九州司法保護事業聯盟大會

時　昭和十四年十一月十九、二十日

所　長崎市長崎會館

參會者數　五百二十餘名

諮問事項答申

今般實施せられたる司法保護事業法は永年斯業關係者の齊しく待望し居たるものにして實に斯業の一進展を劃するものと謂ふべく其の成果は期して待つべきものありと信ず、而して一層之が實績を擧げんが爲には尙左の方策を採るの要ありと認め御諮問に對し左の通答申す。

（一）司法保護思想の普及徹底

司法保護事業は其の性質上一般社會の理解協力を得るに非されば實績を擧ぐること至難なるに鑑み左の事項を行ふこと

（1）各保護區に於て其の地方の實狀に卽して座談會、講演會及び映畫會等を開催し社會各層の理解支援を求むること

（2）保護對象者の更生美談、銃後報國美談等保護思想宣傳普及の資料を蒐集し努めて新聞、雜誌、ラジオ等により發表し保護思想の大衆化を圖ること

（3）聯盟に於ける機關紙の內容を充實し發行部數を增加すること

（二）關係法規の改廢

（1）官公署又は諸會社の採用內規（前科者の不採用）の撤廢乃至緩和を圖ること

（三）機構の整備擴充

（1）司法省保護課を保護局に昇格擴張し其の管下に一般、少年、思想の各部門を總括する强力なる地方保護官廳を設置すること

（2）司法保護委員の觀察保護に付せられさる釋放者の保護處置として保安施設を急速實現すること

（3）保護處分の適正を期し保護の實績を擧ぐる爲少年の性能調査に關し科學的研究所を設置すること

（4）低格少年保護所を設置すること

（5）犯罪常習者に對する科學的保護機關を設置すること

（6）更生訓練の爲の職業輔導所、精神訓練道場を設置すること

（7）保護對象者の爲特に大陸移民訓練所を設置し大陸進出を圖ること

（四）事業の運營

（1）司法保護委員事業の運營竝に司法保護團體の經營を徹底充實せしむる爲國費の支辨を潤澤ならしむること

（2）人的資源確保の爲少年保護團體に於ける教養訓練は心身鍛錬に重點を置くこと

（五）事業關係者の指導訓練

（1）保護官廳職員、囑託保護司、保護團體の機能發揮或は指導能力向上の爲調査研究教養機關を設置すること

（2）司法保護委員に對し實際的保護知識の啓發竝に統一ある指導を爲すの要あり

（イ）府縣を單位として講習會、協議會開催すること

（ロ）中央に於て內容充實せる機關誌を發行し之を配布すること

東北司法保護事業聯盟大會

時　昭和十四年十月十六、十七日

所　福島市教育會館

參會者數　五百六十餘名

諮問事項答申

司法保護事業法の實施に依り吾人が二十年來要望せる斯業の全般的制度化を見更に司法保護委員制創設せられ之に依り一方司法保護團體に對しては助成の途を確立し且つ適當なる指導監督を加へて一層其の機能を有效適正ならしめ他の一方普く司法保護網を全國に敷き一人の保護に漏るゝが如きことなきを期したるは斯業に從事する者に於て大早に雲霓を得たる感を强くすると共に當局多年の苦心に對し深甚なる敬意と

謝意とを表すものなり而して司法大臣の地方長官に對する訓示に依れば本法制定の動機は最近に於ける再犯遞增の情勢と長期戰下の犯罪の推移とに鑑み再犯を防遏するに在りて司法保護事業の現下の時局に於て國力戰の基礎たる治安維持上如何に重要なるやは敢て多くの言を要せざるところなるべし。

然れども更に斯業の根本的理想は彼等被保護者の忠良なる日本臣民としての社會復歸に在ると信ずるが故に吾人斯業に從事する者は此の劃期的の秋に際し感奮興起自己の眞使命を自覺し徒に傳統に囚はるゝことなく革新的意氣と覺悟とを以て之が向上に努めざるべからず而して之が具體的方策としては法は死物なり活用は人に在りて實績の如何は要するに其の人を得るに在り機構の良否亦重大なる關係あるを以て左記事項の施設と考慮とを要するものと思料す。

一、司法保護事業（以下事業と稱す）を國營と爲すこと

前述の如く重要なる國策たる以上須らく速かに國營となすべきものなりと信ず

二、司法省に於ける事業關係の機構を整備擴充すること

三、最高の助成機關を一元化し之が統制を圖ること

全日本司法保護事業聯盟は恐らく此の理想に基き成立したるものと推察せらるゝも各團體は依然己が好むところに從つて施設經營するが故に地方に於て困惑する場合尠らざるのみならず統制を紊る處在るを以て寧ろ之を一元化するの要あり

四、司法保護を整理統合し强力なる團體となすこと

司法保護團體中には新に制定せられたる司法保護事業法施行規則に副はざるもの尠からざるが故に一切の情實を排し之が整理統合を圖るを要す

五、司法保護委員の充實擴張を圖ると共に司法保護委員を司法保護團體の機構に入るゝこと

（一）司法保護委員數寡少に失するを以て至急之が增員を圖るを要す

（二）司法保護事業法は司法保護に從事する者を團體と司法保護委員との二本立と爲したるも之が一元化の必要ありと思料す

六、司法保護團體及司法保護委員の訓練研究所を設くること

七、司法保護委員其の他司法保護事業に從事する者は嚴選主義を採り情實に囚はれざると共に精神的物質的の待遇方法を講ずること

一、前段は說明の要なしと思料す

二、裁判所の各種調停委員には日當手當等支給せられ觀察所の囑託保護司には奏任待遇の制あり最も困難なる事業に從事する司法保護委員の待遇方法は當然考慮せらるべきものと信ず蓋し之實績向上の原動力なればなり

八、事業功勞者の優遇方法を擴張且つ向上すること

理由は前項（二）と同一

九、被保護者の性能調査方法を講ずること

性能如何を調査せず漫然之を保護せむとするが如きは百年河清を待つの類のみ須らく少年救護法第四條に規定の少年鑑別機關の如きものを設くる要あり

一〇、犯罪常習者及老年、不具、癈疾者に對する國營特設保護機關を設くること

此等は到底私設の團體に於て經費上堪へ得さるところのみならず犯罪常習者に對しては權力的制限を加ふるの要あるを以て之を國營と爲すの要あり

一一、更生訓練機關を設くること

一二、被保護者の身分上の障害を除去することに努むること

一三、各種の方法を講じ一層盛んに宣傳に努力すること

一四、各方面の官公廳及諸團體との聯絡を緊密にすること

北海司法保護事業聯盟大會

時　昭和十四年八月二、三日

所　旭川市商工奬勵館

參會者數　四百五十餘名

諮問事項答申

第一、司法保護委員と司法保護團體との聯絡提携に關する件

司法保護委員と司法保護團體とは相互聯絡提携し兩者一體となつて活動するにあらざれば眞に終局の目的を達成するを得ざるものなり。今次大會に提案の協議事項に鑑みるも右二者の關係に於て各別の他別の地位に發展せんとするの憾みあり、依つて其の活動上に付ては協力一致し會談の場合に於ては實際上の問題に付き不絕討議協定し彼此情報を交換すべき制度を確立し以て兩者の機能を發揮せしめ斯業關係者相互に儀禮を厚くし長短相扶け更に一段の工夫を凝して對象者の好伴侶となり緊密に提携するの用意なかるべからず

第二、司法保護團體の經費支辨に關する件竝に合理的保護の確立を企圖するの件

司法保護事業法の制定に基き愈々其の使命に向つて適正活潑なる實踐に移りたるを以て人的資源增强の一として對象者の社會復歸に際し必要なる援助を爲さざるべからず。然るに團體の財政獨立經營の資源に乏しき爲め之が獲得强化に腐心するの餘り鈍重なる活動を爲すの憾みあり、依て其の發達助成に付きては國費を以てし特に保護の實行を伴ふ必然の副作用たる被保護者の一身に要する財的負擔の如きは國庫に於て全部之を支出することとし專ら事業內容の充實に努めざるべからず。而して對象者の變質、低能、白痴の如き特性を考へ合理的保護の確立を圖る爲め主務官廳は地方司法保護委員會に諮り適當なる既設保護團體に對し其の處置を命ずるを適當と認む。

第三、少年保護司の代行者特設の件

少年法實施せられて已に十八年、北海道樺太に於ては懲治主義、感化主義に依り依然刑餘の身と爲さしめ極めて憚如たる感あり、少年審判所の設立未だしとせば少年保護司の職務を代行する者を特設し目のあたり墜ちんとする者を救ひ以て少年審判所の設置を促進するは保護の實績を擧ぐるに極めて緊急なるものなり。

第四、假釋放者の視察監督を保護機關をして取扱はしむるの件

假釋放者の視察監督は保護機關をして掌らしむべきものとす司法保護事業法は刑事政策的重要なる意義を有し其の保護方法、種類等は追て命令を以て定めらるべきも現代に於ける保護の思潮を考慮するに假釋放の恩典に浴するものは行刑の成績良好なるもの多く概ね再犯の虞なきものに對してのみ行はるものなるが故に之を警察視察に付せらるゝは舊時代の遺物なりと信ずるを以て保護機關の制度化と相俟つて之を保護團體に委囑するを適切なる處置とするものなり（少年に對するものは少年保護指定團體をして監督指導を取扱はしむ、假出獄少年取扱規程參照）

第五、既設保護團體に對し勞働訓練所、授産等の設置を要望せらるゝこと多年に及ぶも未だ其の實現に至らざるは遺憾の極みに付き此の際百尺竿頭一步を進め命令を以て適當なる既設團體に其の附設を命ずるを適當とすべし。

第六、助成機關設置の件

司法保護委員會及常務委員會には各自運營資金を保有する要あるを以て附近町村より年々補助金の支出を依頼し町村長には參事參與を委囑し又司法保護委員には相當の旅費日當を支給し實費辨償を爲すの制度を確立するものとす。

第三款　協議會及研究會

支那事變第二年目に於ける昭和十三年及び長期戰の覺悟を愈々深からしむると共に司法保護事業法の實施に因る斯業從事者並に關係者の責務重大を增し加へた昭和十四年に於ては、各地團體主催の斯業關係者の司法保護に關係した協議會及研究會の開催が頻繁に行はれたのである。こゝには其の厖大數に對する一々の記述を避けて置くが、要するに少年保護關係に於ては「少年保護時局對應協議會」と銘打つて少年審判所、保護團體主幹及少年保護事業に關係と理解を有する者相會して時局卽應の協議研究を爲し、或は「少年保護團體研究會」なるものを開催して少年不良化の防止對策を研究した。思想犯保護關係に於ては一般的に關係官廳との聯絡會、特に警察特高課との聯絡協議會、或は工場關係者との聯絡協議會及囑託保護司會が開催せられた。猶豫者及釋放者保護關係に於ては司法保護事業研究會、保護委員協議會等の名稱の下に夫々活發なる協議乃至研究が行はれた。

第五節　從事者の養成及訓練

第一款　釋放者保護事業講習會

第一　免囚保護事業講習會

一　第一回免囚保護講習會

明治四十一年十月監獄協會に於ては免囚保護事業の整備充實を促進する爲司法省後援の下に保護事業に關する講習會を開き、兼ねて協議會を行つて事業の發達に資した。之は我が國に於ける釋放者保護事業の講習會竝協議會の最初のものである。共の要項を掲ぐれば次の如くである。

一、會　場　監獄協會々館
一、期　日　十月八日——十月十五日
一、講習員

講習員職業別			講習員職業別		
推薦方法	各典獄より紹介推薦せしめしもの	六四名	宗教家	三五名	
	東西本願寺より推薦せしめしもの	九名	醫　師	一名	
教　員	九名		土木請負業	一名	
商　人	二名		辯護士	一名	
監獄職員	七名		其の他	一七名	

一、日　程

八日　一般刑事政策に於ける免囚保護事業の地位　帝大教授　牧野　英一

九日
- 午前　免囚保護會ノ組織及管理　司法省参事官　大場　茂馬
- 午前　勞働紹介　法學博士　桑田　熊藏
- 午後　免囚保護會ノ組織及管理　司法省参事官　大場　茂馬

十日
- 午前　免囚保護ニ關スル各種ノ問題　司法省参事官　谷田　三郎
- 午後　精神病的中間者　醫學士　三宅　鐵一

十一日
- 午前　免囚保護實驗　醫學士　三宅　鐵一
- 午後　精神病的中間者　原　胤昭

十三日
- 午前　免囚保護實驗　貴　族　有馬四郎助
- 午後　意識行爲の心理的說明　文學博士　元良勇次郎

十四日
- 午前　免囚保護實驗　原　胤昭
- 午後　感應ノ說　文學博士　前田　慧雲

十五日
- 午前　免囚保護ニ關スル各種ノ問題　司法省参事官　谷田　三郎
- 午後　臨時講話及協議會

以上八日間に亙る講習會は斯業に關する理論と實務に關する知識を修得せしめ、更に協議會によりて斯業運營の相互研究をなす機會を與へて實務遂行上甚大なる效果を齎したると共に出席者相互の聯絡と意志の疏通を計り得たること多大であつた。

二　其の後の免囚保護事業講習會

第二回免囚保護講習會

大正十二年十月六日より十二日まで中央保護會の主催にて監獄協會々館に於て開催。出席者は全國加盟團體の代表者七〇名及び特別參加者三六名。

第三回免囚保護事業協議會

大正三年十月。是より先き中央保護會の事業は輔成會に承繼されたので本回以後は輔成會の主催を以て開催された。

第四回	大正四年十一月	東京	
第五回	大正五年十一月	東京	
第六回	大正六年十一月	東京	
第七回	大正七年十月	東京	
第八回	大正八年　月	東京	
第九回	大正九年九月	東京	
第十回	大正十年九月	東京	
第十一回	大正十一年六月	東京	
第十二回	大正十四年十月	京都	

本回より名稱を司法保護事業講習會と改め又其の開催地は七控訴院管內を順次持廻ることにした。

第十三回	大正十五年十月	仙臺	
第十四回	昭和二年十月	福岡	
第十五回	昭和三年十二月	東京	
第十六回	昭和五年六月	廣島	
第十七回	昭和六年八月	札幌	
第十八回	昭和七年十一月	東京	
第十九回	昭和八年六月	東京	
第二十回	昭和九年十一月	名古屋	

其の後に於ては各地に小規模のものが實施されたに過ぎない。

第二款　少年保護事業に關する養成訓練

第一　沿革

少年保護職員の養成訓練を目的とする講習會は（一）昭和六年十二月東京に於て日本少年保護協會主催を以て（二）昭和七年大阪に於て同協會主催を以て（三）昭和十二年十一月東京に於て同協會主催を以て行はれた外眞宗本願寺派及大谷派の主催を以て數回の講習會が各地に於て行はれた。

第二　昭和十三年に於ける少年保護實務講習會

財團法人日本少年保護協會各支部主催

（一）愛知支部

期間　昭和十三年九月五日より七日迄

場所　名古屋市中區下奥田町崇善館

聽講者　囑託少年保護司、保護團體職員、少年審判所並少年院職員、方面委員、少年教護委員、小學校教員、警察署少年係等百四十餘名

少年保護實務講習會日課（省略）

（二）三重支部

期間　九月十四日乃至十六日三日間

場所　津市社會事業會館

聽講者　囑託少年保護司、少年保護團體職員、少年教護委員、方面委員、小學校教員、町村役場吏員、警察署司法主任等八十八名

少年保護講習會日課（省略）

（三）岐阜支部

期間　九月十九日乃至二十日二日間

場所　岐阜市大谷派本願寺岐阜別院

聽講者　縣下囑託少年保護司、少年保護團體職員、少年教護委員、警察署員等五十六名

少年保護實務講習會日課（自九月十九日至九月二十日）（省略）

（四）大阪、京都、兵庫支部

日本少年保護協會大阪、京都、兵庫の三支部共同主催を以て管下少年保護實務者の講習會を左記要綱に基き九月十二日より同十四日に至る三日間大阪辯護士會館に於て開催せり。聽講者は百四十七名にして各講師の熱心なる講義は聽講者をして時局下に於ける少年保護事業の重要性を自覺せしめ本講習會開催の目的を十分達したり。

少年保護實務講習會要綱

趣旨　時局下に於ける少年保護事業の重責に鑑み少年保護報國の精神を昂揚し保護機能の振作を圖る爲め斯業關係者をして事業の適切なる運營に必要なる知識を習得せしむることを目的とす。

主催　日本少年保護協會大阪、京都、兵庫支部

會期　昭和十三年自九月十二日至同十四日の三日間

會場　大阪辯護士會館

會員資格　囑託少年保護司、少年審判所職員、少年院職員少年保護團體職員

於大阪辯護士會館

少年保護實務講習會時間割

月日						
九月十二日	月	開所式	日本精神ニ就テ	村上　銳夫		
		關西ニ於ケル社會事業殊ニ方面事業ニ就テ	大谷繁次郎	時局下ニ於ケル少年保護事業ノ任務ト運營ノ實狀	松井　善一	
九月十三日	火	國策ノ動向ニ就テ	池松　勝	司法機構ト其運營ニ就テ	吉村　武夫	
		警察機構ニ就テ	永野　俊雄	少年ノ審判手續ニ就テ	辻　三省	
				保護處分ニ就テ	古岩井久平	

九月十四日	水	職業指導ニ就テ　那須時夫	浪速少年院ノ教養　中條伊勢吉	少年保護司ノ實務　秋月鐵三郎
一、辯護士會館ハ大阪控訴院ノ東北ニ接續シ北區刑務支所正門前 一、時間勵行				講習證書ノ授與式ヲ以テ講習會ヲ終了シ午餐會ノ後懇談ニ入ル

（五）尙東京少年審判所管下に於ては、東京は九月九日より三日間築地本願寺、神奈川は同十七日から三日間横濱醫師會館、埼玉は同十九日から二日間浦和埼玉會館、千葉は同二十四日から二日間千葉市教育會館でそれ〳〵開催され、聽講者は東京一一六名、神奈川六一名、埼玉三二名、千葉五〇名であつた。

中國地方少年保護事業講習會

期日　昭和十三年十一月十日より十五日迄（五日間）
會場　廣島市教育會館
主催　本派本願寺
後援　日本少年保護協會
　　廣島控訴院
　　廣島縣
　　廣島市
趣旨　少年保護思想の普及徹底を圖り、少年審判所の機能少年保護團體の經營方法及司法省囑託少年保護司の職務に關する理解と認識を深め、中國地方少年保護事業の發展に資せんとす。

講師

時局と司法保護思潮	司法省保護課長	森山武市郎	
釋放者保護事業の現狀及將來	廣島控訴院檢事長	神谷敏行	
廣島控訴院管內の犯罪情勢と晩近の刑事思潮	廣島控訴院長	櫻田　誨	
少年法概要	廣島地方裁判所長	板野千里	
時局と少年犯罪對策	廣島地方裁判所檢事正	安岡幹四郎	
少年審判制度の理論と實際	大阪少年審判所長	松井善一	
矯正院制度の理論と實際	浪速少年院長	中條伊勢吉	
少年保護司の職務			
思想犯保護觀察制度の理論と實際	廣島保護觀察所長	櫻井忠男	
奥羽地方少年保護事業講習會開催			
一、主催　本願寺派本願寺社會部			
一、後援　司法省保護課			
一、仙臺に於ける社會事業	仙臺市社會課長	佐々本晉	
一、法律より觀たる少年の地位	宮城控訴院判事	民家正夫	
一、映畫と少年		安達太助	
一、時局と司法保護思想	前仙臺地方裁判所檢事正	山本市三	
一、心理學より觀たる不良少年	東北帝國大學助教授	大脇義一	
一、思想犯保護に就て	仙臺保護觀察所長	關川寬平	
一、聽講者　六十七名			

日本少年保護協會
宮城控訴院
仙臺地方裁判所並檢事局
宮城縣
仙臺市
本願寺派本願寺奥羽教區

一、期日　昭和十四年
　　自十一月十四日至十一月十八日
一、會場　仙臺市齋藤報恩會
一、講義時間　二十八時間
一、研究指導　一時間
一、講題並講師

一、少年保護に就て	本願寺社會部長	綴川現城
一、社會事業一般	宮城縣社會課長	河野寔敏
一、司法保護に就て	宮城控訴院檢事長	石塚換一
一、少年保護團體の經營時局と少年取扱に就て	東京服業治產會理事	藤園憲哲
一、檢事と少年	宮城控訴院檢事	北岡淳
一、犯罪少年の保護に就て	宮城控訴院檢事	柾木逸郎
一、少年審判制度の理論と實際	東京少年審判所長	石井謹爾
一、少年保護司の職務	多摩少年院教官	大坪與一
一、時局下に於ける我國行刑の動向	宮城刑務所長	小橋川昭慶

第三　少年保護職員講習所

昭和十四年九月財團法人日本少年保護協會に於ては特に非常時局下に於ける少年保護事業の重要性に鑑みる處あり少年保護事業の改良發達竝充實を圖る目的を以て少年保護事業研究所竝に少年保護職員講習所を設置し左記の通り各規定を定めた。

（一）財團法人日本少年保護協會少年保護事業研究所規程

第一條　財團法人日本少年保護協會ニ少年保護事業研究所ヲ置ク

第二條　本所ハ少年保護事業ノ改良發達ヲ圖ル爲少年保護ニ關スル理論竝實踐ニ關スル調査研究ヲ遂ゲ且必要ナル諸施設ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三條　本所ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一　少年保護ノ理論竝實踐ニ關スル調査研究
二　青少年問題竝兒童問題ニ關スル調査研究
三　少年ノ保健及精神衞生ニ關スル調査研究
四　少年保護ノ立場ヨリミタル家庭及環境改善ニ關スル調査研究
五　少年保護事業ニ關スル理論的實踐的指導
六　少年保護相談ニ關スル調査研究及實踐的指導
七　少年保護ニ關スル圖書及資料ノ蒐集整理展覽
八　調査研究ニ伴フ圖書其他諸資料ノ刊行
九　少年保護ニ關スル研究會座談會等ノ開催
十　少年保護從事員ノ錬成
十一　其ノ他必要ト認ムル事項

第四條　本所ニ左ノ役員ヲ置ク

所長　一人
次長　一人
顧問　若干人
評議員　若干人

第五條　所長ハ財團法人日本少年保護協會會長ヲ以テ之ニ充テ次長ハ同副會長ヲ以テ之ニ充ツ
所長ハ本所ヲ代表シ所務ヲ總理ス
次長ハ所長ヲ輔佐シ所長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
顧問及評議員ハ學歷經驗アル者ニ就キ所長之ヲ委囑ス
評議員ハ評議員會ヲ組織シ重要事項ヲ審議ス

第六條　本所ニ研究委員及助手各若干人ヲ置ク
研究委員ハ少年保護ニ關シ學識經驗アル者ニ就キ所長之ヲ委囑ス
研究委員ハ本所ニ於ケル調査研究ヲ擔當ス
助手ハ所長之ヲ命ズ

第七條　本所ニ左ノ職員ヲ置ク

主事　一人
書記　若干人

主事及書記ハ所長之ヲ命ズ
主事ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ處理ス
書記ハ上司ノ指揮ニ依リ庶務ニ從事ス

第八條　第三條第九項ノ目的ヲ達スル爲本所ニ少年保護職員講習所ヲ置ク

少年保護職員講習所ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

(二)　少年保護職員講習所規程

第一條　本所ハ少年保護事業ニ從事シ又ハ從事セントスル者ニ對シ必要ナル理論ヲ授ケ實務ニ習熟セシメ以テ少年保護職員トシテノ識見技能ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二條　本所ニ左ノ役職員ヲ置ク

所長　一人
講師　若干人
主事　一人
書記　若干人

第三條　所長ハ少年保護事業研究所長ヲ以テ之ニ充ツ
講師ハ少年保護事業研究所研究委員中ヨリ所長之ヲ委囑ス
主事ハ少年保護事業研究所主事ヲ以テ之ニ充ツ
書記ハ所長之ヲ命ズ

第四條　所長ハ本所ヲ代表シ所務ヲ總理ス
講師ハ所長ノ命ヲ承ケ研究生ノ指導訓育ヲ掌ル
主事ハ所長ノ命ヲ承ケ常務ヲ處理ス
書記ハ上司ノ指揮ニ依リ庶務ニ從事ス

第五條　第二條ニ定ムル役職員ノ外囑託及雇員ヲ置クコトヲ得
囑託及雇員ハ所長之ヲ依囑シ又ハ命ズ

第六條　本所ニ左ノ二科ヲ置ク

本科
研究科

第七條　本科ニ於テハ將來少年保護事業ニ從事セントスル者ヲ養成ス

第八條　本科ニ入所シ得ル者ハ專門學校ヲ卒業シタル者若クハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認メタル男子又ハ女子トス

第九條　本科ノ研究期間ハ一年トシ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十條　本科ノ定員ハ十人トス

第十一條　本科ノ課程ハ學科ノ研究論文及見學トス
學科ハ左ノ十科目トシ適宜科外講話研究會等ヲ行フ
但シ研究生ノ學歷ニ應ジ其ノ一部ヲ免除スルコトアルベシ

日本精神、少年保護其ノ他ノ司法保護關係法規、司法保護團體經營、司法保護委員制度、社會事業一般、社會教化事業一般、刑事政策學、教育學、心理學、社會學

學科ハ原則トシテ入所當初ノ三月間ニ之ヲ履修セシム
實科ハ少年保護其ノ他ノ司法保護關係機關及司法保護團體ニ就キ少年保護事業ノ實務ノ訓練ヲ爲ス
見學ハ司法保護施設社會教化社會事業關係施設ニ就キ之ヲ行フ

第十二條　入所志願者ハ所定ノ樣式ニ依ル入所願書ヲ提出スベシ

志願者ニ對シテハ銓衡ノ上入所ヲ許可ス

第十三條　研究生ニ對シテハ一人月額三十圓以內ノ手當ヲ支給スルコトヲ得

第十四條　研究生ニシテ將來少年保護事業職員タルニ適セズト認メタル者ニ對シテハ退所ヲ命ズルコトアルベシ

前項ノ場合ニハ既ニ支給シタル手當ヲ返還セシムルコトアルベシ

第十五條　本科ノ課程ヲ修了シ卒業研究論文ヲ提出シタル者ニ對シテハ修業證書ヲ授與ス

第十六條　本科ノ課程ヲ修了シタル者ニ對シテハ本所ニ於テ關係ノ官廳及團體等ニ就職ヲ斡旋ス

第十七條　研究科ニ於テハ現ニ少年保護事業ニ從事スル者ヲ入所セシメ必要ナル指導訓練ヲ行フ

前項ノ目的ヲ達スル爲一月以上一年以内ニ於テ長期又ハ短期ノ講座ヲ開設ス

入所資格講座内容及開設期間其ノ他必要ナル事項ニ就テハ其ノ都度所長之ヲ定ム

附　則

本規定ノ實施ニ就キ必要ナル細則ハ所長之ヲ定ム

　共の第一回研究生十四名に對しては十月十八日午前十時半澁谷區千駄ケ谷日本少年保護協會新館に於て入所式が行はれた。當日所長森山保護課長の挨拶は次の通りである。

『本協會に於て豫てから計畫してをりました「少年保護事業研究所」及び「少年保護職員講習所」を愈々開設する運びに至り、本日來賓各位及び第一回研究生諸君と共に此處に開所式並に入所式を擧行するに至りましたことは、御同慶に堪へざる次第であります。

　翻つて我々が今日當面してをる時局を看ますに國家の立場から致しまして何が最も重要であり切實な問題であるかと申しますならば、第一に人的資源の愛護並にその培養であり、第二には治安の確保を期して國民生活の秩序を保つといふことであります。

　この二つの國家的な觀點から看まするならば我が少年保護事業なるものは、誠に重要な性質を有する仕事であります。即ち幼き子弟を誤りなく育成し不良化を防止して健全有爲なる第二國民として保護善導するといふことは、人的資源の愛護の立場からも、更にまた治安を全からしむるといふ點から致しましても、極めて重要性を持つてをるのであります。

　それでありますから少年保護事業に於てもその成果を全からしむるためにはその運營機構を充分整備しなければならないのであります。現に少年法に致しましても日本全國の中僅か三府十一縣しか目下の處その施行運營が爲されて居るに過ぎないのでありまして、それ以外の地方の少青年は、同じ日本國民でありながら、愛の法律と云はれてゐる「少年法」によつて、情ある保護處分の恩典に浴し得ないのであります。之は當局に於ても充分考慮致してをるのでありまして、その全國的實施のためには不斷に努力致して參るのでありますが、一方運營機構の整備と共に實務に當る優秀なる人物が必要であるといふことは今更申すまでもないのであります。

　此のことは斯界の識者によつて永年唱導され熱望されてゐたのでありますが、今回日本少年保護協會に於て逸早く着眼しその要望を充たして行くために此處に少年保護職員講習所を研究所に併設致しまして第一回の研究生諸君を迎へたわけであります。今回研究生を募集致しましたに就いては、募集人員の定員を超えること約三倍の多數に及び、その選拔には何れも甲乙の差つけ難く仲々に骨の折れたことでありましたが、それだけに又斯る優秀な方々を迎へることの出來たことは我が少年保護事業のために誠に慶賀に堪へない次第であります。

　諸君が今後に於て少年保護に意を致し認識を深むると同時に學的研鑽を積んで充分斯業の第一線戰士として奮闘せらるゝやう期待致す次第であります。

　最後に來賓各位に一言申上げます。本日は御多忙の所を御臨席賜はりまして、斯く盛なる開所式及び入所式を擧行致すことの出來たことを厚く感謝致す次第で御座います。各位には今後とも御助力を仰ぐことが多分に多いのでありまするが、斯業の發達進歩延いては國家として重要なる人的資源の愛護・治安確保のために御盡力賜はりたいと存じます。

　一言以て御挨拶と致す次第であります。』

少年保護事業研究所附設
少年保護職員講習所講習科目講師

科目	擔任講師	
日本精神	國民精神文化研究所研究員 文學博士	紀平　正美
司法保護總論	所長（司法大臣官房保護課長） 法學博士	森山武市郎
少年法及矯正法	司法事務官	福原　忠男
少年保護事業各論		
少年審判制度概論	次長（東京少年審判所長）	石井　謹爾
少年審判實務	少年審判官	内丸　廉
同	同	前田　偉男
同	同	若林虎之助
同	同	高野　重秋
同	少年保護司	德永　憲淳
少年保護實務	同	大西　鄰一
同	同	德　武義
矯正教育	多摩少年院長	小川　恂威
少年保護團體實務	（少年保護團體主任數氏）	
刑事政策	判事	坂本　英雄
少年行刑	司法書記官	安達　勝清
集團（行刑）衛生	司法衛生官	芥川　信
思想犯保護制度	司法事務官	岡本　吾市
司法保護委員	司法省囑託	大石　三良
司法保護團體	同	大坪　與一

青少年の審理	法政大學教授　城戸幡太郎
保護少年の醫學的考察	矯正院醫官　谷　貞信
犯罪心理	（未定）
社會病理	（未定）
社會調査法	（未定）
ケース・ワーク	（未定）
兒童救護事業	厚生省關係官及び武藏野學院　菊池　俊諦
少年職業輔導	東京職業紹介所長　糸井　謹治
救濟救護事業	（未定）
セツツルメント	少年保護研究所主事　鵜澤　忠
社會政策	（未定）
社會教育及社會教化	（未定）
精神衞生	東京少年審判所囑託　成田　勝郎
最近の思想問題ト思想運動	司法書記官　清原　邦一
輓近教育思潮	東京帝國大學教授　入澤　宗壽
宗教と刑事政策	文學博士　同　法學博士　小野清一郎
其他科外講義	（諸名士、實務家等）

見學先

東京少年審判所、多摩少年院、小田原少年刑務所、浦賀海上支所、小菅刑務所、東京衞戍刑務所、星華學校、服業治産會、世光寮、娘の家、少年教護院、水上學校、猿江善隣館、愛國婦人會隣保館、二葉保育園、婦人セツツルメント、愛育會研究所、愛育隣保館、松澤病院、上宮教會、東京市養育院、浴風會、職業紹介所、海軍工廠、映畫製作所、勞働宿泊所

第三款　司法保護委員の指導訓練

第一　指導訓練に關する指令

昭和十三年九月十三日を期して司法保護委員制度を實施せんとして、全日本司法保護事業聯盟に於ては準備工作を進めたが、その一つとして司法保護委員規定實施要綱を決定し、その方針を指示したが、その中司法保護委員の指導訓練に關しては次の通りである。

司法保護委員規定實施要綱（抄）

（第二）司法保護委員の指導訓練に關する事項

一　司法保護委員の指導訓練に關しては地方的事情に應じて講習會、研究會、座談會等を適宜開催すること

二　指示其の他諸種刊行物等に依り共の指導訓練の徹底を期すること

三　各地方裁判所管內毎に年一回司法保護委員協議會を開催すること

四　各支部毎に年一回司法保護委員大會若くは協議總會を開催すること

五　年一回全國司法保護委員大會を開催すること

六　司法保護委員事業に關係ある役員はなるべく司法保護委員會の會議に出席して司法保護委員の指導に努むること

又昭和十四年一月司法保護委員制運用委員會を設け、司法保護委員制の實施に際し、司法保護委員其の他同役職員をして同制度に對する知識を修得せしむると共に、其の運營に關する實務を指導訓練するを目的として左記協議會竝に講習會を開催することに決定した。

一、聯盟支部を中心とする司法保護協議會

二、司法保護常務委員會に於て開催する講習會

一、聯盟支部を中心とする司法保護協議會

（一）目的　司法保護委員制度に對する知識と其の運營に關する實務を修得せしめ、特に司法保護常務委員會常任者と司法保護委員の指導訓練竝に關係官廳、社會施設との接渉等に關する指導を爲すと共に、聯盟支部內の聯絡統制の事業運營に關する研究打合を爲す。

（二）主催　聯盟支部

（三）會場　控訴院所在地、但し事情に因り之を變更することを得ること

（四）期間　二日間

（五）出席者　司法保護常務委員會常任者及各保護區より一名の司法保護委員を出席せしむるを原則とすること

（六）講習科目と協議會日程

第一日	午前九時より同十時迄	1.畢式 2.司法保護委員制に關する理論
	同十時半より正午十二時迄	檢察、裁判、行刑と司法保護に就て
	午後一時より同三時迄	一般社會事業に就て
	午後三時より同五時迄	司法保護委員制に關する實務に就て
第二日	協議會	同上
	同上	同上
	同上	同上

（イ）司法保護委員制に關する理論及實務に就ては聯盟本部より講師を派遣すること

（ロ）檢察、裁判、行刑と司法保護に就ては其の地方警察部、裁判所、刑務所、少年審判所、保護觀察所其の他より適當なる講師を招聘すること

（ハ）一般社會事業に就ては其の地方府縣市社會課長其の他を招聘して當該地方に於ける社會事業の現況との聯絡等に關する講義を依頼すること

（七）經費　聯盟本部と同支部に於て負擔す但し本部の負擔は概ね本部より派遣する講師に關する費用とすること

二、司法保護常務委員會に於て開催する講習會

（一）目的　司法保護制度に關する知識竝に其の運營に關する實務を修得せしむると共に、特に司法保護全般に關

する概念と被保護者の保護指導の實務に關する指導訓練を爲すこと

(二)　主催　司法保護常務委員會

(三)　會場　適宜選定

(四)　期間　二日間、但し地方の事情に因り一日間となすことを得ること

(五)　出席者　司法保護委員及司法保護事業に携はる者たること

(六)　講習科目

	午前九時より	同十時より正午十二時迄	午後一時より同三時迄	午後三時より同五時迄
第一日	開講式	司法保護事業に就て	司法保護委員制度の理論と實務に就て	同上
第二日	社會事業に就て	科外講義	實務研究座談會	

一　司法保護事業に就て

檢事正、刑務所長、保護觀察所長、其の他適當なる講師をして平易簡潔に斯業に關する知識を修得せしむること

一　司法保護委員制の理論と實務に就て

聯盟本部より招聘若くは各地方に於ける關係者を招聘して司法保護委員制の實務を中心として講義せしむること

一　社會事業に就て

府縣市社會課長共の他を招聘して當該地方に於ける社會事業一般の講義を依頼すること

一　科外講義

前記以外適當なる科目に就き講師を招聘すること

(七)　經費　司法保護常務委員會の負擔とすること

第二　第一回司法保護委員講習會

而して十二月五・六日兩日の第二回全日本司法保護事業大會を機に上京の司法保護委員を一同に會し本事業の健全なる發展に資する爲別記要綱に依り第一回司法保護委員講習會を開催すべく全國に指令した。

全司聯第一八一號
昭和十四年十一月十日

全日本司法保護事業聯盟
常務理事　森山武市郎

司法保護委員會長殿

第一回司法保護委員講習會開催ノ件

今般司法保護事業法ノ施行ニ伴ヒ司法保護委員令ノ制定ヲ見玆ニ司法保護委員制度ノ確立ヲ見ルニ至リタルハ邦家ノ爲大慶至極ニ御座候就テハ向後一層銃後奉公ノ徹底ヲ期スルト共ニ本制度ノ健全ナル發展ニ資スル爲左記ニ依リ司法保護委員講習會ヲ開催致度候間何分ノ御協力賜度此段御依頼申上候

記

(一)　司法保護委員講習會開催要綱ハ別紙ノ通

(二)　貴管下司法保護委員中ヨリ特ニ保護ノ實務ニ熱心ニシテ指導的人士二名乃至三名ヲ本月二十日迄ニ本聯盟宛御推薦相成度尚多數受講セシメ度向ハ豫メ本聯盟ニ交渉セラレ度（申込書ハ別紙使用ノコト）

(三)　本講習會出席者ハ成ルベク第二回全日本司法保護事業大會（十二月五、六日）ニ出席セラレ度

第一回司法保護委員講習會開催要綱

一、趣　旨　司法保護委員制度ノ法制化ニ際シ一層銃後奉公ノ徹底ヲ期スルコト

二、主　催　全日本司法保護事業聯盟

三、後　援　司法省

四、會　期　十一月三十日（木曜日）ヨリ十二月三日迄四日間

五、會　場　明治神宮外苑日本青年館

六、受講者　約一五〇名

各司法保護委員會長ノ推薦ニカカル者ニシテ司法保護委員會關係者又ハ管下常務委員若ハ司法保護委員ニシテ適當ナル者ノ中ヨリ二名乃至三名ヲ受講セシムルコト

七、講習科目

司法保護事業概論
檢察、裁判及行刑ト司法保護事業
社會事業ト司法保護事業
司法保護事業ニ於ケル司法保護委員制度
司法保護委員ノ心構ヘニ就イテ
外ニ科外講演及見學

八、講習修了者ニハ修業證書ヲ交付スルコト

九、會費不要

一〇、旅費ハ出席者ニ於テ負擔ノコト

一一、會期中ハ日本青年館宿泊部ニ宿泊ノコト（但シ宿泊料ハ主催者ニ於テ負擔ノコト）

一二、受講者ハ十一月二十九日午後七時迄ニ日本青年館ニ到着ノコト

右の指令に基き昭和十四年十一月三十日より十二月三日迄四日間、明治神宮外苑日本青年館に於て第一回司法保護委員講習會が開催せられた。その實施狀況は左の通りである。

(一)　講習科目及講師

司法保護の精神	司法次官	岩村　通世
司法保護事業概論	司法大臣官房保護課長	森山武市郎
檢察、裁判及行刑と司法保護	法學博士	岡本　吾市
我國の家族制度と司法保護	司法事務官	戸田　貞三
社會事業と司法保護事業	東京帝國大學教授	原　泰一
現下職業紹介事業の趨勢	全日本方面委員聯盟常務理事	糸井　譲治
司法保護委員の實務に就て	東京職業紹介所長	谷内庄太郎
檢察、裁判及行刑ト司法保護事業	東京拘置所長	

現下日本の財政經濟に就て　高橋經濟研究所長　高橋　龜吉
日本精神文化　國民精神文化研究所　小野　正康
所　員

（二）日　程

十一月三十日（木）	開講式	岩村講師	晝食	森山講師	原講師	9.00
十二月一日（金）	岡本講師	小野講師	晝食	糸井講師	研究會	9.30
十二月二日（土）	戸田講師	高橋講師	晝食	終了式	懇談會	10.30
十二月三日（日）	（宿舍出發）	谷内講師	晝食	東京拘置所見學		12.00
						1.00
						2.00
						2.30
						4.00

備考　一、開講式前各自明治神宮參拜のこと
　　二、三日は會場の都合により東京拘置所に至り谷内所長の講話を聽き同所を見學のこと

（三）開講式

一、日　時　昭和十四年十一月三十日午前九時三十分より
一、場　所　明治神宮外苑　日本青年館
一、式次第　　司會　大石囑託
　一、開會の辭
　二、國歌齊唱
　三、宮城遙拜
　四、默　禱
　五、式　辭
　六、祝　辭
　七、誓　詞
　八、閉會の辭

（四）閉講式

一、日　時　昭和十四年十二月二日午後一時より
一、場　所　明治神宮外苑　日本青年館
一、式次第　　司會　大石囑託
　一、開會の辭
　二、國歌齊唱
　三、宮城遙拜
　四、修了證書授與
　五、會長挨拶
　六、答　辭
　七、萬歲三唱
　八、閉會の辭

以　上

尙地方的なものとしては
場　所　東京拘置所講堂
目　的　司法保護委員に有效適切なる活動方依頼の爲、檢察、裁判、行刑、保護との關係竝に社會情勢と保護との關係を講習せしめ、將來司法保護委員の指導に衝るべき者の養成を目的とす

講習生及聽講生　東京控訴院管內より一縣四、五名の割合にて選出す、講習生五十一名、聽講生三十三名計八十四名
修了證書　本講習修了者に夫々修了證書を授與す

第四款　文書に依る指導聯絡

第一　機關雜誌

全日本司法保護事業聯盟に於ては昭和十二年十一月以降機關紙「司法保護」を刊行し、司法保護事業全般の指導聯絡に資してゐたが、昭和十三年一月十七日にはかねて出願中であつた第三種郵便物としての認可をも得たので、一層その內容の充實に努め、一月には特輯國民精神總動員第四輯を刊行して第二回强調週間の趣旨徹底に努力し、二月には紀元節に際し長くも恩赦の大詔を拜したので特輯恩赦記念號を編輯し三月及四月には少年保護記念日に關して特に編輯をなす等常によりよき成果を得るに努力して來てゐるが、その印刷部數も一萬一千を超ゆる狀況である。殊に本年一月には全國各地に地方聯絡員を設けて地方事情を明かにするに努めた結果、內容も次第に改善されて來て司法保護事業界の一つの大なる指標となり、司法保護事業の明日への動向を知るに缺くべからざるものとなつた。

少年保護に關する機關雜誌としては左記のものを擧げることが出來る。

日本少年保護協會大阪支部に於ては昭和四年一月以來機關誌「我が子」を月刊として發行して來た。之は昭和五年一月から大阪・京都・兵庫の三支部の共同發行となつた。而して此の雜誌は昭和十年十二月廢刊されたが、右廢刊となるまでに第八十四回の刊行回數を見た。

又日本少年保護協會東京支部に於ても昭和五年二月以來機關誌として「德風」を不定期に發行して少年保護思想の普及と研究に稗益するところ甚大であつた。「德風」も昭和十年十二月に廢刊されたが、それ迄に第二十一回の發行回數を算へた。

右「我が子」「德風」の二誌は少年保護の研究と其の保護思想の普及に多大の寄與をなしたのであるが、日本少年保護協會は少年保護の研究と保護思想の普及を徹底せしむるため右機關雜誌を統合して昭和十一年一月十七日から本部に於て月刊雜誌「少年保護」を發行するため、いづれも昭和十年十二月を以て廢刊することにしたのである。

日本少年保護協會本部では前記の次第によつて昭和十一年一月十七日、月刊雜誌「少年保護」を創刊した。同誌は菊判で普通號百頁餘のもので、爾後引つゞき每月發行し、少年保護思想の普及及少年保護竝に其の事業の研究啓發に多大の功績を擧げてゐる。

財團法人昭德會の機關誌として「昭德會報」の月刊發行がある。昭和十一年八月の創刊であつて、當初の發行部數は一、六〇〇部であつたが、昭和十二年末現在は三、〇〇〇部に達してゐる。

又同聯盟では、かねて司法保護委員の指導聯絡を目的とする機關紙の發行を企圖してゐたが今般とりあへず聯盟機關紙「司法保護」の附錄の形式で、「司法保護委員通報」なる名稱の下に機關紙を發行するに決定、昭和十四年四月十日第一號を發行し、全國各司法保護常務委員會を通じて關係各位に配付し、司法保護委員事業の發展に資したが、其後も每月刊行した。

第二　其の他の出版物

全日本司法保護事業聯盟から昭和十二年八月二十日に「司法保護叢書」第一輯「司法保護事業の展望」を刊行して、事業の發展に努めたが、昭和十三年一月以降五月末迄に刊行したものは八種に及びその內容は左の如くである。

（1）司法保護叢書第二輯「轉向者の祖國愛」二月二十六日發行四月十八日再版、部數六千部——今次事變に際し日本精神に醒めた轉向者群の報國の赤誠を集錄したもの

（2）司法保護叢書第三輯「保護少年の祖國愛」三月十二日發行五月四日再版、部數四千部——事變以來、不良の行爲又は犯罪のために少年審判所によつて保護指導されてゐる少年達が國民的自覺に甦つて愛國の至情により生み出された幾多の佳話を集めたもの

（3）司法保護叢書第四輯「國民精神總動員と轉向者の活動」三月二十日發行、部數三千部——國民精神總動員が實施されてより轉向者が思想國防の見地に立つて同運動に寄與しつゝある實績を編輯したもの

（4）司法保護叢書第五輯「硝煙の中を馳驅して——轉向者前線慰問報告」三月二十日發行、部數三千部——昨年十月同聯盟が時局に鑑み國民精神總動員運動の一翼として攻共思想戰に資するところあらんため、優秀轉向者を以て皇軍慰問團を組織し北支及上海に派遣したがその貴重なる現地報告書を編輯したものである。

（5）司法保護叢書第六輯「時局とインテリゲンチヤ」四月二十日發行、部數五、〇〇〇部——本輯は時局下に於けるインテリゲンチヤの進路に關し一つの示唆に富む講演筆記を刊行したものである。

（6）司法保護叢書第七輯「昭和十二年全日本司法保護事業大會報告書」四月二十五日發行、部數二、五〇〇部——昨年五月東京に於て開催せられた全日本司法保護事業大會は我國の司法保護史上に巨大なる一線を劃するものであり且つ斯業の前途に對し一大巨火を點じたものである

が、その永遠に記錄さるべき大會の經過記錄を編纂したものである。

（7）司法保護叢書第八輯「時局と少年保護」四月八日發行、部數一〇、〇〇〇部——この非常時局下に於ける少年保護事業の重要なる所以を述べ且つ少年保護事業に關する事例を併せ編したもの。

（8）司法保護叢書第九輯「司法保護事業の動向（その一）」諸家に聽く」五月十五日發行、部數三、〇〇〇部——本年一月より全國各地の識者に對し、時局に鑑み司法保護事業に關し特に留意すべき點を照會して回答を求め機關紙「司法保護」誌上に揭載して來たが、その回答には啓蒙せられ且つ頗る有益なるものがあるのでそれ等を蒐錄したものである。

これ等司法保護叢書の刊行は豫期以上の成果を收め且つ一般社會に對する反響も極めて大なるものがあつた。

尙其後昭和十三年七月八日に司法保護叢書第十輯青木一男氏述「國家總動員法を中心としての國策」及び第十一輯大竹武七郎氏著「國家總動員法の話」を、又九月十三日の司法保護記念日に使用する目的を以て、左の數種印刷刊行した。

次いで第十二輯、司法保護事業の動向　諸家に聽く（その二）

第十三輯　司法保護處分法への覺書

第十四輯　一死報國戰場の華　三、〇〇〇部

第十五輯　司法保護委員制度の話

第十六輯　司法保護事業家の體驗談

第十七輯　裁判と保護

第十八輯　戰場に輝く赤誠報國

第十九輯　興亞の礎石

第二十輯　母への期待

第二十一輯　司法保護委員への期待

第二十二輯　長期戰と司法保護

第二十三輯　挺身報國の誓ひ

を昭和十四年中に刊行した。

第六節　奬勵、助成及表彰

第一款　奬勵

第一沿革

我が國建國以來二千六百年寬恕の政以て下を率ひ、忠厚の俗以て上を奉じて來た。大寶年間唐の制度に倣ふものが多かつたが、其の律を施すに至つては、定律より寬に處せらるゝのが常であつた。其の間政の汚隆、時の治亂はあつたが、光被の德は率土に沿かつた。保元以降武士政權を專らにして

から寛恕忠厚の徳風大に頽廃した。併し徳川時代泰平三百年文化の興隆治政の普及に因り、萬民處を得て業に勵み忠厚の俗漸く成り、寛恕の政従て生る。寛政二戌年二月二十日寛恕の政の一として、國家自ら司法保護事業を經營するに至つた。即ち

此後無宿共加役方人足ニ取建被仰付候間石川大隅守屋敷裏（即今石川島ト云）葭沼一萬六千三十坪餘御用地ニ成右ノ内へ地所築立之儀追々可相伺候事

右場所以來加役方人足寄場ト可被唱候

獄制沿革徴略に依れば

石川島人足寄場（俗ニ役夫ヲ稱シテ人夫ト云フ寄場トハ其ノ役夫ヲ聚合スル地ト云フ意ナリ）ハ徒刑ニ類似スルモノニシテ懲治ノ意ヲ寓スルモノナリ其ノ方法左ノ如シ

光格天皇寛政二年（即紀元二千四百四十一年第十世將軍徳川家齊ノ時ナリ）江戸海灣中ノ石川島ニ於テ人足寄場ヲ設ケ無籍無賴ノ笞刑ニ處セラレ即時放釋シ難キ者ヲ此ニ移シ官ヨリ衣食ヲ給シ搾油等ノ役ニ服セシム厥後同天皇享和文化ノ際（即紀元二千四百五十八年ノ頃ナリ今其年月ヲ審カニセス）ニ至テ有籍ノ者ト雖トモ笞刑ニ處セラレタル後其ノ親戚故舊ノ下付スヘキ無キトキハ布タ此ニ移シテ作業セシメ之ヲ懲治スルヲ旨トス若シ役場ヲ遁逃スルトキハ罰スルニ墨鯨ヲ以テス（墨刑ハ其左腕ニ十字ヲ點ス）

寄場奉行一員ヲ置キ之ヲ管守セシム其ノ隷屬スル者元締アリ勘定役アリ下勘定役アリ醫員アリ書丁アリ水夫アリ

遁逃センコトヲ謀リ若クハ竊盜シ賭博スル者アレハ戻外ノ外標ニ縛シテ之ヲ懲ラス

列藩亦タ往々徒場ヲ設クル者アリ其ノ役使ノ方法等固ヨリ異同ナキ能ハス今之ヲ略ス

明治元年十月晦日假刑律を定めらるゝに及びて各地に在つた人足寄場は多く徒刑の執行場として便宜使用せられた。其の一例證は

明治二年二月

長崎府郡用方掛
町方掛

大黒町ニ取建有之元人足寄場當時徒刑場ニオイテ市郷之賃錢凡三ツ割二ツ割ヲ以精米爲渡候ニ付相願度者ハ同所へ可申出猶徒刑人足共雇入度者モ有之候ハヽ願次第同樣之賃錢ヲ以差遣候間是又同所へ可申出右ハ救助之一端ニ付是迄之仕來ヲ一變シ手數向至極簡易ニ致シ庶民之勝手ヲ重ニ取計候間必無斟酌可願出（以下略）

假刑律の公布と共に在來の人足寄場が、徒場に使用せられたところが少くないが、人足寄場が併置せられて居つたのである。次で明治三年二月二日刑部省回達に

佃島人足寄場之儀徒場ト相改候條此段及御回達候也

以後司法保護の國營は廢止せられたかといふと、さうでもなく、其れは左の掛合で明かである。

（明治三年六月十七日刑部省ヨリ民部省へ掛合）

元民政裁判所掛別紙名前之者共先般　主上御元服被爲濟候御大禮之御赦ニ被免追テ箱館表人足寄場へ可被差遣旨御申渡當時在牢中ニ候處右人足寄場之儀急速御決可相成儀ニ無之候間（以下略）

右の如く自然に司法保護の國營は立消となつたが、其の後の法令中に、司法保護に關する幾多の取扱規定が斷片的に制定せられて居り、國家が此の司法保護の重要性を認めて、努力を拂つたことは明かであるが、明治十三年の刑法改正準備整ふに從ひ、歐米の應報主義の刑罰觀念の浸潤と共に、司法保護の規定は漸次影を潜め、司法保護は國家としては、甚だ力なき存在となつて仕舞つた。而して等しく保護行爲と見るべきことも、懲治或は監視として刑罰の分野に於て取扱はれることとなつた。

越えて明治四十年現行刑法が目的主義を標榜して生れるに及んで、遽に司法保護事業の必要が認識せられ、政府當局者自ら宣傳大に努めるに至り、現大審院長泉二博士、故大阪控訴院長谷田博士等各地を遊説して輿論を喚起せられた。これと同時に、即ち明治四十年一月井上彦右衞門氏が貴衆兩院に對し保護事業の國費經營を建議したのであるが、同議會に於て政府は免囚保護事業奬勵費の科目を新設し豫算一萬圓を計上して愈々積極的に司法保護團體の指導奬勵に當ることとなり、同年十月司法省訓令監甲第五四六號を以て左記の通り免囚保護事業奬勵費取扱手續を規定し、各典獄に通牒を發したのである。これが我が國に於て司法保護事業助成のための奬勵金の支出の嚆矢である。

免囚保護事業奬勵費取扱手續

第一　免囚保護事業奬勵費ヲ受ケントスル者アルトキハ其事業ノ主管者ヨリ本手續第三以下諸項ニ相當スル條件ヲ遵守スヘキ旨記載ノ申請書二通ヲ提出セシムルコトヲ要ス

申請書ニハ出獄人保護ニ關スル規則及ヒ資産表竝ニ設立後數年ヲ經タルモノハ其ノ事業ノ成績ニ關スル書類ヲ添付セシムヘシ申請書ヲ差出シタル者アルトキハ事業經營ノ方法、將來維持ノ狀況竝ニ申請者ノ人格等ヲ調査シ意見ヲ付シテ進達スヘシ

第二　奬勵費交付ノ認可ヲ得タルトキハ請求書ヲ徴シ進達スヘシ

第三　奬勵費ノ交付ヲ受ケタル者ハ其事業ノ經營上ニ就キ典獄ノ指示ヲ受ケシムヘキモノトス

第四　奬勵費ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ其主管者其他規則等ニ異動アルトキハ司法大臣宛申報セシムヘシ

第五　奬勵費ノ交付ヲ受クル者ニシテ出獄人保護事業ノ目的ニ適セスト認ムルトキハ意見ヲ付シテ其狀況ヲ報告スヘシ

司法大臣ハ情狀ニ依リ奬勵費ノ交付ヲ取消若クハ停止スルコトアルヘシ

第六　奬勵費ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ左ノ樣式ニ依リ其ノ年度ノ事業成績表收支計算書竝ニ資產表ヲ調製セシメ意見ヲ付シテ翌年度四月二十日迄ニ進達スヘシ

出獄人保護事業成績表
收支計算書　樣式省略
資產表

斯くして明治四十年度に於ける最初の司法省奬勵金は左記二十六團體を銓衡し交付せられたのである。

記

眞哉會	齊修會	自立會	
幼年保護會	山梨以德會	茨城縣聯合保護會	
靜岡勸善會	新潟縣保護會	京都感化保護院	
博愛職工學會	自成會	德島厚性社	
讃岐修齊會	高知慈營協會	愛知縣自啓會	
廣島保護院	廣島向上會	下關保護院	
愛媛保護會	大分縣保護會	日州保護會	
岩手保護院	福島遷喬會	羽陽和光會	
秋田至仁會	網走慈惠院		

爾來左記の通奬勵費として年々引續き豫算に計上せられ其の交付團體も年々增加せらるゝに至つたのである。

記

明治四十年	一〇、〇〇〇圓	二六團體	
同四十一年	同	二九團體	
同四十二年	同	二九團體	
同四十三年	同	三三團體	
同四十四年	同	五〇團體	
同四十五年	三〇、〇〇〇圓	五〇團體	
大正　二年	同	五〇團體	
同　三年	同	五〇團體	

斯くの如く明治四十五年に至り奬勵費は一躍三萬圓に增加せられ、從つて交付團體も初年度の約二倍に增加し、斯業もやゝ進展の機運を促進し司法省に於ても一層之が指導監督に留意するに至つたのである。

乃ち明治四十二年の典獄會議の注意事項として「保護事業ニシテ奬勵費ノ交付ヲ受ケタルモノニ對シテハ典獄ハ時々巡視シテ監督ヲ爲シ其ノ狀況ハ時々之ヲ報告スルノ注意アルヲ要ス」と指示し更に同年九月監獄局長通牒監甲第一一六六號を以て「本年四月典獄會議ノ際ニ於ケル注意事項第二十五項出獄人保護事業ニ關スル件ノ巡視報告ハ整理ノ都合有之候ニ付每年四月十日ヲ期シ御提出相成度此段及通牒候也」と通牒して愈々積極的に指導監督に拍車を掛けることとなつたのである。

然るに大正四年に至り財務行政の整理の影響を受け、司法保護事業奬勵費目の豫算も削除せらるゝこととなり、昭和七年迄四ヶ年間は爲に國家の助成は中止を餘儀なくせられたのである。併し司法省に於ては當時司法保護の中央團體として組織せられたる財團法人輔成會の申出に依り、同會に於て司法省に代はりて奬勵金下付手續方を承認し輔成會に於て左記の通り奬勵金を交付したのである。

記

大正四年	二六、一八〇圓	九五團體	
同　五年	二四、六四〇圓	九八團體	
同　六年	二四、八二〇圓	八四團體	
同　七年	二六、四〇〇圓	八八團體	

然るに大正八年度に於ては司法保護事業奬勵費目も再び復活し、左記の通り每年計上交付せらるゝに至つた。

大正八年	三〇、〇〇〇圓	八五團體	
同　九年	同	八七團體	
同　十年	同	八九團體	
同十一年	同	九〇團體	

大正十二年度に於ては同年一月一日より少年法實施せられ大正十二年三月皇華學校竝立正舍の二少年保護團體に對し奬勵金を交付したが、是少年保護團體に對する司法省奬勵金交付の最初にして、爾來其の數も漸次增加し今日に至つてゐる。

翌十二年度は關東大震災のため斯業團體中にも災害を被りたるものも相當あり、仍て司法省に於ては東京府を中心として近縣二十三個團體に對し直ちに復舊補助金を交付した。更に大正九年司法省令第四號を以て規定せられた司法保護事業奬勵費取扱規程を大正十二年司法省令第四號を以て改正して少年保護團體の奬勵金申請に關する監督竝手續等を規定したのである。

大正十二年	三〇、〇〇〇圓	八九團體	
內譯	釋放者保護團體	八七團體	
	少年保護團體	二團體	
大正十三年	三〇、〇〇〇圓	九八團體	
內譯	釋放者保護團體	九五團體	
	少年保護團體	三團體	
大正十四年	四〇、〇〇〇圓	九六團體	
	釋放者保護團體	九五團體	
	少年保護團體	一團體	

大正十五年	四〇、〇〇〇圓	九一團體	
	釋放者保護團體	八八團體	
	少年保護團體	三團體	
昭和　二年	四〇、〇〇〇圓	九八團體	
	釋放者保護團體	九〇團體	
	少年保護團體	八團體	
昭和　三年	四〇、〇〇〇圓	九七團體	
	釋放者保護團體	八八團體	
	少年保護團體	九團體	
昭和　四年	四〇、〇〇〇圓	一〇七團體	
	釋放者保護團體	九〇團體	
	少年保護團體	一七團體	
昭和　五年	三七、三〇〇圓	一一六團體	
	釋放者保護團體	九一團體	
	少年保護團體	二五團體	
昭和　六年	三三、五七五圓	一一八團體	
	釋放者保護團體	九二團體	
	少年保護團體	二六團體	
昭和　七年	三三、五七五圓	一五二團體	
	釋放者保護團體	九五團體	
	少年保護團體	五七團體	
昭和　八年	八〇、五一〇圓	一六四團體	
	釋放者保護團體	一〇四團體	
	少年保護團體	六〇團體	
昭和　九年	八二、九三〇圓	一七六團體	
	釋放者保護團體	一一一團體	
	少年保護團體	六五團體	
昭和　十年	八二、〇三〇圓	一七〇團體	
	釋放者保護團體	一〇〇團體	
	少年保護團體	七〇團體	
昭和十一年	一〇一、九五〇圓	一三八團體	
	釋放者保護團體	一〇七團體	
	少年保護團體	六七團體	
	思想犯保護團體	六四團體	
昭和十二年	二二〇、四八〇圓	二六九團體	
	釋放者保護團體	一一七團體	
	少年保護團體	七八團體	
	思想犯保護團體	七四團體	

從來少年保護團體に對する奬勵金の交付は東京少年審判所管內にのみ限定せられてゐたが、昭和三年度より大阪少年審判所管內にも及び殊に昭和四年度に於ては奬勵金は前年度の倍數に增加されるに至つた。

尙同年度に於て特記すべき事項は、各控訴院管內司法保護事業研究會に對し大會開催費の助成と愛知自啓會、日本少年保護協會愛知支部に對する名古屋少年審判所開設による收容施設費及大阪控訴院管內司法保護研究會主催の思想犯保護研究會開催費の助成である。

昭和七年度に於ける少年保護團體に對する奬勵金の交付は前年度の二六團體に比し一躍二倍の五七團體に增加し、斯業に關する一般社會の認識と理解も普及し、特に少年法施行區域全國化の運動も具體的に促進を見るに至つたのである。

昭和八年度に於ては司法保護事業奬勵費目の豫算も前年度に比し倍額八二、〇〇〇圓に增額せられ、從つて各保護團體に對する奬勵金の交付金額も倍額となり、其の他設備改建築等の臨時費をも助成し愈々積極的に指導助成に當ることとなつた。

昭和十一年五月二十八日法律第二十九號を以て制定せられた思想犯保護觀察法は同年十一月二十日より施行せられ同年十二月五日司法省告示第八十八號を以て思想犯保護觀察法施行令第二條に依り六五團體を思想犯保護團體として指定せられた。仍て右思想犯保護團體に對して思想犯防遏費二〇、八三三圓の豫算を以て釋放者竝少年保護團體と同樣左記の通り奬勵金を交付せられた。

昭和十一年	一〇一、九五〇圓	一三八團體
	釋放者保護團體	一〇七團體
	少年保護團體	六七團體
	思想犯保護團體	六四團體
昭和十二年	二二〇、四八〇圓	二六九團體
	釋放者保護團體	一一七團體
	少年保護團體	七八團體
	思想犯保護團體	七四團體

以上明治四十年に初めて司法保護團體が國家より奬勵金の交付を受けるに至つてから三十年、其の交付額も年々增額せられ、初年度一萬圓は昭和十二年度に於ては二十萬圓となり、之に伴つて其の交付團體數も二六團體が一六九團體に增加し國家に於ても積極的に斯業の指導助成に當ることとなり、司法保護團體も愈々整備擴充せられて、ここに劃期的進展を見るに至つたのである。

第二　奬勵に關する現行規則

一　奬勵金交付規則

司法保護事業に對する奬勵金交付の制度は、前條沿革に述べた如く、明治四十年十月「免囚保護事業奬勵費取扱手續」が規定せられ、同年の豫算には「免囚保護事業費」として金一萬圓が計上せられ、錢衡交付せられたるものは二十六團體であつた。爾來本制度は大正三年迄八年間繼續し、大正四年財政整理の爲中止されたが、大正八年復活し、其の間「免囚保護事業奬勵費取扱手續」は數度の改正を經て、大正九年三月一日には「司法保護事業奬勵費取扱規定」となつた。

司法保護事業奬勵費取扱規程（大正九年司法省令第四號）

改正　大正十二年　同第四號
同　昭和十一年　同第三十七號

第一條　司法保護事業奬勵金ハ每年一回其ノ年度內ノ事業ニ對シ之ヲ下付ス

前項ノ年度ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第二條　奬勵金ノ下付ヲ受ケントスル者ハ其ノ所在地ヲ管轄スル刑務所ノ長ヲ經由シ毎年四月三十日マテニ申請書ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

少年法ニ依リ少年ノ保護ニ從事スル者ハ所轄少年審判所ノ長ヲ經由シ前項ノ申請ヲ差出スヘシ

思想犯保護觀察法ニ依リ思想犯ノ保護ニ從事スル者ハ所轄保護觀察所ノ長ヲ經由シ第一項ノ申請書ヲ差出スヘシ

第三條　申請書ニハ下付ヲ求ムル事由竝ニ本規程ヲ遵守スヘキ旨ヲ明示シ且事業成績表收支計算書、翌年度豫算書及資產表ヲ添附スヘシ

初メテ奬勵金ノ下付ヲ申請スル者ハ前項ノ書類ノ外會則又ハ事業趣意書ヲ添附スヘシ

第四條　奬勵金ヲ下付スヘキモノト認ムルトキハ支給スヘキ金額ヲ指定シ之ヲ申請人ニ告知ス

金額ノ支給ハ所轄刑務所ノ長、少年審判所ノ長又ハ保護觀察所ノ長ヲ經由シテ之ヲ爲ス

第二項ノ手續ヲ終ラサル前奬勵金ヲ下付スルニ適セサル事情アルコトヲ發見シタルトキハ第一項ノ告知ヲ取消スヘシ

第五條　奬勵金ノ下付ヲ受ケタル者ハ左ノ義務ヲ負フモノトス

一　事業ノ經營竝ニ金錢ノ出納ニ付所在地ヲ管轄スル刑務所ノ長、少年審判所ノ長又ハ保護觀察所ノ長ノ指揮監督ヲ受クルコト

二　保護事業ヲ中止若クハ廢止シ主管者又ハ會則ヲ變更シタルトキ及執務上重要ナル事故發生シタルトキハ所轄刑務所ノ長、少年審判所ノ長又ハ保護觀察所ノ長ヲ經由シ速ニ其ノ旨ヲ司法大臣ニ申報スルコト

前項第一號ノ指揮監督ニ付テハ司法大臣必要アリト認ムルトキハ事項ヲ定メテ之ヲ財團法人輔成會、財團法人日本少年保護協會又ハ財團法人昭德會ノ各管理者ニ委任スルコトヲ得

第六條　本規程ニ依リ刑務所ノ長、少年審判所ノ長又ハ保護觀察所ノ長ヲ經由スル書類ハ刑務所ノ長、少年審判所ノ長又ハ保護觀察所ノ長之ヲ審査シテ意見ヲ附シ遲滯ナク司法大臣ニ進達スヘシ

第七條　刑務所ノ長、少年審判所ノ長又ハ保護觀察所ノ長ハ少クトモ毎年一回其ノ管內ニ在リテ奬勵金ノ下付ヲ受クル者ヲ視察シ其ノ事業ノ管理經營ニ關スル狀況ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

附　則

本令ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年九月司法保護事業法の施行と同時に之は廢止せ

られ、同法施行規則の規定に基いて取扱はれることとなつた。即ち

司法保護事業法施行規則（昭和十四年九月十四日司法省令第四十八號）中

第八十條　奬勵金ハ事業開始後三年以上ヲ經過シタル司法保護團體ノ中從前ノ成績良好ナルモノニシテ將來ノ計畫適切ナルモノニ對シ之ヲ交付ス

司法保護團體ノ基礎確實ニシテ其ノ事業ノ種類ニ依リ奬勵金ヲ交付スヘキモノト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス之ヲ交付ス

第八十一條　司法保護團體奬勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ左ニ揭クル事項ヲ具シ司法大臣ニ申請スヘシ

一　申請ノ事由

二　奬勵金ノ交付ヲ受ケントスル年度ノ事業計畫竝ニ之ニ關スル收支豫算

三　事業成績ノ概要竝ニ其ノ年度及前年度ノ收支狀況

第八十二條　奬勵金ハ所轄ノ控訴院檢事長ヲ經由シテ之ヲ交付ス

第九十條　大正九年司法省令第四號ハ之ヲ廢止ス

とあり、奬勵金は現行規則に於ては、事業開始後三年以上を經過し、從前の成績良好にして將來の計畫適切なる司法保護團體又は其の基礎確實にして事業の種類に依り特に奬勵金を交付すべきものと認むる司法保護團體に對し、所轄の控訴院檢事長を經由して交付される。

二　公課免除及び補給費

司法保護事業法第九條に依れば、

第九條　道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ司法保護事業ノ用ニ供スル土地建物ニ對シテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

とある樣に、司法保護團體は、其の事業の公益性に鑑み、地方稅の免除を受くることとなつて居る。

尙少年法第六十條には、

「少年審判所本人ヲ寺院、敎會、保護團體若クハ適當ナル者ニ委託シ又ハ病院ニ送致若クハ委託シタルトキハ委託又ハ送致ヲ受ケタル者ニ對シ之ニ因リ生シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ給付スルコトヲ得」

又思想犯保護觀察法第十條には、

「本人ヲ保護團體、寺院、病院又ハ適當ナル者ニ委託シタルトキハ委託ヲ受ケタル者ニ對シ之ニ因リテ生シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ給付スルコトヲ得」とあるが、之は前項奬勵金交付の場合とは異り、即ち控訴院檢事長に委任せられたる監督ではなく、少年審判所及保護觀察所はこれと全く別個の根據に立ち、司法保護團體の保護事務に直接して指導監督を爲す場合がある。（少年法第五十二條、思想犯保護觀察法施

行令第二十一條）かく委託を爲したる場合、之に依つて生じたる費用の全部又は一部を國庫より補給するのであつて、此の委託費補給の制度は、司法保護團體の運營上大なる役割を演じて居るのである。將來釋放者及び猶豫者保護の領域に於ても速かに同樣の制度を確立することが必要である。

此處に例を保護少年にとつて見ると以下の如くである。

即ち委託保護少年に對しては自費委託者を除き其の餘の少年に對しては一人につき現在四拾錢の委託費を補給することになつてゐる。委託補給費は經濟界の情勢と密接な關係あり、必ずしも不變のものではない。少年審判所開設當初は補給費標準額は一人一日五拾錢であつたが昭和五年七月之を四十五錢と單位が改定せられ、又同六年四月更に之を四拾錢に單價切下げ改定せられ其の後現在に及んでゐる。

而して之等補給費は少年の家庭其の他の扶養義務者より其の資力に應じて徴收し得ることは少年法第六十一條に規定されてゐるが、委託少年の家庭は概して貧困なるもの多きが爲め事實上徴收不可能の狀態である。而して少年の委託補給費豫算額の消長を見れば大體次の如くである。（調査判明の分）

年次	團體數	委託人員	保護事業費	委託補給費豫算額	補助率
昭和六年	七一	三、六三五 △一、三三九	円 五六二、六四三	円 一六三、四〇六	二八、九
同　七年	八一	三、八〇四 △一、九六二	六六四、六八一	一五九、六二一	二四、〇
同　八年	八六	三、〇〇六 △二、二二六	五九一、二四六	一六七、五七一	二八、三
同　九年	九八	三、三〇五 △一、八八七	七〇五、八〇四	二〇〇、四八八	二八、四
同　十年	一〇一	三、二九三 △一、七七五	八〇八、八二六	二〇九、〇五四	二五、八
同十一年	一〇〇	三、三九〇 △一、六一四	八七五、五一二	二三四、一一四	二五、六
同十二年	一一四	三、七一九 △一、六三三	一、〇五四、七六六	二四三、六九七	二三、一
同十三年	一一八	三、九五二 △一、六七〇	一、三六九、七七三	二四二、一五九	一八、〇
同十四年	一〇九	三、九〇五 △一、四六三	一、〇四二、四四六	二五〇、五五七	二四、〇

備考　△印ハ假委託ニシテ外數ナリ

第三　昭和十三年度奬勵金交付團體

昭和十三年度奬勵金の交付を受けたる團體名及び下付金額に付き、その團體種別に依り排列すれば次の如くである。但し之は其の經常費に關してのみである。

（少年保護團體）

所轄廳	下附ヲ受クル團體名
東京少年審判所	星華學校
同	施無畏學園
同	錦華學院
同	横濱少年保護所
東京少年審判所	救世軍世光寮
同	横濱家庭學園
同	藤倉學園
同	筑波學園
同	服業治産會
同	日本少年指導會
同	至誠學舍
同	成田學園
同	娘の家
同	六華園
同	六踏園
同	自彊舍
同	少年職業學院
同	昭和學園
同	二葉學院
同	川崎少年學園
同	相愛學院
同	埼玉自彊舍少年保護部
同	日本少年保護部
	（二十三團體）
大阪少年審判所	社北寮
同	共善會
大阪少年審判所	救世軍女子希望館
同	天王谷學園
同	生駒學院
同	神戸實業學院
同	崇德學園
同	和敬學園
同	常盤學園
同	橋本學園
同	南河學園
同	松柏寮
同	吉水教園
同	至誠院
同	少年高津學園
同	積德少年治療院
同	東成學園
同	慈教學園
同	河陽學舍
同	大照學園
同	救世軍希望館
同	敬愛寮
同	武庫の里
同	上神學園

大阪少年審判所　神戸少年輝精寮
同　京都六華園　弘誠園
同　光明學園　星寮
同　明星寮　沼島學園
同　沼島學園　花園精舍
同　花園精舍　常照園
同　常照園　女子成美療院
同　女子成美療院　楠學寮
同　楠學寮　田島童園
同　田島童園　公道授產會
同　公道授產會　向陽學園
同　向陽學園
（三十七團體）

名古屋少年審判所　金城六華園
同　慈友學園　女子那爛陀苑
同　女子那爛陀苑　專精學舍
同　專精學舍　西三少年園
同　西三少年園　誠明學園
同　誠明學園　圓通學園
同　圓通學園　御船少年園
同　御船少年園　東德風學園
同　東德風學園　清風學園
同　清風學園　立正園
同　立正園　豐浦少年療養所
同　豐浦少年療養所　西德風學園
同　西德風學園　松濤園
同　松濤園　海津染香塾
同　海津染香塾　豐ヶ岡可塑園
同　豐ヶ岡可塑園　東三少年園
同　東三少年園
（十七團體）

合計
（七十七團體）

（思想犯保護團體）

所轄廳　下附ヲ受ケタル團體名

東京保護觀察所　全日本司法保護事業聯盟
財團法人　昭德會
東京保護事業聯合會
眞哉會
救世軍勞作會
同　全會
同　兩齊修會
同　東京佛教慈濟會
同　東京興仁會
同　自立會
同　曹洞宗報效會
同　日連宗慈濟會
同　日本文化協會
同　東京自助會
同　埼玉自彊會
同　千葉縣歸性會
同　山梨以德會

横濱保護觀察所　神奈川縣聯合保護會
同　神奈川縣佛教慈德會
前橋保護觀察所　群馬縣佛教聯合保護會
同　群馬啓明會

靜岡保護觀察所　靜岡縣聯合保護會
長野保護觀察所　長野縣聯合保護會
同　敬和會

新潟保護觀察所　新潟縣保護會
大阪保護觀察所　本派本願寺成功館
同　至德會
同　端正會
同　誠明會

京都保護觀察所　京都感化保護院
同　洛友會
同　白光會
同　滋賀好善會
同　丹州惠濟會
神戸保護觀察所　神戸學而園
同　神戸昭德會
高松保護觀察所　德島縣助成協會
同　讃岐修齊會
同　海南救濟會

高知保護觀察所　高知慈善協會
同　高知自彊會
高松保護觀察所　高松芳水會

名古屋保護觀察所　明德會
廣島保護觀察所　山口縣聯合保護會
同　愛媛縣聯合保護會
岡山保護觀察所　岡山縣司法保護聯合會
同　鳥取縣給產會
同　昭德會岡山支部
福岡保護觀察所　長崎縣司法保護聯合洪仁會
同　佐賀縣恒產會

福岡保護觀察所　福岡縣聯合保護會
同　九州更新會
同　大分縣保護會
同　福岡同仁會
熊本保護觀察所　熊本自營協會
同　鹿兒島縣保護協會
同　日州保護會
同　沖繩自營會
同　鹿兒島明證會
仙臺保護觀察所　尙和會
同　福島縣聯合保護至道會
同　平自營會霜月寮
秋田保護觀察所　羽陽和光會
同　秋田至仁會
青森保護觀察所　岩手保護院
同　青森縣慈晃會
札幌保護觀察所　札幌大化院
同　北海道授產場
同　旭川保護會
同　釧路慈德會
同　網走慈惠院

札幌保護觀察所　樺太保護會
函館保護觀察所　函館助成會
（七十二團體）

（釋放者猶豫者保護團體）

所轄刑務所　下附ヲ受クル團體名
東京拘置所　東京保護事業聯合會
同　救世軍勞作館
同　全
同　雨
同　大日本教化會
同　帝國更新會
同　東京親隣會
小菅　眞哉會
同　同朋館保護部
同　靜修會
豐多摩　齊修會
同　東京佛教慈濟會
同　東京興仁會
中　自立會
府　曹洞宗報効會
同　日蓮宗慈濟會
同　東京聖勞院

中府　乳香園
同　安立園
八王子少年　八王子保護會
橫濱　神奈川縣聯合保護會
同　幼年保護會橫濱力行會
同　修道會
同　神奈川縣佛教慈德會
小田原少年　小田原少年園
浦和支所　埼玉聯合保護會
川越少年　川越就實園
千葉　千葉縣歸性會
茨城　茨城縣聯合保護會
宇都宮　下野尙德會
同　栃木明德會
前橋　群馬縣佛教聯合保護會
靜岡　靜岡縣聯合保護會
甲府　山梨以德會
長野　長野縣聯合保護會
新潟　新潟縣聯合保護會
京都　京都府聯合保護會
大阪　大阪府聯合保護會
同　和歌山縣聯合保護會
神戸　兵庫縣聯合保護會
同　神戸佛教聯合慈友會
姬路少年　播磨保正會
奈良　奈良縣聯合保護會
滋賀　滋賀好善會
德島　德島助成協會
高松　讃岐修齊會
高知　海南救濟會
同　高知慈善協會高知自彊舍
同　幡多救濟會
名古屋　愛知自啓會
岡崎少年　愛知自啓會岡崎支部
三重　三重縣保護會
岐阜　岐阜縣保護會
金澤　福井縣福田會
同　石川更新會
同　富山養得園
廣島　廣島縣聯合保護會
山口　山口縣聯合保護會
岩國少年　玖珂郡修道義會
岡山　岡山縣司法保護聯合會
松江　島根授產會

松江鳥取縣給產會
同　和光會
松山愛媛縣聯合保護會
長崎長崎縣司法保護聯合洪仁會
同　佐賀縣恒產會
福岡對馬保護會
同　福岡縣聯合保護會
同　福岡致誠會
同　三池保護會
同　早良扶接會
同　小倉共成會
同　鞍手郡一心會
同　田川郡佛教洗心會
久留米少年　筑後保護會
熊本　熊本縣社會事業協會託麻寮
同　熊本自營會
宮崎　大分縣保護會
同　日州保護會
鹿兒島　鹿兒島縣保護協會
沖繩　沖繩自營會
宮城　宮城縣聯合保護會
同　福島縣聯合保護至道會
秋田　山形縣保護聯合會
同　羽陽和光會
同　米澤自彊會
同　秋田至仁會
盛岡少年　岩手郡聯合保護會
青森　青森縣慈見會
札幌　北海道授產場
同　札幌大化院
同　旭川保護會
同　小樽保護會
同　岩見澤保護會
同　室蘭保護會
函館　函館助成會
同　函館和光保護會
網走　網走慈惠院
同　釧路慈德會
同　十勝自營會
同　根室自立會
同　野付牛實業道場
樺太　樺太保護會
札幌　北海司法保護事業聯盟
（百三團體）

第四　昭和十四年奬勵金交付團體

昭和十四年度に於ては次の如くであるが、之を控訴院管內別に排列した。

昭和十四年度司法保護事業奬勵金下付團體調

府縣名	團體名
東京	東京府聯合保護會
	救世軍勞作館
	兩全會
	司法保護大日本教化會
	帝國更新會
	財團法人東京親隣館
	眞哉會
	同朋館保護部
	靜修會
	齊修會
	東京佛教慈濟會
	東京興仁會
	自立會
	曹洞宗報效會
	日蓮宗慈濟會
	東京聖勞院
香川	乳兒園
	安立園
	八王子保護會
	後光會
	救世軍世光寮
相愛	相愛學院
錦華	錦華學院
	施無畏學園
城東	城東學院
	服業治產會
	日本少年指導會
	至誠學舍
	財團法人少年保護婦人協會
六華	六華園
	財團法人六踏園調布農場
昭和	昭和學園
	財團法人二葉學院
	日本少年保護協會東京支部
藤倉	藤倉學園
	昭德會東京支部
昭德	昭德塾
	日本文化協會

東京自助會
（三九團體）
神奈川　神奈川縣聯合保護會
神奈川縣司法保護助成會
財團法人幼年保護會橫濱力行舍
財團法人修道會
財團法人小田原少年園
財團法人神奈川縣佛教慈德會
橫濱家庭學園
自彊舍
川崎少年學園
日本少年保護協會神奈川支部
湘風會
（一一團體）
埼玉　財團法人埼玉縣聯合保護會
社團法人埼玉自彊會
川越就實園
日本少年保護協會埼玉支部
（四團體）
千葉　千葉縣聯合保護會
千葉縣一誠會
財團法人星華學校
成田學園
少年職業學院
有隣療護院
日本少年保護協會千葉支部
（七團體）
茨城　財團法人茨城縣聯合保護會
水戶保護會
水戶佛教慈善會
水戶佛教和合會
司法保護禁酒煙貯蓄會
筑南慈濟會
紫東慈惠會
保內佛教慈善會
多賀佛教會
稻敷司法保護會
水北佛教慈悲會
北相馬郡佛教聯合會
猿島郡西部勸善會
常北佛教護國團
行方郡保護會
茨城佛教會
那珂郡佛教護國團
眞壁郡佛教聯合會
結城郡佛教護國團
佛教公信會
佛教公道會
西茨城向上會
筑波郡佛教聯合會
五霞慈光會
筑波學園
昭德會水戶支部
（二六團體）
栃木　栃木縣聯合保護會
財團法人下野尙德會
財團法人栃木明德會
足利郡市慈濟會
那須佛教慈恩會
上都賀郡四恩會
芳賀四恩會
鹽谷聖德會
安蘇郡大正四恩會
（九團體）
群馬　群馬縣聯合保護會
群馬和光會
昭德會前橋支部
群馬啓明會
（四團體）
靜岡　財團法人靜岡縣聯合保護會
啓沃會
駿豆佛教保護會
財團法人靜岡縣勸善會
財團法人遠州佛教積善會
岳南保護會
清新會
財團法人遠州佛教積善會引佐郡支部
財團法人遠州佛教積善會榛原郡支部
財團法人遠州佛教積善會周智郡支部
財團法人遠州佛教積善會小笠郡支部
財團法人遠州佛教積善會濱名郡支部
財團法人遠州佛教積善會磐田郡支部
昭德會靜岡支部
（一四團體）
山梨　山梨縣聯合保護會
財團法人山梨以德會
財團法人山梨以德會東山梨郡支會
財團法人山梨以德會西山梨郡支會

財團法人山梨以德會東八代郡支會
財團法人山梨以德會西八代郡支會
財團法人山梨以德會北巨摩郡支會
財團法人山梨以德會中巨摩郡支會
財團法人山梨以德會南巨摩郡支會
財團法人山梨以德會南都留郡支會
財團法人山梨以德會北都留郡支會

（一一團體）

長野縣聯合保護會
財團法人信濃福壽園
松本助成協會
上縣佛教會
諏訪福田會
下伊那慈友會
上伊那佛教會
上高井郡司法保護會
岳南佛教會
岳北佛教團
上水內郡佛教會
下水內郡社會事業協會
南佐久各宗聯合會
北佐久佛教會
更級佛教會
埴科佛教護國團
松本各宗佛教和合會
信濃中央佛教會
木曾佛教護國團
南安佛教會
北安佛教會
敬和會
信濃昭和會

（一二團體）

新潟縣聯合保護會
新潟縣慈光會
社團法人新潟縣保護會
中越悲田會
栃尾鄉慈惠會
三島中部保護會
葵博善會
見付佛心會
中魚沼郡德化會
東蒲原郡慈教會
中頸城高田市慈善協會
南魚沼郡佛教會
新發田博愛會
北魚沼郡南部保護會
刈羽郡慈濟會
佐渡郡佛教慈濟會
新穗村佛教護國會善心會
岩船郡慈雲會
三島郡慈雲會
南蒲弘濟會
西蒲原郡慈照會
北魚沼郡北部保護會
新潟救世軍保護會
三島郡南部德化會
三島郡北部弘濟會
中蒲原郡新津慈濟會
白根鄉慈濟會
北蒲原郡博濟會
葛塚慈惠會
水原博愛會
五泉鄉博濟會
昭德會新潟支部

（三三團體）

東京控訴院管內計

（一八一團體）

京都

京都府聯合保護會
京都感化保護院
同友會
慈雲會
醇厚會
慈教會
更生會
慈友會
慈濟會
財團法人丹州惠濟會
船井郡佛教會
中丹佛教聯合會
竹野郡崇德會
南桑佛教團
北桑田郡佛教會
相樂佛教聯合會
愛宕郡四恩會
和敬學園
常盤學園
吉水教園
大照學園

京都六華園
日本少年保護協會京都支部
白光會
京都昭德會
（二五團體）

大阪

大阪府聯合保護會
大阪報恩會
大阪佛教和衷會
寶珠園
小西壽樂園
仁濟會
仁能會
大正自治會
和泉興德會
佛教端德會
興仁會
佛教慈眼會
佛教興生會
本派本願寺成功館
更生園
北端自生會
大阪司法保護會

社寮
北共善會
生駒學院
救世軍女子希望館
橋本學園
南河學園
松柏寮
至誠院
少年高津學園
積德少年治療院
東成學園
河陽學舍
救世軍希望館
敬愛寮
崇德學園
光明學園
弘誠園
花精舍
沼島學園（分園大阪印刷部職業指導所）
常照園
田島學園
楠寮

公道産會
向陽學園
財團法人大阪啓明會少年輔導所
慈教學園
日本少年保護協會大阪支部
誠明會
昭德會大阪支部
（四六團體）

兵庫

財團法人兵庫縣聯合保護會
神戶佛教聯合慈友會
財團法人播磨保正會
神戶善照會
神戶藤花園
神戶學而園
明石錦江寮
財團法人神戶愛隣館
財團法人自成會
但馬再生會
養父郡保護會
出石郡保護會
龍野司法保護相愛會
白鷺園

印南郡保護會
多可郡至誠會
加東郡佛教昭和會
芦屋甲南會
有馬郡各宗聯合會（基督教日本教會除）
神戶實業學院
武庫乃里
神戶少年輔精寮
天王谷學園
明星寮
沼島學園
日本少年保護協會兵庫支部
神戶昭德會
（二七團體）

奈良

財團法人奈良縣聯合保護會
財團法人至德會
慈眼會
生駒郡佛教護國團
山邊郡司法保護會
東光會
高市郡司法保護會
共敬寮

司法保護同和會
司法保護光友會
司法保護同光會
自彊會
宇陀郡明光會
北葛城郡佛教護國團
奈良養老院
大和修導會
（一六團體）
滋賀縣聯合保護會
財團法人滋賀好善會
（一一團體）
和歌山縣聯合保護會
端正會
財團法人精華會
（三團體）
德島縣聯合保護會
德島縣助成協會
德島縣助成協會德島支部
德島縣助成協會名東郡支部
德島縣助成協會名西郡支部
德島縣助成協會板野郡東部支部

德島縣助成協會板野郡西部支部
德島縣助成協會阿波郡支部
德島縣助成協會麻植支部
德島縣助成協會美馬郡東部支部
德島縣助成協會美馬郡西部支部
德島縣助成協會三好郡支部
德島縣助成協會勝浦郡支部
德島縣助成協會那賀郡東部支部
德島縣助成協會那賀郡西部支部
德島縣助成協會海部郡支部
（一六團體）
香川縣聯合保護會
高松芳水會
昭德會四國支部
讃岐修齊會
（四團體）
高知縣聯合保護會
財團法人海南救濟會
高知慈善協會高知自彊舍
幡多救濟會
（四團體）

大阪控訴院管內合計　（一四三團體）

愛知縣聯合保護會
愛知自啓會
愛知自啓會岡崎支部
愛知自啓會知多支部
金城六華園
慈友學園
誠明學園
女子那爛陀苑
西三少年園
御船少年園
清風學園
立正園
豐浦少年撩養所
豐ヶ丘可塑園
東三少年園
日本少年保護協會愛知支部
明德會
明德會三河支部
明德會名古屋支部
（一九團體）
三重縣聯合保護會
財團法人三重縣保護會
專精學舍
明德會三重支部
（五團體）
岐阜縣聯合保護會
岐阜縣保護會
西德風學園
通學園
東德風學園
松濤園
海津染香塾
日本少年保護協會岐阜支部
明德會岐阜支部
昭德會岐阜支部
（一〇團體）
福井縣聯合保護會
福井縣福田會
明德會福井支部
（三團體）
石川縣聯合保護會
石川縣更新會
明德會金澤支部

日本少年保護協會三重支部

富山　明徳會北陸支部
（四團體）
　富山縣聯合保護會
　富山養得園
　明徳會富山支部
（三團體）

名古屋控訴院管内合計（四四團體）

廣島　財團法人廣島縣聯合保護會
　宇品寮
　廣島保護院
　吳保護會
　尾道保護會
　吳保護感化樹德會
　福山保護會
　雙三郡同仁會
　御調保護會
　賀茂郡興仁會
　豊田郡奬善會
　蘆品郡成德會
　佐伯郡佛教奉公會
　沼隈郡保護會
　神石郡佛教奉公會
　昭德會中四支部
（一六團體）

山口　山口縣聯合保護會
　山口保護會
　財團法人玖珂郡修道義會
　下關佛教同盟濟世會
　財團法人山口縣社會事業協會昭和館
　熊毛郡佛教團保護會
　都濃郡佛教團保護部
　豊浦郡聯合佛教團
　宇部共榮會
　下關保護院
（一〇團體）

岡山　財團法人岡山縣聯合保護會
　財團法人備作惠濟會自省舍
　美作自修會
　後月郡佛教同盟會
　岡山縣小田郡進德會
　阿哲郡至誠會
　兒島郡明教會
　岡山明德會
　御津郡明德會

　赤磐郡明德會
　和氣郡明德會
　昭德會岡山支部
（一二團體）

鳥取　鳥取縣聯合保護會
　鳥取縣給產會
　和光會
（三團體）

島根　財團法人島根縣聯合保護會
　松江保護會
　八束保護會
　能義保護會
　仁多保護會
　飯石保護會
　大原保護會
　簸川司法保護會
　安濃保護會
　邇摩保護會
　邑智保護會
　那賀保護會
　美濃保護會
　鹿足保護會
　隱岐保護會
　島根授產會
（一六團體）

愛媛　愛媛縣聯合保護會
　西新佛教保護會
　宇和島報恩會
　松山履信會
　喜多郡明昭會
　西宇和郡護友會
　東宇和郡普濟會
　越智郡福田會
　東新佛教會
　宇摩郡佛教團
　周桑佛教團
　伊豫郡明道會
　上浮穴郡慈濟會
　利生會
　津島報始會
　風早風信會
　南宇和郡慈教會
　温泉郡西温佛教會
　吉田六和會

慈照会
報公会
南豫会
愛媛保護会
東宇和郡義昭会
（二四團體）

廣島控訴院管內合計（八一團體）

長崎

長崎縣聯合保護會
司法保護諫早洪仁會
長崎啓成會
佐世保保護會
財團法人對馬保護會
日本少年保護協會長崎支部
（六團體）

佐賀

佐賀縣聯合保護會
財團法人佐賀縣恒產會
日本少年保護協會佐賀支部
（三團體）

福岡

財團法人福岡縣聯合保護會
小倉共成會
財團法人筑後保護會
三池保護會

大分

財團法人鞍手郡一心會
福正會
早良扶接會
嘉穗宏濟會
粕屋心光會
福岡致誠會
野間製陶童園
直方少年工業塾
筑紫少女苑
田川少年訓練所
日本少年保護協會福岡支部
九州更新會
福岡同仁會
昭德會福岡支部
（一八團體）

大分縣聯合保護會
大分縣保護會
大分佛教顯正會
北海部郡佛教保護會
南海部郡佛教聯合會
大野郡佛教廣濟會
直入郡佛教協濟會

泉都司法保護會
速見郡保護會
國東佛教保護會
西國東郡各宗同盟救濟會
宇野郡眞宗教團端行會
中津各宗救護會
玖珠郡眞宗教團洗心會
日田佛教開導會
（一五團體）

熊本

熊本縣聯合保護會
熊本自營協會
財團法人熊本社會事業協會託麻寮
石神少年平和農園
日本少年保護協會熊本支部
昭德會熊本支部
（六團體）

鹿兒島

鹿兒島縣聯合保護會
財團法人鹿兒島縣保護協會
鹿兒島明澄會
（三團體）

宮崎

宮崎縣聯合保護會
財團法人日州保護會

沖繩

沖繩縣聯合保護會
財團法人沖繩自營會
（二團體）

長崎控訴院管內合計（五五團體）

宮城

宮城縣聯合保護會
宮城縣保護會
仙臺司法保護洽濟會
牡鹿能仁會
刈田佛教廣濟會
柴田郡保護會
伊具郡保護會
亘理郡保護會
名取郡佛教保護會
宮城郡佛教保護會
黑川郡佛教保護會
加美郡興風會
志田郡保護會
玉造郡佛教保護會
遠田郡佛教保護會
栗原郡佛教保護會
登米郡佛教保護會

桃生郡佛教保護會
本吉郡南部佛教保護會
本吉郡北部佛教慈光會
昭德會宮城福島支部
（二一團體）

福島　福島縣聯合保護會
至道會
財團法人會津保護會
財團法人平自營會
四郡聯合白河保護會
郡山洗心會
（六團體）

山形　山形縣聯合保護會
財團法人羽陽和光會
羽陽慈濟會
米澤佛教興道會
財團法人米澤自彊會
東置賜郡慈濟會
西置賜郡佛教聯合會
莊內佛教慈濟會
（八團體）

岩手　岩手縣聯合保護會

宮城控訴院管內合計（四九團體）

札幌　札幌聯合保護會
財團法人北海道授產場
財團法人札幌大化院
小樽保護會
室蘭司法保護會

空知保護會
（六團體）

函館　函館聯合保護會
財團法人函館助成會
司法保護函館和光保護會
昭德會函館支部
函館助成會江差支部
財團法人函館助成會壽都支部
（六團體）

旭川　旭川聯合保護會
財團法人旭川保護會
財團法人旭川保護會名寄支部
財團法人旭川保護會稚內支部
財團法人旭川保護會增毛支部
（五團體）

釧路　釧路聯合保護會
財團法人網走慈惠院
財團法人十勝自營會
財團法人釧路慈德會
根室自立會
野付牛實華道場
（六團體）

樺太　樺太聯合保護會
財團法人樺太保護會
財團法人樺太保護會大泊支部
財團法人樺太保護會留多加支部
財團法人樺太保護會落合支部
財團法人樺太保護會知取支部
財團法人樺太保護會敷香支部
財團法人樺太保護會本牛支部
財團法人樺太保護會眞岡支部
財團法人樺太保護會野田支部
財團法人樺太保護會泊居支部
財團法人樺太保護會惠須取支部
財團法人樺太保護會塔路支部
（一三團體）

札幌控訴院管內合計（三六團體）

總計（五八九團體）

昭和十四年度司法保護事業奬勵金下付團體數一覽

控訴院管內別	下付團體數
東京控訴院管內	一八一
大阪控訴院管內	一四三
名古屋控訴院管內	四四

廣島控訴院管内	八一	岡山	明治四十三年
長崎控訴院管内	五五	鳥取	大正六年
宮城控訴院管内	四九	島根	同　二年
札幌控訴院管内	三六	愛媛	同　二年
合計	五八九	長崎	同　八年
		福岡	大正六年
		熊本	同　十一年
		鹿兒島	同　十五年
		宮崎	同　五年
		沖繩	明治四十五年
		宮城	大正十三年
		福島	明治四十三年
		岩手	大正八年
		秋田	明治三十六年
		青森	昭和三年
		北海道	明治四十四年

第二款　助成及救濟

第一　公共團體の助成

各府縣其の他の公共團體の司法保護團體への助成の狀況に就ての詳細なことは、年次を重ぬるに從ひ、其の間の事故の爲、例へば水火の爲、廢合の爲記錄整はず、的確なる數字を求むることが困難である。今各地よりの報告に基き、道府縣、郡市區町村等公共團體より司法保護團體に對し事業費へ寄附、助成、補助、奬勵の名を以て或は災害復舊費、建築費、基金、土地家屋の買收費、作業費、宣傳費、整備費へ金品を寄贈した初年度を檢するに左の如くである。

道府縣別	年次	道府縣別	年次
東京	大正四年	栃木	同　十一年
神奈川	同　八年	群馬	同　三年
埼玉	明治三十年	靜岡	明治四十五年
千葉	大正三年	山梨	大正十一年
茨城	同　三年	長野	同　九年

之に因て見るに應報觀念下の時代に於ても、司法保護の重要性を認識して、助成を加へつゝあつた事實を觀るのであるが、大體現行刑法の精神を酌んで生れた現象である。而して郡市區町村の助成は、道府縣に先だつところも少數はあるが、多くは道府縣の助成の方が先んじて開始せられてゐるやうである。

左に昭和十二年以降の狀況を摘錄する。

聯合保護會名	道府縣ノ助成額			郡市區町村ノ助成額		
	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
東京府	二、〇五〇、〇〇〇円	二、三三〇、〇〇〇円	一、三〇〇、〇〇〇円	一、五〇、〇〇〇円	八五〇、〇〇〇円	一、三四〇、〇〇〇円
神奈川縣	一、六九〇、〇〇〇	二、四四〇、〇〇〇	九三〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	五二〇、〇〇〇
埼玉縣	七〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇
千葉縣	二七〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一、二六四、七六〇	一、五九二、三四〇
茨城縣	八〇〇、〇〇〇	一、〇四三、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	二、二六四、七六〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
栃木縣	七〇、〇〇〇	一五五、〇〇〇	一七五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二三四、〇〇〇	五五九、〇〇〇
群馬縣	三、八九五、〇〇〇	三、五五四、〇〇〇	五九五、〇〇〇	二三四、〇〇〇	三、六〇四、〇〇〇	五九〇、〇〇〇
靜岡縣	四、一三七、三〇〇	三、一三三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三、六〇四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七三五、〇〇〇
山梨縣	一九五、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一三五、〇〇〇
長野縣	二、五三五、〇〇〇	二、一九一、〇〇〇	二七八、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇
新潟縣	一、一四八、〇〇〇	一、五三四、五五〇	一四三、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇
京都府	二、四三九、〇〇〇	二、六八三、〇〇〇	九四五、〇〇〇	一四三、〇〇〇	一四三、〇〇〇	一四三、〇〇〇
大阪府	二、二〇七、〇〇〇	三、一四九、五五〇	八四五、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇	一、四五〇、〇〇〇
兵庫縣	二三、三八四、八〇〇	二三、五三一、六〇〇	四、二七五、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
奈良縣	五八〇、〇〇〇	一、〇〇六、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
滋賀縣	五三〇、〇〇〇	五三四、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二、二六四、七六〇	二、二六四、七六〇	二、二六四、七六〇
和歌山縣	二、二四八、〇〇〇	一、九四六、〇〇〇	四一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
德島縣	一、五四八、〇〇〇	一、八三八、五〇〇	一、八六一、五〇〇	三、六〇四、〇〇〇	三、六〇四、〇〇〇	三、六〇四、〇〇〇
香川縣	一、二六〇、〇〇〇	一、一六〇、〇〇〇	六八四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
高知縣	—	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	—	—	—

岩山	縣	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
福島	縣	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
宮城	縣	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
秋田	縣	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
青森	縣	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
北海道	廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計		一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
樺太	廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
朝鮮	總督府	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
關東	廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
台灣	總督府	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
南洋	廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

第二　其の他の助成

我が國御歷代の皇室が天の下一人たりとも其の處を得ざる者無からしめんとの大御心と、臣民亦忠厚俗を成し、實恕政を處し、司法保護の尊き事例は極めて多いが、明治初年西洋の文物盛んに輸入せられて我が國固有の淳風美俗の傷はれたる司法保護に關する在來の法令と傳統を滅失一掃し盡すに至つるもの尠からざる內に、政府當局者が應報刑理論の下に幾多を目論む者續々と輩出するやうになつた。凡そ左の通りである。

明治十二年金原明善翁泰先起つて司法保護事業を營み、明治十二、三年の頃より司法保護事業は民間篤志家の事業として迎へられた。それは政府當局の應報觀念とは反動的に或は政府の處置を補塡する必要から、刑餘の窮民を救ふことゝした明治十二、三年の頃より司法保護事業は民間篤志家の事業として迎へられた。それは政府當局の應報觀念とは反動的に或は政府の處置を補塡する必要から、刑餘の窮民を救ふことゝ

同年十月	救世軍勞作館（東京）	—	—
同年四月	千葉縣歸性會	—	—
同	明治二十九年二月網走慈惠院	—	—
同年十一月	桐生積善會	—	—
同	明治二十七年五月三重縣保護會	—	—
明治二十六年十二月愛知自啓會		—	—
同年九月下關保護院		—	—
同年六月大分縣保護會		—	—
明治二十三年一月埼玉自彊會		—	—
明治二十二年二月京都感化保護院		—	—
明治十六年十月原胤昭氏の經營に係る東京保護會		—	—
法人靜岡縣勸善會となす）			
治二十一年三月靜岡縣知事の認可を經て靜岡縣出獄人保護會社を設立した（是を其の後明治四十四年六月現在の財團			

明治三十年一月三池保護會（福岡縣）
同年十月備作惠濟會自省舍（岡山縣）
明治三十一年一月神戸愛隣館
同年二月河鹿慈攝會（京都府）
同年五月青森縣慈晃會
明治三十三年中　香川縣一　秋田縣一　計二
明治三十四年中　東京府二　愛知縣一　山形縣一　岩手縣一　計五
明治三十五年中　新潟縣一　愛知縣一　計二
明治三十七年中　東京府一　長野縣一　十勝國一　計三
明治三十八年中　山梨縣一　宮崎縣一　計二
明治三十九年中　神奈川縣一　滋賀縣一　臺灣一　關東州一　計四

茲に司法保護事業の一轉機を劃することとなつた刑法の改正と共に政府當路者より大に斯業の發達を促がすべく奬勵費を給し、尙保護會の增設を勸奬した。

此の間に處して個人の助成が、此の事業の發達進展の爲に貢獻したことも極めて大なるものがあつたのである。此の事業に對する理解同情が兎角足らざることを社會に憾へつゝも、大衆の理解と同情は益々深まりつゝあることに仍て此の事業の著しき發展を見たのだと謂ふべきである。

個人助成の先驅者は東西兩本願寺であつて、同寺は他を助成し又自ら司法保護事業を經營して社會の健全なる發達と國運の伸張に寄與したる功績は顯著なるものがある。之を數字によりて表示するは同寺の貢獻を表現するに足らざるものである。其の他の佛敎、基督敎其の他神道等各宗各派とも此の事業に對し貢獻したるもの甚だ多い。東京及大阪朝日新聞、東京日日新聞、大阪每日新聞は言論に、報道に、物質に古くより多大の助成をなしつゝある。

三井合名會社からは古くより三井家傳統精神たる國家報恩の趣旨から、此の事業に對し格別の助成を受けてゐるのであるが、其の主なるものとしては（東京震災前は省略）大正三年に輔成會へ七十五萬圓の寄附を筆頭として、東京震災後に於ても九萬三千五百圓の寄附を受けて斯業の發達と公益の伸暢に資してゐる。尙財團法人三井報恩會にては創業の昭和九年以來直營的施設として　明治天皇御製集を一萬一千部印刷して、全國の刑務所、司法保護團體に配布して敎化の一助たらしめた外、全國社會事業從事職員の勤續選奬を行ひ、其の他助成事業として大孝塾研究所建設に九千九百圓を助成したる外、五十八件、總金額六萬四千圓に達してゐる。

大正十年度に於ては財團法人日本少年保護協會會館建設、職員養成、少年相談、少年性能鑑別及綜合授職輔導等の計畫遂行の爲一萬二千圓を助成したる外、五十八件費額總計十二萬七千三百二十四圓に達してゐる。

大正十一年度に於ては少年保護婦人協會の新寮舍の建築費中へ八千圓を助成したる外六十五件、總金額四萬八千圓に達してゐる。

株式會社住友本社以外の支社別子鑛山株式會社、住友合資會社、住友炭礦株式會社、住友炭礦忠隈礦業所等より大正六年後司法保護團體へ助成したる金額は合計四千百二十圓に上り、其の本社よりの寄附は古くより屢々多額に上つてゐる。

財團法人服部報公會よりは、昭和六年以降同十一年迄に十五團體に對して一萬二千三百圓の助成金を受けた。

財團法人安田修德會からは、大正十一年來昭和十一年迄十三箇團體に對し二十七回に九萬五千二百圓の助成を受けた。

財團法人原田積善會からは昭和六年以來昭和十一年迄に十五箇團體に對し二十回に十四萬六千四百圓の助成を受けた。

財團法人慶福會からは、大正十三年より昭和十一年迄に五十六團體に對し、五十六回に六萬八千圓の助成を受けた。

昭和十二年以降を主なるものに就いて表示すれば、次の如くである。

寄附者名別	年度	被助成團體數	助成額
三井報恩會	昭和十二年	四一	二五九〇〇〇
	昭和十三年	四四	二一二〇〇
	昭和十四年	五一	二二六〇〇
	昭和十二年	四〇	一四七五〇
慶福會	昭和十三年	二八	一二七五〇
財團法人原田積善會	昭和十四年	三九	一二〇五〇
	昭和十二年	一	一〇〇〇
	昭和十三年	一	三〇〇
	昭和十四年	一	三〇〇
財團法人服部報公會	昭和十二年	一	三〇〇
	昭和十三年	一	三〇〇
	昭和十四年	三	八〇〇
財團法人輔成會	昭和十二年	一九	九〇七〇
	昭和十三年	四	一〇三六九
	昭和十四年	三	二一〇

財團法人輔成會が大正三年以來、司法保護團體の統制機關として活躍中は、全國の司法保護團體の助成機關としても亦多大の貢獻を爲した。財團法人日本少年保護協會竝財團法人昭德會に於ても各其の屬する支部に付同樣である　各府縣に在る聯合保護會に於ても、各其の地の保護團體に對し相當の助成に努力しつゝある。

第三　災變救濟

天災地變に際しては、各釋放者保護團體に關し夫々被害の程度を調査し應急施設或は復舊につき助力を拂つて來たが、輔成會に於いて行つた其の二三の例につき之を抄錄すれば次の如くである。關東大震災に際し、同會は職員を急派し各被害程度、被害保護者の救護方法を取調べ建物の復舊費及應急

救護施設等につき各會の收容力に應じ相互協調し、緩急相扶け、以て保護の萬全を期することに務めしめた。而して當時に於ける被害の程度により復舊費として五千百十五圓を左記十四團體に交付した。

自立會、東京興仁會、東京佛教慈濟會、救世軍婦人ホーム、齊修會、眞哉會、曹洞宗報効會、日蓮宗慈濟會、八王子扶養園、横濱幼年保護會、修道保護會、神奈川縣佛教慈德會、埼玉自彊會、川越就實園

其の他北但地方、伊豆地方、三陸地方等の震災に當りても夫々實情を調査し復舊費を交付した。京阪地方風水害に際し又は昭和九年九月二十一日近畿地方を襲ひたる未曾有の風水害には其の被害を調査し、同地方左記十九團體に對し復舊費を交付した。京都聯合保護會、京都感化保護院、滋賀好善會、慈眼會、端正會、至誠院、和泉興德會、小西壽樂園、寶珠園、本願寺成功館、大阪佛教和衷會、大正自治會　大阪少年公德學園、生駒學院、播磨保正會、興仁會、仁濟會、南河學園、德島縣助成協會

昭和十三年八月五日襲來せる神戸市竝に茨城縣土浦を中心とする大水害に依る司法保護團體の被害に對し、全日本司法保護聯盟より不取敢其の應急處理竝に復舊費として左記八團體に對して助成金を交付せり

東京支部

築南慈濟會

大阪支部

兵庫縣聯合保護會

神戸藤花園

救靈隊神戸實業學校

武庫の里

神戸少年暉精寮

神戸佛教聯合會天王谷學園

尙當時神戸に於ては罹災被保護者二十八名に對して被害狀況の程度に應じ神戸昭德會より計二百十五圓の見舞金を呈し、或は水災の翌六日直に見舞狀を發送したる等種々救護對策を講じ、各地に於て大いに感激を以て迎へられた。

第三款　表彰

第一　司法大臣表彰

多年司法保護事業に盡瘁し其の功績顯著なりとして司法大臣より表彰狀竝銀杯一組を授與せられし諸氏は次の通りである。

一　昭和十三年度

十月二十一日甲府市ニ於ケル關東司法保護事業聯盟發會式並ニ第一回大會席上
（東京府）曹洞宗報効會長　長谷川孝善
（山梨縣）以德會支部長　瀧澤得道

十一月十日新潟市ニ於ケル關東司法保護事業聯盟第二回大會席上
（新潟縣）刈羽郡慈善會保護主任　田邊松巖

十月十三日大阪市ニ於ケル關西司法保護事業聯盟發會式並ニ第一回大會席上
（大阪府）大正自治會長　芳賀重之助
（大阪府）至誠院長　和田實雄
（高知縣）海南救濟會常務理事　宮地廓寃

十月二十七日名古屋市ニ於ケル司法保護中部聯盟發會式並ニ第一回大會席上
（愛知縣）明德會副會長　矢田讀
（岐阜縣）保護會理事　大熊三之助
（石川縣）石川更新會支部常務委員　飯貝謙慈

十二月九日廣島市ニ於ケル中國司法保護事業聯盟發會式並ニ第一回大會席上
（廣島縣）廣島縣融合保護會顧問　吉元正太郎
（廣島縣）廣島保護會長　滿田惠順
（鳥取縣）鳥取給產會支部長　太田慶道

十一月六日福岡市ニ於ケル九州司法保護事業聯盟發會式並ニ第一回大會席上
（福岡縣）三池保護會長　熊谷直正
（宮崎縣）日州保護會支部長　岩崎深信
（鹿兒島縣）鹿兒島縣保護協會支部長　財部寂心

七月二十二日秋田市ニ於ケル東北司法保護事業聯盟發會式並ニ第一回大會席上
（秋田縣）秋田保護會主事　明石芳揄
（岩手縣）岩手保護院長　上館全雲
（宮城縣）牡鹿能仁會常務理事　細川了曉

七月十八日函館市ニ於ケル北海司法保護事業聯盟發會式並ニ第一回大會席上
札幌大化院長　助川貞利
北海道授產場長　大照德順
釧路慈德會理事　林田則友

第三章　司法保護事業の監督及び指導

二　昭和十四年度

十一月十九日長崎市ニ於ケル九州司法保護事業聯盟第二回大會席上
（福岡縣）致誠會長　筑紫文基
（佐賀縣）佐賀恒產會理事　扁田慶四郎
（大分縣）龍華會長　清原護城

十月十六日福島市ニ於ケル東北司法保護事業聯盟第二回大會席上
（山形縣）米澤佛教興道會保護主任　山口義隆
（青森縣）慈晃會支部長　古館彰緣

十月二十三日松江市ニ於ケル中國司法保護事業聯盟第二回大會席上
（愛媛縣）保護會理事　大野悌
（岡山縣）備作惠濟會長　國富友次郎
（島根縣）簸川保護會長　加納廣淳

十月十九日岐阜市ニ於ケル中部聯盟第二回大會席上
（愛知縣）會理事　青木鎌太郎
（岐阜縣）保護會理事　松尾國松
（富山縣）富山養得園婦人部長　淺田ウタ

十月十九日京都市ニ於ケル關西司法保護事業聯盟第二回大會席上
（京都府）學園長　樋口琢堂
（德島縣）德島縣助成協會支部常務理事　內田好音
（滋賀縣）淨土宗至德會保護主任　宮川桂禪

十月二十一日廣島市ニ於ケル司法保護事業聯盟發會式並ニ第一回大會席上
（廣島縣）廣島保護會理事　大熊三之助
（廣島縣）廣島保護會理事　飯貝謙慈

（福島縣）田村佛教慈善會長　長井徹秉
（香川縣）讃岐修齊會理事　細淡宗次郎

八月二日旭川市ニ於ケル北海司法保護事業聯盟第二回大會席上
（愛知縣）明徳會　創設盡力者　岡谷惣助
（同）　同　淺野甚七
（岐阜縣）　保護會支部長　中島領七
（福井縣）福田會支部長　新田開岳
（富山縣）養得園理事　密田松太郎

十月二十七日大阪市ニ於ケル司法保護中部聯盟第二回大會席上
（岐阜縣）　保護會支部長　中島領七
（福井縣）福田會支部長　新田開岳
（富山縣）養得園理事　密田松太郎

十一月六日福岡市ニ於ケル九州司法保護事業聯盟發會式竝ニ第一回大會席上
（福岡縣）致誠會長　筑紫文基
（福岡縣）聯合保護會主事　井上卯太郎
（大分縣）大分保護會主事　古野由雄
（長崎縣）佐世保保護會常務理事　龍閘與三吉
（鹿兒島縣）保護會主事　野田龍華

七月二十二日秋田市ニ於ケル東北司法保護事業聯盟發會式竝ニ第一回大會席上
（秋田縣）秋田至仁會南秋田郡支部理事　小澤珍平

七月十八日函館市ニ於ケル北海司法保護事業聯盟發會式竝ニ第一回大會席上
（司法保護委員）　山本長藏
（同）　大矢キシ

二　昭和十四年度

十月十三日大阪市ニ於ケル關西司法保護事業聯盟發會式竝ニ第一回大會席上
（大阪府）自生會長　北端兵吉
（北端）
（兵庫縣）神戸少年輝精寮長　曾谷精一

第三　地方聯盟會長表彰

一　昭和十三年度

十月十九日岐阜市ニ於ケル司法保護中部聯盟第二回大會席上
（京都府）京都府聯合保護會常務理事　山田茂助
（同）　同　井上利助
（大阪府）大阪佛教和衷會主事　松岡良友

十月十九日岐阜市ニ於ケル司法保護中部聯盟第二回大會席上
（愛知縣）司法保護事業特別援助者　豊島半七
（同）　同　遠山靜一
（同）　常務委員　中島潮海
（三重縣）司法保護事業特別援助者　西岡又四郎
（岐阜縣）司法保護委員　丹宮充寂
（福井縣）司法保護委員　渡邊敎善
（石川縣）司法保護事業特別援助者　押野了雄
（富山縣）司法保護事業特別援助者　中尾敎春

十月二十三日松江市ニ於ケル中國司法保護事業聯盟第二回大會席上
（廣島縣）司法保護委員　神根悉生
（山口縣）熊毛郡佛教團保護會長　伊藤慈圓
（岡山縣）常務委員　龜山俊岡
（鳥取縣）鳥取和光會理事長　前田德庵
（島根縣）司法保護事業特別援助者　絲原武太郎
（同）　同　松田馨蹴
（愛媛縣）筰川司法保護會常務理事　有田大宗
（喜田郡）明昭會長

十一月十九日長崎市ニ於ケル九州司法保護事業聯盟第二回大會席上
（長崎縣）長崎啓成會副會長　三栗昌周
（宮崎縣）日州保護會理事　森法忍

十月十六日福島市ニ於ケル東北司法保護事業聯盟第二回大會席上
（福島縣）安積佛教慈善會長　保森覺圓
（同）　同　會津佛教慈善會長　神井諦映
（同）　伊達郡北部慈善會長　大塚孝順
（奈良縣）　奈良縣聯合保護會幹事　神田眞證
（大阪府）　大阪保護觀察所囑託保護司　野邊市治郎

八月二日旭川市ニ於ケル北海司法保護事業聯盟第二回大會席上
旭川保護會理事　松岡源之助
同　岡田重次郎
旭川司法保護委員會參事　野崎小三郎
同　小檜山鐵三郎
同　世木澤藤三郎
札幌大化院作業主任　助川司奈
札幌保護觀察所囑託保護司　藤原正
函館助成會援助者　小篠幸一郎
同　宮本武之助
網走慈惠院長　寺永哲英
十勝自營會保護主任　高橋仁兵衛
札幌保護觀察所囑託保護司　淺村貞輔

第四章　少年保護事業

第一節　沿革

第一　犯罪少年處遇の源流

我が國に於ては古より少年は刑事上成人と區別して取扱はるべきものであるといふ觀念があり、「律疏」「令義解」其他に散見するところにより見るも幼少年に對する論罪は極めて寬大であつた。德川時代の取扱を見ると、德川刑律十五歲以下之者御仕置例には「一、子心にて無辨火を付候もの右同斷遠島。一、十五歲以下之無宿者途中其外にて小盜致候に於ては非人下手」とあり更に安永元年辰年十二月十四日三奉行への通牒には「十五歲以下之者御仕置之儀に付御書付、三奉行江、一、十五歲以下のもの御仕置之儀、仕來之通、十四歲より內のものを幼年の御仕置申付、十五歲より大人之御仕置可申付事、一、幼年のもの敵之儀、十五歲以下にても敵申付事、但御定書に幼年にて致盜候もの大人の御仕置より一等輕可申付と之有候間、夫に當り候ものを敵候ては右御定に相當不致候、無宿にて無之幼年のもの敵に當り候ものは向後過怠牢可申付事、右之通一統相心得區々に不相成樣可被致候」とあり。明治以前に於ても幼年者に對する處置に付ては特別の取扱ひをなされて居つたことを窺知することが出來る。

明治三十年十二月公布の新律綱領に於ては、十五歲以下は死罪を除き流罪以下收贖（凡收贖は老小廢疾の矜恤す可き者例に照して收贖すとありて笞五十、一兩一分。杖一百、二兩二分。徒一年、三兩。流一等、十兩二分。絞斬十五兩である）十歲以下にして人を殺し死罪に該る者は議擬奏聞して上裁を請ひ資罪傷人收贖其の他の罪は論ぜず、七歲以下は死罪を犯すも刑を加へず、若し敎令する者あれば其の敎令者を罪し、贓の償ふべきものあれば之を得たる者をして償はしめ、又罪を犯す時幼少にして事發する時長大なる者は幼少によつて論じ、十五歲以下は拷訊すべからざるものとし、衆證により罪を定むとした。

第二　懲治制度

明治十三年刑法治罪法制定せられ、同年七月太政官布告により公にせられ、同十五年一月より實施せられた。同法によれば、十二歲未滿は其の罪を論ぜず、滿八歲以上は情狀により、滿十六歲に過ぎざる時間懲治場に留置を認め、滿十二歲以上十六歲未滿は是非を辨別したると否とを審案し、辨別なくして犯したるときは其の罪を論ぜざるも、情狀により滿二十歲に過ぎざる時間懲治場留置を認め、辨別ありて犯したるときは其の罪を宥恕して二等を減じ、滿十六歲以上滿二十歲未滿は其の罪を宥恕して一等を減ずるものとした。而してこれらの者の留置方法に就ては、明治五年制定の監獄則に懲治監の規定ありしを改め同十四年の改正監獄則に於て懲治場の制を設けた。懲治場は刑法不論罪と成つた者及び滿八歲以上二十歲以下の放逸不良の者にして其の尊屬親より願ひ出た者を收容して懲治する所であり、其の處遇は十六歲未滿のものと、十六歲以上のものに區別して尙且十六歲以上二十歲未滿にして初犯のものと再犯以上のものとを區別し、監房を異にして惡習の感染を豫防することゝした。此の懲治場の制度は明治十五年一月より其の實施せられた。懲治場は殆んど皆監獄に併置せられ、其の職員監獄官吏を以て之に充てゝゐたので、實際は其の處遇は他の一般犯罪者に對する自由刑執行と異るところなく、敎育的觀念よりすれば遺憾の點尠からず、實際は收容者の改善に役立よりも之を惡化せしむることが尠くなかつた。

第三　感化事業の發生

懲治場の實情は右の如くであつた爲め、民間有志の間には懲治場の弊害を痛擊し、少年に對する感化制度の創始を提唱する者も生じた。(イ)東京鹽南坂敎會の小崎弘道は西洋諸國の感化事業を紹介して其の必要を高唱し、(ロ)監獄局の官吏坂部寬は明治十四年、有志者の共同を以て東京府下に「感化院」を設けて少年を矯正するの計畫を立てた。この計畫は中途挫折して實現に至らなかつたが、(ハ)明治十七年、大阪市に於て池上雪枝が不良少年の保護に着手し、(ニ)翌十八年十月には高瀨眞卿が東京に「私立豫備感化院」を創立し、本鄕區湯島兩門町に設置、翌十九年名稱を「神宮敎院感化院」と改め神宮敎院の經濟的補助を受けたるも經營困難となり、十九年十月獨立經營となり名稱を「東京感化院」（現在の少年保護團體「錦華學院」の前身）と改めた。(ホ)明治十九年には千葉縣下佛敎各宗寺院の共同事業として「千葉感化院」が創設せられ、(ヘ)明治二十三年京都府に京都感化保護院が創設された。

第四　感化法の施行と懲治場の改善

明治十年代に勃興の兆を見せた少年感化事業は、明治三十年代に入つて一應の結實を見た。感化法の施行が卽ちそれである。當時、懲治場の制度は實際上矯正の效果なく却つて少年を惡化せしむるの弊があつたのみならず、世上には乞食遊蕩の不良少年が增加したので之に對する特殊保護制度の確立が必要となり、其の必要に促されて生れたのが明治三十三年三月十日公布法律第三十七號感化法であつた。本法に依れば

北海道及び府縣には感化院を設置し感化院には「地方長官ニ於テ滿八歳以上十六歳未滿ノ者之ニ對スル適當ノ親權ヲ行フ者若ハ適當ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞丐ヲ爲シ若ハ惡交アリト認メタル者」「懲治場留置ノ言渡ヲ受ケタル幼者」及び「裁判所ノ許可ヲ得テ懲戒場ニ入ルベキ者」を收容し適當なる感化教育を施すことゝなつた。本法は翌三十四年より實施せられたが然し、感化法に於ては感化院の設置は府縣の任務とせられたのみならず一方には懲治場がなほ存在してゐた爲めに、內務省地方局の屢次の督勵にも拘らず實際に感化院を設置した府縣は僅かに、東京、大阪、神奈川、埼玉、秋田の二府三縣に過ぎなかつた。從つて實際の少年保護は依然として感化制に依ることなく懲治場に於て行はれたのである。而して懲治場は、當初は前述の如く各監獄に併置されてゐたが、懲治場設置の本旨に副うて教育的處遇を爲す爲め、明治三十六年には武州川越に特設懲治場を設け、三十九年には淡路の州本に州本懲治場を設置する等、逐次其の施設を監獄より分離すると共に其の處遇內容に改善を加へ、懲罰主義より漸次薰育主義に移行し、川越の懲治場の如きは非公式ながらも川越兒童保護學校の看板を掲ぐるに至つた。

第五　新刑法施行後に於ける少年保護

明治四十一年十月に新しい刑法が施行された。當時、少年

の保護矯正に關しては新しく適正なる制度の確立が要望せられてゐたのであるが、此の如き少年保護制度は其の關係するところが廣汎であり、これを簡單に刑法典の中に挿入するに適しない爲め、後日を期して特別法として制定する方針を採り、新刑法の中には單に十四歳以下の者の罪を論ぜざる旨の規定を置くにとゞめ、從來の懲治處分は之を廢止した。而して少年保護に關する特別法の制定に至るまでの臨時措置として刑法施行法第十六條に於て「懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得」と規定し、及同年改正の監獄則附則に於て「監獄則ハ之ヲ廢止ス但懲治人ニ關スル規定ハ當分ノ內仍ホ其效力ヲ有ス」の規定を存し、懲治制度廢止當時懲治處分執行中の者に付ては引續き其の處分の執行を認め又は其の處分を解き若くは之を感化院に入院せしむるの途を拓いた。

斯くして新刑法の施行と同時に、少年保護に關する特別法の制定が當面の課題となつたのであるが然しながら現實に逐年遞增する少年犯罪に對しての方策は一日も忽せにすることが出來ないので、過渡的處遇として新刑法の施行と同時に（一）感化法を改正し府縣の感化院設置に對する國庫補助の規定を加へ、府縣は感化院を設置するにつき府縣會の決議を要せざることとすると共に（二）從來の取扱に於て懲治處分を受くべき幼少年はすべてこれを感化院に收容せしむることとした。卽ち明治四十一年九月の司法省訓令に謂ふ

「今般刑法改正トナリタルニ付十四歳未滿ノ犯罪者ハ刑法施行後ハ懲治處分ニ付セズシテ感化院ニ入院セシムルコトトナリタルヲ以テ左ノ如ク取扱フ可シ。

一、檢事公訴提起前被告人ノ年齡十四歳ニ滿タザルコトヲ認メタルトキハ感化院ニ入院セシムベキヤ否ヤヲ審査シ、若シ入院セシム可キ者ナルトキハ其ノ理由ヲ所轄警察署ニ通知スベシ

一、裁判所ニ於テハ被告人十四歳ニ滿タザルガ爲メ無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲シタルトキハ前項ノ例ニ依リ檢事其ノ手續ヲ爲ス可シ」

と。これに依つて犯罪行爲或は不良行爲ある少年に對する感化保護の組織は一應の整備を見たのである。

然しながら感化院の機構は脆弱であつて多數の要保護少年を收容し得ないのみならず感化法の定むる保護の方式そのものにも缺陷がある爲め、犯罪を爲す虞ある少年に對する保護の必要を充足するに足りなかつた。又受刑後釋放少年に對しては何等保護の方法がなかつた。刑法改正の頃には檢事局に送られて來る未成年犯罪者の數は一年凡そ二萬であつたが其の後逐年增加して大正八年には刑法で處分された數丈けで三萬を越え、又十八歳未滿の者に就て見れば大正三年の一萬以下に對して大正八年は一萬五千を突破し之に對する保護の制度の確立は焦眉の急務と感ぜらるゝに至つた。當時檢事局に於ては少年事件についてはなるべく之を起訴しない方針の下に、犯罪數回に亙るも起訴を猶豫したのであるが、少年の惡性增長して他の方法を執ることが出來ない場合には公訴を提起して刑罰を加へるより外はなかつた。斯樣にして起訴猶豫になつた少年に對しても、また受刑釋放された少年に對しても、之を保護するの方法は制度上全く存在しないのであつたから、之に對する保護制度の確立は焦眉の急務として益々痛感せらるゝに至つた。

第六　少年法の誕生

少年保護法制の制定準備は此の間に進められた。明治四十三年帝國議會に於て少年に對する特別法制定につき議員から督促的質問があり、司法省に於ては新刑法發布後、直に少年に對する特別法の調査に着手したところ、恰も明治四十四年九月法律取調委員會が設けられ刑事訴訟法改正の調査を始めることになり、刑事訴訟法改正主査委員會に於て留置及懲治に關する手續を審議するに當り、委員會に於ても此の問題には意見あり、委員平沼騏一郎氏より「刑法上懲治處分に關する規定削除せられたる以上本章の規定は形式上之を削除せらるべきものなるやも知れざるも、幼年者の犯罪に對する處分

は實體的手續上歐洲に於ても綿密に研究され既に其の規定を設け實施してゐるところもあるので、結局幼年者の犯罪處分に付ては特別の規定を必要とする」との意見があり、更に委員花井卓藏氏よりも「本章のことは當然本法の範圍をして本法又は特別法を以て之を定めざるべからず、刑法第四十一條に十四歳未滿の者は之を罰せずと規定せるも、十四歳未滿の者と雖も犯罪に陷るに相違なきを以てこれ等は本法の延長として規定を設け犯罪の根源を斷つ必要あり要するに刑法第三十九條同第四十一條の運用法を要す、行政上に於ては感化法、精神病者監護法あるも用を爲さず、殊に刑事訴訟法の改正を企てたるに於ては本委員會に於て立法し、諸國の法制と同樣に幼少年犯罪者救治の方法を設くるを可とす、尙幼年犯罪者に付ては現今行政廳に於て夫々判斷の下に相當の取扱を爲しゐるも此の判斷は卽ち一の裁判である。然るに之を行政權に委するは其の當を得たるものなりや否や問題である。曾つて衆議院に於て此問題につき議論あり、他日何等かの立法を企つることとなりしものにして、兎も角も名義の如何を問はず裁判權主義に於て立法するを要す云々」の意見あり、結局我が國に於ても諸外國の立法例に鑑み不良少年に關する法律制定の必要なることを認め、同委員會に於て右法律案を起草することを議決し、之を會長に報告し、會長は之を同委員會に諮つた。玆に於て同委員會は翌四十五年一月同委員會に於て更に平沼騏一郎委員の意見により右法律案調査に關する特別委員を選定の件を決し、刑事訴訟法主査委員中より、長谷川喬、平沼騏一郎、小山溫、豊島直通、鵜澤聰明、穗積陳重の諸氏を特別委員に選任し、特に少年法案の調査を委囑した。其後委員に異動を生じ谷田三郎、鈴木喜三郎の二氏新に特別委員に指名せられた。而して犯罪少年及準犯罪少年に對する保護及教育主義に則り立案することを決議し谷田三郎氏これが幹事となり成案を得特別委員會に提出した。同委員會は大正三年三月該法案に基き審議を開始したるも之を刑事訴訟法中に包含せしむることを不適當なりと認め單行法として立案するを適當なりとしてこれを刑事訴訟法の調査と分離し、別に主査委員會を設け審査するを適當なりと決議した。仍て、會長は不良少年に關する法律案の主査委員、起草委員竝幹事を定め主査委員には、一木喜德郎、倉富勇三郎、平沼騏一郎、水野錬太郎、小山溫、横田秀雄、鈴木喜三郎、花井卓藏、豊島直通、谷田三郎、鵜澤聰明、穗積陳重の諸氏を擧げ、後水野錬太郎氏辭任し渡邊勝三郎氏これと代り同氏又辭任し添田敬一郎氏これに代り、又新に小山松吉、泉二新熊の二氏主査委員に加へられた。起草委員には平沼騏一郎、花井卓藏、谷田三郎の三氏、幹事には泉二新熊、谷野格、三浦榮五郎、山岡萬之助、池田寅二郎、霜山精一、長島毅の諸氏がなつた。

玆に於て大正三年三月主査委員會は翌に特別委員會に附議せられたる第一次案を基礎として審議を重ね前後十一回の會議を經て基本的、主義綱領の審査を終了したのである。起草委員は右主義綱領に基き尙我が國情と各國との立法の特色等を參照して起草し、大正七年十月第二次成案を得た。

主査委員會は更に第二次案につき檢討審査の上修正補足し大正八年二月第三次成案を得、玆に主査委員會を終了これを法律取調委員會長松室致氏に報告した。

法律取調委員會は直に總會を開き愼重審議を重ねること前後十三回に亙り一部修正整理し、これを可決し同八年七月法律取調委員會長より意見を具し法案を司法大臣に報告した。

右の少年法案は其の姉妹法たる矯正院法案と共に大正八年第四十二帝國議會に提出されたが、議會解散の爲め不成立に終つた。そこで司法省に於ては大正九年七月第四十三議會に對し前議會に於ける修正意見に基づき法案を整理して提出したが、貴族院に於て會期滿了の爲め審議未了となつた。更に同年十二月第四十四議會にも提出されたが、前議會同樣貴族院に於て審議未了となつた。司法省に於ては右第四十四議會の貴族院に於ける審議の狀況に鑑み、內務省と協議の上法案に新に第二十八條の第二項として「十四歳ニ滿タザル者ハ地方長官ヨリ送致ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外少年審判所ノ審判ニ付セズ」の一項を挿入して大正十一年四度これを第四十五議會に提出し、原案のまま兩院を通過したので、大正十一年四月十七日法律第四十二號少年法公布を見た。之と共に同日を以て法律第四十三號矯正院法も公布せられた。

第七　少年保護の體制

少年法は七十四條より成り、第一章通則、第二章保護處分、第三章刑事處分、第四章少年審判所ノ組織、第五章少年審判所ノ手續、第六章裁判所ノ刑事手續、第七章罰則の七章に區分されて居る。同法に依れば、少年に對し保護處分を爲す爲め少年審判所を置き、少年にして刑罰法令に觸るゝ行爲を爲し又は刑罰法令に觸るゝ行爲を爲す虞ある者あるときは、少年審判所は之につき審判を爲し、審判の結果として、(一)之に訓誡を加へ、(二)之が訓誡を學校長に委囑し、(三)書面を以て改心の誓約を爲さしめ、(四)條件を附して保護者に引渡し、(五)寺院教會保護團體又は適當なる者に之を委託し、(六)之を少年保護司の觀察に付し、(七)感化院又は(八)矯正院に送致し、(九)病院に送致又は委託する等、種々の保護處分を爲すことを得ることになつた。此の種々の保護處分の運用として展開された保護活動が卽ち所謂少年保護事業である。

而して少年法は密行主義で同法第七十四條に明確に規定せられてゐる。この點裁判と異る。但し本人の親族、保護事業に從事する者其の他少年審判所に於て相當と認むる者には在

席を許す、審判を公開しない理由は少年の心理に及ぼす影響を考慮し本人の將來の社會復歸に障碍を生ぜしめない爲である。これが警察官署に於ける取扱についても大正十二年司法省訓令刑事第一〇、〇九二號に依り司法警察職務規範の第七章に少年に關する特則を設けられてゐる。

即ち左の如くである。

第七章　少年ニ關スル特則（拔抄）

第百十七條　少年ノ事件ニ付テハ保護修養ヲ主トスル精神ヲ以テ事ニ臨ムヘシ

第百十八條　少年ノ被疑者ヲ取調フルニ當リテハ特ニ他人ノ耳目ニ觸レサルコトニ注意スヘシ

第百十九條　少年ノ被疑者ハ他ノ被疑者ト分離シ接觸セシメサルコトニ注意スヘシ

第百二十條　少年ノ被疑者ハ已ムコトヲ得サル場合ノ外拘束スヘカラス

第百二十一條　少年ヲ逮捕シ又ハ引致スル場合ニ於テハ其ノ方法及强制ヲ加フル限度ニ付特ニ愼重ノ注意ヲ爲スヘシ

第百二十二條　少年ニ對スル被疑事件ニ付テハ犯罪事實輕微ニシテ處罰ノ必要ナシト思料スル場合ト雖微罪處分ヲ爲サスシテ事件ヲ檢事ニ送致スヘシ

第百二十三條　少年ニ對スル刑事々件ハ搜査又ハ豫審ニ關スルモノノミナラス公判ニ付セラレタル事項ト雖特ニ秘密ヲ嚴守スヘシ少年審判所ノ審判ニ付セラレタル事項亦同シ

少年保護事業は從來の免囚保護事業に比較して幾つかの著しい差異を有する。第一、其の對象を異にする。從來の免囚保護事業に於ては保護の對象は悉く受刑の前歷を有する者であつたに對し、少年保護の對象は全く受刑の經驗なきものである。此の點に於て保護事業は行刑の全く及ばざる別個の對象を有し、行刑の補充的事業たるより以上の意味を其の對象についても有するに至つたのである。第二、經營の主體を異にする。免囚保護事業は民間篤志家の經營であるに對し少年保護事業は國家自ら少年審判所、矯正院等の機關を設けて之が經營に任じた。第三、少年保護に於ては保護の法制的基礎が與へられ、其の結果全部の保護活動に對し國家の意思が浸透することとなつた。免囚保護事業に於ける保護活動は何等の法制的基礎を有せず、全く民間篤志家の恣意に基くものであつたに對し少年保護に於ては國家機關自ら爲すところの保護活動に於ては固よりであるが國家機關が民間人に委託して爲すところの保護活動に於ても、國家機關の指導監督が法令を基礎として行はれることとなつた。第四、免囚保護の出發點は人情であり慈善であつた。後年に至り國家は之に再犯防遏の意義を認めて奬勵の策を講じたのであるが本質に於ては免囚保護事業は個人の人道的感情の發露に外ならなかつた。之に反し少年保護は最初から國家の刑事政策の一部分として構成された。國家は少年保護事業に於ては、對象の敎化に依つて犯罪の防遏を成就せんことを期したのである。第五、少年保護は單なる事後救濟活動から進んで明かに豫防活動を其の範圍とするに至つた。このことは其の對象決定の方法に於ても見られることである。第六、保護の組織についても少年保護は國家と社會との協力の體制を萌芽的ながら樹立した點、又個性調査に於ける科學的方法の採用、觀察保護及び收容保護の兩方法の併用等の諸點に於て免囚保護事業に對し著しい差異を示した。

第八　少年法及矯正院法の施行

少年法及矯正院法は大正十一年十一月九日勅令第四八七號を以て大正十二年一月一日より施行された。尙其の施行區域は大正十一年十二月二十八日勅令第五二七號に依り保護處分に關する規定を除くの外樺太にも大正十二年一月一日より施行された。

然しながら少年に對する保護處分は少年審判所の掌るところであるから少年保護の制度は少年審判所の管轄區域內に限定されたのであるが少年法實施と同時に東京及び大阪に少年審判所が設置せられたるにとゞまり其の管轄區域も東京少年審判所は東京府及び神奈川縣、大阪少年審判所は大阪府、京都府、及び兵庫縣の三府二縣に過ぎず他の地方に於ては全く保護處分の惠澤に浴しなかつたのである。

斯の如く保護處分の實施が跛行的なることの不合理は言を俟たざるところであるが少年保護事業の實績は顯著なる成績を擧げつゝあるに鑑み爾來司法當局に於ては少年審判所の增設及び管轄區域擴張に向つて努力するところあり、少年法保護處分未施行地域に於ける官民に於ても之を翹望すること頗る熱烈にして之に關して當局に對する請願並に建願等實に四十七件に達した。斯の如き官民努力の結果昭和九年一月に至つて名古屋少年審判所が、次いで昭和十三年一月に福岡少年審判所が新設せられその管轄區域も次表の如く改定せられ現在三府十一縣である、（昭和十六年一月に廣島少年審判所新設、昭和十七年一月より仙臺、札幌各少年審判所を新設し保護處分施行區域も全國一道一廳、三府四十三縣に及ぶ豫定である）。

少年審判所管轄一覽

少年審判所名	創立年月日	所在地	管轄區域
東京少年審判所	大正十二年一月一日	東京市麹町區富士見町一ノ一	東京府（大正十二年一月ヨリ）神奈川縣（昭和十一年十一月ヨリ）千葉縣埼玉縣
大阪少年審判所	大正十二年一月一日	大阪市北區若松町一五	大阪府、京都府、兵庫縣

名古屋少年審判所　昭和九年一月一日　名古屋市千種區覺場町ヲ三　愛知縣、三重縣、岐阜縣

福岡少年審判所　昭和十三年一月一日　福岡市長濱町二丁目　福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣

第二節　機關

第一款　少年審判所

第一　少年審判所の新設

少年審判所は從來東京、大阪、名古屋の三箇所に設置されて居たが昭和十三年一月一日福岡市に新に福岡少年審判所が設立せられた。

これによつて九州北部四縣（長崎、佐賀、福岡、熊本）の全縣民がこの愛の法律「少年法」の慈光に浴することを得たことに大いなる喜びを得たのは勿論、このことに依つて我國に於ける少年保護陣容は一層强固なる歩を劃することが出來たのである。

今や北九州は我國に於ける重要なる重工業地帶となつた。其處には多くの少年工が集るのは必然的のことである。この現實と並行して、これ等少年の保護も行はれねばならない。全縣民の審判所の誕生を願ふことの心情も又云はずともがなである。

斯様に福岡少年審判所は全縣民の待望裡に誕生をしたのである。

大正十一年勅令第四百八十八號少年審判所設置の件中、改正の件は昭和十二年十二月二十四日勅令第七百四十一號を以て次の通り御裁可の上公布せられた。

勅令第七百四十一號（昭和十二年十二月二十四日）

大正十一年勅令第四百八十八號中左ノ通改正ス

第一條第一項中

「及名古屋市」ヲ「、名古屋市及福岡市」ニ改メ

同條第二項中

「岐阜縣ヲ」ノ下ニ「、福岡少年審判所ハ長崎縣佐賀縣福岡縣及熊本縣ヲ」ヲ加フ

第二條中

「少年審判官　專任十人」ヲ「少年審判官　專任十二人」ニ、

「少年保護司　專任二十人　判任內十人ヲ奏任ト爲スコトヲ得」ヲ

「少年保護司　專任二十五人判任內十二人ヲ奏任ト爲スコトヲ得」ニ

「書記專任十八人」ヲ「書記　專任二十四人」ニ改ム

附　則

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

「參照」　大正十一年十一月十日公布勅令第四百八十八號抄

第一條　東京市、大阪市及名古屋市ニ少年審判所ヲ設置ス

東京少年審判所ハ東京府神奈川縣埼玉縣及千葉縣ヲ、大阪少年審判所ハ大阪府京都府及兵庫縣ヲ、名古屋少年審判所ハ愛知縣三重縣及岐阜縣ヲ管轄ス

斯くして福岡少年審判所が生れることに依り少年法に依る保護處分は從來の東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、京都、兵庫、愛知、三重及岐阜の三府七縣の外に今新たに長崎、佐賀、福岡、熊本の四縣にも施行されることになつた。卽ち昭和十三年一月一日より保護處分施行區域は三府十一縣に擴大されることになり、少年審判所の數は四ヶ所となつた。

イ　福岡少年審判所長の決定

一月一日附を以て、當分の間は、大阪少年審判所長松井善一氏が兼務することゝなつたが、一月二十八日附で、初代所長は福岡保護觀察所長瀨戸致格氏任命に決定、同時に福岡保護觀察所長を兼務せらるゝことゝなり、瀨戸所長は一月三十一日初登廳した。

ロ　事務開始

二月二日午前十時職員一同宮崎宮に參拜、午前十一時より會議室に於て事務開始式を擧行、後職員一同市內の各官公衙、新聞社等十數ヶ所を歷訪開廳挨拶を爲した。

八　廳舍落成

當廳の敷地は福岡市の提供にかゝる同市長濱町二丁目五十七番地五百五十坪で市の中央に位し交通通信關係至利至便である。當廳舍及び其の附屬建物を大別すれば正廳、少年控室及附屬廊下（正廳へ通ずる廊下）、倉庫、物置、自動車々庫等で建坪約三百五十坪、福岡市當局が篤志家の建築費寄附を勸誘し、工費約六萬圓を以て司法省の設計指令に基き建築獻納したものである。

昭和十二年九月二十三日地鎭祭執行し著工したが天候の關係上工事意外に遲延し昭和十三年二月二日事務を開始したときは、漸く正廳舍の一部を使用し得たに過ぎずして殆ど未完成の狀態であつたが其の後市當局の異常な努力の結果五月中旬に至り漸く其の落成を見るに至り、同月三十一日本省より大臣代理藤田參與官及び森山保護課長の臨席を仰ぎ其の落成式開廳式を擧行した。

ニ　關係檢事局との事務打合

少年審判所の事業は關係各官廳との緊密な連絡協調を遂げなければ到底圓滑なる運營は期し難いのであり差當り檢事局よりの事件送致、少年審判所の事件處理其の他諸般の問題について檢事局との事務打合せを爲す事は、急速を要するので取急ぎ左の如く檢事局との事務打合せを開催した。

二月十九日　福岡地方裁判所檢事局

同二十一日　長崎地方裁判所檢事局

二月二十二日　佐賀地方裁判所檢事局
同　二十三日　熊本地方裁判所檢事局

ホ　囑託少年保護司の銓衡

斯業の發展は少年保護團體の活動と共に囑託少年保護司の活躍に俟つところが多いのであり之が候補者の銓衡に當つては關係各方面に十分なる調査を爲して上申する事として愼重を期した。

ヘ　少年保護團體設立統制

福岡縣下には福岡少年審判所開廳前福岡市老司に福岡縣聯合保護會少年保護牧容所至正塾開設されて居たが、福岡少年審判所開廳と同時に設置された福岡少年院は建築遲延し差當り至正塾の建物を假廳舍に代用することゝなつたので愈々管内には保護團體皆無の狀態となり從つて官民各方面の支援を得て急速に少年保護團體の設立を促進する必要があり關係官民、囑託少年保護司の支援を得て先づ日本少年保護協會福岡支部を設置することゝし、向十三年三月二十三日審判所會議室に於て右支部準備委員會を開催、囑託少年保護司前福岡市長久世庸夫氏を座長に推し支部規則案を審議し、役員の銓衡、趣旨書の作成を爲し、直ちに會員募集に著手した。

ト　事務の進行

當所の事務開始は同年二月二日であるが當分開廳準備、廳員の事務打合並に關係官廳との事務打合等に日時を要し事實上事件の受理を開始したのは同年三月一日である。

第二　職員

少年審判所には左の職員がある。

一、少年審判官――奏任官。審判を爲し、少年に對し保護の爲め必要なる保護處分を爲す銓衡任用の官吏である。審判は合議に依らず單獨で行ふ。

上席少年審判官は少年審判所の長として、審判事務の外、少年審判所の一般事務を管理し、所部の職員を監督する。

二、少年保護司――奏任と判任とあり、少年審判官を輔佐して審判の資料を調へ又觀察事務を掌る。少年保護司には專任の保護司と、司法大臣の囑託に依る所謂囑託少年保護司とがある。（次項參照）

三、書　記――判任、上司の指揮を受け審判に關する書類を作り又庶務に從事する。

四、右の外、官制上の職員ではないが、醫務（心身の診査特に精神檢査）囑託員があり、又雇がある。

少年審判所開設以來の職員の定員は次表に示す如く、大正十二年は少年法施行に伴つて我が國に初めて東京（東京府、神奈川縣を管轄）、大阪（京都府、大阪府、兵庫縣を管轄）に少年審判所が新設せられて以來、昭和九年には名古屋（愛知縣、三重縣、岐阜縣を管轄）に少年審判所が新設せられ、昭和十一年には東京少年審判所の管轄區域が擴張（新たに埼玉縣、千葉縣を管轄）せられ、昭和十三年には福岡（長崎縣、佐賀縣、福岡縣、熊本縣を管轄）に少年審判所が新設せられて、職員數は其の都度逐年增員せられて居る。

開設以來の少年審判所職員の定員

（囑託少年保護司を含まず）

年別 / 區別	大正	同	同	昭和	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	十二	十三	十四	元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
少年審判官	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
少年保護司	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
書記	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一七	一七	一八	一八	二四	二七	二七

昭和十四年末現在各廳の職員配置表

區別	少年審判官 奏任	少年審判官 判任	少年保護司 書記	少年保護司 雇	醫務	囑託少年保護司	計
東京	六 △二	三	六 △一	九 △二	一〇	二	三七 △二六
							二六 △一
大阪	四	三	六 △一	七	七	二	一八六 △一九
名古屋	三 △一	二	三 △一	五	六	二	一三 △一三
福岡	二	二	四 △一	六	六	二	一二 △一一
計	一五 △四	一〇	一九 △四	二七 △三	二九	一三	九四 △七九
							七九 △一〇

備考　△印ハ少年審判官ハ判事、檢事ヨリ兼務、少年保護司ハ書記ヨリ兼務、書記ハ裁判所書記ヨリ兼務ニシテ內數ナリ。

第三　囑託少年保護司

一　職務

囑託少年保護司は勿論少年審判所の職員であるが、便宜上ここに特記する。前記の如く少年保護司には官吏としての專任の少年保護司と囑託少年保護司とがある。何れも其の職務上に本來の區別はなく、共に「少年審判官ヲ輔佐シテ審判ノ資料ヲ供シ觀察事務ヲ掌ル」（少年法第二十三條）ものであつて、其の職務は調査事務と觀察事務とに涉るのである。然し

實際は、囑託保護司は他に本職を持つてゐる人々であるから、專任の官吏の樣に少年保護司の事務に專從するわけには行かない。事情に依り、日を定めて少年審判所に出勤し、調査の事務を執ることになつて居るものもあるが、大部分の囑託少年保護司は、主として、附近の少年に對する觀察の事務を委託することにしてある。尤も少年審判所から遠隔の地に居住してゐる囑託少年保護司には、觀察だけでなく、その地方に於ける少年の調査の事務をも臨時に委囑することにして居る。

少年保護司執務心得

少年保護司の執務について　司法省訓令に依つて左の如く定められて居る。

（大正十二年一月司法省訓令保第五號）

少年保護司ハ少年審判官ヲ輔佐シテ審判ノ資料ヲ供シ觀察事務ヲ掌ル者ナルヲ以テ常ニ公平無私親切丁寧ヲ旨トシ能ク秘密ヲ守リ徒ニ人ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意シ審判資料ノ蒐集ヲ爲スニハ敏速緻密ニシテ要領ヲ失ハサルコトヲ期シ以テ少年審判官ヲシテ適切ナル處分ヲ爲スコトヲ得シメ觀察ヲ爲スニハ善良ナル師友トシテ少年ヲ指導訓諭シ之ニ不斷ノ援助ヲ與ヘ其ノ性格ノ矯正境遇ノ改善ヲ圖リ以テ其ノ職責ヲ完ウスルコトニ努ムヘク而シテ其ノ職務ヲ行フニ付テハ特ニ左ノ事項ヲ心得ヘシ

一　學校、寺院、教會、保護團體、職業紹介所其ノ他少年ノ保護ニ關係アル各機關ト密接ナル連繫ヲ保ツコト

一　少年ノ委託又ハ送致ヲ爲スヘキ各機關ニ付常ニ詳細ナル調査ヲ爲シ其ノ狀況ヲ少年審判所ニ報告スルコト

一　調査了リタルトキハ少年ノ處分ニ關シ意見ヲ附シ審判期日ニハ成ルヘク出席スルコト

一　審判期日ニ在席セシムルコトヲ相當ト思料スル者アルトキハ豫メ少年審判所ニ其ノ申出ヲ爲スコト

一　觀察ヲ爲スヘキ少年、保護者其ノ他必要ト認ムル者ニハ觀察ノ趣旨ヲ會得セシムルコト

一　常ニ日常ノ狀況ニ注意シテ適切ナル鼓舞奬勵ヲ爲スコト

一　少年ノ年齡、性行、經歷、家庭ノ狀況等ヲ斟酌シテ就學又ハ就職ニ必要ナル援助ヲ與フルコト

一　在學中ノ少年ニ付テハ特ニ其ノ行狀、學科實科ノ成績、勤惰ノ狀況等ニ注意スルコト

一　被傭中ノ少年ニ付テハ特ニ其ノ行狀、職業ニ對スル意向、勉否ノ狀況等ニ注意スルコト

一　旅行ヲ爲サムトスル少年ニハ其ノ事由、行先地、旅行日數ヲ申出テシメ出發前特ニ旅行ニ付必要ナル注意ヲ與フルコト

一　旅行ヲ了リタル少年ニハ旅行ノ經過、旅行中ノ出來事ヲ申出テシムルコト

一　住居、交友、娛樂、保護者トノ關係其ノ他ノ事情少年ノ爲不適當ナリト思料スルトキハ保護者ト協議シテ適當ナル措置ヲ爲スコト

一　保護處分ノ取消、變更又ハ假退院、假出獄、刑ノ執行猶豫ノ取消ヲ爲スヘキ事由アリト思料スルトキハ之ヲ少年審判所ニ申出ツルコト

一　住居ノ變更、所在不明又ハ死亡ノ事實ヲ知リタルトキハ遲滯ナク之ヲ少年審判所ニ申出ツルコト

一　觀察ノ成績ハ每月少年審判所ニ報告スルコト

一　觀察簿ニハ必要ナル事項ヲ漏ナク記載スルコト

一　觀察了リタルトキハ遲滯ナク觀察簿、關係文書ヲ少年審判所ニ提出スルコト

二　囑託少年保護司の數

囑託少年保護司の數は近年に於ける保護處分實施區域の擴張並に保護事務の增大に對應して逐年增加しつゝある。

年次	囑託少年保護司數（年末現在）		
	男	女	計
昭和十年	三七五	二一	三九六
十一年	四三三	一四	四五七
十二年	四七一	二二	四九三
十三年	五七五	二四	五九九
十四年	六六二	三八	七〇〇

三　囑託少年保護司の分布狀態

（イ）地域的分布

少年審判所から遠隔の地に居住してゐる少年に就いて、調査の必要が生じた場合には、專任の少年保護司が一々出張して調査することは、事實上困難である。その場合、その地方に囑託少年保護司があれば、調査を委囑することが出來るから好都合である。又少年の觀察に就いては、常に本人と連絡を保つ必要があるから、觀察をする者は少年の近くに居住してゐることが便宜である。此樣な事情から、囑託少年保護司は少年審判所管內に普く分布するやうに銓衡されて居る。昭和十四年十二月末日現在の東京、大阪、名古屋、福岡四少年審判所の囑託少年保護司は總數七〇〇名で、各府縣內に於ける配置は大體に於て、土地の人口、要保護少年の發生數、交通狀態、適任者の有無等に依つて大體の定員が定められてゐる。

昭和十三年末現在囑託少年保護司の地域的分布狀況左の如し。

東京少年審判所管內		二二七
東京府		一三三
東京市		一二二
麹町區	三	
本鄕區	四	

淺草區	二
小石川區	八
牛込區	二
芝區	七
本所區	三
品川區	四
大森區	五
澁谷區	九
杉並區	一三
中野區	三
豊島區	五
向島區	二
荒川區	一
葛飾區	二
城東區	二
南多摩郡	二
大島	一
神奈川縣	四三
橫濱市	一八
平塚市	一
三浦郡	四
鎌倉郡	二
中郡	一
足柄下郡	五
日本橋區	二
四谷區	三
麻布區	二
赤坂區	一
深川區	二
荏原區	一
蒲田區	一
目黑區	二
世田谷區	八
淀橋區	一〇
板橋區	四
瀧野川區	三
王子區	四
江戸川區	四
八王子市	二
北多摩郡	六
川崎市	二
橫須賀市	二
都筑郡	一
高座郡	六
足柄上郡	一
千葉縣	二七
千葉市	三
船橋市	二
千葉郡	一
東葛飾郡	四
長生郡	二
夷隅郡	一
匝瑳郡	一
埼玉縣	二四
浦和市	五
川越市	二
南埼玉郡	二
北葛飾郡	二
入間郡	三
比企郡	一
大阪少年審判所管內	一六六
大阪府	七八
大阪市	四四
北區	八
東區	六
大正區	二
天王寺區	三
浪速區	二
西淀川區	二
市川市	三
銚子市	二
安房郡	二
印旛郡	一
市原郡	一
君津郡	一
香取郡	三
熊谷市	一
川口市	一
北埼玉郡	一
兒玉郡	二
北足立郡	二
大里郡	二
此花區	二
西區	三
港區	一
南區	一
東淀川區	二
東成區	二

西成區	二
住吉區	七
豊中市	二
三島郡	五
泉北郡	三
南河内郡	六
北河内郡	二
京都府	三八
京都市	二九
上京區	九
中京區	二
東山區	五
南桑田郡	一
何鹿郡	一
與謝郡	一
相樂郡	一
兵庫縣	五〇
神戸市	二三
灘區	二
神戸區	二
兵庫區	三
林田區	六
姫路市	二
明石市	二
旭區	一
堺市	二
布施市	三
豊能郡	三
泉南郡	四
中河内郡	四
下京區	七
左京區	六
福知山市	一
天田郡	一
加佐郡	二
中郡	一
葺合區	二
湊東區	二
湊區	三
須磨區	三
尼ケ崎市	二
西宮市	二
武庫郡	二
印南郡	二
揖保郡	二
宍粟郡	一
神崎郡	一
養父郡	一
多紀郡	一
明石郡	一
名古屋少年審判所管內	一一二
愛知縣	七一
名古屋市	三二
千種區	二
西區	三
中區	七
熱田區	二
岡崎市	四
半田市	一
愛知郡	二
西春日井郡	一
葉栗郡	一
知多郡	三
幡豆郡	二
東加茂郡	一
寶飯郡	二
有馬郡	一
飾磨郡	一
赤穂郡	一
城崎郡	一
出石郡	一
朝來郡	一
津名郡	二
東區	一〇
中村區	一
昭和區	七
豊橋市	四
一宮市	二
瀬戸市	一
東春日井郡	三
丹羽郡	一
中島郡	四
碧海郡	四
西加茂郡	一
南設樂郡	一
渥美郡	一

三重縣	二一		
津市	五	四日市市	三
宇治山田市	二	松阪市	二
桑名市	一	三重郡	一
鈴鹿郡	一	河藝郡	一
飯南郡	一	阿山郡	一
名賀郡	一	北牟婁郡	一
南牟婁郡	一		
岐阜縣	二〇		
岐阜市	三	大垣市	一
高山市	二	稻葉郡	二
羽島郡	一	海津郡	一
養老郡	一	揖斐郡	一
武儀郡	一	郡上郡	一
加茂郡	一	土岐郡	二
惠那郡	一	益田郡	一
吉城郡	一		
福岡少年審判所管內	九四		
福岡縣	四五		
福岡市	一七	久留米市	二
小倉市	一	門司市	二
大牟田市	一	八幡市	三
若松市	二	戸畑市	一
直方市	三	飯塚市	一
粕屋郡	一	遠賀郡	二
嘉穗郡	二	朝倉郡	一
三潴郡	一	八女郡	二
山門郡	一	田川郡	一
京都郡	一		
長崎縣	一四		
長崎市	七	佐世保市	一
西彼杵郡	一	東彼杵郡	一
北高來郡	一	南高來郡	二
北松浦郡	一		
佐賀縣	一七		
佐賀市	七	唐津市	一
佐賀郡	一	三養基郡	一
小城郡	一	東松浦郡	一
西松浦郡	一	杵島郡	三
藤津郡	一		
熊本縣	一八		
熊本市	六	球磨郡	二
天草郡	二	宇土郡	二
玉名郡	二	鹿本郡	一
阿蘇郡	一	下益城郡	一
芦北郡	一		

昭和十四年末現在囑託少年保護司の地域的分布狀況左の如し。

東京少年審判所管內	二五三		
東京府	一五八		
東京市	一四七		
麴町區	五	本鄕區	四
淺草區	四	日本橋區	二
小石川區	一五	四谷區	二
牛込區	四	麻布區	五
芝區	九	京橋區	一
本所區	三	深川區	二
品川區	五	大森區	六
蒲田區	一	澁谷區	七
目黑區	四	杉並區	一三
世田谷區	一一	中野區	四
淀橋區	九	豐島區	六
板橋區	七	向島區	二
瀧野川區	三	荒川區	二
王子區	三	葛飾區	二
江戸川區	四	城東區	二
八王子市	三	南多摩郡	三
北多摩郡	五		
神奈川縣	四四		
横濱市	一八	川崎市	三
平塚市	一	三浦郡	四
横須賀市	二	鎌倉郡	二
高座郡	六	中郡	一
足柄上郡	一	足柄下郡	六
千葉縣	二八		
千葉市	三	市川市	四
船橋市	四	銚子市	二
安房郡	三	東葛飾郡	三
印旛郡	一	長生郡	二
市原郡	一	君津郡	一
匝瑳郡	一	香取郡	三
埼玉縣	二三		
浦和市	六	熊谷市	一
川越市	二	川口市	一
南埼玉郡	二	北埼玉郡	一
北葛飾郡	一	兒玉郡	二
入間郡	三	北足立郡	二
比企郡	一	大里郡	一
大阪少年審判所管內	一七四		
大阪府	八五		
大阪市	四七		
北區	八	此花區	二
東區	八	西區	四
大正區	一	港區	一
天王寺區	五	南區	一
浪速區	二	東淀川區	三

西淀川區	一	東成區	二
西成區	二	旭區	一
住吉區	六	岸和田市	一
堺市	二	豊中市	二
布施市	五	池田市	二
三島郡	八	豊能郡	一
泉北郡	三	泉南郡	三
南河内郡	五	中河内郡	四
北河内郡	二		
京都府	三八		
京都市	三〇		
上京區	一〇	下京區	七
中京區	三	左京區	五
東山區	五	福知山市	一
舞鶴市	一	南桑田郡	一
天田郡	一	何鹿郡	一
加佐郡	一	與謝郡	一
中郡	一		
兵庫縣	五一		
神戸市	二三		
灘區	二	葺合區	二
神戸區	二	湊東區	二
兵庫區	三	湊區	三
林田區	六	須磨區	三
姫路市	四	尼ヶ崎市	三
明石市	二	西宮市	二
武庫郡	二	有馬郡	一
印南郡	二	揖保郡	二
赤穂郡	一	宍粟郡	二
城崎郡	一	出石郡	一
養父郡	一	朝來郡	一
多紀郡	一	津名郡	二
名古屋少年審判所管内	一二五		
愛知縣	七八		
名古屋市	三四		
千種區	二	東區	一一
西區	一	中村區	一
中區	八	昭和區	八
熱田區	二	中川區	一
豊橋市	六	岡崎市	四
一宮市	二	半田市	一
愛知郡	二	東春日井郡	三
西春日井郡	一	丹羽郡	一
葉栗郡	一	中島郡	四
海部郡	一	知多郡	三
碧海郡	四	幡豆郡	三
西加茂郡	二	東加茂郡	一
南設樂郡	一	寶飯郡	二
渥美郡	一	八名郡	一
三重縣	二四		
津市	五	四日市市	三
宇治山田市	三	松阪市	二
桑名市	二	員辨郡	一
三重郡	一	鈴鹿郡	二
飯南郡	一	阿山郡	一
名賀郡	一	北牟婁郡	一
南牟婁郡	一		
岐阜縣	二三		
岐阜市	三	大垣市	三
高山市	二	稲葉郡	二
羽島郡	一	海津郡	一
養老郡	一	本巣郡	一
山縣郡	一	武儀郡	一
郡上郡	一	加茂郡	一
土岐郡	二	惠那郡	一
益田郡	一	吉城郡	一
福岡少年審判所管内	一四八		
福岡縣	七五		
福岡市	二六	久留米市	二
小倉市	二	門司市	二
大牟田市	三	八幡市	四
若松市	二	戸畑市	一
直方市	四	飯塚市	一
粕屋郡	一	宗像郡	一
遠賀郡	二	鞍手郡	二
嘉穂郡	四	朝倉郡	一
筑紫郡	一	糸島郡	一
三井郡	一	三潴郡	二
八女郡	二	山門郡	二
田川郡	五	京都郡	一
築上郡	一	浮羽郡	一
長崎縣	二一		
長崎市	八	佐世保市	三
西彼杵郡	一	東彼杵郡	一
北高來郡	一	南高來郡	三
北松浦郡	一	南松浦郡	一
下縣郡	一	壹岐郡	一
佐賀縣	二二		
佐賀市	九	唐津市	一
佐賀郡	一	神埼郡	一
三養基郡	一	小城郡	一
東松浦郡	三	西松浦郡	一
杵島郡	三	藤津郡	一
熊本縣	三〇		
熊本市	五	上益城郡	二
球磨郡	二	天草郡	二

鮑託郡	一	宇土郡	二	拔を爲す必要がある。茲に於て少年保護司は克く青少年の心理を解し、圓滿なる常識を有し、機に臨んで其の措置を過たざることが望ましいのである。此の意味に於て囑託少年保護司の年齡分布が稍高齡に傾きつゝあるのも亦已むを得ないことである。其の年齡の分布は左表の如くであるが大體に於て最多數を占めるのは四十五歲乃至五十歲未滿であり以下五十歲乃至　十五歲未滿、五十五歲乃至六〇歲未滿の順位である。
玉名郡	四	鹿本郡	二						
菊池郡	一	阿蘇郡	三						
下益城郡	二	八代郡	二						
芦北郡	二								

平均年齡は昭和十三年末現在では五十一歲六ケ月であつたが昭和十四年末現在では五十一歲二ケ月となつた。

（ロ）性別分布

少年の觀察を爲すに當り對象となるべき少年の個性に應じ、婦人少年保護司の特徴を發揮すべき場合が少くない。少年の個性並に經歷が各人各樣であるに相應して其の指導方法も亦多樣でなければならない。而して個人差中最も重要なる差異を構成するものは性別であるから、特別の例外を除いては少女の觀察には概して婦人保護司が適當である。この意味よりすれば相當數の婦人保護司を必要とするのである。

昭和十三年末に於ける婦人保護司の數は囑託二四名、（外に專任二名）で全保護司數の四%であつたが、昭和十四年末では囑託三八名、（外に專任一名）で全保護司數の五%であり其の必要性を反映して居る。

（ハ）年齡分布

前述の如く少年保護司は當該少年の保護監督を爲すことを其の本體とするのであるから、此の目的の爲めには時に少年の家庭の問題、生活の問題等にまで介入して充分なる指導誘

（ニ）職業分布

觀察をされる少年は、性質も境遇も多種多樣であつて、これをそれ〴〵社會生活に適應させるためには、一々の少年について種々の方法が必要になつて來る。だから、觀察の任に當る囑託少年保護司の陣容は、多種多樣の方面の人々を擁して居つて、何時でもどんな必要にでも應じ得るやうに、整備して居ることが望しいのである。少年審判所制度に於て、專任少年保護司以外、社會各方面の人々に少年保護司の事務を囑託する趣旨は、一つはこの點にあるのである。從つて囑託少年保護司は、いろ〳〵の地位、いろ〳〵の職業の人々から銓衡されて居る。その職業分布狀態は左表の如くである。

昭和十三年末現在囑託少年保護司の職業調

（△印は女にして內數なり）

	東京	大阪	名古屋	福岡	計
官公吏	一	二	一	二	四
辯護士、計理士	二	一	三	三	八
新聞記者	四	一	一	一	四
實業家	一	二	五	五	七
其ノ他ノ職業	一四	八	五	三九	七五
無	一〇	二	二	△一五	△二七
計	一六	一二	九	五九	九四
	△一一	△一		△二	△一四

昭和十四年末現在囑託少年保護司の職業調

（△印は女にして內數なり）

	東京	大阪	名古屋	福岡	計
官公吏	一六	三	一三	一〇	四二
	△一一				△一八
元官公吏	一三	一	六	九	二九
	△二				△二
大學專門學校教職員	七	一			八
	△二				△二
中等學校教職員	四	一	一	一	七
	△一				△一〇
小學校長	一九	一七	六	一	四三
元小學校長	三	七	二	九	二一
小學校教員	八			七	一五
特殊學校長	五	一	一	二	二〇
			△一		△三
幼稚園長、保姆	二	一		二	八
	△一	△一		△一	△三
退職司法官	二				二
警察官	一				一
辯護士、計理士	二				二
新聞記者	四				四
實業家	一				一
其ノ他ノ職業	一四				一四
	△二				△二
無	一〇				一〇
	△二				△二
計	一六				一六
	△一一				△一一

退役軍人	一	一	一	三	六
司法保護事業關係者	△二二四	△一二三	△一一五	△一二二	△六七四
共ノ他團體職員	△三六〇	△一五	八	一四	△五七七
隣保館長	三	|	一	|	四
方面委員共ノ他社會事業家	二二	△一一九	八	△一一六	△六二五
醫師、齒科醫師	△一七	一	一	四	△一一三
會社員	|	一	一	一	三
神官、神道教師	△一五	九	一	五	△二一〇
僧侶	四三	△六一八	三五	二九	一△七一五
牧師	一	一	|	|	二
警察官	一	|	一	一	三
辯護士、計理士	三	|	三	三	九
新聞記者	四	|	|	|	四
實業家	|	二	三	八	一三
共ノ他	△一二六	三	一一	△一九	△三三九
無職	△一三四	四	四	二	△二三四
計	△二二五二三	△一一七〇四	一△二一五	一△四五八	△七三〇八〇

第二款 矯正院

第一 矯正院の設置

矯正院は矯正院法に依り設立される國立の保護機關であつて、少年審判所より送致されたる者及び民法第八八二條の規定に依り入院の許可ありたる者を收容し、又收容者に對しては共の性格を矯正する爲嚴格なる紀律の下に教養を施し共の生活に必要なる實業を修習せしめる。

矯正院法(大正十一年四月十七日法律第四十三號)及び矯正院官制(大正十一年十一月九日勅令第四八九號)は大正十二年一月一日より施行せられ、同日を以て多摩少年院、及び浪速少年院の二矯正院が設置された。後昭和九年一月一日に瀬戸少年院、昭和十三年一月一日に福岡少年院が設置され、昭和十四年末現在に於ける矯正院の數は以上の四少年院となつた。

矯正院の本來の目的は保護處分の確定したる者を收容して保護を加ふることにあるが、少年審判所、裁判所又は豫審判事に於て審判の終結に至る間少年を假に矯正院に委託することがあるので、矯正院には特に區劃した場所を設けて是等の假委託者を置くことになつて居り、現在各少年院は此の目的の爲に夫々出張所を設けて居る。

(一) 多摩少年院

本院敷地三萬三十三坪、建物五十棟(建坪一、五九四坪)、園藝實習地六町八段歩。

東京出張所敷地五十坪、建物二階建一棟(延百坪)。

〔沿革〕 大正十一年六月敷地を八王子市外由井村に定

め、大正十一年十月起工し同十二年六月三十日竣工した。之より先大正十二年一月一日院長以下職員の任命發令せられ、同月八王子區裁判所官舍一棟を假事務所に充て事務を開始した。而して同十二年七月二日始めて少年を收容し、同月十五日本院の開院式を擧行するに至つた。

創立當時の敷地二萬八千餘坪、此の買收價格五萬三百二十三圓で、建物は二十一棟、建坪七百八十六坪、工費九萬七千餘圓である。然るに大正十二年九月一日大震災に遭ひ本院の建物中破壞したもの少からず、之が回復に非常な勞苦を要した。本院の設備は初め百名收容の豫定を以て設計せられ小規模であつたが、大正十五年擴張工事を行ひ收容定員を百五十名に增加した。而して共の後も逐年若干の增設をなしたが、整備に至るまでには創立當初よりの工費約二十萬圓を要してゐる。尙寮舍の設備軟弱で逃走心を誘發し、この種少年を收容する建物として不完全の點があるのに鑑み、年々修繕又に補强工事を施し現在に及んだ。敷地增加の主なるものは、昭和三年八月玄關前敷地內に突入した民有地千五百十七坪(價格三千二百五十五圓)を買收し、收容少年の勞力により約二千坪の運動場を建設し昭和六年度に完成した。當本院は給水不便であつたが、昭和十一年十月八王子水道に加入し共の敷設工事竣成し消火栓が設置された。

〔東京出張所〕 昭和三年三月二十六日假委託少年收容の爲本院東京出張所を、東京市麴町區富士見町に設置し、同年四月二十三日より假委託少年の收容を開始した。敷地五十坪、建物は洋風二階建百坪である。土地及建物は東京少年審判所の管理に屬して居る。

〔歷代院長〕 大正十二年一月一日創立と同時に元師範學校長太田秀穗を院長に任命、同院長は昭和四年十月三十日勅任官を以て待遇せられた。昭和九年一月二十七日太田院長退職し、豫備陸軍少將小野五郎就任、昭和十年九月三日小野院長病により逝去、同月九日浪速少年院長小川恂臧就任。

(二) 浪速少年院

本院敷地一萬六千二百七十二坪、建物五十棟(延坪一、六七八坪)、園藝實習地三町歩。

大阪出張所敷地九十四坪、建物二階建一棟(延七八坪)。

〔沿革〕 大正十一年六月現在の大阪府三島郡春日村の地をトし、敷地一萬六千二百七十二坪を價格六萬五千圓を以て買收した。次で同十一年十二月二十二日工事に着手し、大正十二年八月三十一日を以て第一期工事を完了。二十三棟の建物が新築された。此の工費九萬六千八十九圓である。之より先、大正十二年一月一日院長以下の職員が任命せられ、一月九日三島郡茨木町字柴屋町院長宅階上に於て事務

が開始され、續いて二月一日春日村中穗積に假事務所が設立された。超えて七月一日假事務所を引拂ひ本院實科教室內に事務所を移轉した。大正十二年八月十五日本院專用の上水道完成し、十月三十日より二日間開院を記念して本院を開放し一般に觀覽せしめた。斯くて同年十一月六日始めて少年を收容するに至つた。次で大正十四年八月第二期增築工事を起し、同十五年十月を以て竣成し收容定員を增して百五十名となした。其の工費は創立以來約二十萬圓を算してゐる。

〔大阪出張所〕　大阪出張所は大阪市北區若松町に在り、昭和二年八月二十五日起工し、同年十二月十五日其の完成を見、工費八千四百六十六圓を要した。大阪少年審判所に隣接し面積九十四坪餘を占め、建物は延七十八坪の木造二階建である。而して昭和三年三月三十日始めて委託少年を收容した。

〔歷代院長〕　大正十二年一月一日國立感化院教諭小川恂緘初代院長として就任、昭和十年九月九日多摩少年院長に轉任、同日多摩少年院第一課長中條伊勢吉就任。

(三)　瀨戸少年院

本院敷地八萬四千餘坪、建物三十三棟（建坪一、六三〇坪）外に窯業實習用の素燒窯、登窯及石炭窯の設備がある。園藝實習地二町九畝。

名古屋出張所建物二棟、平家建九十九坪餘。

〔沿革〕　本院廳舍は愛知縣瀨戸市大字今にあり、敷地は愛知縣東春日井郡水野村大字中水野字南山に跨つてゐる。同敷地は縣有地八萬四千餘坪を四千五百圓の廉價で拂下げたものであるが、其後實測の結果九萬二千七百餘坪と增加し價格九萬二千七百餘圓と決定された。昭和九年一月一日院長の任命あり、同年一月十二日司法省告示第一號を以て當分の內名古屋控訴院構內に於て事務を行ふ旨公示されたが、廳舍の竣功に伴ひ同年四月二十八日右告示を廢せられ、同年五月一日より本院の事務は所在地に於て行はれることとなつた。而して昭和九年五月十一日名古屋市公會堂に於て名古屋少年審判所と共に開廳式竝に祝賀式を開催した。又同月十三日より十六日迄四日間本院を公開し一般の參觀に供したるところ來觀者一萬七千名に及んだ。斯くて昭和九年五月二十一日始めて少年を收容するに至つた。尙昭和十二年度末現在に於ける本院建物及工作物の價格は十七萬三千五百餘圓である。

〔名古屋出張所〕　名古屋出張所は名古屋市東區鍋屋上野町に設置せられ昭和九年三月三十一日より假委託少年の收容を開始した。廳舍及收容室等の建坪九十九坪餘の平家建である。而して昭和十年十一月一日より所在地の町名を萱場町と改稱せられた。

〔歷代院長〕　昭和九年一月一日創立と共に元名古屋市社會部長久住榮一院長に新任、昭和十二年八月二十五日依願退官、同日大阪少年審判所少年保護司牛込治郎吉矯正院教官に任ぜられ、院長に就任。

(四)　福岡少年院

本院敷地三萬一百三十九坪、建物八棟（延建坪三百八十七坪）。園藝實習地一町四反歩。

長濱出張所敷地二百二十九坪五、建物木造平家建二棟（建坪八十九坪五）。

〔沿革〕　本院昭和十三年一月一日を以て創立し、福岡市長濱町二丁目五十七番地に福岡少年院出張所として新築中なる建物を創立事務所として少年收容準備事務を開始し、同年四月一日より福岡市老司所在福岡至正塾建物を廳舍として使用することになり長濱出張所より移轉、同年四月九日より少年の收容を爲すに至つた。同年五月三十一日、本省より藤田參與官及森山保護課長參列の下に少年院竝に少年審判所の開廳式が擧行せられた。本院の敷地及建物は政府豫算の關係から其の新築を延期せられたので、福岡縣聯合會經營の少年保護團體至正塾所有の土地及建物を一時代用することになつた。併し建物狹隘にして規定の實科教育を施すことを得ざるに依り學科教室を實科教室に充て、學寮に於て學科教授を行ふ。又官舍を有せざるを以て職員は各所に散宿してゐる。尙當廳擴充促進に付ては當廳擴充委員會を組織して之が實現に努力しつゝある。

〔長濱出張所〕　當出張所は名稱を昭和十三年二月十六日長濱出張所と定められ、敷地竝に建物は「少年審判所竝に矯正院設置期成會」の寄附行爲に依り、福岡市長濱町二丁目五十七番地に建設し昭和十三年四月九日より少年收容を開始、昭和十三年十一月十二日收容舍一棟出火の爲燒失したので翌十四年早々收容所改築に着手し、同年四月十五日落成した。

〔歷代院長〕　昭和十三年一月一日創立と共に浪速少年院長中條伊勢吉は福岡少年院長兼務を命ぜられたが同年一月二十八日附を以て長野縣大町高等女學校長有賀敎義福岡少年院長に任命せられ二月六日著任した。

◇矯正院官制改正

昭和十三年一月一日福岡市に福岡少年審判所の開設と同時に矯正院も增設されることゝなり昭和十二年十二月二十四日勅令第七四二號を以て次の通り矯正院官制の改正を見た。

矯正院官制中改正ノ件

勅令第七四二號

矯正院官制中左ノ通改正ス

第一條　「敎官專任二十三人判任　內十一人ヲ奏任ト爲スコトヲ得」ヲ「敎官專任二十九人判任內十四人ヲ奏任ト

爲スコトヲ得」ニ
「醫官專任三人」ヲ「醫官專任四人」ニ
「書記專任八人」ヲ「書記專任十二人」ニ改ム

附　則

本令は昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

尚司法省告示第二五號(昭和十二年十二月二十九日附)
矯正院官制第八條ニ依リ昭和十三年一月新設ノ矯正院ノ位置及名稱ヲ定ムルコト左ノ如シ

名稱　福岡少年院
位置　福岡縣福岡市

第二　設備及定員

矯正教育の目的に照應して矯正院には廳舍の外、寮舍、講堂、學科竝實科教室、醫務に關する諸設備及官舍等の施設を完備し、又農藝實習地を有する。昭和十四年度末現在に於ける其の施設の概況は前項に於て各少年院につき記した通りである。

尚收容定員は左の通りである。

廳名	定員 本院	出張所
多摩少年院	一五〇人	二〇人
浪速少年院	一五〇	一七
瀨戸少年院	一〇〇	二〇
福岡少年院	一〇〇	一六
合計	五〇〇	七三

第三　職員

矯正教育の主體として官制上矯正院には左の職員が置かれてある。

(一)　院長――奏任官たる教官を以て充て、司法大臣の命を承けて院務を掌理し、所部の職員を監督する。

(二)　教官――奏任官又は判任官にして在院者の矯正を掌り紀律訓練、情操陶冶、學科教育、體育等の方面から少年の訓育にあたる。

(三)　醫官――奏任官にして在院者の衞生及び診療を掌る。

(四)　書記――判任官にして上司の指揮を承け庶務に從事する。

(五)　輔導――判任待遇にして教官又は醫官の補助員となり其の職務を助ける。

(六)　尚右の外、囑託、雇及び傭人が配置されてゐる。

大正十二年度以降の矯正院職員豫算定員の沿革は左の通りである。

累年職員定員調

年度	官職 奏任官 院長	奏任官 教官	奏任官 醫官	判任官 教官	判任官 書記	判任待遇 輔導	雇	合計
大正十二年度	二	四	二	六	六	八	一	二八
同十三年度	二	四	二	六	六	八	一	二八
同十四年度	二	六	四	一〇	六	二〇	六	五四
同十五年度	二	六	四	一〇	六	二〇	六	五四
昭和元年度	二	六	四	一〇	六	二〇	六	五四
同二年度	二	六	四	一〇	六	二六	四	五八
同三年度	二	六	四	一〇	六	二六	四	五八
同四年度	二	六	四	一〇	六	二六	四	五八
同五年度	二	六	四	一〇	六	二六	四	五八
同六年度	二	六	四	一〇	六	二六	四	五八
同七年度	二	六	二	一〇	六	二六	四	五六
同八年度	三	八	三	一二	八	三四	六	七四
同九年度	三	八	三	一二	八	三四	六	七四
同十年度	三	八	三	一二	八	三四	六	七四
同十一年度	三	八	三	一二	八	三四	六	七四
同十二年度	四	一〇	四	一五	一二	四八	一〇	一〇三
同十三年度	四	一〇	四	一五	一二	四八	一〇	一〇三
同十四年度	四	一〇	四	一五	一二	四八	一〇	一〇三

矯正院に於ける職員配置表

昭和十三年十二月末日現在

廳別 / 職員別	院長	教官 奏任	教官 判任	醫官	書記	輔導	雇	計
多摩	一	二	△二	一	一	△一	一	三三
浪速	一	二	△二	一	一	△一	一	三三
瀨戸	一	二	△二	一	一	△一	一	三三
福岡	一	二	△二	一	一	△一	一	三三
計	四	八	△八	四	四	△四	四	一三二

矯正院に於ける職員配置表

昭和十四年十月末日現在

廳別 / 職員別	院長	教官 奏任	教官 判任	醫官	書記	輔導	雇	計
多摩	一	三	△二八	一	三	△一三	三	△三二
浪速	一	二	△二七	一	△一四	一〇	二	△二三
瀨戸	一	二	三	一	△一四	一一	一	△二一
福岡	一	二	△一四	一	△一四	一〇	五	△二二
計	四	九	△二五	四	△一五三	四四	一一	△一〇八

第四　事務分掌

矯正院には第一課、第二課、第三課及び庶務課を置く。第一課に於ては教導に關する事項及び學科實科の成績調査に關する事項を掌り、第二課に於ては院内の紀律維持、在院者の董督、在院者の性向境遇經歷の調査、入院退院及び假退院の取扱、面會通信及び參觀、儀式及び集會に關する事項を掌り、

第三課に於ては衛生、體格檢査其の他健康診斷に關する事項、心身狀況の調査、診察治療に關する事項を掌る。第一、二、三の各課に課長、庶課に主任を置く。在院者の居室、日課、課程、教科、賞罰、退院及假退院の處分、其の他在院者の處遇に關し重要と認むる事項は課長會議に附したる後に院長が決定する。

第五　經費

矯正院は國立であるから其の經費は總て國庫の負擔である。矯正院創立以降昭和十四年度迄に於ける累年の歲入額及び歲出實費額は左の如くであるが、逐年其の經費が膨脹してゐるのは矯正院の擴充を物語つてゐる。歲入中物品拂下代とは主として在院者の實習により生産又は製作したるものの賣却金額である。歲出中收容費とは在院者の生活及び教養に關する全經費である。

（一）累年歲入額調

年度＼科目	經常部 恩給法納金	經常部 雑入	經常部 計	臨時部 物品拂下代	總計
大正十一年度	（官吏遺族扶助法納金）二六、三三〇	—	二六、三三〇	—	二六、三三〇
同十二年度	一二六、一二〇 （同）一六三、九六〇	—	二九〇、〇八〇	一〇一、六六〇	三九一、七四〇
同十三年度	三六五、七三〇	二、七〇〇	三六八、四三〇	九九八、七七〇	一、三六七、二〇〇
同十四年度	四〇九、六三〇	三、三三〇	四一二、九六〇	一、六四〇、九九〇	二、〇五三、九五〇
同十五年度 昭和元年度	五〇八、〇八〇	—	五〇八、〇八〇	二、〇〇一、八八〇	二、五〇九、九六〇
同二年度	五一九、八六〇	一九、五〇〇	五三九、三六〇	三、一二五、六一〇	三、六六四、九七〇
同三年度	五九〇、三二〇	—	五九〇、三二〇	三、七四六、四三〇	四、三三六、七四〇
同四年度	六〇一、六七〇	—	六〇一、六七〇	三、五〇一、一一〇	四、一〇二、七八〇
同五年度	六〇一、六六〇	一二、〇四〇	六一三、七〇〇	四、三一二、〇八〇	四、九二五、七八〇
同六年度	五七五、五五〇	—	五七五、五五〇	三、九九九、四六〇	四、五七五、〇一〇
同七年度	五七九、〇四〇	一五、八四〇	五九四、八八〇	三、八七〇、一二〇	四、四六五、〇〇〇
同八年度	六〇九、一〇〇	—	六〇九、一〇〇	四、〇七九、二二〇	四、六八八、三二〇
同九年度	八五九、四八〇	六二〇、二三〇	一、四七九、七一〇	四、九五五、九一〇	六、四三五、六二〇
同十年度	一、〇七八、四八〇	三三、六〇〇	一、一一二、〇八〇	四、八六七、七三〇	五、九七九、八一〇
同十一年度	一、二五〇、五三〇	—	一、二五〇、五三〇	七、八四七、六四〇	九、〇九八、一七〇
同十二年度	一、三六九、三七〇	—	一、三六九、三七〇	九、四八二、九三〇	一〇、八五二、三〇〇
同十三年度	一、六六三、七四〇	—	一、六六三、七四〇	一一、一九五、七三〇	一二、八五九、四七〇
同十四年度	一、六四六、八四〇	一、一二五、四七〇	二、七七二、三一〇	一四、八八一、八三〇	一七、六五四、一四〇

（二）累年歲出實費額調

年度＼科目	經常部 俸給	經常部 事務費	經常部 收容費	經常部 諸支出金	經常部 計	臨時部 營繕費
大正十一年度	四、八一四、九五〇	一五、三〇二、三八〇	二五、一五三、九四〇	—	四五、二七一、二七〇	三〇、〇七九、一八〇
同十二年度	三三、〇四六、〇六〇	三四、九四九、六二〇	二一、六〇六、〇〇〇	—	八九、六〇一、六八〇	九二、六七六、八四〇 （震災應急費）一三、一五九、一二〇
同十三年度	三三、五八八、五三〇	三四、七一三、五一〇	五五、八二三、九七〇	—	一二四、一二六、〇一〇	二三、六六〇、三三〇
同十四年度	三七、九〇九、九〇〇	三六、六六八、九五〇	六〇、〇六〇、〇〇〇	—	一三四、六三八、八五〇	六〇、七八三、六二〇
同十五年度 昭和元年度	四六、三八〇、六一〇	四四、五四一、一八〇	六九、〇七六、〇〇〇	—	一五九、九九七、七九〇	五四、四三九、二四〇
同二年度	四六、五五四、〇〇〇	四八、三二一、七八〇	六九、五四四、〇〇〇	—	一六四、三一九、七八〇	一〇、五九八、八二〇
同三年度	五〇、一二〇、四三〇	五七、二九三、六四〇	六一、一七二、五九〇	—	一六八、五八六、六六〇	七、四七五、五六〇
同四年度	五〇、五三五、八八〇	五四、七七七、六四〇	六五、〇五五、〇〇〇	—	一七〇、三六八、五二〇	六五〇、〇〇〇
同五年度	四八、二二八、四九〇	五四、二五八、一七〇	五一、九七四、七六〇	九一、四五〇	一五四、五五二、八七〇	二二〇、〇〇〇
同六年度	四五、七五〇、八九〇	五一、二九五、二三〇	五〇、〇九〇、〇六〇	—	一四七、一三六、一七〇	七〇六、〇〇〇
同七年度	四六、九二〇、一七〇	五〇、七九九、〇二〇	四七、七〇〇、四五〇	—	一四五、四〇九、六四〇	一二四、一三〇
同八年度	五三、三五〇、七九〇	六〇、八〇三、七九〇	七九、九七七、三一〇	—	一九四、一三一、八九〇	二七五、九一〇
同九年度	六一、六二七、一一〇	六九、五八二、八九〇	六九、五三二、三九〇	五五〇、〇〇〇	二〇一、二七二、三九〇	三、三三〇、七四〇 （災害費）二、四四一、一〇〇

同　十年度	六三、五〇八、九六〇	七一、三三七、五一〇	八〇、六三六、三九〇	—	二二四、四七〇、八六〇	四、七九三、三五〇
同　十一年度	六二、六八一、六二〇	七五、三八二、二四〇	八三、九七七、五〇〇	七〇、五〇〇	二二二、六六一、八六〇	四、五六二、一六〇 (災害費) 五〇〇、〇〇〇
同　十二年度	六三、一三四、四八〇	八三、五四五、九〇〇	一一五、三六九、三〇〇	六〇、〇〇〇	二六二、〇九九、六八〇	二、一六五、三六〇 (災害費) 九一、〇〇〇
同　十三年度	七六、六八二、四七〇	一一三、五三二、三六〇	一一〇、〇九四、四一〇	一二四、〇〇〇	三〇〇、四一三、一四〇	三、九五五、〇八〇
同　十四年度	七四、一四五、四三〇	一二五、七七五、九二〇	一三三、七六五、七七〇	一六〇、〇〇〇	三三三、八四七、一一〇	二、六三三、五八〇

第三款　少年保護團體

第一　少年保護團體の發達

少年保護團體は少年審判所から少年の委託を受けて之に保護監督を加ふる私設の保護機關である。少年保護團體の意義性質に就ては少年法の上には規定はない。加之少年法に於ては少年保護團體といふ名稱もなく第四條其の他の條文中に「保護團體」といふ名稱が見られるのみであるが、其の「保護團體」は少年法に於ては前記の如く少年審判所から少年の委託を受けて之に保護監督を加ふる私設の保護施設なることが豫想されて居るのである。即ち少年法第四條に於ては保護處分の一種として「寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スルコト」が規定され、同第五十二條には其の委託の方法に關する規定があり、又同第三十七條には假處分に依る保護團體への委託が規定されて居るのであつて、少年法は是等の規定を以て保護團體委託といふ一つの保護の種類を設定することに依り間接的に保護團體なるものの意義乃至機能を限定したものと見ることが出來る。而して少年法制定當時に於ては斯くの如き保護團體に該當するものはなく之に類似するものとして免囚保護會乃至釋放者保護團體が存在するだけであつた。

大正十一年四月十七日に少年法が公布されるや、同法實施の準備工作として同法に謂ふところの「保護團體」の設置が必然の要求となつたのであるが、此の要請に應じて率先して「保護團體」の設置に乘出したのは東京の竹内道骨、伊藤梅芬、竹内道拙の諸氏であり、同年九月財團法人星華學校の設立認可を司法大臣に申請し、同年十一月三日認可を得て之を保護團體として開設するに至つた。大正十二年一月東京大阪兩少年審判所の開設に依り少年の委託先を設くることの必要は愈々急迫したので兩少年審判所に於ては是等の少年に就ては差當り之を釋放者保護團體、寺院、教會、或は篤志家たる個人に委託して急場を凌ぎ、他面少年保護に對する民間の協力を得ることに努め保護團體の設立に奔走した結果、漸次保護團體の設立を見るに至つた。斯くして四月以降東京少年審判所管内に於ては前記星華學校の外に、

中央奉仕會（代表者萩原淨空）
東京親隣館（代表者エー・シー・マクドナルド）
施無畏學園（代表者大森亮順）
基督教矯風會東京婦人ホーム（代表者小崎千代子）
救世軍東京婦人ホーム（現在の救世軍世光寮）（代表者山室軍平）
筑波學園（代表者岡野豊四郎）
城東學院（代表者宮崎正義）
少年啓成會（代表者渡邊海旭）
服業治産會（代表者高畠皆賢）
錦華學院（代表者土田行學）

の設立を見、大阪少年審判所管内に於ては

社北寮（代表者河野玄惠）
立正舍（代表者日種觀明）
南海學園（代表者香月孝道）
共善會（代表者片岡說融）
少年公德學園（代表者山田靈祥）
天王谷學園（代表者小林義道）
救世軍女子希望館（代表者山室軍平）
救世軍希望館（代表者山室軍平）
生駒學園（代表者辻本謙亮）
神戸實業學院（代表者金子小太郎）

等の設立を見た　然しながら是等の保護團體は多くは應急的に寺院の庫裡、本堂等を收容場に充てたのであるから施設としては甚だ貧弱なものであり、又少年に對する保護監督の方法に就ては所謂寺小屋教育の形に則るものが多かつたが未だ少年の指導訓練に關する指導精神に就ては確固たるものなく、充分なる知識を有せさるため一の試練期といふ時期にあつた。併し漸次少年保護團體の増加するに從ひ少年保護團體經營者は保護團體相互の研究會を組織し少年審判官、少年保護司がこれに參加し、少年保護事業に關する研究、體驗の發表、團體の改善發達に關する諸會合を開催することに努めて來た結果、保護團體も漸く夫々保護團體としての指導精神を體得し、施設の改善、指導訓練に於て著しき進歩發展を示して來た。

斯くして保護團體の數も漸く增加せんとするに至つたので、司法省に於ては之が健全なる發達を圖る目的を以て、大正十三年十一月七日左の保護課長通牒（少年審判所長宛）を發して少年保護に從事する保護團體の指導監督に乘出した。

少年ノ委託若クハ假委託ヲ受クベキ保護團體新設セラレタルトキ委託若クハ假委託ヲ爲スニ先ダチ名稱、所在地、創立年月日、組織、設備（建物ノ構内ノ略圖ヲ添付スルコト）事

業ノ種類及範圍、收容力、環境ノ狀態、少年審判所トノ距離及交通狀態、保護監督教養上ノ主義方針及授産ノ有無及內容、事業ヲ開始セントスルニ至リシ事情、將來ノ見込、團體ノ財產、經營ノ資源沿革、事業上ノ計畫、代表者及保護擔當者ノ氏名、年齡、職業、人物、思想、素行、社會上ノ地位竝ニ略歷、事業上關係ヲ有スル方面其他參考トナルベキ事項ヲ項目別ニ精密ニ調査シ會則內規ヲ添付ノ上意見ヲ具シ聽許方申相成度候

斯くして保護團體は年々其の內容を整備せられ教養訓練及職業指導にも漸次向上發展を示して來たのであるが、此の少年保護に從事する保護團體の地位及性質が法制的に確定したのは昭和十四年九月十四日の司法保護事業法の施行に依つてである。卽ち司法保護事業法は司法保護事業を經營するものは司法大臣の認可を得べきものと定め、此の認可を得て斯業を經營するものを司法保護團體と稱し、司法保護團體の中で、少年法に依る保護處分を受けたる者の保護を爲すことを目的とするものは、起訴猶豫者、刑執行猶豫者、刑執行停止者、刑執行免除者、假釋放者又は滿期釋放者にして十八歲未滿の者の保護を爲すことを目的とするものと共に、之を少年保護團體と稱することとした。少年保護團體は特別の事情なき限り教育及び作業に關する設備を有することを要し、其の設立竝に經營に就ては他の司法保護團體と同じく司法保護事業法の規定に依り規制せられる。

少年審判所開設以來の少年保護團體の每年度末現在數を見れば左の如くである。（但し少年保護に關する指導助成團體を含む）

大正	同	同	同	昭和	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
十二	十三	十四	十五	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
三〇	三六	四八	六二	六七	六九	七六	七一	八二	八六	九八	一〇一	一〇〇	一一四	一一〇	一〇四

第二　少年保護團體の新設及び廢止

一　新設保護團體

昭和十三年及同十四年中に新設せられた少年保護團體は次の如くである。

財團法人大阪啓明會少年輔導所
所在地　布施市大字川俣一四二
組　織　財團法人大阪啓明會經營
收容定員　男八〇名
代表者　財團法人代表者　芳谷武雄
所　長　檀上寅市
認可年月日　昭和十三年十月二十六日
沿　革　大阪府布施市在住セルロイド加工販賣業李漢明氏が在阪半島出身少年の不遇なる現狀に感嘆し之れが感化教養の必要を痛感し、巨額の私財を醵出したるを基礎とし其他の公共團體よりの援助により本事業所を創立したるものなり

福岡救誠會
所在地　福岡市櫛木屋町一四
組　織　會員組織
收容定員　男三〇名
代表者　會長　筑紫文基
認可年月日　昭和十三年十二月二十二日
沿　革　本會は大正元年九月十三日　明治天皇御大喪になり謹勅奏發の日を以て創立し釋放者、執行猶豫者、不起訴處分者等にして保護の必要ある者に對し改過遷善の目的を以て開設し、然るに時勢の進運に伴ひ昭和十一年十一月より起工し、新館を增築し、恰も福岡保護觀察所開廳せらるゝに當り其の一部を之に貸與し又其の一部を以て思想犯轉向者の保護收容を開始したり。然るに福岡の少年審判所の開廳せらるゝや一般釋放者の保護は之を聯合保護會に委託し少年保護に專從することゝなれり

野間製陶童園
所在地　福岡市大字野間九五五
組　織　會員組織
收容定員　男三〇名
代表者　園長　安永松太郎
認可年月日　昭和十三年十二月二十三日
沿　革　福岡市大字野間字柳河內は俗に皿山と稱し安政元年藩主黑田公の御用燒を命ぜられ廢藩置縣後民間の經營に移り現在製陶業旺盛なり然るに地元野間製陶磁器工業組合に於ては少年保護の重要性に鑑み同工業組合員が母體となり職業輔導の見地より本保護團體を經營するに至りたるものなり

直方少年工業塾
所在地　福岡縣直方市大字上新入一六六〇
組　織　會員組織
收容定員　男三〇名
代表者　園長　佐田德一
認可年月日　昭和十三年十二月二十三日
沿　革　本塾の所在地は工業地帶にして昭和十三年一月福岡少年審判所開設せらるゝや地元直方工業會員工場並に直方機械工業組合員工場に於ては時局下少年保護の重要性に鑑み保護少年の職業輔導を志し前記工場が母體となり本塾の開設するに至りたるものなり

石神少年平和農園
所在地　熊本縣玉名郡八幡村大字川登字石神二、一一六
組　織　個人經營
收容定員　男二〇名
代表者　園長　山本平左衞門
認可年月日　昭和十四年四月十五日
沿　革　昭和十三年一月福岡少年審判所開設せらるゝや園長山本平左衞門氏は少年保護の緊要性に鑑み多大の私財を提供して農業立國の見地より保護少年の職業輔導を志し本園を開設するに至りたるものなり

筑紫少女苑
所在地　福岡市西新町三丁目二一
組織　會員組織
收容定員　女二〇名
代表者　苑長　白坂榮彦
認可年月日　昭和十四年六月一日
沿革　昭和十三年一月福岡少年審判所開設せらるゝや地元福岡市の有志婦人は少年保護特に少女保護の重要性に鑑み福岡少年保護婦人協會を結成し之れを母體として保護少女の智德滴養、職業輔導を爲し日本婦人の完成を期すべく本苑を開設するに至りたるものなり

田川少年訓練所
所在地　福岡縣田川郡後藤寺町字大籔
組織　會員組織
收容定員　男二五名
代表者　所長　星野滋命
認可年月日　昭和十四年七月五日
沿革　昭和十三年一月福岡少年審判所開設せらるゝや從來一般釋放者保護事業を爲し來たる宗教團體洗心會發起の下に少年保護の重要性に鑑み昭和十四年一月一日同會と獨立したる本訓練所を創立するに至りたるものなり

二　廢止其の他異動

昭和十三年及同十四年中に事業を廢止し又は委託を停止せられた少年保護團體は次の如くである。

少年公德學園（大阪府）	昭和十三年一月以降委託停止	
西播慈光學園（兵庫縣）	昭和十三年二月以降委託停止	
慶德寮（兵庫縣）	昭和十三年十月	事業廢止
六踏園鳥喰農場（東京府）	昭和十三年五月	事業廢止
六踏園阜月學園（東京府）	昭和十四年二月	事業廢止
少年信愛會（東京府）	昭和十三年十月	事業廢止
慧燈寮（愛知縣）	昭和十三年十月	事業廢止
財團法人平井學院（東京府）	昭和十三年九月	事業廢止
光雲寮（東京府）	昭和十四年三月	事業廢止
財團法人大本山總持寺社會事業部保護所（神奈川縣）	昭和十四年三月	事業廢止
上神學園（大阪府）	昭和十四年八月	事業廢止
女子成美院（大阪府）	昭和十四年十一月	事業廢止
財團法人東京親隣館（東京府）	昭和十四年十一月	事業廢止
矯風會東京婦人ホーム（東京府）	昭和十四年十一月	事業廢止
白菊寮（東京府）	昭和十四年十一月	事業廢止
橋本學園（大阪府）	昭和十四年十月	委託停止

第三　少年保護團體一覽（昭和十四年末現在）

直接保護團體

東京府 名稱	組織	收容力	設立年月日	代表者	所在地 △印ハ事務所ノ在地
財團法人錦華學院	財團法人	一〇〇	明治一八、一〇、七	土田行學	東京市板橋區小竹町二、二五六ノ一
財團法人家庭學校	財團法人	一六	明治三二、一二、二三	國澤新兵衞	東京市杉並區上高井戸三ノ七六七
救世軍世光寮	救世軍經營	女四〇	明治三三、八	植村益藏	東京市世田ヶ谷區松原町四丁目四二五
財團法人藤倉學園	財團法人	男女五〇	大正八、六、七	中內鉉一郎	東京府大島元村字馬ノ背一二八ノ乙
施無畏學園	淺草寺社會部經營	三〇	大正一二、七、一	大森亮順	東京府北多摩郡神代村金子一、三七五 △東京市淺草區淺草公園第一區淺草寺內
服業治產會	築地本願寺社會部經營	七〇	大正一二、一〇、一	藤岡憲哲	東京市深川區毛利町一八ノ一
城東學院	新義眞言宗豐山派經營	三〇	大正一二、一一、一〇	根岸榮山	東京市江戸川區小松川二丁目四、二八二
財團日本少年指導會	財團法人	四四	大正一二、四	橋本勝太郎	東京市杉並區和田本町八七二
法人少年保護婦人協會	財團法人	女三〇	大正一五、二、一	本野久子	東京府北多摩郡狛江村小足立字前原一、〇九七 △東京市麻布區笄町一四一
財團法人六踏園	財團法人	一五	大正一四、五	中川庫吉	東京市本所區厩橋一丁目二〇
至誠學舍	個人	八〇	大正一四、一二、一	稻永久一郎	東京市豐島區池袋一丁目七八〇
六華園	組合	女二〇	大正一五、五、二三	大谷紝子	東京市杉並區荻窪町二丁目一七三
財團法人六踏園大島農場	財團法人六踏園支部	七〇	昭和二、一、二	中川庫吉	東京府伊豆大島元村字北野 △東京市本所區厩橋一丁目二〇
昭和學園	眞宗大谷派東京教區經營	三〇	昭和三、一一、一〇	常盤大定	東京市城東區大島町五丁目四二二
財團法人二葉學院	財團法人	五〇	昭和四、一一、三	二葉亮太郎	東京市葛飾區金町二丁目一、二九七

相愛學院	個	三〇	昭和八、二、二五	鄭寅學	東京市江戶川區江戶川町三丁目四
財團法人六踏園調布農場	財團法人六踏園支部	六〇	昭和一一、一〇	中川庫吉	府下北多摩郡調布町字下石原△東京市本所區厩橋一丁目二〇
神奈川縣					
財團法人擴濱家幼年保護會庭學園	財團法人	女八〇	明治四二、四、一	有馬純彥	橫濱市保土ヶ谷區峰岡町三、一二四
自彊舍	組合	四〇	大正一五、一〇、二六	水島藤吉	橫濱市保土ヶ谷區神戶下町三二三
川崎少年學園	同	一七	昭和八、一二	吉水智承	川崎市東小田町一
千葉縣					
成田學園	個	一〇	明治一九、五、二四	荒木照定	印旛郡成田町成田四〇二ノ一
財團法人星華學校	財團法人	一〇〇	大正一一、一一、三	竹內道揖	香取郡多古町一鎌田二九二△東京市向島區吾嬬町二ノ六
少年職業學院	個	五〇	大正一四、五	石井敬一郎	東葛飾郡松戶町三八九
有隣療護院	個	三〇	昭和一一、二	石井敬一郎	東葛飾郡松戶町松戶一、七五〇
埼玉縣					
社團法人埼玉自彊會	社團法人	二五	明治二三、一	須田貫行	浦和市原山新田北原一八三ノ一
茨城縣					
財團法人日本少年指導會分院	財團法人日本少年指導會支部	一五	大正一五、一〇	岡野豐四郎	筑波郡小田村大字平澤裏山六五五
筑波學園	個	三〇	大正一一	橋本勝太郎	東京事務出張所　江戶川區小岩町二丁目二、三二番地內
大阪府					稻敷郡朝日村荒川沖
至誠院	個	八〇	明治四三、一〇、一七	和田實雄	泉南郡田尻村七六二
救世軍希望館	救世軍經營	四五	大正四、一〇、三〇	植村益藏	大阪市大正區北泉尾町一丁目一六五
救世軍女子希望館	救世軍經營	女一六	大正八、一一、一九	植村益藏	大阪市北區野田町二
社北寮	個	二〇	大正一二、九、五	河野玄惠	泉北郡鳳町大字大鳥八〇〇

共生會	個	三〇	大正一二、一〇、一	片岡說賢	北泉郡下莊村大字貝掛　萬願寺內
駒學院	個	五〇	大正一二、一二、一五	辻本謙亮	中河內郡大戶村大字石切一八一
崇德學園	個	四〇	大正一三、七、一四	松田善宣	大阪市住吉區平野市町一五〇
橋本學園	個	二五	大正一四、一、一	根來宰淳	泉南郡貝塚町橋本　明敎寺內
南河學園	個	三五	大正一四、二、一	伊藤崇順	南河內郡國分村大字國分一、九三三
松柏寮	個	一五	大正一四、四、一	關山正守	豐能郡豐津村大字馥坂
少年高津學園	個	六〇	大正一四、八、八	田尻龍道	大阪市東區八丁目東寺町　楞嚴寺內
東成學園	個	三〇	大正一四、八、一六	吉田章	大阪市東成區深江東五丁目二八　長龍寺內
慈敎學園	個	一五	大正一四、一二、一	伊藤慈徹	泉北郡和泉町大字池上　養福寺內
河陽學舍	個	五〇	大正一五、二、一一	北野小一郎	南河內郡古市町大字古市一七八
積德少年治療院	個	二五	大正一四、五	鈴木了道	大阪市東區小橋寺町五八〇　興德寺內
敬愛寮	個	女一〇	大正一五、一〇、一	安藤崇邁	南河內郡國分村大字國分一五四五ノ一
補學寮	個	一〇	昭和三、七、二八	木原秀吉	南河內郡中村大字寬弘寺二二二
花岡精舍	個	三五	昭和五、五、一三	照井眞饒	中河內郡英田村大字吉田　普明庵內
弘誠園	個	一五	昭和五、八、五	渡邊作右衞門	大阪市此花區新家町二丁目三一
光明學園	個	二〇	昭和五、二、一	森口守作	泉北郡北池田村大字室堂二九九
常照園	個	五〇	昭和六、七、一七	後藤澄心	豐能郡豐津村椀坂一四〇△大阪市東區本町四丁目　津村別院
沼島學園分園大阪印刷部職業指導所	個	一五	昭和六、一一、一二	中川庫吉	大阪市東成區林寺町二七一△大阪市天王寺區谷町九丁目二九
田島竜園	個	五〇	昭和七、一〇、一	森吉儀一	大阪市東成區生野田鳥町一〇八
公道授產會	個	四〇	昭和七、一一、一	永野勇吉	泉南郡山直町小倉九一一
向陽學園	個	二五	昭和一二、二、九	安城義正	布施市大蓮字余間一三九
財團法人少年輔大阪啓明會導所	財團法人	一〇〇	昭和一三、九、二三	檀上寅市	布施市川俣一四二

京都府					
和敬學園	個	三〇	大正三、一〇、一七	京都市上京區烏丸通寺ノ内上ル東入慈雲庵内	
常盤學園	組	三〇	大正一四、一、一〇	京都市上京區千本通二條下ル東入主稅町	
吉水教園	組	女二〇	大正一四、四、八	九一一等覺寺内	
大照學園	個	二五	大正一五、六	京都市左京區仁王門通東山線西入善香院内	
京都六華園	組	女一五	昭和四、一一	京都市下京區富小路通五條下ル本鹽竈町二六	
兵庫、縣				京都市左京區一乘寺藥師堂町二四	
基督教日本救靈隊	個	七〇	大正一二、一	神戸市湊區天王谷奥東服山二七〇	
神戸實業學院	人	女三〇	大正一四、四、三	神戸市灘區天城通五丁目五	
武庫乃里	組	七〇	大正一五、一二、六	神戸市林田區池田村半三郎五五	
神戸少年暉精寮	個	二五	昭和三、二	神戸市林田區笠松通四丁目四ノ三	
明星寮	個	三〇	昭和五、八	三原郡廣田村廣田	
沼島學園	人	五〇	昭和五、九	神戸市湊區天王谷西服山三五八	
天王谷學園	個				
愛知縣					
相生學園	個	二〇	昭和七、二、一	東春日井郡守山町字北山八	
金城六華園	本願寺名古屋別院經營	三〇	昭和九、二、二三	名古屋市昭和區下山町一丁目一三一	
慈友學園	財團法人慈友會經營	二〇	昭和九、四、二	名古屋市東區筒井町一丁目四	
女子那爾陀苑	個	女二〇	昭和九、四、二	愛知郡鳴海町本町三	
西三少年園	組	三〇	昭和九、四、二六	額田郡福岡町大字上池字丸根四七	
誠明學園	名古屋別院並尾張國教區寺院共同經營	四〇	昭和九、五、二二	名古屋市昭和區中山町三丁目二	
御船少年園	個	一二	昭和九、五、二四	葦崎勉自	西加茂郡猿投村御船字山屋敷五八

愛知自啓會恩賜記念少年保護場清風學園	財團法人	二〇	昭和八、八、二一	松野嘉七	東春日井郡水野村大字中水野一、二六九
立正園	日蓮宗寺院經營	二〇	昭和九、一二、六	組父江圓教	東春日井郡守山町大字大森二、三六七
豐浦少年療養所	財團法人日本少年保護協會愛知支部經營	男女四〇	昭和一〇、八、一七	篠崎正	知多郡豐濱町豐丘字丑平井四四
豐ヶ岡可塑園	個人	五〇	昭和一二、八、二一	加藤清之助	愛知郡豐明村大字前後字三谷一、二一三
東三少年園	組〃	三〇	昭和一二、一〇、二二	大口喜六	豐橋市飯村町字高山一一
三重縣				常盤井堯謙	津市下部田町一、三一六
專精學舍	個人	五〇	昭和九、二、一〇		
岐阜縣				渡邊顯正	稻葉郡那加村西市場一、五四〇ノ一〇八
西德風學園	組合	二四	昭和九、一、二〇	伊藤文鏡	惠那郡長島町正家二六五ノ一　圓通寺内
圓通學園	個人	二〇	昭和九、七、一一	藍川德成	岐阜市笹土居町五二
東德風學園	個人	二五	昭和九、一〇、一一	柳島法緣	海津郡高須町大字高須八二四
海津染香塾	個人	女一〇	昭和一一、一一	岩田諦應	大垣市中町五七七ノ一
松濤園	個人	女一〇	昭和一二、一一、一六		
福岡縣				筑紫文基	福岡市柄木屋町一四
福岡致誠會	組合	四〇	大正元、九、一三	安永松太郎	福岡市大字屋形原一、〇四二
野間製陶童園	組合	三〇	昭和一三、一二、二三	鶴我儀輝	直方市大字上新入一、六六〇ノ一
直方少年工業塾	組合	三〇	昭和一三、一二、二三	白坂榮彥	福岡市西新町字藤崎八〇五ノ一
筑紫少女苑	組合	女二〇	昭和一四、六、一	星野壽命	田川郡後藤寺町大字大藏一、六〇四
田川少年訓練所	組合	三〇	昭和一四、一、一		
熊本縣				山本平左衞門	玉名郡八幡村大字川登二、一一六
石神少年平和農園	個人	二〇	昭和一四、一		

第四　特殊の少年保護團體

(一)　序　說

少年保護團體は少年法上少年審判所の保護處分の執行機關であるが民間の篤志家に於て特設することを要請したものである。

昭和十四年末現在では、一〇四團體あり、其の內收容施設を有する團體は、八七團體で今日に於ては常時平均二、〇〇〇人以上の保護少年を收容してゐるのであるから一團體平均二三人を收容するわけである。又五〇人以上の收容力を持つ保護團體は二二團體を算するの狀況であつて、少年保護事業上重要なる役割を示してゐる狀態で一日も忽せに出來ぬ須要なる施設である。

併しながら少年保護團體は官廳でなく篤志家に依る公益事業團體であるが、司法省に於ては委託認許方法を採つてゐるので、少年の保護教養に付ては少年審判所の指導監督を受くることは勿論であるが、例へば職業輔導を爲さんが爲には完備したる職業授產所を必要とするが、玆に謂ふ特殊保護團體は保護の對象者より分類したる特殊保護團體を謂ふのである。卽ち精神薄弱者の爲めにはそれに對處すべき保護施設を有すること、罹病少年の爲めには病院の如き療養所を必要とし又半島少年、及女子に對しては夫々の特殊施設を必要とするのである。然るに之等特殊施設を有する團體は少數にして又設備上に於ても幾多の不便を痛感してゐる狀態である。

殊に國營機關たる矯正院の數は極めて少く且收容力に於ても僅少で、保護少年で相當不良性濃度のものも、收容力に制限あるため止むを得ず保護團體に寄託する場合もあるが、これは保護團體側に於ても至極迷惑を感ずるのである。例へば折角反省改善の緖につきたるものが斯の如き不良性濃度の者の闖入に依り、これに依て他の收容少年に對し惡影響を與へるからである。

殊にこうした少年は常に規律生活から脫する事に汲々としてゐるから自然逃走事故を誘發する。從つて比較的設備の軟弱である保護團體の特徵から謂ふも保護團體のみを責めることも出來ぬことである。

それ故に不良性強度のものは、矯正院の代用を兼ねる程度のものを以て準矯正教育を施す團體も必要である。但これは現在の矯正院の收容能力の少き現實の狀態より謂つてのことである。

玆に於てか保護團體の分化の問題も必然的に起るのである。現在の特殊保護團體にしても、殆んど個人經營で、限られたる資財を以て而もこれを恒久的に維持することは相當の努力を要するのであつて充分なる施設を希望することも困難である。

現在小規模ながら特殊少年を目的として施設されてゐる團體を利用してゐるのであるが、少年保護事業はその理想及實際上より謂ふも保護少年については、保護の分類化を採用することが急務である　完備したる施設を要することは今日理論の問題でなく、實際上の問題である。

蓋し保護少年をして劃一主義保護方法を採用してゐる中は到底敎化改善の絕大なる效果は期待し得ないことである。混合的保護方法に依るときは、保護の實績の進步は見られず、加之經濟的方面より謂ふも設備費及人件費に多額の費用を要すること明かで寔に不生產的なものである。之に反し科學的保護方法に依り保護對象者の分類に依れば設備及處遇上竝保護擔當者の勞力又は經費に於て自然無駄を排除することが出來且改善の進步程度も速かになるものがある。

既述の如く、昭和十四年末現在に於て少年保護團體總數は一〇四團體を有するも收容を目的とする保護團體は八七團體である。其の中普通一般少年に非ず顯著なる特殊處遇を要する者の收容を目的とする團體は、智能低格少年を目的とするもの四團體、假釋放者及刑執行猶豫者を目的とするもの四團體、病弱少年を目的とするもの二團體、半島少年を目的とするもの二團體であり、又女子は保護敎養上男子と施設を異にし指導目標も家庭生成に置き更生を圖るもので、一三團體を有する。

而して現在の特殊團體は大體左の六種に區分し得るであらう。

一　智能低格少年を目的とするもの
二　病弱少年を目的とするもの
三　要義務敎育者を目的とするもの
四　半島少年を目的とするもの
五　假釋放者及刑執行猶豫少年を目的とするもの
六　女子を目的とするもの

卽ちこれである。又保護團體種別は左の如くである。

少年審判所別保護團體收容種別調

少年審判所別	保護團體數	收容種別 男	女	計	保護種別 智能低格者	病弱者	假釋放者	刑執行猶豫者	要敎育者	半島少年	女子	計
東京	三	三	四	一七	二	二	一	一	一	一	七	七
大阪	四	三	五	一	三	三	一	一	三	一	三	七
名古屋	三	一	三	一八	一	一	一	一	一	一	六	六
福岡	一	一	一	六	六	一	一	一	一	一	六	六
計	一四	七	一三	二八	七	五	三	四	一	四	二	八

備考　本表は收容保護團體のみに付調査す

(二)　特殊保護團體

イ　智能低格少年を目的とする保護團體

名稱	收容力	代表者	所在地
財團法人藤倉學園	男女各五〇名	中內銑一郎	伊豆大島元村二五
筑波學園	男女各三〇名	岡野豐四郎	茨城縣筑波郡小田村大字平澤字裏山六五五
豐ヶ岡可塑園	男五〇名	豐田利三郎	愛知縣愛知郡豐明村大字前後字三谷一、二三

右の三團體である。

◎藤倉學園は最も古く相當の歷史を有し施設に於ても完備してゐる。少年法に依る委託少年の外家庭其他よりの委託を受けてゐる。同團常務理事川內貞治郎氏は精神薄弱者に對し歐米に於て研究して來たのである。惜むらくは同園は伊豆大島に在る爲交通に不便を感じてゐる。

◎筑波學園は園長岡野豐四郎氏で、氏は東京市養育院に奉職精神薄弱兒童の敎護に從事し聯關調和敎育法を提唱し、大正十二年本園を設立少年法に依る智能低格少年の委託を引受けて又家庭よりも直接委託を受け最も活動してゐる。

ロ　病弱少年を目的とする保護團體

名稱	收容力	代表者	所在地
財團法人二葉學院	男五〇名	二葉喜太郎	東京市葛飾區金町二ノ一二九七
有隣療護院	男三〇名	石井敬一郎	千葉縣東葛飾郡松戶町一、七五〇
積德少年治療院	男二五名	鈴木　了道	大阪市東區小橋寺町興德寺內

病弱少年の保護施設は前記四團體である。少年法第四條第一項第九號に病院送致又は委託を爲すことを規定したのであるが、此の必要は少年の反社會的行爲が身體的又は精神的の生理的缺陷より來りたる場合に於て之を治癒することを趣旨とするもので、官公立の病院の如く收容の義務あるものには少年を送致する建前にして、又私立病院の如き其の義務なきものに對しては委託すべきことと爲したのであるが、實際上の問題として相對的關係にあるを以て、一方的にこれを爲し得ざるものがあり困難を來し、病院方面との聯携に困憊の餘り東京少年審判所の保護團體に於ては施療病院を利用し治療の方法を講じてゐた。又入院治療を要するものにしては淺草寺社會部經營の施療診療所に施無畏學園を通じて治療に當つたのであるが、これとても限られたベットにては到底充分なる處置を講ずることが出來なかつた。

其處で二葉學院長二葉喜太郎氏は施療診療所の開設を企圖し警視廳の認可を得て昭和十年診療所を開設したのである。其の際委託少年の專門的醫療機關の必要を痛感し少年職業學院石井敬一郎氏は昭和十二年有隣會館診療部と共に有隣療護院を設立した。

◎積德少年治療院は前院主鈴木惠照氏が自坊の敷地內に積德會醫院を設け施療事業に當つてゐたのであるが、大正十四年本治療院を設立し保護少年の疾病者を收容し治療を爲さんとして病弱少年の委託を開始したのである。東京、大阪兩少年審判所中最も醫療方面に於ける先驅をなして來た。固より一寺院を背景とする本院であるから施設につき充分とは謂ひ得ないが、大阪少年審判所に於ては此の種團體が古くより少年保護上に盡力せられ利便を得てゐた。現在に於ても特殊團體として益々努力してゐる。大正十四年迄に於ける救療少年の延人員八三、三二六人の多きに達してゐる。

◎豐浦少年療養所は名古屋少年審判所管內に於ける唯一の療養少年保護施設である。本療養所は呼吸器病患者のみを專門にして創立せられる。本療養所開設は同所長醫師田中義邦氏夙に少年保護事業の重要性に鑑み特に罹病少年の療養、思想善導に意を用ひ自己所有の敷地建物を財團法人日本少年保護協會に寄附し其の利用方を申出て玆に同協會の附屬事業として昭和十年八月十七日設立認可を受けた。從來此の種專門の療養施設は皆無であつた。然るに反之保護少年には呼吸病患者の多きに鑑み同協會委託の下に田中義邦氏夫妻共に專心此の事業の經營の衝に當ることとなつたのである。現在保護少年は名古屋少年審判所の委託のみならず、東京、大阪兩少年審判所は勿論遠くは福岡少年審判所よりも收容を委託して來る現狀である。昭和十年以降同十二年年末迄の醫療延人員四、九六九人に對し昭和十四年末には二一、六八四人に達してゐる。

豐浦少年療養所	男四〇名 女四〇名	田中　義邦	愛知縣知多郡豐濱町大字豐丘字丑平井四四

ハ　要義務敎育者を目的とする保護團體

名稱	收容力	代表者	所在地
施無畏學園	男三〇名	大森　亮順	東京府北多摩郡神代村大字金子字宮前一、三七五
至誠院	男八〇名	和田　實雄	大阪府泉南郡田尻村大字
常照園	男五〇名	後藤　澄心	大阪府豐能郡豐津村榎坂一四〇
神戶少年暉精寮	男七〇名	曾谷　精一	神戶市林田區池田村牛三郎五五
向陽學園	男二五名	安城　義正	布施市大蓮字余間一三九

右五團體は大體保護少年中の幼年者を收容してゐる團體であつて、義務敎育未了者に對しては夫々義務敎育の課程を修了せしむる方途を講じてゐる。

◎施無畏學園は淺草寺社會部の經營にして保護少年中の年少者を收容し義務敎育未了者には田園との關係を有する小學校に通學せしむる方法を講じてゐる。

◎至誠院、常照園、神戶少年暉精寮、向陽學園は何れも大阪少年審判所管內にして向陽學園を除く三團體は私立小學校の認可を受け、私立小學校令に準據して敎育的保護を專らにしてゐる。向陽學園も同樣年少者を對象として學科敎育を第一義としてゐる團體である。

ニ　半島少年を目的とする保護團體

名稱	收容力	代表者	所在地
相愛學院	男三〇名	鄭寅學	東京市江戸川區江戸川町三丁目四
財團法人大阪啓明會少年輔導所	男一〇〇名	植上寅市	布施市大字川俣一四二

半島少年は內地の少年と同一施設內に於て指導して行くことは困難である。半島人には半島人固有の歷史、文學、言語、風俗、習慣其の他の文化により生活樣式を異にするを以て內地人をして指導するよりも半島出身者にして內地の民情風俗に精通し日本精神を體得せる者をして其の指導に當らしめ保護指導を爲さしむれば效果的であるとの見地より半島人を對象とする保護團體の施設を期待してゐたのである。現在少年審判所管內に居住する半島人は數十萬人に達するので、これらの子弟にして少年法に依り保護すべき對象者も相當數にして、保護處分を受けたるものは總數の約五%以上に上るのである。且半島出身者の生活程度は大部分低く環境等も不良なるもの多きを以て、それら少年に對し特別の保護施設の必要なることは當然である。

◎相愛學院は半島出身者の相互扶助團體である相愛會を背景として創立せられたるものである。

◎大阪啓明會少年輔導所は大阪に於ける半島出身者の相互扶助機關でその直營の事業である。

ホ　假釋放者及刑執行猶豫少年を目的とする保護團體

假釋放者及刑執行猶豫者は少年法に於ては法定觀察を認めてゐるのである。從つて收容保護を必要とすることも生ずるので、これに對し一般の保護少年とは別個の施設に於て保護することが最も理想的である　それは曾に刑事處分と云ふ意味より許りでなく刑務所に拘禁されたる過程を有するものと同一に處遇することは弊害を伴ふことが多い。現在純然たる之が少年保護團體としては無いが、一般釋放者保護團體の中少年の假釋放者及刑執行猶豫少年の保護を兼ねたものがある。自立會は主として釋放者保護を目的とするものであるが、左の少年の保護を兼ねてゐる。

名稱	收容力	代表者	所在地
財團法人自立會	男五〇名	大谷瑩潤	東京市小石川區大塚坂下町七四

ヘ　女子を目的とする保護團體

名稱	收容力	代表者	所在地
救世軍世光寮	四〇名	植村益藏	東京市世田谷區松原町四丁目四二五
財團法人少年保護婦人協會	三〇名	本野久子	東京府北多摩郡狛江村大字小足立前原一、五〇七
六華園	三〇名	大谷紝子	東京市杉並區荻窪二丁目一七三
財團法人幼年保護會橫濱家庭學園	八〇名	有馬純彥	橫濱市保土ヶ谷區峯岡町三、一二四
救世軍女子希望館	一六名	植村益藏	大阪市北區野田町二
敬愛寮	一〇名	安藤崇遵	大阪府南河郡國分村一、五四五ノ一
京都六華園	一五名	大谷泰子	京都市左京區一乘寺藥師堂町二四
吉水敎園	二〇名	日野西德實	京都市左京區仁王門通東山線通西入善香院內
武庫乃里	三〇名	川村一子	神戸市灘區天城通五丁目五
女子那爛陀苑	二〇名	三井禮淳	愛知縣愛知郡鳴海町字本町三
松濤園	一〇名	岩田諦應	大阪市中町五七七ノ一松濤寺內
海津染香塾	一〇名	柳島法緣	岐阜縣海津郡高須町大字高須八二四
筑紫少女苑	二〇名	白坂榮彥	福岡市西新町字藤崎八〇五ノ一

女子の保護團體は女子矯正院の代用的效能を發揮してゐる狀態である。浮華輕佻に流れんとする子女をして大和撫子として家族制度の基調に順應せる一家の主婦たらしむべき素養を與へ家庭生成への敎養を爲すのである。現在女子の取扱數は男子の約一割に當る。

斯くの如く特殊保護施設は少年保護事業の分野に於て缺くべからざる須要なる機關である。保護少年の多くはいづれかに缺陷を有するもの多きを以てこれらの處遇につき常に周到なる施設と設備を要するものである。

大正十二年五月全國司法保護事業大會に於て少年保護上特に國家的機關として完備せる施設の設けられん事を大會の協議事項として提出され左の如く大會の贊同を得て其の筋へ建議せられたのである。

◎少年保護に於ける特殊施設に對して國家より補助を與ふるの件

（日本少年保護協會大阪、京都、兵庫支部提出）

理由　女子矯正院、治療院、精神薄弱者又は精神低格者收容所、職業輔導所等の特種施設は將來官公費を以て設置せらるべき性質のものなりと思料するも其の實現を見るまで私設機關を以て代行し時急に應ずるの要あり然るに斯の種施設は一般の保護少年收容施設と異なり特別の設備と多大の經費とを要し經營特に困難なるものあるを以て司法省より特別補助を與へ奬勵助長せらるる要あり。

◎精神及身體に缺陷ある少年に對する特別なる制度施設を確立する要なきや。

（日本少年保護協會東京支部提出）

理由　精神薄弱少年の保護施設に付ては現在二、三團體なきにあらざるも其の規模設備不充分なるのみならず保護を加へつつある少年の多くは終生保護を要する實狀なるを以て之が保護に付ては特別なる制度を確立するの必要あり又瘖啞者、强猜吃音者の保護に付ては現在特別の保護施設なき爲め之を一般保護團體に委託し保護を加へ居るも右は特別

の施設を設け保護を加ふるにあらされば其の目的を達し難きものなるを以て之を保護すべき專門の施設を急設するの必要あり。

◎少年保護團體に於ける保護少年の保健衞生に關し少年審判所に於ける少年に對する一般醫學的囑託醫を設けられんことを要望するの件

理由　保護團體に收容せる保護少年の保健衞生を統制し且少年審判所に囑託醫を置き時に鞫診を爲し又は之等の相談に應ずる樣に致し度と思考す。

◎朝鮮少年を收容する爲保護所を設置するの件

（日本少年保護協會東京支部提出）

理由　朝鮮民族には固有の歷史、文學、言語、風俗、習慣其の他の文化により言語、風習、生活樣式を異にする內地人をして指導せしむるよりも心情、風俗を同じくする朝鮮出身者にして內地の民情、風俗に精通し日本精神を體得せる者をして其の任に當らしむるを最有效なりと信ず。

第五　少年保護に關する特殊助成團體

少年保護團體は民間事業で、これに對し國家は統制的準據法を定めてゐないのである。從つて其處に各保護團體獨自の特色を發揮することが出來る特殊性があると共に、反面少年保護團體の進步發展を期する爲めには、科學的研究と少年保護團體の橫の連絡を密にして聯携を保持することが必要である。又少年保護事業の思想普及宣傳竝に經濟的助成指導の必要もあるので、所謂少年審判所の外廓機關として側面的援護活動を爲すと共に民間施設團體の統制連絡をする團體として大正十二年五月十四日會員組織を以て少年保護協會が設立せられたが、昭和三年二月十日組織を變更し名稱を改め財團法人日本少年保護協會と爲し、本部會館を東京市澁谷區千駄ヶ谷町四丁目六五八番地に置き、少年審判所管轄區域の三府十一縣に十四ヶ所の支部を置き、左の如き事業を行つた。

一、少年保護事業に必要なる制度、施設に關する學理及實務の研究
一、少年保護事業の助成、指導、改善及統一
一、講演出版及機關雜誌の刊行
一、少年保護事業に關與すべき職員の養成及び訓練
一、少年保護事業に功績ある者の表彰
一、特殊保護施設の經營
一、少年保護相談所の開設（東京、大阪、名古屋外十一ヶ所）

然るに昭和十四年十二月を以て同協會は財團法人司法保護協會の中へ發展的解消を遂げ、同會事業の內中央的のものは司法保護協會に繼承されたが、同會支部は夫々獨立の少年保護特殊助成團體に生れ變ることとなつた。

財團保人日本少年保護協會　東京支部
會員組織　支部長大阪少年審判所長、幹事十五名內會計一名
（事業）連絡統制　（沿革）大正十四年五月三十日創立
財團法人日本少年保護協會　兵庫支部
（所在地）神戸市林田區池田村字三郎神戸少年晖精寮內
會員組織　支部長大阪少年審判所長、幹事會谷精一外十四名
（事業）連絡統制　（沿革）大正十四年五月三十日創立
財團法人日本少年保護協會　愛知支部
（所在地）愛知縣廳學務部社會課內
會員組織　支部長名古屋少年審判所長、常任幹事加藤清之助外二名
幹事三上孝甚外十七名、顧問十一名、評議員十二名
（事業）連絡統制　（沿革）昭和八年四月一日創立
財團法人日本少年保護協會　三重支部
（所在地）三重縣廳學務部社會課內
會員組織　支部長名古屋少年審判所長、常任幹事穗崎香外一名、幹事青山潮音外六名、評議員麻布賢秀外十五名、主事四名、名譽顧問二名、顧問一名
（事業）連絡統制　（沿革）昭和十二年三月創立
財團法人日本少年保護協會　岐阜支部
（所在地）岐阜市司町一二番地
會員組織　支部長名古屋少年審判所長、幹事長金田房吉、常任幹事石田勉
（事業）連絡統制　（沿革）昭和十一年三月十二日創立
財團法人少年保護協會　福岡支部
（所在地）福岡少年審判所內

（所在地）東京少年審判所內
會員組織　支部長東京少年審判所長、常任幹事若林虎之助、大西輝一、鈴木信海　幹事二十名
（事業）連絡統制　（沿革）大正十四年五月創立
財團法人日本少年保護協會　神奈川支部
（所在地）橫濱市神奈川區高島通橫濱新興俱樂部內
會員組織　支部長東京少年審判所長、常任幹事水島藤吉、三膳三郎、幹事有馬純彥外十四名
（事業）連絡統制　（沿革）大正十三年五月五日創立
財團法人日本少年保護協會　千葉支部
（所在地）千葉地方裁判所檢事局內
會員組織　支部長東京少年審判所長、評議員永井準一郎他三名、幹事黑川英夫外八名
（事業）連絡統制　（沿革）昭和十二年三月二十八日創立
財團法人日本少年保護協會　埼玉支部
（所在地）埼玉縣廳學務部社會課內
會員組織　支部長東京少年審判所長、幹事高野重秋外五名
（事業）連絡統制　（沿革）昭和十三年四月十三日創立
財團法人日本少年保護協會　大阪支部
（所在地）大阪少年審判所內
會員組織　支部長大阪少年審判所長、幹事齋藤涉外三十三名
（事業）連絡統制　（沿革）大正十四年五月三十日創立
財團法人日本少年保護協會　京都支部
（所在地）京都市中京區蛸藥師堀川東入空也堂內

會員組織　支部長福岡少年審判所長、幹事(常任)合路義樹外十九名
(事業)連絡統制　(沿革)昭和十三年四月一日創立
財團法人日本少年保護協會　長崎支部
(所在地)長崎市寺町六四興福寺内
會員組織　支部長福岡少年審判所長、幹事(常任)神田荒太郎外九名
(事業)連絡統制　(沿革)昭和十三年十一月一日創立
財團法人日本少年保護協會　佐賀支部
(所在地)佐賀市役所社會課内
會員組織　支部長福岡少年審判所長、幹事(常任)長谷部俊三外九名
(事業)連絡統制　(沿革)昭和十三年十月一日創立
財團法人日本少年保護協會　熊本支部
(所在地)熊本市京町熊本巡査看守志願生教習所内
會員組織　支部長福岡少年審判所長、幹事(常任)宮川經與外九名
(事業)連絡統制　(沿革)昭和十三年十一月一日創立

第三節　少年保護の對象

第一　序　說

第一次世界大戰後に於て、犯罪少年の增加が著しかつた爲、之が對策として各國とも特に少年刑事立法の殷盛を極めるに至つたが、我國に於ても大正十一年四月法律第四十二號を以て少年法を制定し、翌大正十二年一月一日より之を實施したのである。少年法は一面に於て刑事處分を規定してゐるが、其の中核を爲すものはいふまでもなく保護處分である。而して此の保護處分の對象たり得る者は「刑罰法令ニ觸レル行爲ヲ爲シ又ハ刑罰法令ニ觸レル行爲ヲ爲ス虞アル少年」である。少年とは十八歲に滿たざる者を謂ひ、性の男女を問はない。年齡の限界については、處分の時十八歲に滿たざることを要する。併し保護處分の執行は二十三歲まで繼續することが出來る。刑罰法令に觸るる行爲を爲した少年とは所謂犯罪少年である。而して保護處分の對象として獨り犯罪少年のみならず、刑罰法令に觸るる行爲を爲す虞ある少年即ち所謂虞犯少年をもその範疇に屬せしめたことは、少年犯罪對策上頗る重要な意義を有し、少年保護の領域における對象者は莫大な數に達するのである。

第二　少年犯罪の累年比較

少年法實施以後に於ける全國少年犯罪の趨勢は、大正十二年以來上向線を辿り同十五年に最高の記錄を殘して一旦は漸減の傾向を示したのであるが、昭和六、七年の滿洲事變直後再び上昇し、同九年には再び憂ふべき數字を示すに至つた。併し爾來また漸減の一路を辿り來つたのは、我が國が準戰時體制に入つたための國民的緊張によるものと思はれる。殊に昭和十二年七月支那事變勃發以來は國民精神總動員運動の展

開と相俟つて、國民の緊張は彌が上にも昂揚して全犯罪數は急激に減少した。之と共に少年犯罪もまた遞次的に減少を見るに至つたことは喜ぶべき現象である。右の事實は恰も一九一四年から一九一八年にかけて前後五年に亙つた第一次世界大戰の當時、歐洲交戰國に於て戰爭勃發の當初一般に犯罪の減少したることと符節を合したる如くである。併しここに注意を要するのは戰爭が長期に亙ると共に、逆に著しい犯罪の增加統中少年犯罪の激增を見る事例である。第一次世界大戰の末期乃至戰後に於ける佛蘭西、獨逸等の實例はその最もよい適例であり又、滿洲事變前後に於ける我が國少年犯罪の情勢はこのことを示唆してゐる。

少年犯罪の累年比較

年次	人員
大正十二年	四三、四三二人
同　十三年	四四、七三一
同　十四年	五二、六二七
同　十五年	五六、八二四
昭和二年	四二、二二一
同　三年	三八、一四八
同　四年	四一、一九〇
同　五年	四二、四八七
同　六年	四一、七四二
同　七年	四二、五八六
同　八年	四七、六九一
同　九年	五四、〇二三
同　十年	五一、二五三
同　十一年	五〇、二二九
同　十二年	四七、九七九
同　十三年	四五、四八三
同　十四年	四二、二七五

第三　昭和十三年及同十四年に於ける少年犯罪傾向の概觀

一　昭和十二年七月支那事變發生以來、國民の自肅自戒と緊張のため全國犯罪の數は頓に減少したが、少年犯罪の趨勢は成人犯罪のそれの如く急激なる時局的反應を示すに至らなかつたことは注目を要する。即ち昭和十三年に於ける少年犯罪は四五、四八三人で昭和十二年に比し一、四九六人を減じたのに反し、全犯罪人員に對する比率は昭和十二年の三・七%に對し四・二%に增加し更に、昭和十四年に於ては四二、二七五人で前年より三、二〇八人を激減したに拘らず其の比率に於ては五・二%を示し、却つて一%の增加となつてゐる。

全犯罪人員と少年犯罪人員との對比

年次	全犯罪人員	少年犯罪人員	百分率
昭和十年	一、七〇〇、一七六人	五一、二五三人	三・〇
同　十一年	一、六二八、四六九	五〇、二二九	三・一
同　十二年	一、二八五、九四八	四六、九七九	三・七

同　十三年　一、〇七五、五五四　四五、四八三　四・二
同　十四年　八四〇、二一一　四二、二七五　五・〇

二　少年保護事業の對象として、犯罪少年の外に刑罰法令に觸るゝ行爲を爲す虞ある少年即ち所謂虞犯少年を包含することは既に述べた通りであるが、この虞犯少年の數は近年驚くべき數に達し、殊に犯罪少年の數が時局の影響によつて漸減してゐるのに反し、この虞犯少年を加へた少年保護對象者の數は著しく增加しつゝあり、事變の長期化に伴ふ少年の不良化乃至犯罪情勢の變化を示し之が對策の急務を思はしめる。卽ち昭和十三年に於ける犯罪少年の虞犯少年は一七七、三八四人で昭和十二年に對し七四三人を增加してゐるが、昭和十四年に於ては一九四、〇七八人と飛躍的數字を示し前年に比し實に一六、七三〇人の激增である。

犯罪少年及虞犯少年

昭和十二年　一七六、六四一人
同　十三年　一七七、三八四
同　十四年　一九四、〇七八

三　少年審判所に於ける事件受理の趨勢は近年漸減の傾向を示してゐるが、これに反し保護處分の件數は却つて增加の狀況を呈してゐる。併し昭和十三年に於ては、受理件數二五、八二一件で昭和十二年に比し五、四五九件を激增してゐるが、これは同年一月から福岡少年審判所が新設せられた結果で同所の受理件數を除けば二〇、二三二件となり二三〇件の減少である。昭和十四年に於ては二二、四四七件で前年に比し三、三七四人を激減してゐる。而して受理事件減少の主たる原因は警察官署の卽決事件通知による認知事件の減少によるものである。

少年審判所新受理事件數

昭和十年　二二、五八九
同　十一年　二二、二一六
同　十二年　二〇、三六二
同　十三年　二五、八二一
同　十四年　二二、四四七

併し乍ら受理事件の減少は是によつて直ちに保護事件の減少を意味するものでなく、保護處分の件數は每年左の如く遞增の傾向を示し、少年保護の伸長を實證してゐる。

保護處分件數

昭和十年　七、一五八
同　十一年　七、六八二
同　十二年　八、六二六
同　十三年　九、〇六四
同　十四年　九、一一〇

卽ち昭和十三年に於ける保護處分件數は九、〇六四件で昭和十二年に比し四三六件を增加し、更に昭和十四年に於ては九、一一〇件で前年に較べて四六件の增加となつてゐる。

四　少年審判所に於ける取扱事件數の消長に付て注意すべきことは、事件受理の內容と審判不開始處分の事由別である。受理事件中從來その大部分を占むるものは檢事よりの送致事件と認知事件であるが、最近五ヶ年間に於ける比率は前者は四九・三%で後者は四七・七%を占め其の他は僅かに三%に過ぎない。而して保護處分に付せらるる少年の大多數は檢事より送致せられた者である。認知事件中には警察官署の卽決處分通知によるものが殆んどその大部分であり、最近五ヶ年間平均で見ると九三・八%に當つてゐる。而して從來警察官署の卽決處分通知により認知したる事件は其の多くが不良性微弱なる爲大多數が審判不開始處分に付せられ、保護處分に付せらるるもの極めて少き實情である。尙、審判不開始處分中審判所管外居住の事由に因るものが年々多數を算してゐるが、この點からしても少年法保護處分の全國施行の必要を痛感せられる。

五　少年法の制定により大正十二年一月東京、大阪兩少年審判所が設置され、更に昭和九年一月より名古屋少年審判所が開設せられ、次いで昭和十三年一月より福岡少年審判所が新設せられたのであるが、元來少年法の重點は少年に對する保護處分であるに拘らず、現在に於ては僅かに三府十一縣の範圍にしか實施されてゐない。福岡少年審判所管內たる長崎、佐賀、福岡及熊本の四縣下に於ける刑事處分は昭和十二年に於ては卽決處分を除き刑罰に處せられたる者一四九件で之に檢事局に於ける起訴猶豫及微罪處分二、〇九四件を加ふるときは二、二四三件であつたが、保護處分實施後の昭和十三年於ては刑罰に處せられたる者は一四〇件に減じ起訴猶豫及微罪處分は一、一八四件と下り合計一、三二四件と減少した。更に昭和十四年に於ては刑罰に處せられたる者は一〇一件で之を昭和十二年に比すれば實に三割二分の減少を示し、起訴猶豫及微罪處分に至つては三六七件と激減し昭和十三年との比率は僅々一七・五%に過ぎず眞に驚異的の激減振りである。斯の如き現象は少年法の刑事處分と保護處分との有機的運營に於てのみ實現せらるべき少年犯罪對策の成果であつて、現在の如き保護處分實施の跛行性は速かに匡正されねばならぬ緊急の問題である。

六　昭和十三年及十四年に於ける少年犯罪の傾向として特記すべき事柄は、近年犯罪少年の總數は減少を來してゐるに拘らず、裁判所に於て刑罰の言渡を受けたる少年の數は却つて增加の傾向にあり、少年審判所の保護處分亦遞增の趨勢を示しつゝあることである。斯くの如き現象は觀察の如何によつては、少年犯罪の實數は寧ろ增加してゐるが、時局の影響による司法警察部面の手不足等に基因する檢察數の減少或ひは犯罪性微弱として寬大に取扱はるゝ數の增加に因つて表面に現はれた少年犯罪の數が減少してゐるに過ぎないとも見られ

る。その證左として犯罪少年の貯水池たる所謂處犯少年の數は激增を示して居り、又前記の如く刑罰に處せられた少年及保護處分に付せられた少年の增加は明かに犯罪行爲の惡質化を物語つてゐる。實際に於て最近に於ける犯罪の實質を檢討するに世相の一部を反映するものと見らるる殺伐性の犯罪即ち恐喝、傷害の激增が著しく目立ち尙窃盜等も其の手口が惡辣になり、團體的犯罪行爲の增加と共に良家の子女と目せらるゝものの犯行の多くなつたことは犯罪の惡質傾向が如何に深刻となりつゝあるかを如實に示すものである。又、近時の少年犯罪はこれを地域的に觀察すれば、大都市又は殷賑產業地帶に集中的に增加の情勢を示して居り、殊に時局產業に從事する少年工の犯罪の激增と學生生徒の不良化傾向は忽にすべからざる憂慮すべき問題である。

第四　最近五年間に於ける地域別少年犯罪件數

昭和十年より同十四年に至る五ヶ年間の全國少年犯罪の平均は四七、二四四人であるが、控訴院管轄地域別の分布狀態は左の如くなつてゐる。

地方裁判所管轄別全國少年犯罪調

區名（東京）	昭和十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	五ヶ年平均
	八、八四〇	八、七二二	八、一一八	七、七三九	七、五三六	八、一九一

控訴院管轄別少年犯罪人員

東京	一五、六〇三人	
大阪	一〇、一九六	
名古屋	四、九六九	
廣島	五、五六四	
長崎	六、六三〇	
宮城	二、三〇〇	
札幌	一、九八二	
計	四七、二四四	

卽ち最高は東京管內で大阪管內之に次ぎ以下長崎、廣島、名古屋、宮城、札幌各管內の順序である。更に之を地方裁判所管轄別に觀れば、東京の八、一九一人を筆頭に次位は大阪の四、七八五人、第三位は名古屋の二、九五三人、第四位は熊本の二、二九五人で、第五位以下一千人以上を算するものを擧ぐれば、福岡、廣島、神戶、岡山、前橋の順位となつてゐる。次に現在少年保護處分を實施されてゐる三府十一縣に於ける少年犯罪人員は二六、六八四人で全國少年犯罪人員總數に對する割合は、五六・五%となつてゐるが、未施行地域に於ける四七、二四四人卽ち四三・五%に達する多數の少年は保護處分の恩惠に浴するを得ない現狀である。

東京少年審判所管內	横濱	一、〇一二	九九一	六三五	七四一	六八一
	千葉	七七六	七七八	五七〇	一、〇二五	七二〇
水戶		一、〇六三	五七三	五三一	一、〇六三	五七三
宇都宮		六八一	七四二	九四六	七四二	七四二
前橋		一、七三三	一、二二二	七六八	一、〇五六	八七四
靜岡		八二四	七六八	三三六	四二八	四五三
甲府		四四六	四五三	九二〇	四四三	七三三
長野		五四三	八二五	七七二	八五五	四、三〇三
新潟		一、〇〇一	五、六三三	四、三〇三	三、九五三	一、三二七
大阪少年審判所管內	京都	五、六三三	一、四一七	二六七	二五五	一、九五二
	大阪	一、四一七	三九九	四三三	四一四	八五二
	神戶	三九九	四三五	八五二	八五二	九〇一
奈良		四三五	九六二	六八八	六七四	六七四
大津		九六二	七〇六	三二六	二五三	五八四
和歌山		七〇六	一八七	六七一	六八一	五三九
德島		一八七	六七一	三、一九六	三、〇三六	二、四六六
高松		六七一	三、一九六	四七六	四九三	三九一
高知		三、一九六	四七六	六〇一	五〇二	五〇二
名古屋少年審判所管內	名古屋	四七六	六〇一	二四五	二八四	二八五
	安濃津	六〇一	二四五	二八四	二六四	二一九
	岐阜	二四五	二八四	二一九	三〇二	三七九
福井		二八四	二一九	三七九	二九五	二七〇
金澤		四三二	二八七	一六六	二四四	一六六

富山	五〇〇	五二一	六二六	五八一	三五二	五一六	山路	三二六	三〇九	二二〇	二九九
廣島	一、五〇七	一、七三一	一、六九八	二、一〇九	一、七六二	一、七六一	釧路				
山口	九三七	八六五	九九二	一、〇六七	一、〇〇四	九七三	樺太	一四〇	一四五	一七三	一五五
岡山	一、三一八	一、〇七六	一、一〇四	一、三四二	一、三四〇	一、二三六	計	五一、二五三	五〇、二二九	四六、九七九	四五、四八三
鳥取	二〇二	三一五	三五五	二三〇	三一三	二七九					
松江	六七七	七二〇	四八六	四五〇	三七五	五四二					
山形	七三六	六五八	七六五	九二二	七八六	七七三					
福岡少年審判所管内	七九〇	六一五	七二〇	四八二	三四六	五九一					
長崎佐賀熊本	六四一	六五一	六〇四	五三七	五八六	六〇四					
	二、二四〇	二、一五九	二、〇九八	一、四三九	一、五六二	一、九〇〇					
	一、六四八	一、九七九	二、五二八	二、五七九	二、七三九	二、九三五					
大分	三六三	三一二	三〇二	三二九	二六六	三一四					
鹿兒島	五一〇	三八九	三五三	三六二	三一二	三八七					
宮崎	五一三	四八四	五四〇	四〇八	二六六	四四二					
那覇	八八	一〇九	一一九	九三	七五	九七					
臺灣	三三九	三二四	二五八	二八五	二四三	二九〇					
仙臺	四九九	四七八	五四〇	四二六	四〇三	四六九					
福島	二九八	三三八	二四一	二六五	二二二	二七三					
山形	二九九	三二四	四二二	三六六	三〇九	三四四					
盛岡	五三二	四八一	四九二	三五五	四三二	四四六					
秋田	五〇九	四八二	四九二	三八三	五二二	四七八					
青森	九六五	八〇五	一、〇五三	九〇〇	五七三	八五九					
札幌	六三四	三四八	三二六	二六一	二〇六	三五五					
函館	四一〇	三一五	二九七	二四六	三〇二	三一四					
旭川											

第五　罪種別に見たる少年犯罪

最近三ケ年間に於ける少年犯罪を罪種別に觀察するには、之を刑事處分と保護處分の兩面から觀る必要がある。尙刑事處分に付ては、刑罰の言渡を受けたる者の外、起訴猶豫及微罪處分に付せられたる者をも加へたが、警察官署に於ける即決處分は之を除外した。即決處分はその殆んど全部が特別法犯であり且警察犯處罰令初め各種の取締法規の違反が大多數を占めてゐる。

先づ保護處分に付て見るに、刑法犯と特別法犯の割合は昭和十三年から同十四年迄の三ケ年平均で前者は九五・八%を占めるに對し、後者は僅かに四・二%に止つてゐるが、刑事處分に於ては、刑法犯八六・四%に對して特別法犯は一三・六%の割合を占め稍々高率となつてゐる。

更に保護處分を各罪質別に細別すれば、刑法犯にありては窃盜が第一位で横領、傷害、詐欺、恐喝の順位となつてゐる

少年保護處分ノ罪名別順位調

刑法犯

年別	順位	罪名	昭和十二年 人員
	一	窃盗	五、六八四
	二	横領	八一八
	三	詐欺	三二九
	四	傷害	二九八
	五	恐喝	一六四
	六	過失傷害	一〇三
	七	賭博	九七
	八	住居侵入	八〇
	九	失火	八〇
	一〇	強盗	五四
		計	七、七〇七
		其他	二七九
		合計	七、九八六
		特別法犯	

年別	順位	罪名	昭和十二年 人員
	一	自動車取締令	三五一
	二	銃砲火薬取締法	八四
	三	暴力行爲取締法	二七
		計	四六二
		其他	三五

年別	順位	罪名	昭和十三年 人員
	一	窃盗	六、四一〇
	二	横領	七二〇
	三	詐欺	三三八
	四	傷害	二八二
	五	恐喝	二〇八
	六	過失傷害	八四
	七	賭博	七一
	八	住居侵入	六八
	九	失火	六一
	一〇	強盗	四〇
		計	八、二八二
		其他	二二六
		合計	八、五〇八

年別	順位	罪名	昭和十三年 人員
	一	自動車取締令	一九五
	二	銃砲火薬取締法	九六
	三	暴力行爲取締法	三二
		計	三二三
		其他	五一

年別	順位	罪名	昭和十四年 人員
	一	窃盗	六、五一四
	二	横領	六三七
	三	傷害	四四九
	四	恐喝	三三三
	五	詐欺	二九二
	六	住居侵入	九五
	七	賭博	六九
	八	強盗	四八
	九	贓物	四八
	一〇	過失傷害	四四
		計	八、五二九
		其他	一九五
		合計	八、七二四

年別	順位	罪名	昭和十四年 人員
	一	銃砲火薬取締法	一〇二
	二	自動車取締令	七三
	三	暴力行爲取締法	二四
		計	一九九
		其他	二〇

少年刑事處分ノ罪名別順位調

刑法犯

年別	順位	罪名	昭和十二年 人員
	一	窃盗	九、一六四
	二	横領	七八七
	三	詐欺	七四九
	四	傷害(致死)	六八九
	五	賭博	五七三
	六	失火	四九九
	七	過失傷害(致死)	三一四
	八	住居侵入	一五三
	九	恐喝	一四八
	一〇	文書僞造	八五
	一一	贓物	七八
	一二	強盗	六〇
	一三	放火	五六
		計	一三、三五五
		其他	一五三
		合計	一三、五〇八

年別	順位	罪名	昭和十三年 人員
	一	窃盗	七、九二四
	二	横領	六九七
	三	詐欺	六一六
	四	傷害(致死)	五八八
	五	賭博	四九一
	六	失火	四三九
	七	過失傷害(致死)	三四八
	八	住居侵入	一九〇
	九	恐喝	一二四
	一〇	贓物	一〇六
	一一	放火	八三
	一二	強盗	七八
	一三	業務妨害	七五
		計	一一、七五九
		其他	二四五
		合計	一二、〇〇四

年別	順位	罪名	昭和十四年 人員
	一	窃盗	七、一〇五
	二	傷害(致死)	六一八
	三	横領	五九八
	四	詐欺	五三五
	五	賭博	五〇五
	六	失火	四七一
	七	過失傷害(致死)	三〇五
	八	住居侵入	一九〇
	九	恐喝	一二五
	一〇	贓物	七三
	一一	放火	六三
	一二	強盗	五〇
	一三	姦	四二
		計	一〇、六八〇
		其他	一七〇
		合計	一〇、八五〇

特別法犯

第四章　少年保護事業

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和十四年	昭和十四年	昭和十四年	昭和十四年
性別	人員	人員	計	計
十三年	六	一九八	二九七	三八七
十四年	一	一九九	二九五	三八八
増減	減	増	減	増
増減率	八三・三	一・〇	一・七	一・三

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和十三年	昭和十三年	昭和十三年	昭和十三年
性別	人員	人員	計	計
十二年	一一	一九八	二九五	三八四
十三年	六	一九九	二九七	三八七
増減	減	増	増	増
増減率	四五・五	一・〇	一・〇	一・〇

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和十二年	昭和十二年	昭和十二年	昭和十二年
性別	人員	人員	計	計
十一年	一一	一九六	二九四	三八四
十二年	一一	一九八	二九五	三八四
増減	増減なし	増	増	増減なし
増減率	増減なし	一・〇	〇・三	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年	昭和十一年
性別	人員	人員	計	計
十年	一一	一九五	二九七	三八八
十一年	一一	一九六	二九四	三八四
増減	増減なし	増	減	減
増減率	増減なし	〇・五	一・〇	一・〇

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和十年	昭和十年	昭和十年	昭和十年
性別	人員	人員	計	計
九年	一一	一九四	二九四	三八一
十年	一一	一九五	二九七	三八八
増減	増減なし	増	増	増
増減率	増減なし	〇・五	一・〇	一・三

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和九年	昭和九年	昭和九年	昭和九年
性別	人員	人員	計	計
八年	一一	一九三	二九二	三八一
九年	一一	一九四	二九四	三八一
増減	増減なし	増	増	増減なし
増減率	増減なし	〇・五	一・〇	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和八年	昭和八年	昭和八年	昭和八年
性別	人員	人員	計	計
七年	一一	一九二	二九〇	三八〇
八年	一一	一九三	二九二	三八一
増減	増減なし	増	増	増
増減率	増減なし	〇・五	〇・七	〇・三

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和七年	昭和七年	昭和七年	昭和七年
性別	人員	人員	計	計
六年	一一	一九一	二八九	三七九
七年	一一	一九二	二九〇	三八〇
増減	増減なし	増	増	増
増減率	増減なし	〇・五	〇・三	〇・三

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和六年	昭和六年	昭和六年	昭和六年
性別	人員	人員	計	計
五年	一一	一九一	二八九	三七九
六年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和五年	昭和五年	昭和五年	昭和五年
性別	人員	人員	計	計
四年	一一	一九一	二八九	三七九
五年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和四年	昭和四年	昭和四年	昭和四年
性別	人員	人員	計	計
三年	一一	一九一	二八九	三七九
四年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年
性別	人員	人員	計	計
二年	一一	一九一	二八九	三七九
三年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和二年	昭和二年	昭和二年	昭和二年
性別	人員	人員	計	計
一年	一一	一九一	二八九	三七九
二年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	昭和元年	昭和元年	昭和元年	昭和元年
性別	人員	人員	計	計
大正十五年	一一	一九一	二八九	三七九
昭和元年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正十五年	大正十五年	大正十五年	大正十五年
性別	人員	人員	計	計
十四年	一一	一九一	二八九	三七九
十五年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正十四年	大正十四年	大正十四年	大正十四年
性別	人員	人員	計	計
十三年	一一	一九一	二八九	三七九
十四年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正十三年	大正十三年	大正十三年	大正十三年
性別	人員	人員	計	計
十二年	一一	一九一	二八九	三七九
十三年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正十二年	大正十二年	大正十二年	大正十二年
性別	人員	人員	計	計
十一年	一一	一九一	二八九	三七九
十二年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正十一年	大正十一年	大正十一年	大正十一年
性別	人員	人員	計	計
十年	一一	一九一	二八九	三七九
十一年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正十年	大正十年	大正十年	大正十年
性別	人員	人員	計	計
九年	一一	一九一	二八九	三七九
十年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正九年	大正九年	大正九年	大正九年
性別	人員	人員	計	計
八年	一一	一九一	二八九	三七九
九年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正八年	大正八年	大正八年	大正八年
性別	人員	人員	計	計
七年	一一	一九一	二八九	三七九
八年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正七年	大正七年	大正七年	大正七年
性別	人員	人員	計	計
六年	一一	一九一	二八九	三七九
七年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正六年	大正六年	大正六年	大正六年
性別	人員	人員	計	計
五年	一一	一九一	二八九	三七九
六年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年
性別	人員	人員	計	計
四年	一一	一九一	二八九	三七九
五年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年
性別	人員	人員	計	計
三年	一一	一九一	二八九	三七九
四年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年
性別	人員	人員	計	計
二年	一一	一九一	二八九	三七九
三年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年
性別	人員	人員	計	計
一年	一一	一九一	二八九	三七九
二年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	大正元年	大正元年	大正元年	大正元年
性別	人員	人員	計	計
明治四十五年	一一	一九一	二八九	三七九
大正元年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年
性別	人員	人員	計	計
四十四年	一一	一九一	二八九	三七九
四十五年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治四十四年	明治四十四年	明治四十四年	明治四十四年
性別	人員	人員	計	計
四十三年	一一	一九一	二八九	三七九
四十四年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治四十三年	明治四十三年	明治四十三年	明治四十三年
性別	人員	人員	計	計
四十二年	一一	一九一	二八九	三七九
四十三年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治四十二年	明治四十二年	明治四十二年	明治四十二年
性別	人員	人員	計	計
四十一年	一一	一九一	二八九	三七九
四十二年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治四十一年	明治四十一年	明治四十一年	明治四十一年
性別	人員	人員	計	計
四十年	一一	一九一	二八九	三七九
四十一年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治四十年	明治四十年	明治四十年	明治四十年
性別	人員	人員	計	計
三十九年	一一	一九一	二八九	三七九
四十年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治三十九年	明治三十九年	明治三十九年	明治三十九年
性別	人員	人員	計	計
三十八年	一一	一九一	二八九	三七九
三十九年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治三十八年	明治三十八年	明治三十八年	明治三十八年
性別	人員	人員	計	計
三十七年	一一	一九一	二八九	三七九
三十八年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治三十七年	明治三十七年	明治三十七年	明治三十七年
性別	人員	人員	計	計
三十六年	一一	一九一	二八九	三七九
三十七年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治三十六年	明治三十六年	明治三十六年	明治三十六年
性別	人員	人員	計	計
三十五年	一一	一九一	二八九	三七九
三十六年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治三十五年	明治三十五年	明治三十五年	明治三十五年
性別	人員	人員	計	計
三十四年	一一	一九一	二八九	三七九
三十五年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治三十四年	明治三十四年	明治三十四年	明治三十四年
性別	人員	人員	計	計
三十三年	一一	一九一	二八九	三七九
三十四年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治三十三年	明治三十三年	明治三十三年	明治三十三年
性別	人員	人員	計	計
三十二年	一一	一九一	二八九	三七九
三十三年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治三十二年	明治三十二年	明治三十二年	明治三十二年
性別	人員	人員	計	計
三十一年	一一	一九一	二八九	三七九
三十二年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治三十一年	明治三十一年	明治三十一年	明治三十一年
性別	人員	人員	計	計
三十年	一一	一九一	二八九	三七九
三十一年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治三十年	明治三十年	明治三十年	明治三十年
性別	人員	人員	計	計
二十九年	一一	一九一	二八九	三七九
三十年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治二十九年	明治二十九年	明治二十九年	明治二十九年
性別	人員	人員	計	計
二十八年	一一	一九一	二八九	三七九
二十九年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治二十八年	明治二十八年	明治二十八年	明治二十八年
性別	人員	人員	計	計
二十七年	一一	一九一	二八九	三七九
二十八年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治二十七年	明治二十七年	明治二十七年	明治二十七年
性別	人員	人員	計	計
二十六年	一一	一九一	二八九	三七九
二十七年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治二十六年	明治二十六年	明治二十六年	明治二十六年
性別	人員	人員	計	計
二十五年	一一	一九一	二八九	三七九
二十六年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治二十五年	明治二十五年	明治二十五年	明治二十五年
性別	人員	人員	計	計
二十四年	一一	一九一	二八九	三七九
二十五年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治二十四年	明治二十四年	明治二十四年	明治二十四年
性別	人員	人員	計	計
二十三年	一一	一九一	二八九	三七九
二十四年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治二十三年	明治二十三年	明治二十三年	明治二十三年
性別	人員	人員	計	計
二十二年	一一	一九一	二八九	三七九
二十三年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治二十二年	明治二十二年	明治二十二年	明治二十二年
性別	人員	人員	計	計
二十一年	一一	一九一	二八九	三七九
二十二年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治二十一年	明治二十一年	明治二十一年	明治二十一年
性別	人員	人員	計	計
二十年	一一	一九一	二八九	三七九
二十一年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治二十年	明治二十年	明治二十年	明治二十年
性別	人員	人員	計	計
十九年	一一	一九一	二八九	三七九
二十年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治十九年	明治十九年	明治十九年	明治十九年
性別	人員	人員	計	計
十八年	一一	一九一	二八九	三七九
十九年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治十八年	明治十八年	明治十八年	明治十八年
性別	人員	人員	計	計
十七年	一一	一九一	二八九	三七九
十八年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治十七年	明治十七年	明治十七年	明治十七年
性別	人員	人員	計	計
十六年	一一	一九一	二八九	三七九
十七年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治十六年	明治十六年	明治十六年	明治十六年
性別	人員	人員	計	計
十五年	一一	一九一	二八九	三七九
十六年	一一	一九一	二八九	三七九
増減	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし
増減率	増減なし	増減なし	増減なし	増減なし

別	特	法	犯	法
罪名	鐵道營業取締法違反	自動車取締令違反	失火	賭博
年次	明治十五年

犯	決闘	—	—	—	—	—	—	四	—	四
	警察犯處罰令	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	其他	二八	—	二八	三〇	一五	四五	一七	二	一九
計		四九一	六	四九七	三五七	一七	三七四	二二七	二	二二九
刑罰法令ニ觸ル、行爲ヲ爲ス虞アル者		一三〇	一三	一四三	一五八	二四	一八二	一三九	一八	一五七
合計		七、八八一	七四五	八、六二六	八、三二七	七三七	九、〇六四	八、三六三	七四七	九、一一〇

備考　警察官署ニ於ケル即決處分ハ之ヲ計上セズ

少年刑事處分罪名別表

昭和十二年

罪名別		科刑 男	科刑 女	科刑 計	起訴猶豫及微罪處分 男	起訴猶豫及微罪處分 女	起訴猶豫及微罪處分 計	計
刑法犯	業務妨害	—	—	—	—	—	—	—
	放火	二四	五	二九	二一	六	二七	五六
	失火	六	—	六	三二〇	一七三	四九三	四九九
	往來妨害	—	—	—	二	—	二	二
	住居侵入	三	—	三	一三九	二	一四一	一四四
	文書僞造	一	—	一	七四	一〇	八四	八五
	有價證券僞造	—	—	—	—	—	—	—
	公記號不正使用	—	—	—	—	—	—	—
	猥褻	一	—	一	一五	二	一七	一八
	強姦	一五	—	一五	一七	—	一七	三二
	賭博	一四	—	一四	四九八	六一	五五九	五七三
	殺人	一五	二	一七	七	六	一三	三〇
	傷害（致死）	七九	—	七九	五七五	三五	六一〇	六八九
	過失傷害（致死）	三七	—	三七	二三三	四四	二七七	三一四
	暴行	—	—	—	—	—	—	—
	墮胎	—	—	—	—	五	五	五
	脅迫	—	—	—	一九	—	一九	一九
	竊盜	五三一	六	五三七	七、八三二	七七五	八、六〇七	九、一四四
	強盜	四四	一	四五	一五	—	一五	六〇
	詐欺	一九	一	二〇	六〇二	一二七	七二九	七四九
	恐喝	一七	—	一七	一一七	一四	一三一	一四八
	横領	一五	—	一五	七二四	五八	七八二	七九七
	贓物	一	—	一	七五	二	七七	七八
	毀棄	—	—	—	—	—	—	—
	其他	五	—	五	一九	四	二三	二八
	計	八四六	一五	八六一	一一、三三三	一、三一四	一二、六四七	一三、五〇八
特別法犯	自動車取締令	一〇七	一	一〇八	七〇六	二	七〇八	八一六
	鐵道營業法	—	—	—	一八	四	二二	二二
	銃砲火薬取締法	二	—	二	九四	—	九四	九六
	輸出入品臨時措置法	—	—	—	—	—	—	—
	暴力行爲取締法	一一	—	一一	一一八	一	一一九	一三〇
	漁業法	六	—	六	一九七	三	二〇〇	二〇六
	郵便電信法	四	—	四	一三	二	一五	一九
	決闘	—	—	—	二	—	二	二

昭和十三年

罪名別		科刑 男	科刑 女	科刑 計	起訴猶豫及微罪處分 男	起訴猶豫及微罪處分 女	起訴猶豫及微罪處分 計	計
刑法犯	業務妨害	七〇	一	七一	四	—	四	七五
	放火	二三	九	三二	三〇	二一	五一	八三
	失火	一八	—	一八	二八〇	一四一	四二一	四三九
	往來妨害	八	—	八	四二	—	四二	五〇
	住居侵入	三	—	三	一七六	二	一七八	一八一
	文書僞造	一	—	一	四五	五	五〇	五一
	有價證券僞造	—	—	—	—	—	—	—
	公記號不正使用	—	—	—	—	—	—	—
	猥褻	一	—	一	一六	—	一六	一七
	強姦	三一	—	三一	一三	—	一三	四四
	賭博	一八	一	一九	四三一	四一	四七二	四九一
	殺人	一一	二	一三	二	一	三	一六
	傷害（致死）	七五	一	七六	五〇四	八	五一二	五八八
	過失傷害（致死）	五一	一	五二	二四四	五二	二九六	三四八
	暴行	—	—	—	—	—	—	—
	墮胎	—	—	—	一	六	七	七
	脅迫	—	—	—	一一	—	一一	一一
	竊盜	四二三	七	四三〇	六、八三八	六五六	七、四九四	七、九二四
	強盜	五五	一	五六	一二	一〇	二二	七八
	詐欺	一二	一	一三	四八二	一二一	六〇三	六一六
	恐喝	二〇	—	二〇	一〇四	—	一〇四	一二四
	横領	三	—	三	六六七	二七	六九四	六九七
	贓物	—	—	—	一〇二	四	一〇六	一〇六
	毀棄	—	—	—	—	—	—	—
	其他	四	—	四	二八	七	三五	三九
	計	八四六	二四	八七〇	一〇、〇三一	一、一〇三	一一、一三四	一二、〇〇四
特別法犯	自動車取締令	一一九	—	一一九	八六五	五	八七〇	九八九
	鐵道營業法	—	—	—	六	一	七	七
	銃砲火薬取締法	七	—	七	一〇三	—	一〇三	一一〇
	輸出入品臨時措置法	—	—	—	二七	二	二九	二九
	暴力行爲取締法	三	—	三	一四五	—	一四五	一四八
	漁業法	二	—	二	二三一	四	二三五	二三七
	郵便電信法	八	—	八	一四	三	一七	二五
	決闘	—	—	—	五	—	五	五

昭和十四年

罪名別		科刑 男	科刑 女	科刑 計	起訴猶豫及微罪處分 男	起訴猶豫及微罪處分 女	起訴猶豫及微罪處分 計	計
刑法犯	業務妨害	—	—	—	四	—	四	四
	放火	二七	九	三六	二一	六	二七	六三
	失火	一〇	一	一一	三〇六	一五四	四六〇	四七一
	往來妨害	一	—	一	一七	—	一七	一八
	住居侵入	一六	—	一六	一六六	八	一七四	一九〇
	文書僞造	—	—	—	二四	二	二六	二六
	有價證券僞造	二	—	二	—	—	—	二
	公記號不正使用	—	—	—	二	—	二	二
	猥褻	六	—	六	一五	一	一六	二二
	強姦	二七	—	二七	一五	—	一五	四二
	賭博	一九	—	一九	四四七	三九	四八六	五〇五
	殺人	一六	二	一八	—	五	五	二三
	傷害（致死）	七五	二	七七	五一九	二二	五四一	六一八
	過失傷害（致死）	五四	—	五四	一八六	六五	二五一	三〇五
	暴行	—	—	—	三	—	三	三
	墮胎	—	—	—	二	七	九	九
	脅迫	一一	—	一一	二	一	三	一四
	竊盜	四四四	七	四五一	六、〇三一	六二三	六、六五四	七、一〇五
	強盜	四〇	—	四〇	一〇	—	一〇	五〇
	詐欺	一七	—	一七	四二六	九二	五一八	五三五
	恐喝	二六	—	二六	九九	—	九九	一二五
	横領	六	—	六	五五二	四〇	五九二	五九八
	贓物	—	—	—	七一	二	七三	七三
	毀棄	—	—	—	一二	—	一二	一二
	其他	一	—	一	一四	一	一五	一六
	計	七八九	二一	八一〇	八、九六三	一、〇七七	一〇、〇四〇	一〇、八五〇
特別法犯	自動車取締令	六〇	一	六一	六五五	三	六五八	七一九
	鐵道營業法	二	—	二	一四	一	一五	一七
	銃砲火薬取締法	六	—	六	一二六	—	一二六	一三二
	輸出入品臨時措置法	—	—	—	二〇	五	二五	二五
	暴力行爲取締法	四	—	四	一二二	一	一二三	一二七
	漁業法	七	—	七	二一〇	二	二一二	二一九
	郵便電信法	二	—	二	一一	二	一三	一五
	決闘	—	—	—	一三	—	一三	一三

法犯 警察犯處罰令	二	—	二	二一	一	二二	二四	一	一	二	九	一	一〇	一二	四三	—	四三	一八	四	二二	六五
法犯 其他	一五	—	一五	一一九	二四	一四三	一五八	三〇	六	三六	七九	三三	一一二	一四八	二	—	二	七六	一八	九四	九六
法犯 狩獵法	一二	—	一二	二三五	一	二三六	二四八	一二	—	一二	二〇九	—	二〇九	二二一	四	—	四	二一三	四	二一七	二二一
法犯 森林法	六	—	六	一四〇	二	一四二	一四八	—	—	—	一三九	一二	一五一	一五一	—	—	—	九八	一三	一一一	一一一
法犯 計	一六五	一	一六六	一,六七二	四〇	一,七一二	一,八七八	一七三	七	一八〇	一,八三二	六一	一,八九三	二,〇七三	一三〇	一	一三一	一,五七五	五三	一,六二八	一,七五九
合計	一,〇二一	六	一,〇二七	一二,九九五	一,三六四	一四,三五九	一五,三八六	一,〇一九	三一	一,〇五〇	一一,八六四	一,一六三	一三,〇二七	一四,〇七七	九一九	二二	九四一	一〇,五三八	一,一三〇	一一,六六八	一二,六〇九

備考　警察官署ニ於ケル即決處分ハ之ヲ計上セズ

第六　科刑、處分別累年比較

昭和十年以來全國に於ける少年犯罪數は統計の上では下向線を畫いてゐるが科刑即ち裁判所に於て刑罰の言渡を受けたる者の數は之と並行せず寧ろ上向の傾向にあり、只昭和十四年に於て減少を示してゐるに過ぎない。

年次	禁錮以上	刑執行猶豫	罰金以下	計
昭和十年	六一九	一一七	二三二	九六八
同十一年	六四六	一一八	二五〇	一,〇一四
同十二年	六三〇	一一三	二八四	一,〇二七
同十三年	五九一	一三六	三二三	一,〇五〇
同十四年	五六五	一〇八	二六八	九四一

科刑處分別累年比較　（即決處分ヲ除ク）

而して右昭和十四年の減少は主として福岡少年審判所新設に伴ひ刑罰に代るべき保護處分の增加に基因するものと認めらるゝから畢竟惡質犯罪の增加を證明してゐると云ふべきである。

次に全國に於ける少年犯罪數の減少を科刑及處分の點から觀察すれば結局檢事局に於ける起訴猶豫及微罪處分の漸減と警察官署に於ける即決處分の遞減によることは左の統計によつて明かである。

年次	起訴猶豫及微罪處分	即決處分
昭和十年	一五,二〇五	二六,二四五
同十一年	一四,六八六	二九,八二二
同十二年	一四,三五九	二三,七六四
同十三年	一三,〇二七	二一,九五九
同十四年	一一,六六八	一六,二一五

刑別 ＼ 性別 ＼ 年次	昭和十年 男	女	計	同十一年 男	女	計	同十二年 男	女	計	同十三年 男	女	計	同十四年 男	女	計
死刑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無期刑	二	—	二	一	—	一	—	—	—	一	—	一	—	—	—
有期刑 不定期刑	五九七	一三	六一〇	六一九	一三	六三二	六二三	九	六三二	五五三	九	五六二	五二八	六	五三四
有期刑 定期刑	四	三	七	一一	二	一三	八	—	八	二五	三	二八	二八	三	三一
刑執行猶豫	一〇七	一〇	一一七	一〇三	一五	一一八	一〇七	六	一一三	一二七	九	一三六	九七	一一	一〇八
罰金	一六〇	三	一六三	一七三	二	一七五	一八〇	一	一八一	一九五	二	一九七	一八〇	二	一八二
拘留	—	—	—	四	—	四	—	—	—	一	一	二	四一	—	四一
科料	六八	一	六九	七一	—	七一	一〇三	—	一〇三	一一七	七	一二四	四五	—	四五
計	九三八	三〇	九六八	九八二	三二	一,〇一四	一,〇二一	六	一,〇二七	一,〇一九	三一	一,〇五〇	九一九	二二	九四一
起訴猶豫及微罪處分	一三,六五六	一,五四九	一五,二〇五	一三,二五九	一,四二七	一四,六八六	一二,九九五	一,三六四	一四,三五九	一一,八六四	一,一六三	一三,〇二七	一〇,五三八	一,一三〇	一一,六六八
合計	一四,五九四	一,五七九	一六,一七三	一四,二四一	一,四五九	一五,七〇〇	一四,〇〇八	一,三八〇	一五,三八六	一二,八八三	一,一九四	一四,〇七七	一一,四五七	一,一五二	一二,六〇九

第七　昭和十三年及同十四年に於ける月別少年犯罪件數

少年犯罪と季節との關係に就ては、少年刑事事件全部に付ての調査資料がないので、少年審判所に於て受理した事件を基礎として各月に行はれた犯罪の個數を概觀すれば次の如くである。但し即決處分及犯罪を爲す虞ある少年に付てはこれを除外した。

一　昭和十三年中に於ける犯罪行爲の個數を月別に觀れば、四月の五、九六四件が最も多く十二月の五、六二六件之に次ぎ以下五月の五、二八三件、八月の五、二〇二件、三月の五、一五一件、七月の五、一一八件の順で第三位より七位までは五千百臺から二百臺で大差がない。併し第八位以下著しく減少し、二月の四、七七三件を初めとして以下十一月、一月、九月及十月の順序となり孰れも四千六百臺から七百臺となつてゐる。

又之を四季別に區別すれば春季に最も多く、夏季及冬季之に次ぎ秋季に於て最も少い。即ち左の數字を示してゐる。

春季	一六、三九八
夏季	一五、四三七
秋季	一三、六二八

冬季	一五、〇三八
計	六〇、五〇一

二　昭和十四年に於ては八月の五、〇〇一件が最多で次位は四月の四、九三五件で以下五月の四、七七一件、七月の四、七三六件、三月の四、七二三件、六月の四、六二九件、二月の四、六一六件の順位を示し第三位より七位までは前年同様各月間の差が少い。併し第八位は九月の四、一七九件で其の差が大となり以下十月、十二月、一月の順で最少は十一月の三、五八七件である。

更に四季によつて區別するときは

春季	一四、四二九
夏季	一四、三六六
秋季	一一、八二五
冬季	一二、六〇一
計	五三、二二一

となつて居り春季に最も多いことは前年と同じく、夏季之に次ぎ冬季及秋季に少いことは例年と同様の現象を示してゐる。

昭和十三年ニ於ケル月別犯罪少年件數

	性別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
刑法犯	男	四、〇〇〇	四、一八一	四、六〇九	五、三四五	四、六七三	四、六〇三	四、四九二	四、四八二	四、一四一	三、六八〇	四、〇五二	四、五五九	五三、八二六
	女	五一九	四二九	三〇九	三三八	四六六	三七二	五三八	六〇六	三三五	六二四	四四三	九三〇	五、九〇九
	計	四、五一九	四、六一〇	四、九一八	五、六八三	五、一三九	四、九七四	五、〇三〇	五、〇八八	四、四七六	四、三〇四	四、四九五	五、四八九	五八、七三五
特別法犯	男	一一九	一六三	一八四	二一〇	一四四	一四三	八八	一一〇	一〇五	一〇三	一四三	一三七	一、六四九
	女	一	—	四九	七一	—	—	—	四	—	—	二	—	一二七
	計	一二〇	一六三	二三三	二八一	一四四	一四三	八八	一一四	一〇五	一〇三	一四五	一三七	一、七七六
計	男	四、一一九	四、三四四	四、七九三	五、五五五	四、八一七	四、七四五	四、五八〇	四、五九二	四、二四六	三、七八三	四、一九五	四、六九六	五四、四六五
	女	五二〇	四二九	三五八	四〇九	四六六	三七二	五三八	六一〇	三三五	六二四	四四五	九三〇	六、〇三六
	計	四、六三九	四、七七三	五、一五一	五、九六四	五、二八三	五、一一七	五、一一八	五、二〇二	四、五八一	四、四〇七	四、六四〇	五、六二六	六〇、五〇一

昭和十四年ニ於ケル月別犯罪少年件數

	性別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
刑法犯	男	三、五七三	四、二三〇	四、三七八	四、三七七	四、二五〇	四、一九三	四、二八九	四、五七三	三、八四七	三、六七九	三、二〇九	三、四三二	四八、〇三〇
	女	二七九	二七九	二一三	三九〇	三五三	三二六	三四一	三三六	二二八	二五六	二七三	四三七	三、七二一
	計	三、八五二	四、五〇九	四、五九一	四、七六七	四、六〇三	四、五一九	四、六三〇	四、九〇九	四、〇七五	三、九三五	三、四八二	三、八六九	五一、七四一
特別法犯	男	一〇七	一〇七	一三二	一六七	一六八	一一〇	一〇六	九二	一〇二	一二四	一〇三	一五五	一、四七二
	女	一	—	—	一	—	—	—	—	二	—	二	一	八
	計	一〇八	一〇七	一三二	一六八	一六八	一一〇	一〇六	九二	一〇四	一二四	一〇五	一五六	一、四八〇
計	男	三、六八〇	四、三三七	四、五〇九	四、五四四	四、四一八	四、三〇三	四、三九五	四、六六五	三、九四九	三、八〇三	三、三一二	三、五八七	四九、五〇三
	女	二八〇	二七九	二一四	三九一	三五三	三二六	三四一	三三六	二三〇	二五六	二七五	四三八	三、七二九
	計	三、九六〇	四、六一六	四、七二三	四、九三五	四、七七一	四、六二九	四、七三六	五、〇〇一	四、一七九	四、〇五九	三、五八七	四、〇二五	五三、二三一

第四節　保護事件

第一款　受理事件

第一　概況

昭和十三年中に於ける少年審判所の受理事件は新受二五、八二一件、舊受即ち前年中受理せるも處理未濟なるもの五三七件であつて、新受事件に於ては前年に比し五、四五九件の増加を示してゐる。この新受事件の増加は昭和十三年一月一日より福岡少年審判所が開設せられた結果である。既設の東京、大阪、名古屋、三少年審判所に於ける新受件數は合計二〇、二三二件であつて、前年の三少年審判所新受件數合計二〇、三六二件に比し一三〇件の減少を示して居る。昭和十四年に於ては新受事件は二二、四四七件であつて前年に比し實に三、三七四件の著減を示してゐる。

少年審判所別受理件數比較

		昭和十二年			昭和十三年			昭和十四年			三ケ年平均		
		舊受	新受	計	舊受	新受	計	舊受	新受	計	舊受	新受	計
東京	男	五三八	九、五三七	一〇、〇七五	一〇七	九、二四三	九、三五〇	一三二	八、〇一四	八、一四六	二五九	八、九三一	九、一九〇
	女	五九	六二八	六八七	二	五四五	五四七	六	五〇八	五一四	三	五六〇	五六三
大阪	男	一六五	六、三四六	六、五一一	二三八	五、九〇八	六、一四六	一一八	五、四三四	五、五五二	一七四	五、八九六	六、〇七〇
	女	二四	三七〇	三九四	二五	三六三	三八八	一七	三六七	三八四	二二	三六六	三八八

名古屋 男	二二七	三、一五〇	三、三七七	一五三	三、八二一	三、九六三	一五七	三、一二四	三、二八一	一七九	三、三六三	三、五四一
名古屋 女	四一	三三一	三七二	一三	三六二	三七五	三二	二六八	三〇〇	二九	三二〇	三四九
福岡 男	—	—	—	—	五、二三一	五、二三一	八七	四、四七一	四、五五八	八七	四、八五一	四、九三八
福岡 女	—	—	—	—	三五八	三五八	六	二六一	二六七	六	三一〇	三一六
計 男	九三〇	一九、〇三三	一九、九六三	四九七	二四、一九三	二四、六九〇	四九四	二二、〇四三	二二、五三七	六九九	二三、〇四〇	二三、七三九
計 女	一二四	一、三二九	一、四五三	四〇	一、六二八	一、六六八	六一	一、四〇四	一、四六五	七九	一、五五六	一、六三五

第二　受理事由

新受事件を受理事由別に見ると、檢事より送致されたるものが最大多數を占めてゐることは例年同じであるが昭和十三年に於ては特に之が顯著なる增加を示して居る。裁判所よりの送致は昭和十二年には其の數を見なかつたが同十三年及同十四年には夫々一件と七件とを示した。地方長官よりの送致とは十四歳未滿の者につき不良性濃厚の爲少年教護法に依る教護に適しない場合に少年審判所に送致して來る場合であるが昭和十三年及同十四年は共に昭和十二年に比し激增して居る。一般國民からの通告は昭和十三年に於て稍々多かつたが同十四年には激減を示した。認知は少年審判所職員の認知に因り保護事件とする場合を謂ふのであるが其の大部分は警察官署の即決處分通知に依るものである。

受理事由

	昭和十二年 東京	大阪	名古屋	計	昭和十三年 東京	大阪	名古屋	福岡	計	昭和十四年 東京	大阪	名古屋	福岡	計
受理總數 男	一〇、〇七五	六、五一一	三、三七七	一九、九六三	九、三五〇	六、一四六	三、九六三	五、二三一	二四、六九〇	八、一四六	五、五五二	三、二八一	四、五五八	二一、五三七
受理總數 女	六八七	三九四	三七二	一、四五三	五四七	三八八	三七五	三五八	一、六六八	五一四	三八四	三〇〇	二六七	一、四六五
舊受 男	五三八	一六五	二二七	九三〇	一〇七	二三八	一五三	—	四九七	一三二	一一八	一五七	八七	四九四
舊受 女	五九	二四	四一	一二四	二	二五	一三	—	四〇	六	一七	三二	六	六一
新受 男	九、五三七	六、三四六	三、一五〇	一九、〇三三	九、二四三	五、九〇八	三、八二一	五、二三一	二四、一九三	八、〇一四	五、四三四	三、一二四	四、四七一	二一、〇四三
新受 女	六二八	三七〇	三三一	一、三二九	五四五	三六三	三六二	三五八	一、六二八	五〇八	三六七	二六八	二六一	一、四〇四
檢事送致 男	四、七三六	三、一七二	一、九三二	九、八四〇	四、八七三	三、三七四	二、三三四	一、六一七	一二、一九八	四、七九〇	三、〇三四	二、〇九七	一、六一五	一一、五三六
檢事送致 女	三八五	三〇一	二二三	九〇九	三六五	二八七	二〇三	一四七	一、〇〇二	三四七	二六九	二三〇	一三八	九八四
裁判所送致 男	—	—	—	—	一	—	—	—	一	七	—	—	—	七
裁判所送致 女	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方長官送致 男	五二	一三四	五三	二三九	二一三	一二三	七二	—	四〇八	二五〇	一四〇	三九	—	四二九
地方長官送致 女	一〇	一二	四	二六	三六	一一	一一	—	五八	三三	一七	五	—	五五
他審判所移送 男	一六	二六	二六	六八	三二	二八	一三	五	七八	二四	二四	二六	一三	八七
他審判所移送 女	一	一	四	六	二	三	三	二	一〇	一	三	三	一	八
通告 男	一二〇	三八	四四	二〇二	八三	五八	八四	一七	二四二	五三	五八	四三	八	一六二
通告 女	九	六	八	二三	一〇	一四	五	—	二九	四	六	六	二	一八
認知 男	四、六一三	二、九七六	一、〇九五	八、六八四	四、〇四一	二、三三六	一、三〇八	三、五九一	一一、二七六	二、八九〇	二、一七八	九一九	二、八三五	八、八二二
認知 女	二二三	五〇	九二	三六五	一二三	四八	四〇	二〇九	四二九	一二三	七二	二四	一二〇	三三九

第三　行爲別

新受事件の行爲別を見るに最近三ケ年平均に於て刑法犯第一位を占め特別法犯之に次ぎ虞犯少年事件は全體の約一％である。

特別法犯は例年全體の約半數を占むるは警察官署の即決事件が大部分を占むる爲である。故に特別法犯中即決事件を除けば刑法犯が大半を占むる現狀である。

虞犯少年事件は主として一般國民から通告せられたるものであつて昭和十三年に於て激增したる外例年僅少である、之は一般國民が未だ少年審判所の事業を解せず進んで不良性ある少年の非行を官に訴ふることを避ける傾向の爲とも謂ひ得るも一面少年保護相談所を各地に設置（本章第七節參照）しそこで虞犯少年の保護を掌るから自然少年審判所に對する通告も增加しないものであると考へらる。

次に少年事件の行爲別を更に各罪質を見るに例年共竊盜が大多數を占むるは一般の犯罪と同樣である。之に次ぐは橫領、詐欺、賭博、恐喝、傷害等であるが又例年同樣である。

右犯罪の中支那事變以來激增の傾向にある主なるものは恐喝、傷害、賭博、强姦である。殊に恐喝の如きは昭和十二年

四八六件に對し昭和十四年に於ては約四倍で一、四六二件、傷害は昭和十二年三九三件に對し昭和十四年に於て約二倍で六五九件、賭博は昭和十二年二二三件に對し昭和十四年に於て約八倍一、六五一件と云ふ激增振りを示し強姦は昭和十二年四一件に對し昭和十四年に於ては約二倍で八五件である。尙竊盜、横領、放火、失火、殺人等の各罪は減少の傾向にある。

一 既犯と虞犯

			昭和十二年 數	昭和十二年 %	昭和十三年 數	昭和十三年 %	昭和十四年 數	昭和十四年 %	三ケ年平均 數	三ケ年平均 %
既犯	刑法犯	男	九、六九四	五三・六	一二、七五三	五〇・一	一二、三八七	五五・五	一〇、九四四	五三・六
		女	一、〇二一		一、一七八		一、〇六九		一、〇八六	
	特別法犯	男	九、一五八	四六・四	一三、一九八	四八・九	九、四六三	四三・五	一〇、二七三	四六・四
		女	二九五		四一八		三二二		三四二	
虞犯		男	一八一	一・〇	二四三	一・〇	一九三	一・〇	二〇六	一・〇
		女	二三		三三		一三		二六	
計		男	一九、〇三三	一〇〇・〇	二四、一九三	一〇〇・〇	二二、〇四三	一〇〇・〇	二一、四二三	一〇〇・〇
		女	一、三三九		一、六二八		一、四〇四		一、四五四	

本表には舊受事件を含まず

二 罪名別

	昭和十二年	同十三年	同十四年
刑法犯			
放火	六九	六六	三八
失火	一一九	一四一	七八
往來妨害	三八	四〇	一三
住居侵入	三八五	四九〇	二八八
信書開披	二	—	六
通貨僞造、變造	五	—	三
文書僞造、變造	八六	一九一	一〇四
有價證券僞造	一二	一〇九	四七
印章僞造	九	七	一一
猥褻	一〇二	二三五	一〇一
強姦	四一	六三	八五
賭博	二二三	三七三	一、六五一
殺人	二二	一八	一〇
自殺幇助	三	—	—
傷害	三九三	五四五	六五九
暴行	一〇	—	—
過失傷害致死	一六五	一三三	八九
墮胎	四	五	五
脅迫	三二	二一	一七
誘拐	四	—	一
竊盜	二七、九九二	四四、六四八	三八、〇二二
強盜	八〇	九一	八四
詐欺	一、七六〇	二、三〇〇	二、六九四
背任	一	二〇	三一四
恐喝	四八六	八一四	一、四六二
横領	五、一三三	八、二二九	五、六八八
贓物	九五	一五七	二五三
毀棄	九	二〇	一四
其他	八	九	四
計	三七、二八八	五八、七二五	五一、七四一
特別法犯			
自動車取締令	九一六	九二八	五六八
銃砲火藥類取締法	一九八	二七九	三八九
森林法	一一九	二三	九
狩獵法	五一	五三	二五
暴力行爲等處罰ニ關スル法律	四一	七六	七二
鐵道營業法	二四	一八	九
戎器携帶禁止令	二〇	—	四
漁業法	一五	一三一	四七
郵便電信法	一二	二一三	七二
選擧法	一一	—	—
要塞地帶法	八	一四	四
地方競馬規則	七	—	四
度量衡法	五	一〇	—
獸醫法	五	—	—
古物商取締法	三	一二	—
決鬪	二	四	一〇
電氣事業法	一	—	五五
鍼灸術營業取締令	—	—	一六〇
輸出入ニ關スル臨時措置法	—	—	四一
其他	四	一一	一一
計	一、四四二	一、七七二	一、四八〇
合計	三八、七三〇	六〇、四九七	五三、二二一

一、本表は受理事件中卽決並犯罪を犯す虞ある者を除き調査す
一、犯罪數個ある者は其の各個に付掲上す

第四 性別

最近三ケ年間に於て少年審判所に於て新に受理したる事件につきその男女の割合を見ると次の如くである。

	男 數	男 %	女 數	女 %	計 數	計 %
昭和十二年	一九、〇三三	九三・五	一、三三九	六・五	二〇、三七二	一〇〇・〇
昭和十三年	二四、一九三	九三・七	一、六二八	六・三	二五、八二一	一〇〇・〇
昭和十四年	二二、〇四三	九三・七	一、四〇四	六・三	二三、四四七	一〇〇・〇

本表は新受事件に付調査す

第二款　審　判

第一　調　査

少年審判所は、前述のやうにして少年事件を受理すると、これを審判に付すべきか否かを考へ、審判に付する必要がある場合には、調査を行ふ。

調査は、其の少年の不良化乃至は犯罪行爲の根源を探り、救治の方法を發見する爲めに行ふのであるから、相當詳細に亙らねばならぬ。現在、各少年審判所では、次の諸事項について詳密な調査を行つてゐる。

一、事件の關係

イ　本人の爲したる不良行爲又は犯罪行爲の事實、其の動機、原因、態容、時期、場所、過程

ロ　本人が不良の性情を示すに至つた時期、經路

ハ　從前に於て保護處分又は刑事處分を受けたることの有無及び其の內容

二、一身に關する事情

イ　性行――性質、素行、習癖、嗜好、娛樂等

ロ　境遇――家族、家系、家庭の生活狀態、保護關係者、交友關係等

ハ　經歷――生立、職業、雇傭の經路等

ニ　心身の狀況――智情意の發育狀態、身體の健否、病歷等

ホ　教育の程度――學歷、成績、學科の好惡、努力の有無等

ヘ　其の他

斯樣に廣い範圍に亙つて詳しい調査をするのは、調査の目的が、本人に對する適確なる救治方法を發見することに在るからである。

調査は少年保護司が行ふ。但し心身の狀況特殊なるものに付いては囑託醫師がその診査に當つてゐる。

第二　審判の開始と不開始

少年審判所に受理された事件の中には、本人に對し保護處分を加へる必要のない場合がある。例へば、不良性微弱なる場合。また處分を加へることの出來ない場合がある。例へば所在不明の場合。これ等の場合には審判は開始しない。

少年審判所に受理された事件の中、右の如く種々の理由に依り審判不開始となる數は相當多い。最近二年間に於ける審判不開始の數は次表の通りで、二年とも其の年內に處理濟になつた件數の半分以上を占めてゐる。

審判不開始の事由は、不良性微弱にして審判開始の要なしと認定されたものが最も多く、所在不明のものが之に次ぐ。其の他、管外（少年審判所の管轄區域以外）居住、現に保護處分繼續中のもの等である。

是等の事件については、審判は行はれないから、從つて保護處分は加へられないのであるが、然し審判前の調査は相當詳密に行はれるのであるから、審判不開始になつたからとて、少年審判所の事件としたことが無駄になるのではない。加之、不開始とした場合には出來るだけ其の附近の囑託保護司に通知して非公式に訓諭させる等の方法も講じて居る。

少年審判所受理事件中の審判不開始數

年次	受理事件總數	處理事件總數	審判不開始數
昭和十二年	二一、四一六件	二〇、八七九件	二二、一九七件
昭和十三年	二六、三五八	二四、八〇三	一六、六四三
昭和十四年	三三、〇〇三	三一、二九五	一三、〇八三

審判不開始の事由

	昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年	
所在不明	一、一一九件		一、一六二件		一、〇四〇件	
管外居住	四七一		四八〇		五四三	
不良性微弱	九、六三八		一四、〇八四		一〇、六二七	
年齡超過	九六		七五		七八	
年齡未滿	二三		二三		二七	
審判前の行爲	一〇六		一二二		一一七	
保護處分繼續中	九七		一六八		二一五	
其の他	二九二		二七五		二三〇	
計	一二、一七八	一六、六四三	一三、〇八三			

地方長官より送致なきもの

第三　審　理

審判は本人及び保護者を呼出して少年審判官が行ふ。事件關係と身上關係を吟味して、適當な處分を加へる。

審判は公開しない。この點裁判と異る。但し、本人の親族、保護事業に從事する者、其の他少年審判所に於て相當と認むる者には在席を許す。審判を公開しない理由は、少年の心理に及ぼす影響を考慮し、本人の將來の社會復歸に障碍を生ぜしめない爲めである。

審判に要する時間は、事件の難易、少年の性格等に依り一定しないが、大體に於て一時間前後を普通とする。

終結處分――審理を終へると、少年審判官は、自由なる判斷を以て處分する。これを終結處分と謂ふ。

終結處分には、保護處分と、檢事送致の處分とがある。勿論、大部分は保護をするのであつて、萬已むを得ない場合に限り檢事に送致するのである。最近二年間、四ケ所の少年審判所で行つた終結處分の內容は次表の通りである。

終結處分の種類

	昭和十二年	同十三年	同十四年
終結處分	二〇、八七九	二五、八〇三	二二、二九五
審判不開始	一二、一七八	一六、六四三	一三、〇八三
保護處分	八、六二六	九、〇六三	九、一一〇
檢事に送致	二	一	三
他の審判所に移送	七三	九五	九九

第三款 假處分

保護處分決定前に少年の行動を觀察し或はその期間に於ける少年の逃走を防止する等の目的を以て假處分を爲すことがある。

假處分の種類は

一、條件ヲ附シ又ハ附セズシテ保護者ニ預クルコト

一、寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スルコト

一、病院ニ委託スルコト

一、少年保護司ノ觀察ニ付スルコト、已ムヲ得ザル場合ニ於テハ本人ヲ假ニ感化院又ハ矯正院ニ委託スルコト

である。昭和十三年及十四年の假處分數及種類別は左の通りである。

	昭和十三年	昭和十四年
保護者に引渡	一三	一〇
保護團體其他へ	一、五三一	一、二四〇
矯正院	一、四三四	一、四九九
計	二、九七八	二、七五六

第五節 保護處分

第一款 保護處分及其の對象

第一 保護處分の種類

少年審判所が審判の結果、少年に加へる保護處分は、左の九種類の中の何れかである。

（少年法第四條）

一 訓誡ヲ加フルコト

二 學校長ノ訓誡ニ委スルコト

三 書面ヲ以テ改心ノ誓約ヲ爲サシムルコト

四 條件ヲ附シテ保護者ニ引渡スコト

五 寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スルコト

六 少年保護司ノ觀察ニ付スルコト

七 少年教護院ニ送致スルコト

八 矯正院ニ送致スルコト

九 病院ニ送致又ハ委託スルコト

右の九種類であるが、是等の處分は必要に依つては適宜組

合せて加へることが出來る。例へば、少年保護司の觀察（六號）に附した上に、條件を附して保護者に引渡し（四號）、更に訓誡（一號）をするといふやうに、三種の處分を併せ行ふことも出來る。少年審判官は、一々本人の事情に應じて保護善導の目的を達成するために最も適切な處分を、一種又は數種選擇するのである。

第二 保護處分を受けたる者の數

保護處分に付せられたる者の累年比較表

	一號（訓誡）	二號（學校長ノ訓誡）	三號（書面誓約）	四號（保護者ヘノ引渡）	五號（保護團體等ニ委託）	六號（少年保護司觀察）	七號（少年教護院送致）	八號（矯正院送致）	九號（病院送致）	合計
大正十二年	一、〇三三	五	一三一 △一八八	三一九 △七九三	一〇七 △二一〇	一八 △七二九	七	三八 △七	―	一、六九八 △二、八二七
大正十三年	二、四八六	七	二一七 △二八三	二六五 △二、〇〇五	一七五 △二六一	五 △一、〇四一	五 △一	一一 △一六	―	三、二七一 △三、六〇七
大正十四年	三、七五二	七	一九三 △二四四	六五 △一、四八〇	一一八 △五四八	二 △一、一二七	二 △三	一五 △一六	―	四、一五四 △四、七四八
大正十五年（昭和元年）	四、五八八	五 △一	一三 △二三一	七 △四、三九一	一一五 △七六〇	― △一、二二三	一 △三	四八 △二九	△一	四、八八五 △五、八四四
昭和二年	四、四八五	九 △五	一三六 △二七八	二三 △三、〇九七	一三一 △八四三	三三 △一、三三三	二 △二	三三 △三三	一	四、八〇三 △五、四六八
昭和三年	三三四 三、七三三	△二	一九四 △一八六	一、八九九 △九八八	一、〇〇三	一、一一六	二	九八	―	四、六〇四 △四、九五九
昭和四年	二六二 △三、九四四	△七	一〇七 △三三三	二、〇〇六 △一、一五〇	九六七	一、二二三	―	八六	―	四、六三六 △五、三二九
昭和五年	二六一 △三、八三七	△三	一二四 △一四八	二、一〇八 △九九五	九五四	一、〇七九	―	四八	―	四、五二八 △五、〇三八
昭和六年	三三六 △三、八八八	△一〇	一一一 △一二四	二、一七五 △九二〇	一、〇〇〇	一、〇〇五	―	六九	―	四、六四七 △四、九八二
昭和七年	三三一 △四、二四五	△五	九二 △一四〇	二、三五三 △九八二	一、一〇一	一、〇四五	―	七三	―	四、九八四 △五、三七二

昭和八年	三四三 △四、六二八	三	九一 △二四七	二、六七六 △八九九	一、一七六	九五五	—	六六	—	五、三〇八 △五、六七七
昭和九年	六〇〇 △五、〇七九	一	九〇 △八〇	四、〇〇五 △一、一七九	一、二三三	一、二五九	—	一一九	—	七、三二六 △六、三三九
昭和十年	六〇三 △四、八二四	—	六三 △三〇	四、〇五一 △一、一二四	一、一一八	一、二三〇	—	一〇三	—	七、一五八 △五、九六八
昭和十一年	七五八 △五、二四〇	一	七九 △五八	四、三五九 △一、一九九	一、一九三	一、二九六	—	九六	—	七、六八三 △六、四九八
昭和十二年	九五〇 △五、八六五	二 △三二	八〇 △五〇	四、六一八 △一、四三四	一、三七六	一、五〇八	—	九二	—	八、〇二六 △七、三六一
昭和十三年	八四三 △六、一七〇	一 △八	一一四 △八四	五、〇七八 △一、四四三	一、二八五	一、五四八	—	一五八	—	九、〇六四 △七、七〇三
昭和十四年	七三三 △七、四三一	△五	一一八 △二二一	五、一五〇 △一、四八五	一、三六七	一、六〇〇	—	一四三	—	九、一一〇 △九、〇四二

△ハ他ノ處分ニ併科シタモノニシテ外數ナリ

第二款　保護少年

昭和十三年及び昭和十四年中に保護處分を加へられた少年の性、年齢、性質、經歴、境遇等を見れば左の如し。

第一　性と年齢

一　年齢と性別

	昭和十三年 男	昭和十三年 女	昭和十三年 計	昭和十四年 男	昭和十四年 女	昭和十四年 計
十二歳未満	一〇八 △九〇	一七 △一三	一二五 △一〇三	七〇 △八一	一二 △一九	八二 △一〇〇
十三歳未満	七六 △七二	一一 △一二	八七 △八四	九一 △一〇六	一八 △二一	一〇九 △一二七
十四歳未満	一五九 △一四一	二七 △二二	一八六 △一六三	一八二 △一九一	二六 △二四	二〇八 △二一五
十五歳未満	一、〇九七 △九五五	一二一 △八六	一、二〇八 △一、〇四一	一、一五一 △一、一四一	一二五 △一二五	一、二六六 △一、二五六
十六歳未満	一、七三五 △一、四九六	一五〇 △一一七	一、八八五 △一、六一三	一、七二七 △一、七五二	一六七 △一七〇	一、八九四 △一、九二三
十七歳未満	二、三二六 △一、九四四	一九六 △一四三	二、五二二 △二、〇八六	二、三〇二 △二、三〇二	二〇五 △一八九	二、五〇七 △二、四九一
十八歳未満	二、八三六 △二、四一三	二二五 △二〇二	三、〇六一 △二、六一四	二、八四〇 △二、七四三	二一四 △一九八	三、〇五四 △二、九四一
計	八、三三七 △七、一一〇	七三七 △五九三	九、〇六四 △七、七〇三	八、三六三 △八、三一六	七四七 △七二六	九、一一〇 △九、〇四二

△ハ他ノ處分ニ併科シタルモノナリ

二　保護處分の種類と年齢

昭和十三年

保護處分	十四歳未滿	十五歳未滿	十六歳未滿	十七歳未滿	十八歳未滿	合計
一號(訓誡)	一〇	七三	一九五	二六二	三〇三	八四三
二號(學校長訓誡)	—	一	—	—	—	一
三號(書面誓約)	—	八	一八	三九	五九	一二四
四號(條件附引渡)	一九〇	六七四	一、〇八一	一、四二九	一、七三一	五、一〇五
五號(委託)	一〇八	二〇〇	二三三	三三五	四一九	一、二八五
六號(觀察)	八三	二二四	三三四	四〇九	四九八	一、五四八
七號(教護)	—	—	—	—	—	—
八號(矯正院)	八	二八	二四	四八	五〇	一五八
九號(病院)	—	—	—	—	—	—
合計	三九八	一、二〇八	一、八八五	二、五二二	三、〇六一	九、〇六四

昭和十四年

保護處分	十四歳未滿	十五歳未滿	十六歳未滿	十七歳未滿	十八歳未滿	合計
一號(訓誡)	一六	七八	一一七	二一九	三〇二	七三二
二號(學校長訓誡)	—	—	—	—	—	—
三號(書面誓約)	一	二	二〇	三一	六二	一一八
四號(條件附引渡)	一六八	六八七	一、〇九八	一、四四八	一、七四九	五、一五〇
五號(委託)	一〇二	二四二	二七七	三三七	四〇九	一、三六七
六號(觀察)	九四	二二八	三五二	四三三	四九三	一、六〇〇
七號(教護)	—	—	—	—	—	—
八號(矯正院)	八	二〇	四〇	二八	四七	一四三
九號(病院)	—	—	—	—	—	—
合計	三八九	一、二六六	一、八九四	二、五〇七	三、〇五四	九、一一〇

第二　行爲

刑法	昭和十三年 男	昭和十三年 女	昭和十三年 計	昭和十四年 男	昭和十四年 女	昭和十四年 計
放火	一七	二	一九	二〇	四	二四
失火	三三	八	四一	一五	五	二〇
往來妨害	八	一	九	四	—	四
住居侵入	六五	三	六八	九三	二	九五
文書僞造	二五	二	二七	二四	三	二七
有價證券僞造	一三	—	一三	一二	—	一二
印章僞造	一	—	一	一	—	
猥褻	二四	—	二四	一八	二	二〇
強姦	三三	—	三三	四〇	—	四〇
賭博	八一	三	八四	六五	四	六九
殺人	五	九	一四	七	二	九
傷害	二八一	一	二八二	四四八	一	四四九
過失傷害	六三	八	七一	三八	六	四四
暴行	四	—	四	—	—	—
墮胎	—	二	二	—	三	三

	[昭和十三年 男]	[女]	[計]	[昭和十四年 男]	[女]	[計]
刑法犯						
脅迫	七	一	八	一〇	—	一〇
竊盜	五、八三〇	五八〇	六、四一〇	五、八七二	六四二	六、五一四
強盜	六一	—	六一	四八	—	四八
詐欺	二九三	四五	三三八	二六五	二七	二九二
恐喝	二〇八	—	二〇八	三三三	—	三三三
横領	六九九	二一	七二〇	六一二	二五	六三七
贓物	四〇	—	四〇	四七	一	四八
毀棄	三	—	三	三	—	三
其他	一八	一	一九	一三	—	一三
計	七、八一二	六九六	八、五〇八	七、九九七	七二七	八、七二四
特別法犯						
自動車取締令	一九四 △三八	一	一九五 △三八	一七三 △一三	—	一七三 △一三
鐵道營業法	三 △七	△一	三 △八	三 △二	—	三 △二
銃砲火藥取締法	九六 △三五	—	九六 △三五	一〇二 △六三	—	一〇二 △六三
爆發物取締法	△一	—	△一	—	—	—
暴力行爲取締法	三二 △一〇	—	三二 △一〇	二四 △一五	—	二四 △一五
出版法	—	—	—	一	—	一
郵便電信法	二 △三	一 △一	三 △四	三 △六	—	三 △六
決鬪	—	—	—	四	—	四
警察犯處罰令	△一	—	△一	△二	—	△二
其他	三〇 △八	一五	四五 △八	一七 △九	二	一九 △九
計	三五七 △一〇三	一七 △二	三七四 △一〇五	三二七 △一一〇	二	三二九 △一一〇
刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス虞アルモノ	一五八	二四	一八二	一三九	一八	一五七
合計	八、三二七	七三七	九、〇六四	八、三六三	七四七	九、一一〇

本表ニテハ同一少年ニシテ二個以上ノ罪名アルトキハ刑罰法令ノ重キニ従ヒ刑法犯ト特別法犯トニ亙ルトキハ刑法犯ニ計上シ特別法欄ニハ△ヲ付セリ

第三　不良行爲の原因

	昭和十三年 男	女	計	昭和十四年 男	女	計
出來心	八〇一	一一〇	九一一	一、〇八七	一四〇	一、二二七
虛榮	一〇五	一六四	二六九	八三	一六四	二四七
憤怒	二〇六	二	二〇八	三〇三	三	三〇六
怨恨	四五	八	五三	四二	二	四四
放縱	九九	六	一〇五	一一四	八	一二二
怠惰	一二七	二	一二九	一七二	三	一七五
利慾	一、七九二	一四七	一、九三九	一、五三一	一八八	一、七一九
習癖	七八一	四九	八三〇	一、〇二〇	七七	一、〇九七
性慾	一二二	六	一二八	一二一	四	一二五
精神缺陷	八七	一〇	九七	八八	三	九一
身體缺陷	一一	四	一五	七	—	七
遺傳	三	—	三	一	—	一
家庭缺陷	一七四	一七	一九一	二〇〇	一五	二一五
貧困	一八七	一七	二〇四	二一一	二九	二四〇
無監督	二二七	二	二二九	一八九	一一	二〇〇
浮浪	四六四	一二	四七六	三一八	一五	三三三
信仰缺陷	一	—	一	—	—	—
誘惑	二四八	一四	二六二	二二二	一三	二三五
遊蕩	四八八	三	四九一	三二二	一五	三三七
娛樂	五八〇	二二	六〇二	五〇六	二三	五二九
交友不良	七八四	九	七九三	八四九	五	八五四
其他	九二五	一〇四	一、〇二九	五三七	二三九	七七六
計	八、三二七	七三七	九、〇六四	八、三六三	七四七	九、一一〇

第四　性質

	男	女	計
柔弱	六一六	四三	六五九
狡猾	一、三九五	九一	一、四八六
放縱	一、三二三	八二	一、四〇五
遲鈍	七四五	六一	八〇六
強情	四三六	一八三	六一九
粗暴	六〇〇	五	六〇五
怠惰	五三一	二四	五五五
輕卒	六五九	四七	七〇六
怜悧	一四一	一八	一五九
寡言	三三七	三四	三七一
多辯	六八	一二	八〇
神經質	六〇	一	六一
短氣	四一四	二四	四三八
陰險	一一七	六	一二三
陽氣	九五	二〇	一一五
因循	一四一	一三	一五四
共他	六七七	八三	七六〇
不明	八	—	八
計	八、三六三	七四七	九、一一〇

第五　智能

	男	女	計
優良	二七七	二一	二九八
普通	五、六二一	四九八	六、一一九
劣等	二、四二〇	二二四	二、六四四
白痴	二五	三	二八
精神異常	二〇	一	二一
計	八、三六三	七四七	九、一一〇

備考　本表ハ昭和十四年中ニ保護處分ヲ加ヘタル少年全部ニ付調査ス

第六　不良行爲の初發年齡

	男	女	計
七歳以下	三〇四	二四	三二八
八歳	三二四	一八	三四二
九歳	三七七	二六	四〇三
十歳	三〇六	二七	三三三
十一歳	三二〇	二三	三四三
十二歳	三九八	三七	四三五
十三歳	五二八	三八	五六六
十四歳	七四三	四八	七九一
十五歳	一、〇九八	九四	一、一九二
十六歳	一、三八一	一四八	一、五二九
十七歳	一、四六六	一四二	一、六〇八
十八歳	一、二一四	一二〇	一、三三四
不明	四	二	六
計	八、三六三	七四七	九、一一〇

備考　本表ハ昭和十四年中ニ保護處分ヲ加ヘタル少年全部ニ付調査ス

第七　不良化の原因

原因／性別	昭和十三年 男	女	計	昭和十四年 男	女	計
父母ノ素行不良	四二九	三七	四六六	四〇〇	五〇	四五〇
家庭ノ不和	二二一	二三	二四四	一九一	一三	二〇四
躾ノ寛	一、八五五	一九五	二、〇五〇	一、九九三	一八八	二、一八一
躾ノ嚴	二六一	二七	二八八	三〇九	三五	三四四
金錢ノ不取締	三四八	一八	三六六	四〇五	二三	四二八
小遣錢ノ過給	四一	—	四一	三四	三	三七
小遣錢不足	一、三八九	一五八	一、五四七	一、四〇三	二二〇	一、六二三
父母ノ性格異常	三一	四	三五	一四	—	一四
繼父母ノ冷遇	五三	一一	六四	四五	七	五二
環境不良	二、二八六	一〇二	二、三八八	二、二〇八	九九	二、三〇七
其他	一、四二三	一五三	一、五七五	一、三六一	一一九	一、四八〇
計	八、三二七	七三七	九、〇六四	八、三六三	七四七	九、一一〇

本表ハ昭和十三年、同十四年保護處分ニ付シタル者全部ニ付調査ス

第八　保護處分を受け又は刑事處分に處せられたる事の有無

保護度數	昭和十三年 男	女	計	昭和十四年 男	女	計
初めて保護處分を受けし者	七、一八三	六八八	七、八七一	七、一九七	七〇六	七、九〇三
再度以上保護處分を受けし者	一、一四四	四九	一、一九三	一、一六六	四一	一、二〇七
計	八、三二七	七三七	九、〇六四	八、三六三	七四七	九、一一〇
刑事共の他の處分						
起訴猶豫處分を受けたる者	一六三	四	一六七	一〇八	九	一一七
刑事處分を受けたる者	三	—	三	一七	—	一七
計	一六六	四	一七〇	一二五	九	一三四

第九　境遇

	昭和十三年 男	女	計	昭和十四年 男	女	計
家庭に在りし者	三、三六一	二二三	三、五八四	三、六七四	二三五	三、九〇九
其の他の親族	三三九	二一	三六〇	三二〇	四三	三六三
他人	九一	一三	一〇四	一〇六	一六	一二二
下宿	二八六	三五	三二一	五三二	二八	五六〇
木賃	三七	—	三七	四〇	三	四三
自活	五八	九	六七	七四	九	八三
奉公中	三、〇八四	四二七	三、五一一	二、六一〇	三八五	二、九九五
感化院收容中	六	—	六	五	—	五
矯正院收容中	—	—	—	一	—	一
保護團體收容中	九七	—	九七	八八	二	九〇
住所不定	九六七	一九	九八六	八九三	二七	九二〇
計	八、三二七	七三七	九、〇六四	八、三六三	七四七	九、一一〇

本表ハ昭和十三年、同十四年ニ保護處分ニ付シタル者全部ニ付調査ス

第十　職業

職業別／年度別・性別	昭和十一年 男	女	計	昭和十二年 男	女	計	昭和十三年 男	女	計	昭和十四年 男	女	計
農業	二二七	一五	二四二	三三八	一三	三五一	三七四	一二	三八六	三〇一	五	三〇六
漁業	四四	—	四四	八三	—	八三	五三	一四	六七	四〇	—	四〇
船乘	一八	—	一八	二〇	—	二〇	二〇	—	二〇	三五	—	三五
店員、小僧	一、九六〇	八	一、九六八	一、九二三	二	一、九二五	一、七〇七	一三	一、七二〇	一、二五六	八	一、二六四
飲食店出前持	一〇三	一	一〇四	一五五	一	一五六	一二一	五	一二六	一〇〇	三	一〇三
自動車助手	二三〇	—	二三〇	二三九	二	二四一	二二九	七	二三六	一七一	—	一七一
書生	二	—	二	四	—	四	九	—	九	六	—	六
事務員、給仕	一二一	三	一二四	一四〇	三	一四三	一四〇	一七	一五七	二五三	二六	二七九
配達夫	一五三	—	一五三	一五三	—	一五三	一七六	—	一七六	一八六	—	一八六
職人、職工	一、四四八	—	一、四四八	一、五五六	—	一、五五六	二、二三四	—	二、二三四	二、四七九	—	二、四七九
仲仕、人夫	八五	—	八五	一六五	—	一六五	三〇八	五	三一三	四〇四	二	四〇六

雜役・勞働	一三	一	一四	五〇	—	五〇	一三八	七	一四五	一〇七	二	一〇九
女中	—	一六九	一六九	—	一八四	一八四	—	一八三	一八三	—	一七一	一七一
仲居	—	八	八	—	三	三	—	八	八	—	八	八
女給	—	一〇八	一〇八	—	一〇一	一〇一	—	一〇一	一〇一	—	八九	八九
藝妓	—	三九	三九	—	四三	四三	—	四七	四七	—	三六	三六
女工	—	六二	六二	—	一〇四	一〇四	—	三六	三六	—	八五	八五
看護婦	—	六	六	—	一四	一四	—	三	三	—	一八	一八
女髮結	—	三	三	—	—	—	—	二	二	—	—	—
學生	四七一	一八	四八九	四五八	二三	四八一	五七八	三六	六一四	七一六	四一	七五七
無職	一、七〇三	一五〇	一、八五三	一、三三六	一七七	一、五一三	一、九七六	一四七	二、一二三	二、〇七六	一九〇	二、二六六
其ノ他	三四七	四九	三九六	二七三	六五	三三八	二六四	六五	三二九	二七一	六一	三三二
計	七、〇二三	六五九	七、六八二	七、八八一	七四五	八、六二六	八、三三七	七二七	九、〇六四	八、三六三	七四七	九、一一〇

第十一　教育の程度

	昭和十三年 男	女	計	昭和十四年 男	女	計
中等學校卒業	四六	一	四七	六四	一二	七六
中等學校に入る	九一五	五一	九六六	一、一〇九	五八	一、一六七
小學校卒業	六、一九一	五四二	六、七三三	六、一五六	五五七	六、七一三
小學校に入る	一、〇六九	一二四	一、一九三	九五〇	九八	一、〇四八
無教育	一〇六	九	一一五	八四	二二	一〇六
計	八、三二七	七三七	九、〇六四	八、三六三	七四七	九、一一〇

本表ハ昭和十三年、同十四年ニ保護處分ニ付シタル者全部ニ付調査ス

第十二　病歴

	男	女	計
腦神經系疾患	三五二 △一	三三	三八五 △一
呼吸器疾患	五一五 △四〇	三八 △八	五五三 △四八
法定傳染病	二四七 △三七	三八 △五	二八五 △四二
消化器疾患	三六六 △九六	二四 △二	三九〇 △九八
循環器疾患	一四八 △四五	一二 △四	一六〇 △四九
泌尿生殖器疾患	四三 △二八	一〇 △三	五三 △三一
花柳病	一七〇 △一〇	一六 △一	一八六 △一一
全身病	一四七 △四四	八 △一	一五五 △四五
運動器疾患	一六六 △三三	四	一七〇 △三三
五管器疾患　耳	一五九 △一〇二	一七 △三	一七六 △一〇五
五管器疾患　鼻	一〇八 △一〇七	一〇 △一〇	一一八 △一一七
五管器疾患　眼	一八三 △一六九	一二 △一一	一九五 △一八〇
皮膚病	一七八 △三八	五 △三	一八三 △四一
外傷	一六六 △二二一	四 △二	一七〇 △二二三
夜尿	五〇三 △二〇四	一一 △一	五一四 △二〇五
吃音	五七 △四七	四 △一	六一 △四八
文身	九 △二	△一	九 △三
病歴有無不明	六四	七	七一
病歴ナシ	四、九八二	四九四	五、四七六
計	八、三六三 △一、一〇三	七四七 △五六	九、一一〇 △一、一五九

備考　一、本表ハ昭和十四年ノ保護處分ニ付シタル者全部ニ付調査ス
一、△印ハ病歴數個アル場合ノ從タルモノヲ示ス

第十三　出生別

	昭和十三年 男	女	計	昭和十四年 男	女	計
嫡出子	七、四五三	六六〇	八、一一三	七、四六六	六四一	八、一〇七
庶子	四三四	三三	四六七	四〇七	四七	四五四
私生子	三六二	三六	三九八	三四九	四五	三九四
不詳	七九	八	八七	一四一	一四	一五五
計	八、三二七	七三七	九、〇六四	八、三六三	七四九	九、一一三

本表ハ昭和十三年、同十四年ニ保護處分ニ付シタル者全部ニ付調査ス

第十四　遺傳關係

種別	飲酒 五合以下	飲酒 五合以上	精神病	腦性疾患	神經病	肺病	花柳病	自殺變死	血族結婚	前科	癩病	遺傳ナシ	計
父	一、八五三 △二三九	一、二六八 △四四三	二九 △二一	一七六 △六〇	三三 △二一	一〇四 △二六	三三 △一〇一	三五 △四四	一四 △二一	三三三 △一〇七	△二	—	三、七九九 △一、一四三

母	一四 △五〇	一三 △三三	二四 △三三	八三 △三九	一六 △一九	六三 △六〇	二 △九	四 △一七	一 △一六	一八 △三二	—	—	二七 △二八七
祖父	二五八 △三六四	一六二 △三七八	一三 △二一	八一 △八八	五 △三一	八 △一九	三 △一〇	八 △二七	一	二四 △三五	一 △一	—	五三二 △九五四
祖母	二 △三〇	一 △一七	四 △七	三七 △四〇	三 △一〇	三 △七	—	五 △一〇	—	一 △四	—	—	五六 △一三五
父方傍系	六五 △三〇六	七〇 △四三三	二五 △四〇	三五 △四四	二 △一五	一八 △六三	△三	八 △一五	一 △二	一九 △四七	△一	—	一三三 △八七八
母方傍系	四三 △一二七	三八 △二七〇	一七 △三八	一四 △四〇	二 △一〇	一七 △三三	一 △五	四 △一六	—	八 △一四	一	—	一〇五 △五八三
兄弟姉妹	三五 △一七二	二〇 △二六	一二 △三三	四七 △六四	三 △九	四八 △二一	三 △二五	八 △四四	△七	五六 △七三	二 △二	—	二三三 △六四六
以上特殊遺傳ナシ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三、八六四	三、八六四
計	二、二五三 △一、一九八	一、四六二 △一、六七九	一五三 △一七二	四四 △三七五	六二 △二二五	二六二 △三五一	四一 △一六〇	七二 △一七二	一七 △三七	四八〇 △三五二	△五四	三、八六四	九、一一〇 △四、六二六

備考

一、本表ハ昭和十四年ニ保護處分ニ付シタル者全部ニ付調査ス

一、△印ハ遺傳的素因二以上競合スル場合ノ從タルモノヲ示ス

第十五　保護者の教育程度と資産

教育程度＼生活程度	資産ノ有無 資産アルモノ	同ナキモノ	不明	計	生活狀態 上流	中流	下流	極貧	不明	計
大學	三五	三三	二	七〇	八	四三	一五	二	一	七〇
專門學校	四七	五五	三	一〇五	六	六九	二八	二	—	一〇五
中等學校	一一七	二〇五	五	三二七	一一	一二三	一五三	三七	三	三二七
高等小學校	三八八	五九七	一四	九九九	一六	三三九	五三三	一一一	九	九九九
尋常小學校	七四四	二、〇七八	五〇	二、八七二	七	三三六	一、八五二	六六〇	一七	二、八七二
無教育	一四〇	六七七	一六	八三三	—	三五	四五六	三二六	一五	八三三
不明	四〇	二一六	一八	三七四	二	二〇	一一八	九〇	一四四	三七四
計	一、五二一	三、八六一	二〇八	五、五八〇	五〇	九四五	三、一五六	一、二二九	二〇〇	五、五八〇

一、本表ハ昭和十四年ニ保護處分ヲ加ヘタルモノニシテ處分當時家庭ニ在リシ者ニ付調査ス

第十六　就職年齢と轉職度數調

轉職度數	性別	九歳以下	十歳	十一歳	十二歳	十三歳	十四歳	十五歳	十六歳	十七歳	十八歳	計
一度	男	六	一五	一五	二九	一四三	三三七	五四五	六五九	三二六	一四一	二、一一六
	女	—	一	二	四	一〇	二七	四〇	四五	三三	一七	一七八
二度	男	四	一〇	四	三〇	一四三	二六七	二九八	三四三	一〇六	四九	一、二六四
	女	—	二	—	三	五	三	三二	一九	二〇	二	九六
三度	男	六	九	一〇	三八	一四四	二五四	二六八	二六一	五〇	三	一、〇五三
	女	二	—	一	八	三	二六	二四	二六	二	三	一一三
四度	男	五	六	一〇	二三	一〇三	一八〇	一七八	一四三	二八	一五	六九一
	女	—	—	二	五	六	一七	一七	一二	四	一	六三
五度	男	三	四	四	二五	九〇	一四七	一〇七	八二	一三	四	四九八
	女	—	一	—	二	八	一七	八	五	—	一	四二
六度	男	二	二	二一	一二	六二	九二	六三	三五	七	一	二九六
	女	—	—	二	一	四	九	八	一	一	一	二七
七度	男	—	二	三	四	二八	五七	三七	二三	三	—	一六七
	女	—	一	—	—	三	三	六	一	—	二	一六
八度	男	—	一	三	四	一八	二四	一八	三	二	一	八四
	女	—	—	—	—	—	三	五	—	—	—	八
九度	男	一	一	六	一	六	一八	三	三	二	—	五〇
	女	—	—	一	—	五	二	—	一	一	一	二一
十度以上	男	—	四	四	一五	二六	三三	二五	九	三	—	一一九
	女	一	—	—	—	—	四	二	一	一	一	一〇
計	男	二七	五四	九〇	二〇〇	七六三	一、四〇九	一、五五一	一、五七一	四四九	二三三	六、三三七
	女	三	五	八	二三	五三	一三〇	一三三	一一〇	七〇	二九	五六四

備考　本表ハ昭和十四年ニ保護處分ヲ加ヘタル者ニシテ嘗テ就職シタル者ニ付調査ス

第十七　雇傭先狀態

		男	女	計
不良	酷使	三七	八	四五
	食事不足	五	五	一〇
	賃金不足	一六八	二〇	一八八
	間食不足	一六	三	一九
	同僚トノ差別待遇	二	一	三
	娯樂時間ノ不足	二	—	二
	職業嫌忌	八〇	五	八五
良		二、二九一	三四三	二、六三四
計		二、六二〇	三八五	二、九九五

本表ハ昭和十四年ニ保護處分ヲ加ヘタルモノニシテ處分當時奉公中ノモノニ付調査シタルモノナリ

第十八　退學者の理由調

		等常高等中等実業	小學校小學校學校學校	其他	計
父母ノ病氣	男	一七	二	一〇	四六
	女	一四	一一	一	八
父母ノ死亡	男	二四	一七	六	三三
	女	二	一	一	八
貧困	男	一六〇	九二	二七	二九八
	女	二九	一〇	一	四二
家事ノ都合	男	一二九	三三	四七	二九一
	女	三三	三二	二	六六
就職	男	六〇	一九八	二三	二九三
	女	九	八	一	一八
病氣	男	一二	二〇	二三	四九
	女	三	二	二	一〇
素行不良	男	三二	八七	一四	三九六
	女	四	八	一	一八
學業不好	男	二三七	二三七	五三	六一〇
	女	一二	二七	四	四七
轉居	男	六二	二四	一三	九三
	女	三	四	一	七
其他	男	七〇	九七	三四	二五〇
	女	四	四	二	一二
計	男	八八九	一、〇〇〇	二〇八	三五六
	女	九九	一〇一	二六	七二

本表ハ昭和十四年ニ於テ保護處分ヲ加ヘタル者ノ中中途退學者ニ付調査ス

第三款　一時的保護

第一　概說

一　訓誡

少年審判官は、訓誡を加ふべきものと認めた場合には、本人に對して、從來の行爲、行狀の缺點を指摘し、是非善惡の道理を說き、將來守るべき事柄を諭し聞かせるのである。此の處分は一時的な處分であるから、訓誡をする時には成るべく保護者及附添人をこれに立會はせて訓誡の趣旨を了解させ、訓誡の效果を持續させることにして居る。昭和十三年中の訓誡は七、〇一三件（內他の處分に併科六、一七〇件）、昭和十四年中八、一六三件（內併科七、四三一件）である。

二　學校長の訓誡

本人が學生、生徒である場合には、其の少年の在學して居る學校の校長に、訓誡を委囑することがある。その理由は、學校長は、本人の性情、境遇等を最もよく知つてゐるのみならず、本人の改過遷善を圖る絕好の地位にあるからである。少年審判官は、學校長に訓誡を委囑するのが適當であると認めた場合には、學校長に對し、本人の不良行爲又は犯罪行爲の內容、其の他訓誡をする上に知つておくべき事柄を示して、訓誡を委囑するのである。昭和十三年中本處分の件數は八件（他の處分に併科七件）、昭和十四年ニ於ては五件（內併科五件）である。

三　書面誓約

少年審判官は、本人に對し口頭で訓誡を加へただけでは足りないと考へる場合に、改心の誓約書を出させることがある。誓約書を出させると、少年としても印象が深く、效果も强いわけである。その效果を一層强める爲め、成るべく保護者をして之に立會はせ、その誓約書に連署させることにして居る。昭和十三年中二〇八件（內他の處分に併科八四件）、昭和十四年は二二九件（內併科一一一件）である。

四　條件附保護者引渡

「條件ヲ附シテ保護者ニ引渡スベキモノト認メタルトキ」は、少年審判官は、保護者に對し、本人の保護監督に必要なる條件を指示して、本人を引渡す。保護監督に必要なる條件とは例へば夜間外出させてはならないとか、惡友何某と交際させてはならないとか、速かに本人の意嚮を參酌して就職させよ等々、少年の個性環境等に從ひ千差萬別であるが要は、不良化の原因を除去し、善良化の原因たり得るものを採入れさせるのである。引渡を受けた保護者は、指示された條件に從つて、本人を保護監督しなければならない。本處分に付せられたるもの昭和十三年六、五四七件（內他の處分に併科一、四四二件）、昭和十四年六、六四五件（內併科一、四九五件）で

第二　一時處分の對象

昭和十三、四年中に一時處分を受けたる者六、〇七三人及び六、〇〇〇人を行爲別及び年齡別に見れば次の如くである。

一　行爲別

		昭和十三年 男	昭和十三年 女	昭和十三年 計	昭和十四年 男	昭和十四年 女	昭和十四年 計
刑罰法令ニ觸ルヽ行爲ヲ爲シタル者	刑法犯	五、一五二	五三一	五、六七三	五、二〇二	五四八	五、七五〇
		△六、七六七	△五七三	△七、三三九	△八、〇一八	△七〇六	△八、七二四
	特別法犯	三四〇	一七	三五七	二〇八	二	二一〇
		△一九七	△二	△一九九	△一六七	△二	△一六九
刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス虞アルモノ		四〇六	四	四一〇	三七	二	三九
		△一、四六	△一九	△一、六五	△一三一	△一八	△一四九
計		五、四三一	五四二	六、〇七三	五、四四八	五五二	六、〇〇〇
		△七、一一〇	△五九三	△七、七〇三	△八、三一六	△七二六	△九、〇四二

備考　△印ハ保護處分ヲ併科シタルモノニシテ外數ナリ

二　年齡別

	昭和十三年 男	昭和十三年 女	昭和十三年 計	昭和十四年 男	昭和十四年 女	昭和十四年 計
十二歳未滿	毛	二	六八	二六	五	三一
十三歳未滿	三八	六	四四	三四	二	三六
十四歳未滿	七五	一三	八八	九九	一九	一二八
十五歳未滿	六七七	七九	七五六	七〇〇	七六	七七六

十六歳未滿	一、一七七	一、一七四	一、一九四	一、一二三	一三三	一、二三五
十七歳未滿	一、三七二	一、三六八	一、七三〇	一、三四〇	一三九	一、九九九
十八歳未滿	一、九三五	一、三六	二、〇九三	一、九三三	一七二	二、一〇五
計	四、四三四	四、四三二	六、〇七三	四、四四五	四五五	六、一〇〇

第四款　委託保護

第一　概　說

少年審判官は「寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スベキモノト認メタルトキ」には、委託を受くべき者に對し、本人の處遇上參考となりそうな事柄を指示して、保護監督の任務を委囑する。昭和十三年に本處分を加へられたる者は男一、一九二人、女九三八、昭和十四年に於ては男一、一二八四人、女八三人である。

委託を受くる者は「寺院、教會、保護團體又ハ適當ナル者」である。保護團體とは、司法保護事業を經營する者として、司法大臣の認可を得たものを謂ふ。保護團體は收容保護の設備を有することを原則とし、特に少年保護團體は、更に教育及作業に關する設備を有する。「適當ナル者」とは、教育家、宗教家、社會事業家、或は工場主、商店主、農耕者等、其の地位職業に制限なく、少年の保護監督を爲すに適當なる人を指す。是等の適當なる人に委託する場合は、便宜上、保護團體に委託する場合（保護團體委託）と區別して、個人委託と稱して居る。昭和十三年中、委託處分に付せられたる者總數一、二八五人の中、保護團體委託一、二五一人、個人委託三四人であり、昭和十四年に於ては、委託處分に付せられた者の總數一、三六七人の中、保護團體委託一、三五四人、個人委託一三人である。

從來委託處分に於て行はれてゐる保護監督の方法は、大體に於て次の三種である。

一　少年を一定の收容所に集團的に起居せしめ、一定の日課の下に相當規律的なる生活を爲さしめ、職業に關する訓練を主要手段として性情の陶冶を爲すもの、卽ち內容として技術訓練を主とし、形式として集團的收容の形態をとる保護監督の方法である。從來の委託處分の大部分、特に保護團體委託は殆どすべて、此の形式をとる。

二　少年を一定の收容所に集團的に起居せしめ、一定の日課の下に相當規律的なる生活を爲さしめるが、技術に關する訓練を行はず、學校に通學せしめ又は寮舍內に於て學習及び修養を行はしめることを內容とするもの、卽ち私塾的形態をとる保護監督の方法である。これも集團的收容の一種に外ならないが、前者よりは小規模なるを常とする。

三　少年を家庭に起居せしめて、其の保護監督を爲すもの。此の形態に於ては、一家庭に起居せしめられる少年の數は一人たることを原則とし、假に二人以上の少年を委託する場合に於ても集團的處遇を豫想しないのであるから、家庭委託は結局個別的保護の委託である。但し形式上收容保護たることに變りない。謂ゆる個人委託は、多くは此の形式を豫想して行はれる。

委託を受けた者は、保護監督の實行については、少年審判所から處遇上の參考事項として指示された事柄を考慮し、隨時少年保護司その他を通じて行はるゝ少年審判官の指示に從つて、これを爲すのである。現今普通に行はれてゐる保護監督の方法は、前述の如く集團的又は個別的の收容保護であつて、例へば保護團體に委託された場合について見れば、すべての保護團體は收容の場所と職業訓練の場所とを設備し、少年を其の收容所に集團的に起居せしめ、相當規則的な日課を課し、職業技術の訓練並に精神訓練を施して居る。從つてそれは單なる保護監督といふよりは、寧ろ敎養訓練と稱すべき實質を有するのである。男子と女子とは、それ〳〵別個の保護團體で保護を受けさせる。

第二　委託處分累年比較

年次	團體數	取扱人員	同上延人員
大正十二年	三〇	五八〇	二〇、二〇七
同十三年	三六	一、三八七	六九、二九〇
同十四年	四八	二、二六七	一四七、七八〇
同十五年昭和元年	六二	一、三六九	二三三、四五四
同　二年	六二	二、〇五九	三三五、八四七
同　三年	六七	二、四四七	三七一、六三八
同　四年	六九	二、七七九	四〇〇、〇三四
同　五年	七六	三、五九七	三九〇、一〇八
同　六年	七一	三、九七四	四一七、二九九
同　七年	八一	四、七六六	四二二、八八五
同　八年	八六	六、二二二	四八一、八七五
同　九年	九八	五、一九二	五〇七、一九〇
同　十年	一〇一	五、〇六八	五四六、五一六
同十一年	一〇〇	五、〇〇四	五四五、一四五
同十二年	一一四	五、三四二	五六〇、五四九
同十三年	一一〇	五、六二二	五八六、四八九
同十四年	一〇四	五、三六八	六〇三、四〇〇

本表は各保護團體に於ける取扱實人員なり

第三　委託保護の對象

昭和十三、十四年中に委託處分を受けたる者の年齡、性別及行爲別を見れば次の如くである。

一　年齡別、性別

	昭和十三年			昭和十四年		
	男	女	計	男	女	計
十二歳未滿	二七	三	三〇	三	一	三

十三歳未滿	二〇	二三	三〇	二	三三				
十四歳未滿	四五	二	五六	四一	七	四八			
十五歳未滿	一八一	一八	二〇〇	三六	一六	二四三			
十六歳未滿	二二四	九	二三三	二九	一八	二七七			
十七歳未滿	三〇八	一七	三二五	三三	二四	三五七			
十八歳未滿	三八六	三三	四一九	三九三	一六	四〇九			
計	一、一九二	九三	一、二八五	一、二八四	八三	一、三六七			

本表は各年中審判に依り新に委託處分に付したるものゝみを計上せり故に他の處分より變更したるものは除外す

二　行爲別

	昭和十三年			昭和十四年		
	男	女	計	男	女	計
刑法犯	一、一三一	七五	一、二〇六	一、二一一	七三	一、二八四
特別法犯	五五	一	五六	六	一	六
虞犯	五五	六	六一	六七	一〇	七七
計	一、一九二	八三	一、二七五	一、二八四	八三	一、三六七

第四　保護監督の實情

一　概況

保護團體に委託される少年は、多くは、家庭を離れて寄邊なく、浮浪中のもの、又は家庭に於て敎化することの不適當なるもの、或は不良の程度の進んでゐるもの等である。之に對する敎養の方法は團體によつて夫々異るが、大體に於て、午前中に學科を科し、午後は作業をさせ、朝夕に禮拜、修養訓話などを行ふといふやり方である。

學科は、少年の敎育の程度に應じて、讀方、算術、綴方、書方等を課し、又は中學校初年級程度の學科を敎へてゐる。敎科書は大體國定敎科書を使つて居る。

作業は勤勞の生活に慣れさせると共に性格の陶冶に役立たせる方針を以て行はれて居る。作業では少年の將來に於ける職業生活に役立つやうな技術的訓練を與へることが必要であり、どこの保護團體でもそれを熱望してゐるのであるが、種々の關係からそれを遺憾なき程度に遂り得るには至つてゐなかつた。作業種類も屋内坐業が大部分で、而も内職程度の手間仕事に過ぎぬものが多かつた。昭和四年に於ける保護團體の職業輔導の實狀は別表の如くであつた。然し最近に於ては、業種に於ても指導方法に於ても目覺ましい改善が行はれつゝある。現在各團體で行はれてゐる作業の種類は、農業、園藝、養豚、養鷄、家具製造、唐木細工、竹細工、藤細工、ミシン裁縫、刺繍、菓子製造、印刷、自轉車部分品製造、精密器械製造、軍需品加工、其他多種多樣であり、旋盤十數臺を設備し、數名の熟練工を指導員として少年技術工の訓練をしてゐる保護團體もある。

保護團體名	實科
星華學校（東京）	ボール箱製作、農業
同（千葉）	靴下アミ、屑絲整理、袋貼り
施無畏學園	木工、玩具
錦華學院	園藝、印刷
城東學院	裁縫編物、園藝蔬菜栽培
矯風會婦人ホーム	裁縫編物、ミシン、園藝
横濱家庭學園	農業
筑波學園	木工
服業治産會	製菓
至誠學舍	農業、製圖局、竹細工、雜巾
成田學園	裁縫、園藝、養鷄
娘の家	農事作業
六路園	狀袋貼り
自證舍	紙袋製作
豊橋有隣財團	ハーモニカ製作
平井學院	西洋洗濯
少年信愛會	家事、裁縫
自立會	和洋裁縫
横濱少年保護所	農業、果樹、蔬菜、筍ノ栽培、製繩
六華園	竹工
東京親隣館	通勤
救世軍婦人ホーム	消毒窯入袋、紙袋貼包、釘、玩具、ラケット編
藤倉學園	セメント瓦製造
家庭學校	紙袋、風船貼
日本少年指導會	布ッナギ
海津學舍	金網又ハ苧繩製造
少年職業學院	農園作業、造林地手入、製繩
神道自宗學舍	撰毛、墓毛、皮革縫合、農園
光雲寮	花卉栽培、農園作業
昭和學園	農園、養鷄
社北寮	編物、小供洋服
生駒學院	バスケット、釘、袋貼り、マッチ入製造、花卉、蔬菜
南海學園	ボール箱製造
少年公徳學園	各種封筒、藥袋、菓子袋貼り
共善會	玩具製造
神戸實業學院	撰毛、農園作業
救世軍女子希望館	裁縫及編物
天王谷學園	農園、果樹、蔬菜、筍ノ栽培、製繩
和敬學園	竹工
常盤學園	通勤
橋本學園	消毒窯入袋、紙袋貼包、釘、玩具、ラケット編
南河學園	
吉水敎園	
松柏寮	
至誠院	
慶徳寮	
少年高津學園	